

平成19年

第2回定例会

札幌市議会会議録

平成19年 6月7日 開会

同 6月29日 閉会

札幌市議会

平成十九年第二回定例会

札幌市議会会議録

平成19年第2回定例市議会審議日程

(会期23日間)

(平成19.5.16 議運決定)

(平成19.5.31 議運変更)

月 日	曜日	審 議 日 程	
6月7日	木	本 会 議	(招集日)提案説明等
8日	金	(休 会)	
9日	土	(")	
10日	日	(")	
11日	月	(")	
12日	火	本 会 議	代表質問、契約案件等議決
13日	水	本 会 議	代表質問、議案付託(議案審査特別委員会①)
14日	木	(休 会)	
15日	金	(")	
16日	土	(")	
17日	日	(")	
18日	月	(")	
19日	火	(")	
20日	水	(")	(議案審査特別委員会②)
21日	木	(")	
22日	金	(")	(議案審査特別委員会③)
23日	土	(")	
24日	日	(")	
25日	月	(")	(議案審査特別委員会④)
26日	火	(")	
27日	水	(")	(議案審査特別委員会⑤)
28日	木	(")	
29日	金	本 会 議	(最終日)

札幌市議会会議録目次

第 1 号（6 月 7 日）

1 . 議 事 日 程	1
1 . 本日の会議に付した事件	1
1 . 出 席 議 員	2
1 . 欠 席 議 員	3
1 . 説 明 員	3
1 . 事務局出席職員	3
1 . 開 会 宣 告	3
1 . 署名議員の指名	3
1 . 諸 般 の 報 告	3
1 . 日程第 1 会期の件	
動 議	
大嶋 薫議員（会期を23日間と設定）（決定）	4
1 . 日程第 2 議案第 1 号から第24号まで	
上田市長の提案説明	4
議案第 1 号から第15号まで、第20号から第24号までの議事延期、	
議案第16号から第19号までの議事続行	13
動 議	
大嶋 薫議員（議案 4 件を財政市民委員会に付託）（決定）	13
1 . 日程第 3 議案第25号	
採 決	
議案第25号（可決）	13
1 . 文書質問（松浦 忠議員）	13
1 . 休会の決定（4 日間）	13
1 . 散 会 宣 告	13

第 2 号（6 月 12 日）

1 . 議 事 日 程	15
1 . 本日の会議に付した事件	15
1 . 出 席 議 員	16
1 . 欠 席 議 員	17

1 . 説 明 員	17
1 . 事務局出席職員	17
1 . 開 議 宣 告	17
1 . 署名議員の指名	17
1 . 諸 般 の 報 告	17
1 . 日程第 1 議案第16号から第19号まで	
三宅財政市民委員長の報告	18
討 論	
松浦 忠議員	18
採 決	
議案第16号・第19号（可決）	19
議案第17号・第18号（可決）	20
1 . 日程第 2 議案第26号	
上田市長の提案説明	20
採 決	
議案第26号のうち湊谷 隆議員の監査委員選任（同意）	20
議案第26号のうち本郷俊史議員の監査委員選任（同意）	20
1 . 監査委員の紹介	
湊谷 隆議員のあいさつ	21
本郷俊史議員のあいさつ	21
1 . 日程第 3 議案第 1 号から第15号まで、第20号から第24号まで	
以上20件に対する代表質問	
猪熊輝夫議員（民主党・市民連合）	21
1 . 市長の 2 期目の基本的な政治姿勢について	
2 . 財政問題について	
3 . 市民活動促進条例と子どもの権利条例について	
4 . 環境政策について	
5 . 経済対策について	
6 . 子育て支援策について	
7 . ジャズ文化に対する取組について	
答 弁	
上 田 市 長	32
小 澤 副市長	36
加 藤 副市長	38
1 . 休 憩 宣 告	38
1 . 再 開 宣 告	38
代表質問の続行	
山田一仁議員（自由民主党）	39

1 . 2 期目の市長の基本姿勢について	
2 . 市役所改革について	
3 . 経済対策について	
4 . ごみ対策について	
5 . 農業政策について	
6 . 観光行政について	
7 . 教育対策について	
8 . 子育て支援対策について	
9 . 新生児聴覚スクリーニングについて	
10 . 歩行空間の整備について	
答 弁	
上 田 市 長	53
小 澤 副市長	58
加 藤 副市長	60
松 平 教育長	61
再 質 問	
山田一仁議員	61
上田市長	63
山田一仁議員	64
上田市長	65
1 . 散 会 宣 告	65

第3号（6月13日）

1 . 議 事 日 程	67
1 . 本日の会議に付した事件	67
1 . 出 席 議 員	67
1 . 欠 席 議 員	68
1 . 説 明 員	68
1 . 事務局出席職員	69
1 . 開 議 宣 告	69
1 . 署名議員の指名	69
1 . 諸 般 の 報 告	69
1 . 日程第1 議案第1号から第15号まで、第20号から第24号まで	
以上20件に対する代表質問	
涌井国夫議員（公明党）	69
1 . 市長の2期目における政治運営の基本姿勢について	
2 . 行財政改革について	

3 . 安全・安心なまちづくり条例について	
4 . 少子化対策について	
5 . 新たな健康施策について	
6 . 環境対策について	
7 . 障がい者対策について	
8 . ノルディックスキー選手権について	
9 . 特別支援教育について	
答 弁	
上 田 市 長	81
小 澤 副市長	84
加 藤 副市長	86
松 平 教育長	86
1 . 休 憩 宣 告	86
1 . 再 開 宣 告	87
代表質問の続行	
宮川 潤議員（共産党）	87
1 . 市長の政治姿勢について	
2 . 補正予算について	
3 . 国民健康保険と健診、はしかの問題について	
4 . 高齢者、障がい者の課題について	
5 . ごみ問題について	
6 . 敬老カードについて	
7 . 若者の雇用の問題について	
8 . 市民活動促進条例について	
答 弁	
上 田 市 長	95
田 中 副市長	97
小 澤 副市長	98
加 藤 副市長	100
再 質 問	
宮川 潤議員	102
上田市長	103
宮川 潤議員	103
上田市長	103
1 . 休 憩 宣 告	104
1 . 再 開 宣 告	104
代表質問の続行	
小倉菜穂子議員（市民ネットワーク北海道）	104

1. 市長の政治姿勢と今後の取り組みについて
2. 市民参画のまちづくりについて
3. 自閉症・障がい児・者への支援体制の整備について
4. 子どもの権利条例について
5. 環境政策について
6. 夜間中学について

答 弁

上 田 市 長	110
田 中 副市長	112
小 澤 副市長	112
加 藤 副市長	113
松 平 教育長	115

動 議

大嶋 薫議員（第一部・第二部議案審査特別委員会を設置、両特別委員会に 関係議案を付託）（決定）	115
--	-----

1. 追加日程 第一部・第二部議案審査特別委員会委員の選任（選任）	115
---	-----

1. 追加日程 第一部・第二部議案審査特別委員会委員長の選任	
--------------------------------	--

動 議

大嶋 薫議員（第一部・近藤和雄議員、第二部・ふじわら広昭議員を指名推 選）（選任）	115
--	-----

1. 日程第2 議案第27号	
----------------	--

上田市長の提案説明	116
-----------------	-----

動 議

大嶋 薫議員（議案第27号を第一部議案審査特別委員会に付託）（決定）	116
--	-----

1. 休会の決定（15日間）	116
----------------------	-----

1. 散 会 宣 告	116
------------------	-----

第4号（6月29日）

1. 議 事 日 程	119
------------------	-----

1. 本日の会議に付した事件	119
----------------------	-----

1. 出 席 議 員	120
------------------	-----

1. 欠 席 議 員	121
------------------	-----

1. 説 明 員	121
----------------	-----

1. 事務局出席職員	121
------------------	-----

1. 開 議 宣 告	121
------------------	-----

1. 署名議員の指名	121
------------------	-----

1. 諸 般 の 報 告	121
--------------------	-----

1 . 日程第 1 議案第 1 号から第15号まで、第20号から第24号まで、第27号	
近藤第一部議案審査特別委員長の報告	122
ふじわら第二部議案審査特別委員長の報告	124
討 論	
林家とんでん平議員	126
細川正人議員	128
芦原 進議員	129
伊藤理智子議員	132
伊藤牧子議員	135
松浦 忠議員	137
採 決	
議案第 9 号・第11号（可決）	139
議案第 1 号（可決）	139
議案第 2 号から第 8 号まで・第10号・第12号から第15号まで・第20号から 第24号まで・第27号（可決または承認）	139
1 . 日程第 2 議案第28号から第30号まで、諮問第 1 号	
上田市長の提案説明	139
採 決	
議案第30号（同意）	141
議案第28号・第29号・諮問第 1 号（同意または推薦することを適当と認める）	141
1 . 追加日程 意見書案第 2 号から第 4 号まで	
採 決	
意見書案第 4 号（否決）	141
意見書案第 3 号（否決）	141
意見書案第 2 号（可決）	141
1 . 追加日程 意見書案第 1 号	
採 決	
意見書案第 1 号（可決）	141
1 . 閉会中継続審査申出	142
1 . 田中副市長のあいさつ	142
1 . 閉 会 宣 告	142
議案	145
意見書案	146
文書質問	150
陳情受理付託一覧表	152

議案付託表	154
議案審査結果報告書	158
閉会中継続審査申出一覧表	161
議決事件等一覧表	163

6 月 7 日

札幌市議会会議録(第1号)

平成19年(2007年)6月7日(木曜日)

議事日程(第1号)

開会日時 6月7日 午後1時1分

- 第1 会期の件
- 第2 議案第1号から第24号まで(市長提出)
- 第3 議案第25号(全議員提出)

本日の会議に付した事件

日程第1 会期の件

日程第2 議案第1号 平成19年度札幌市一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 平成19年度札幌市公債会計補正予算(第1号)

議案第3号 平成19年度札幌市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)

議案第4号 平成19年度札幌市高速電車事業会計補正予算(第1号)

議案第5号 専決処分承認の件(老人医療会計予算の補正)

議案第6号 札幌市消費生活条例の全部を改正する条例案

議案第7号 札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 政治倫理の確立のための札幌市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案

議案第9号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案

議案第10号 札幌市恩給条例等の一部を改正する条例案

議案第11号 札幌市税条例の一部を改正する条例案

議案第12号 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案

議案第13号 札幌市墓地条例の一部を改正する条例案

議案第14号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第15号 札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第16号 里塚斎場大規模改修工事請負契約締結の件

議案第17号 里塚斎場大規模改修火葬炉設備工事請負契約締結の件

議案第18号 東白石中学校改築工事請負契約締結の件

議案第19号 羊丘中学校改築工事請負契約締結の件

議案第20号 財産の取得の件(公園用地)

議案第21号 北海道後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する協議の件

議案第22号 町の区域を新たに画し、及び変更する件

議案第23号 札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第24号 市道の認定及び変更の件

日程第3 議案第25号 政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を
改正する条例案

出席議員（68人）

議 長	畑 瀬 幸 二	議 員	大 嶋 薫
副 議 長	笹 出 昭 夫	議 員	長 内 直 也
議 員	山 口 かずさ	議 員	五十嵐 徳 美
議 員	宝 本 英 明	議 員	村 松 正 海
議 員	小 川 直 人	議 員	山 田 一 仁
議 員	しのだ 江里子	議 員	近 藤 和 雄
議 員	飯 島 弘 之	議 員	高 橋 克 朋
議 員	小 嶋 裕 美	議 員	谷 沢 俊 一
議 員	佐々木 みつこ	議 員	三 浦 英 三
議 員	宗 形 雅 俊	議 員	青 山 浪 子
議 員	横 山 峰 子	議 員	坂 本 恭 子
議 員	福 田 浩太郎	議 員	小 野 正 美
議 員	國 安 政 典	議 員	勝 木 勇 人
議 員	村 上 仁	議 員	鈴 木 健 雄
議 員	小 倉 菜穂子	議 員	馬 場 泰 年
議 員	伊 藤 牧 子	議 員	宮 村 素 子
議 員	長谷川 衛	議 員	高 橋 功
議 員	佐 藤 右 司	議 員	本 郷 俊 史
議 員	峯 廻 紀 昌	議 員	涌 井 国 夫
議 員	桑 原 透	議 員	義 卜 雄 一
議 員	藤 川 雅 司	議 員	宮 川 潤
議 員	林 家 とんでん平	議 員	井 上 ひさ子
議 員	村 山 秀 哉	議 員	堀 川 素 人
議 員	細 川 正 人	議 員	福 士 勝
議 員	阿知良 寛 美	議 員	猪 熊 輝 夫
議 員	芦 原 進	議 員	西 村 茂 樹
議 員	伊 藤 理智子	議 員	川口谷 正
議 員	岩 村 米 子	議 員	伊与部 年 男
議 員	坂 ひろみ	議 員	湊 谷 隆
議 員	佐 藤 典 子	議 員	三 上 洋 右
議 員	三 宅 由 美	議 員	武 市 憲 一
議 員	恩 村 一 郎	議 員	大 越 誠 幸
議 員	ふじわら 広 昭	議 員	宮 本 吉 人

議 員 佐 藤 美智夫
議 員 松 浦 忠

監査事務局長 石 黒 進

欠席議員（なし）

説明員

市 長 上 田 文 雄
副 市 長 田 中 賢 龍
副 市 長 小 澤 正 明
副 市 長 加 藤 啓 世
交通事業管理者
交 通 局 長 濱 田 雅 英
水道事業管理者
水 道 局 長 田 中 透
病院事業管理者
病 院 局 長 吉 田 哲 憲
危機管理対策室長 原 田 泰 明
総 務 局 長 生 島 典 明
市民まちづくり局長 下 村 邦 夫
財 政 局 長 米 田 順 彦
保健福祉局長 中 田 鉄 雄
子ども未来局長 八反田 元 子
環 境 局 長 中 西 浩 二
経 済 局 長 福 井 知 克
観光文化局長 中 田 博 幸
建 設 局 長 山 田 政 光
都 市 局 長 荒 川 正 一
会 計 室 長 川 井 洋 一
消 防 局 長 徳 増 澄 夫
教育委員会委員 山 中 善 夫
教育委員会教育長 松 平 英 明
選挙管理委員会委員長 常 本 省 三
選挙管理委員会委員 越 智 健 一
選挙管理委員会委員 本 舘 嘉 三
選挙管理委員会委員 赤 田 司
人事委員会委員長 荒 木 哲 彦
人事委員会事務局長 深 谷 仁
監 査 委 員 谷 本 雄 司
監 査 委 員 橋 本 昭 夫

事務局出席職員

事 務 局 長 濱 上 敏 治
事務局次長 高 森 政 行
調 査 課 長 本 間 章 弘
議 事 課 長 常 野 正 浩
調 査 係 長 今 井 一 行
議 事 係 長 田 口 繁 治
委員会担当係長 牧 口 俊 一
委員会担当係長 松 田 寛 司
書 記 朝 倉 良
書 記 梅 村 伸
書 記 国 分 一 平

〔午後1時1分開会〕

議長（畑瀬幸二） ただいまから、平成19年第2回札幌市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

議長（畑瀬幸二） 出席議員数は、65人です。

議長（畑瀬幸二） 本日の会議録署名議員として小川直人議員、宗形雅俊議員を指名します。

議長（畑瀬幸二） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長（濱上敏治） 報告いたします。

監査委員から、監査報告3件が提出されましたので、各議員控室に配付いたしました。

本日の議事日程、陳情受理付託一覧表は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

〔一覧表は巻末資料に掲載〕

議長（畑瀬幸二） これより、議事に入ります。

日程第1、会期の件を議題とします。

(大嶋 薫議員「議長」と呼び、発言の許可を
求む)

議長(畑瀬幸二) 大嶋 薫議員。

大嶋 薫議員 会期設定の動議を提出いたします。

本定例会の会期を本日から6月29日までの23日間とすることを求める動議であります。(「賛成」と呼ぶ者あり)

議長(畑瀬幸二) ただいまの大嶋議会運営委員長
の動議に対し、所定の賛成者がありますので、
本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から6月29日までの23日間と決定されました。

議長(畑瀬幸二) 次に、日程第2、議案第1号から第24号までの24件を一括議題とします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

上田市長。

(上田文雄市長登壇)

市長(上田文雄) ただいま上程をされました
諸案件の説明に先立ちまして、これからの札幌市政
についての私の所信を申し述べさせていただきます
と存じます。

再選挙によりまして市長に就任し、本日で丸4年の期日を経過いたしました。また、4月の札幌市長選挙におきまして再び札幌市政を担うこととなってからちょうど2カ月が経過し、改めて、その職責の重大さを痛感しているところでございます。今後も、市議会の皆様とともに、189万札幌市民のため、また札幌市政発展のために、元気な札幌をつくり上げてまいりたい、心からそう思う次第でございます。皆様におかれましては、今後、一層のご協力を賜りますようお願いを

申し上げます。

ここで、2期目のスタートに当たって、具体的な施策について申し上げます前に、まちづくりについての私の基本的な考え方につきまして申し述べさせていただきますと思います。

今日、我が国における少子高齢化、人口減少は、世界にも例を見ない速さで進んでおります。こうした傾向は札幌市においても例外ではなく、戦後一貫して人口が増加し続けてきた札幌市も、近い将来、人口が減少するという歴史的転換点を迎えることになるかと想定されているところであります。

一方、我が国全体の経済状況はと申しますと、ゆっくりとしたペースで景気拡大を続けており、道内景気も緩やかながら持ち直しの傾向にあるところでありますが、北海道、そして札幌の経済・雇用状況は依然として厳しく、大都市圏とそれ以外の地域の格差はむしろ顕著になってきております。また、経済的格差によって教育を受ける機会均等が薄れて、非正規雇用や若年者の中で就業していない者が増大しているなど、将来に対する不安が高まりつつあります。加えて、子どもたちを傷つける犯罪が相次ぎ、地域における暮らしの安全・安心が揺らぎを見せていることをも考えますと、将来に対する不安感が高まっていると感ずるところであります。さらに、大規模な自然災害や異常気象が頻発しておりまして、危殆に瀕する地球環境問題は将来に大きな影を落とそうとしております。

このように、不安を抱きながら日々を過ごし、将来に確たる見通しを持たない状況が続いておりますけれども、こうした時代であるからこそ、私たちの社会を構成するすべての者が、とりわけ市民の力、市民の英知を結集し、未来を切り開いていかなければなりません。そして、市役所は、市民の持っている力を最大限に発揮できる場をつくり、市長は、リーダーとして札幌市が進むべき道を指し示さなければなりません。

このような問題意識のもとにおきまして、私は、札幌市自治基本条例に基づき、市長、市役所は、市民に対し、まちづくりに必要な情報をわかりやすく積極的に提供し、提案や、そして話し合いができる参加の場を広げていく必要があると考えております。こうした取り組みを進めることにより、市民自治が実感できるまちをつくることができます。市民が適切な情報提供を受け、みずからの生活する地域において生き生きとして活動に参加することができることにより、人々は安心感を得ることができ、社会から不安を取り除くこともできると私は信じます。

私たちの責務は、まだございます。それは、節度のある堅実な財政運営を堅持していくことにあります。また、市民のために働く市役所、真に市民のために役に立つところ、市役所、この実現をするためにあらゆる改革を断行することにあります。またさらに、私がマニフェストで市民や皆様に約束した政策を実現し、これからの人口減少の時代にあっても、将来の子どもたちに持続可能な質の高い社会をバトンタッチしていかなければなりません。

人を大事にすること、これを原点に、市民自治と市役所改革、そして、市政運営の基本的な方向として、市民一人一人が自立し、今、私たちのまちに何が必要かを考えて連帯する、市民が主役のまちづくりを進める、まちの元気、経済の元気、札幌の文化の花、そして、市民一人一人の花が大きく咲き誇る札幌にしていきたいと考えております。

私は、まちづくりの目標を、引き続き、市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街とする考えであります。

札幌のまちは、北の大地に、自然の恵みとともに暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちとが、それぞれの伝統や文化を紡ぎ、はぐくみながら、外国からの先進の英知も取り入れて、北方圏の拠点都市として飛躍的な発展

を遂げてきました。札幌の歴史と風土、そして自然環境を誇りとしながら、まちづくりに知恵を出し、汗をかいてきた多くの先人、そして諸先輩の努力による着実な都市基盤の整備によって、大都市としての都市機能が蓄積され、成熟した大都市に成長してまいりました。そして、ほとんどすべての市民がこのまちを好きだと思い、これからも住んでいきたいと思うまちになったのであります。

私たちの使命は、先人が築いたこの札幌のまちの魅力、すべての社会的資源、活力を十分に生かしたまちづくりを進めることであると考えております。昨年制定された地方分権改革推進法により、第2次分権改革がスタートし、都市は、それぞれが競い合う中で、自主性と自立性を高め、時代が課す試練を乗り越えていかなければならない時代となりました。

このように都市間競争を迎えた分権時代において、私は、魅力づくりがまちづくりのキーワードの一つになると考えております。魅力あるまちには人が集まります。人の交流は価値を生む源泉であります。古くから、交流の拠点には富が蓄積され、新たな文化が創造されて、人材をはぐくんでまいりました。

そして、札幌には多くの魅力があります。自分たちのまちの魅力を発見し、そこに磨きをかけて、より一層、魅力あるものに高めていくことが大切であると考えております。自然環境、文化、まち並みなどの中に、私たち札幌市民がまだ気づいていない魅力がたくさんあります。その魅力を生かし、外に向けて発信し、投資を呼び込み、人を集めることが経済活性化につながっていくものと考えております。

また、私は、市民が誇りと生きがいを感じて暮らすことができるまちこそ、魅力あるまちであると考えております。そのために、引き続き、市民自治が息づくまちづくりをまちづくりの根本に据えて市政を運営してまいりたいと決意をしている

ところでございます。

市民は、まちづくりの主役であります。まちづくりのために、みずから主体となって選択し、行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の妙の中で生かされる、そんな市民自治が実感できるまち札幌が生まれるのだと私は思っております。

文化・芸術活動や種々の地域活動など、さまざまな場を通じて、子どもから高齢者まで人が集い、それぞれの考えをぶつけ合い、しかも、人として互いに尊重し合いながら、札幌人としての誇りを共有し、力を合わせていくことが何よりも大切であります。そして、そのような活動の積み重ねによってつくり出されるものがまさに札幌文化であり、その文化を誇りをもって世界に発信していきたい、私は心からそう考えております。

私は、市民とともに考え、ともに悩み、ともに行動することを通じて、市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街を市民とともに築いていきたい、心からそう考えるものであります。

それでは、ただいま申し上げましたまちづくりを実現させるための具体的な方策についてですが、それには、まちづくりの基本的な方向と市政運営の基本的な方向の二つの大きな方策がございます。

まずは、大きな方策の一つ目、まちづくりの基本的な方向についてであります。

これは、これからご説明いたします五つの政策の柱でまちづくりを進めてまいります。

一つ目の政策は、子どもを生み育てやすく、健やかにはぐくむ街であります。

子どもを安心して産み育てることができるまちづくりを目指し、地域での子育て支援や母子の保健・医療の取り組みを充実させるとともに、子育てと仕事の両立を支援する取り組みを継続、推進してまいります。

また、未来を担う子どもが健やかに育つ環境を充実させるため、みずから考える力や思いやり、

そして豊かな心をはぐくむ取り組みを実施するとともに、子どもの相談体制の強化や学びの意識を育てるなど、伸び伸びと成長、発達することができる教育環境の充実を、学校、家庭、地域社会がそれぞれの役割を果たしながら連携して進めてまいります。

二つ目の政策は、主体的な活動が生まれ、経済の活力みなぎる街であります。

自治基本条例のもと、市民が主体的に考え、行動できるまちを目指し、まちづくりセンターを拠点としたまちづくり活動の機会の充実を進めるとともに、市民自治の実践として、まちづくりセンターの地域による自主運営化や地域とともに役割分担を行う雪対策の推進など、市民の主体的な活力あふれる地域づくりを支援することで、市民が主役のまちづくりを進めてまいります。

また、足腰の強い経済の活力みなぎる都市を目指し、地域の事業者を支援する元気がんばれ資金の創設や、経営相談の実施、地元企業に対する国内外への販路拡大の支援、製造業の高付加価値化の促進など、札幌を支える産業を支援してまいります。さらに、起業を目指す市民を対象としたさまざまな支援、雇用機会の創出や就労支援に取り組むとともに、労働に関する問題解決の支援を行い、安心して働ける環境づくりを進めてまいります。

これに加えて、札幌のブランド力をさらに向上させるために、札幌市立大学を初めとする教育機関が持つ知の資産と産業を結び、デザインやバイオの分野などで札幌らしい特色ある新産業を育成し、スイーツなどの食品関連産業とともに国内外に発信をしてまいります。

また、平成27年までにIT・コンテンツ産業売上高1兆円を目指し、人材、企業を育成し、映像を中心としたコンテンツ分野の取引の拡大を図るとともに、IT関連企業などを積極的に誘致いたします。

三つ目の政策は、高齢者・障がい者へのぬくも

りあふれる街であります。

高齢者が安心して健やかに地域生活を送れるよう、高齢者への介護・保健福祉サービスの充実を図るとともに、多様な価値観を持つ高齢者が生きがいを持てるように、さまざまな社会参加の機会を拡充してまいります。また、障がいのある方々が、持てる能力を十分に発揮し、福祉サービスの支援を受けながら、みずからの意思で地域の中で自立と社会参加の実現を図ることができるように、障がい者グループホームを初めとした居住環境の整備を進めるとともに、障がいのある方を雇用する民間企業への就労促進策を拡充するなど、自立支援を進めてまいります。

四つ目の政策は、安全・安心で、人と環境にやさしい街であります。

緑豊かな美しい風格のあるまち並みの実現や清らかな水環境の維持、回復を図るため、市民や企業との協働により、緑の保全と創出を進めるとともに、人間の活動による環境負荷の減少に努め、水辺の保全やせせらぎを回復する取り組みを進めてまいります。

また、「環境首都・札幌」を宣言いたしまして、地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築を目指して、新エネルギーの活用やバイオディーゼル燃料の普及促進を通じた温室効果ガスの排出削減に取り組むとともに、市民・事業者・行政が一体となって、ごみの発生抑制、再利用、リサイクルの取り組みや、市民一人一人が省資源・省エネルギーのための環境行動を実践するまちづくりを進めてまいります。さらに、安全で安心な暮らしを確保するために、地域と協働し、防火・防犯に取り組むまちづくり活動を支援するとともに、犯罪のない安全で安心なまちづくりに対する条例を制定するなど、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

このほか、あらゆる自然災害から市民生活を守るために、自主防災活動の充実を通じて地域の防災力を高めるとともに、被災時の避難場所や応急

活動の拠点となる公共施設の計画的な耐震改修など、地域住民等と行政との協働による計画的な災害対策を進めることにより、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

五つ目の政策は、文化の薫る、都市の魅力が輝き、にぎわう街であります。

札幌の特色を生かし、市民がまちの至るところでさまざまな文化・芸術を楽しみながら実践し、表現、発信できる環境づくりを行うとともに、地域のすぐれた自然、文化、史跡などの文化遺産の保存と活用を推進することに加えまして、先住民族とその文化への市民の理解の促進を図ってまいります。

また、生涯にわたり、市民のだれもが気軽にスポーツを楽しむことができるように、多様な市民ニーズに合わせたスポーツを楽しむ環境づくりを進めるとともに、市民の健康づくりを支援してまいります。

さらに、都市の持続的な発展を目指し、市民・企業・行政が一体となって都心のまちづくりを進めるとともに、日常生活を支える地域の拠点を再整備し、道都にふさわしい風格のある街並み、そして、にぎわいを創出してまいります。また、公共交通機関を軸とした交通体系の確立を図り、人と環境を重視した快適で美しいまちの実現を図ります。

これに加えて、世界の集客交流都市さっぽろの実現を目指し、札幌の魅力であります食や自然、文化・芸術などの資産を活用いたしまして、札幌独自の魅力づくりや観光資源の発掘を行うとともに、来訪者に対するおもてなしの体制を充実するなど、観光やコンベンションの一層の振興を図るほか、道内各市町村とも連携した集客交流の取り組みについても進めてまいります。

次は、大きな方策の二つ目、市政運営の基本的な方向についてでございます。

冒頭でも述べましたように、私は、市民自治を市政運営の根本に据え、まちづくりを進める考え

であります。これまでの4年間の取り組みで、市民自治の仕組みはしっかりと根づき始めております。これを大切に育てていかなければなりません。

自治基本条例が目指します市民が主役のまちづくりを実践するために、市民がまちのことをみんなで話し合い、まちづくり活動に参加し、その意見を市政にもっと反映できるように、必要な情報をわかりやすく提供するとともに、具体的な参加の仕組みづくりを進めてまいります。

また、まちづくりセンターを拠点として、身近な地域のまちづくり活動を支援し、市民一人一人が主役となってみずから行動する市民自治の札幌スタイル、この札幌スタイルを実現したいと考えております。

このためには、まず、情報の共有が必要であります。市民と市役所がそれぞれの役割に応じてまちづくりを進めるためには、まちづくりや市政の情報を共有することが何よりも重要でありますことから、まちの課題を発見し、政策などを立案する計画段階から実施、評価の段階まで、市政のさまざまな場面で市役所が持つ情報を適切な時期にわかりやすく提供し、市民との情報共有を進めてまいります。

次に、市民参加の推進であります。

市民が互いに話し合い、みずから実践するとともに、合意形成した結果を提案し、市政に反映する仕組みがあってこそ、市民が主役のまちづくりを実感できるものと考えております。市役所全体が創意工夫をしながら、多様な参加方法を取り入れて、市民が参加できる道筋をふやし、いつでも、どこでも、そしてだれでも参加できる環境づくりを進めてまいります。

また、区民の意見を計画や予算に生かすために、区民協議会の設置を進めるとともに、区の機能強化を進めてまいりたいと考えております。

さらに、これからのまちづくりには、町内会、ボランティアやNPOなどの幅広い市民活動の促

進が必要でありますことから、これらの支援策を盛り込んだ市民活動促進条例の早期制定を目指したいと考えております。

次に、身近な地域のまちづくりへの支援であります。

189万人の大都市であることから、だからこそ、市民のお互いの顔が見える身近な地域のまちづくりが大切であるというふうに私は考えます。まちづくりセンターを拠点として、地域のまちづくり活動をさらに活発にするために、これまで以上にきめ細かな支援を行うとともに、まちづくりセンターが市民の創意工夫が活かされる市民自治の拠点となるように、一部の地域において自主運営化を進めていきたいと考えております。

次は、人権と平和であります。

私は、平和を愛し、互いにたつとび、多様な価値観を認め合って、すべての市民が平穏な暮らしを実現できる札幌でありたいという市民一人一人の思いをかなえるために、国際平和を推進し、戦争に反対する立場を国の内外に示して、恒久平和を希求するとともに、年齢、性別、人種、思想や障がいの有無で差別されることのないまちの実現を目指してまいります。

また、子どもが自律的に伸び伸びと成長、発達することができるように、子どもにとって大切な権利を保障するために、子どもの権利条例の早期制定を目指したいと考えております。

ただいま申し上げましたような市民が主役のまちづくりを進めていくためには、市役所の改革を継続させなければなりません。それは、今回の選挙の中で、市井の至るところで市民の皆様にご直接接して強く感じたことでもあります。多くの市民の皆様から寄せられる改革への期待、すなわち、市民のための市役所を堅持し、堅実な財政運営により将来の世代へ負担を残さない市政運営への期待であります。

私は、1期目の4年間に、「市民のために！挑戦する市役所」というスローガンを掲げ、サービ

スアップを初め、人づくり、組織づくりといったさまざまな改革に職員と一丸となって取り組み、市民との信頼関係を築き上げてまいりました。自治基本条例を有効に機能させ、市民が主役のまちづくりを進めていくためには、これを支える市役所の役割が今後ますます重要となります。今まで以上に市民のための市役所であるという強い意識を持って、市役所の改革を進めていきたいと考えております。

特に、厳しい財政状況の中でありますので、今後も安定した公共サービスを提供していくために、事業の必要性や公共サービスのあり方、担い手の見直しを含めた歳入・歳出、定数、機構等の一体的な見直しに着手し、行財政改革を進めてまいりたいと考えているところであります。

以上申し上げました施政方針を実行するための具体的な取り組みを盛り込んだまちづくりのプラン、そして行財政改革のプラン、これを今後策定していきたいと考えております。この二つのプランと自治基本条例の具体化を進めることにより、人を大事にするまち、市民が主役のまちづくりを実現させ、まちの元気、経済の元気、札幌の花、そして市民一人一人の花が大きく咲き誇る札幌にしていきたいと思います。

続きまして、今回提案しております補正予算につきましてご説明を申し上げます。

議案第1号、第3号及び第4号についてですが、この編成に当たりましては、ただいま申し上げました施政方針のまちづくりの基本的な方向でお示しいたしました五つの政策の柱に沿って、マニフェストとしてお約束いたしました事柄を中心に、できる限り早期に着手し、または事業化のめどをつける必要のあるものについて計上したものでございます。

できるだけ多くの政策課題に対応できるよう意を用いましたけれども、特に、子どもを産み育てやすい環境づくりや、安全・安心なまちづくり、あるいは市民自治といった身近な市民生活を支

え、その質を高めていくような事業に重点化するとともに、経済や雇用など札幌の活力を高めていくような事業も拡充をしたところであります。このほか、当初予算において計上を見送った継続的な事業や、緊急かつ早期に対応が必要な事業についても、その所要額を計上したところでございます。

それでは、各会計の補正予算の主な事項の内容を、ただいま申し上げました施政方針の施策体系に沿ってご説明をいたします。

1点目は、子どもを生み育てやすく、健やかにはぐくむ街の実現に向けた施策でございます。

初めに、子どもを産みたいと考える方が安心して出産を迎えられるように、現在、妊娠期間中1回としている妊婦一般健康診査の公費負担を、大都市の中でもいち早く5回まで拡充いたします。また、社会全体で子育て支援に取り組んでいくために、地域主体の子育てサロンの継続的な実施に向けた支援を拡充するとともに、専門的な知識を持つ子育てアドバイザーを養成し、あわせて、父親も気軽に参加できるように日曜日のサロンを定期的に開催いたします。

これらとあわせて、子どもの権利条例の早期制定に向けた諸課題の検証や、市民の皆様に理解を深めていただけるような取り組みを行ってまいります。

2点目は、主体的な活動が生まれ、経済の活力みなぎる街の実現に向けた施策であります。

まず、市民が主役のまちづくりを推進するために、区民協議会で集約した意見などを市政に反映させる新しい仕組みづくりを行うとともに、厚別清掃工場跡地について、区民協議会などからの提言を生かし、具体的な利活用の検討を進めます。また、身近なまちづくりの拠点であるまちづくりセンターの地域による自主運営化に向けた支援を行ってまいります。

また、これらの取り組みとあわせて、市民活動促進条例の制定に向けて、市民活動の重要性

についても理解を深めていただけるようフォーラムの開催などを実施してまいります。

次に、経済関連であります。IT、デジタルコンテンツ、バイオ関連の企業誘致を進めるために、企業進出に係る事務所開設費や研修費などへの補助を新たに行うとともに、世界的な規模で実施しております札幌国際短編映画祭の開催地である優位性をさらなるコンテンツ産業の振興に生かしていくために、デジタルコンテンツのマーケット創出に向けた調査検討を行ってまいります。また、多くの雇用を創出いたしますコールセンターについて、さらに雇用条件の改善につながるよう就業予定者を対象とした研修を実施してまいります。

3点目は、高齢者・障がい者へのぬくもりあふれる街の実現に向けた施策であります。

まず、高齢者への支援であります。在宅で介護を必要とする方が24時間安心して生活を送ることができるように、夜間も利用可能な訪問介護を実施する事業者に対し補助を行い、全市一円で新たな介護サービスを開始いたします。また、新たに地域密着型の特別養護老人ホーム2カ所の新築に対する補助を行うとともに、若年性認知症となった方も住みなれた地域で安心して暮らすことができるような取り組みを進めてまいります。

次に、障がいのある方への支援であります。働く機会が不足しがちな障がいのある方の雇用の場を確保するために、一定の条件を満たして障がい者を雇用する事業者に対する補助をさらに進めるとともに、障がいのある方の社会参加を促進するために、知的障がい者みずからがホームヘルパーの資格を取得するためのモデル事業を実施いたします。

4点目は、安全・安心で、人と環境にやさしい街の実現に向けた施策であります。

まず、廃棄物の少ない循環型社会を目指した取り組みであります。家庭ごみの減量化やリサイクルを進めるために、市民の意識調査や意見交換

会などを実施するとともに、定山溪や薄野地区の事業系生ごみを分別し、資源化に結びつけるための構想策定やモデル事業を実施いたします。また、地球規模の環境問題に対する取り組みであります。環境首都札幌の宣言に向けた環境憲章や行動目標の策定を進めるとともに、国内でも数少ない1,000キロワット級の大規模な太陽光発電設備を官民で協力して設置、利用できるよう調査に着手いたします。

次に、安全・安心を確保するための取り組みであります。近年、高齢者の消費者被害が増加している状況を踏まえ、地域包括支援センターや民生委員の協力のもと、消費者被害を早期に発見して救済する新たな仕組みをつくります。また、これまで発信場所が特定できなかった携帯電話などの位置情報を確認するためのシステム整備を行い、より速やかに119番通報に対応するとともに、東消防署の札幌出張所に救急隊を1隊増強し、救急体制を一層充実させます。

5点目は、文化の薫る、都市の魅力が輝き、にぎわう街の実現に向けた施策であります。

市民の皆さんが文化や芸術を気軽に楽しんでもらえるように、札幌市内で行われるさまざまな文化イベントについての情報を集めてこれを提供する文化情報ステーションを地下鉄大通駅構内に開設するとともに、北海道の文化活動の拠点施設であります北海道厚生年金会館の存続に向けた検討を進めてまいります。

また、現在、解体工事を進めております市民会館については、民間施設を含む再開発事業を活用した後継施設整備の検討をしておりますが、この間の暫定的な代替施設をリース方式で設置し、平成20年度後半からの利用に供するために、本年度中に契約を結ぶ必要がありますので、債務負担行為を設定するものであります。

次に、五つの政策の柱以外の取り組みであります。

円山動物園につきましては、昨年度末に、リス

タート委員会からの提言を踏まえまして、これからの円山動物園が目指すべき方向性を定めた円山動物園基本構想を策定いたしました。今年度は、その先行取り組み期間として、北方圏動物展示ゾーンの整備やこども動物園の改修などを行い、基本構想の理念であります「人と動物と環境の絆をつくる動物園」の実現に向けた第一歩にしたいと考えております。

このほか、道路、街路、公園などの主要な公共事業につきましては、当初予算に加えて必要となる事業を計上いたしましたけれども、これらを含むいわゆる普通建設事業につきましては、補正後で平成18年度と同水準の690億円程度を確保しているところであります。

以上、補正予算に計上した事業の内容について述べてまいりましたけれども、繰り上げ充用を除く今回の補正を含めた平成19年度の各会計の予算規模といたしましては、繰り越し事業を除いて、一般会計では、7,802億3,400万円で、平成18年度の当初予算と比較して0.5%の減となり、公債会計以外の特別会計、企業会計を合わせた合計では、前年度比0.7%の増となる1兆5,580億7,000万円であります。

また、今回の一般会計補正予算46億3,400万円の財源につきましては、地方交付税20億円のほか、国庫支出金や市債などの特定財源24億9,107万6,000円を見込み、なお不足する財源について、平成18年度からの繰越金をもって充てるものであります。

また、議案第2号 平成19年度札幌市公債会計補正予算は、ただいま申し上げました補正予算に関する市債のほか、各会計の前年度からの繰り越し事業に係る市債を整理するものであります。

また、議案第5号 専決処分承認の件は、老人医療会計における繰り上げ充用に伴う平成19年度予算の補正でありまして、去る5月24日に市長において専決処分いたしましたので、これを報告し、承認を求めるものであります。

このほか、議案第6号及び第7号は、今回の補正予算に関連するものでありますので、あわせてご説明いたします。

まず、議案第6号は、札幌市消費生活条例の全部を改正する条例案であります。

これは、現行の条例の制定後に新たに生じた消費生活上の問題に対応するとともに、消費者関連法の改正等を踏まえまして、条例を全面的に改正するものであります。

その主な内容を申し上げますと、まず、新たな消費生活問題に対応するために、事実でないことを告げ、または、消費者の判断力不足に乗じて契約の勧誘や締結を行うことなどを、事業者が行ってはならない不当な取引行為に加えることとしております。また、消費者は、この条例に違反する事業者の事業活動により、広く消費生活に支障が生じるおそれがあるときには、市長に対して適切な措置を講じるよう申し出ることができることといたします。

このほか、消費者基本法の改正等を踏まえまして、基本理念などを見直すとともに、新たに消費者基本計画を策定することといたしております。

次に、議案第7号は、札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案であります。

これは、環境に配慮した建築物の普及促進を図るために、一定の大規模建築物を新築する建築主等が、みずからその建築物に係る環境への配慮事項について評価を行い、その結果を札幌市に提出するよう義務づけることなどを内容とする、いわゆる建築物環境配慮制度というものを導入するものであります。

以上で、補正予算に関する説明を終わりますが、私は、マニフェストに掲げました事柄のうち、今回の補正予算に盛り込むことができなかつたものにつきましては、本年中に策定することとしておりますまちづくりのプランなどの中で具体的な工程を定めて、順次、事業化を図ってまいりたいと考えているものであります。

続きまして、一般議案につきましてご説明申し上げます。

まず、議案第9号は、札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案であります。

これは、雇用保険法等の改正に伴う国家公務員退職手当法の一部改正を踏まえまして、札幌市職員の退職手当制度について国に準じた改正を行うものでありまして、雇用保険法に規定いたします基本手当に相当する失業者の退職手当の支給要件を改めるものであります。

次に、議案第10号は、札幌市恩給条例等の一部を改正する条例案であります。

これは、恩給法等の一部改正を踏まえまして、国に準じて遺族扶助料の加算額を増額するとともに、札幌市の恩給年額の改定について、恩給法における恩給年額に連動して改定する方式を導入するものであります。

次に、議案第11号は、札幌市税条例の一部を改正する条例案であります。

これは、地方税法の一部改正等に伴うものでありまして、その主な内容について申し上げますと、個人市民税につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等に対する軽減税率の適用期間を1年延長するものであります。また、法人市民税につきましては、多様な信託を可能とするための信託法の制定に伴いまして、個人、公益法人などが法人税の課税対象となります信託の引き受けを行う場合には法人税割によって課税することとしております。

次に、議案第12号 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案ですが、平成20年度から身体障害者福祉センターに指定管理者制度を導入するに当たりまして、その業務の範囲を定めるなどの改正を行うものであります。

次に、議案第13号 札幌市墓地条例の一部を改正する条例案は、本年10月をめどに実施を予定しております市営霊園の空き区画の再公募に当たり

まして、その整備に要した経費等を考慮いたしまして墓地の使用料を改定するものであります。

次に、議案第14号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案は、新たに市営住宅2団地を設置し、その名称及び位置を定めるとともに、下野幌団地の建てかえ事業の実施に伴い、その一部の用途廃止を行うものであります。

次に、議案第16号から第19号までは、いずれも工事請負契約締結の件であります。

まず、議案第16号は、里塚斎場の大規模改修工事でありまして、延べ面積は8,560平方メートルであります。

次に、議案第17号は、里塚斎場の大規模改修に係る火葬炉設備工事でありまして、火葬炉30炉及び焼却炉1炉の撤去及び新設を行うものであります。

次に、議案第18号は、東白石中学校の改築に係る主体工事でありまして、建物の規模は、鉄筋コンクリートづくり地上3階建てで、延べ面積は7,384平方メートルであります。

次に、議案第19号は、羊丘中学校の改築に係る主体工事でありまして、建物の規模は、鉄筋コンクリートづくり地上4階建てで、延べ面積は7,305平方メートルであります。

以上4件の工事請負契約につきましては、地方自治法施行令第167条の5の2の規定による一般競争入札により、各議案記載の請負業者が契約の相手方となりましたので、このたび、それぞれ請負契約を締結しようとするものであります。

このほか、議案第8号、第15号、第20号から第24号までにつきましては、いずれも議案末尾に記載の理由によりご了解をいただけるものと存じますので、説明を省略させていただきます。

なお、報告第1号から第4号までは、いずれも平成18年度予算の繰り越しに係る計算書であり、報告第5号及び第6号は、和解及び調停に係る専決処分の報告であります。

以上で、ただいま上程された各案件の説明を終

わかります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（畑瀬幸二） お諮りします。

ただいま説明のありました議案24件のうち、議案第1号から第15号まで、第20号から第24号までの20件につきましては、議事の都合上、その議事を延期することとし、議案第16号から第19号までの4件につきましては、これよりその議事を続行したいと思いますと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

これより、議案第16号から第19号までの4件に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終了します。

（大嶋 薫議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

議長（畑瀬幸二） 大嶋 薫議員。

大嶋 薫議員 委員会付託の動議を提出いたします。

ただいま議題とされております議案4件を財政市民委員会に付託することを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） ただいまの大嶋議会運営委員長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題とされております議案4件は、財政市民委員会に付託されました。

議長（畑瀬幸二） 次に、日程第3、議案第25号を議題とします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、本件は可決されました。

議長（畑瀬幸二） ここで、報告します。

本日、松浦 忠議員から、会議規則第62条第1項の規定により、文書質問が提出されました。

理事者におかれましては、6月15日までに答弁書を提出されるよう求めます。

議長（畑瀬幸二） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日6月8日から11日までは議案調査等のため休会とし、6月12日午後1時に再開したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

議長（畑瀬幸二） 本日は、これで散会いたします。

散 会 午後1時54分

上記会議の記録に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

署名議員 小 川 直 人

署名議員 宗 形 雅 俊

6 月 12 日

札幌市議会会議録(第2号)

平成19年(2007年)6月12日(火曜日)

議事日程(第2号)

開議日時 6月12日 午後1時1分

第1 議案第16号から第19号まで(市長提出)

(4件に対する委員長報告等)

第2 議案第26号(市長提出)

第3 議案第1号から第15号まで、第20号から第24号まで(市長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第16号 里塚斎場大規模改修工事請負契約締結の件

議案第17号 里塚斎場大規模改修火葬炉設備工事請負契約締結の件

議案第18号 東白石中学校改築工事請負契約締結の件

議案第19号 羊丘中学校改築工事請負契約締結の件

日程第2 議案第26号 監査委員選任に関する件

日程第3 議案第1号 平成19年度札幌市一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 平成19年度札幌市公債会計補正予算(第1号)

議案第3号 平成19年度札幌市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)

議案第4号 平成19年度札幌市高速電車事業会計補正予算(第1号)

議案第5号 専決処分承認の件(老人医療会計予算の補正)

議案第6号 札幌市消費生活条例の全部を改正する条例案

議案第7号 札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 政治倫理の確立のための札幌市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案

議案第9号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案

議案第10号 札幌市恩給条例等の一部を改正する条例案

議案第11号 札幌市税条例の一部を改正する条例案

議案第12号 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案

議案第13号 札幌市墓地条例の一部を改正する条例案

議案第14号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第15号 札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第20号 財産の取得の件(公園用地)

議案第21号 北海道後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する協議の件

議案第22号 町の区域を新たに画し、及び変更する件

議案第23号 札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第24号 市道の認定及び変更の件

出席議員（67人）

議長	畑 瀬 幸 二	議員	五十嵐 徳 美
副議長	笹 出 昭 夫	議員	村 松 正 海
議員	山 口 かずさ	議員	山 田 一 仁
議員	宝 本 英 明	議員	近 藤 和 雄
議員	小 川 直 人	議員	高 橋 克 朋
議員	しのだ 江里子	議員	高 谷 沢 俊 一
議員	飯 島 弘 之	議員	三 浦 英 三
議員	小 嶋 裕 美	議員	青 山 浪 子
議員	佐々木 みつこ	議員	坂 本 恭 子
議員	宗 形 雅 俊	議員	小 野 正 美
議員	横 山 峰 子	議員	勝 木 勇 人
議員	福 田 浩太郎	議員	鈴 木 健 雄
議員	國 安 政 典	議員	馬 場 泰 年
議員	村 上 仁	議員	宮 村 素 子
議員	小 倉 菜穂子	議員	高 橋 功
議員	伊 藤 牧 子	議員	本 郷 俊 史
議員	長谷川 衛	議員	涌 井 国 夫
議員	佐 藤 右 司	議員	義 卜 雄 一
議員	峯 廻 紀 昌	議員	宮 川 潤
議員	桑 原 透	議員	井 上 ひさ子
議員	藤 川 雅 司	議員	堀 川 素 人
議員	林 家 とんでん平	議員	福 士 勝 夫
議員	村 山 秀 哉	議員	猪 熊 輝 夫
議員	細 川 正 人	議員	西 村 茂 樹
議員	阿知良 寛 美	議員	川口谷 正
議員	伊 藤 理智子	議員	伊与部 年 男
議員	岩 村 米 子	議員	湊 谷 隆
議員	坂 ひろみ	議員	三 上 洋 右
議員	佐 藤 典 子	議員	武 市 憲 一
議員	三 宅 由 美	議員	大 越 誠 幸
議員	恩 村 一 郎	議員	宮 本 吉 人
議員	ふじわら 広 昭	議員	佐 藤 美智夫
議員	大 嶋 薫	議員	松 浦 忠
議員	長 内 直 也		

欠席議員（1人）

議員 芦原 進

説明員

市長 上田 文雄

副市長 田中 賢龍

副市長 小澤 正明

副市長 加藤 啓世

交通事業管理者
交通局長 濱田 雅英

水道事業管理者
水道局長 田中 透

病院事業管理者
病院局長 吉田 哲憲

危機管理対策室長 原田 泰明

総務局長 生島 典明

市民まちづくり局長 下村 邦夫

財政局長 米田 順彦

保健福祉局長 中田 鉄雄

子ども未来局長 八反田 元子

環境局長 中西 浩二

経済局長 福井 知克

観光文化局長 中田 博幸

建設局長 山田 政光

都市局長 荒川 正一

会計室長 川井 洋一

消防局長 徳増 澄夫

教育委員会委員 臼井 博

教育委員会教育長 松平 英明

選挙管理委員会委員 越智 健一

選挙管理委員会委員 赤田 司

人事委員会委員 大塚 龍児

人事委員会事務局長 深谷 仁

監査委員 谷本 雄司

監査事務局長 石黒 進

事務局出席職員

事務局長 濱上 敏治

事務局次長 高森 政行

調査課長 本間 章弘

議事課長 常野 正浩

調査係長 今井 一行

議事係長 田口 繁治

委員会担当係長 牧口 俊一

委員会担当係長 松田 寛司

書記 朝倉 良

書記 梅村 伸

書記 国分 一平

〔午後1時1分開議〕

議長（畑瀬幸二） ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員数は、65人です。

議長（畑瀬幸二） 本日の会議録署名議員として恩村一郎議員、村山秀哉議員を指名します。

議長（畑瀬幸二） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長（濱上敏治） 報告いたします。

芦原 進議員は、所用のため、本日及びあすの会議を欠席する旨、届け出がございました。

去る6月7日、議長は、議案第9号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案につきまして、地方公務員法第5条第2項の規定により、人事委員会の意見を求めております。

本日の議事日程、議案審査結果報告書、質問順序表は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

議長（畑瀬幸二） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第16号から第19号までの4件を一括議題といたします。

委員長報告を求めます。

財政市民委員長 三宅由美議員。

(三宅由美議員登壇)

三宅由美議員 財政市民委員会に付託されました議案第16号から第19号までの議案4件につきまして、その審査結果をご報告いたします。

主な質疑として、里塚斎場大規模改修火葬炉設備工事の入札において低入札価格調査が行われたと聞かすが、適正な施工を確保するためにも監視体制・検査体制の強化を図るべきと考えるが、どうか。入札契約制度に関する包括外部監査の報告が本年3月になされているが、今回の入札はその指摘事項を踏まえて実施されたのか等の質疑がありました。

討論はなく、採決を行いましたところ、いずれも全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長(畑瀬幸二) ただいまの委員長報告に対し、質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(畑瀬幸二) 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、発言を許します。

松浦 忠議員。

(松浦 忠議員登壇)

松浦 忠議員 私は、市政改革クラブ堀川議員、2名を代表しまして、議案第16号、第19号に反対、残余の議案は賛成。

第16号と第19号をなぜ反対するか、その反対の理由を申し上げます。

6月7日に、市長から、今回の議案上程に当たっての提案説明がありました。その中で、議案第16号と第19号については、議会に提出をされておる内容のみの説明でありました。その日の本会議終了後の財政市民委員会でもその内容での補足説明でありました。私も、番外議員として、その範囲での質疑をいたしました。

ところが、その後わかったことは、実は、議案第16号、第19号ともに、入札は4月6日、仮契約

は、第16号は4月17日、里塚斎場については丸彦渡辺建設が代表として行っております。そして、4月19日には、羊丘中学校について、伊藤組土建株式会社が代表として行っております。そして、5月29日に、両社から札幌市長あてに、共同企業体脱退届というのがそれぞれ出されております。文面は、当社は、諸般の事情により、仮契約中である下記の工事について構成員としての契約の履行が不能となりました、つきましては、共同企業体からの脱退を承認願います、こういう文章であります。

市長は、なぜ、この議案上程のときの説明に最も大事なこのことについて説明しなかったのか。我々議会としては、最も大事なところの審議ができなかった。これはどういうことなのか。共同企業体というのは、そもそもの始まりは一つの仕事をお互いに分かち合う、このことから日本では昭和40年代にこれが始まっております。

例えば、第16号は丸彦渡辺建設など、3社であります。5億数千万円であります。5億1,975万円、1社当たり1億7,325万円、これを1社が抜けて2社に配分すると、平均でも8,662万5,000円が2社に増額配分になります。

根本的に言うと、こういうことをしたということは何を意味するかといえば、市長によって2社に対して利益供与をした、こういうふうにもとれるわけであります。

そもそも、先ほど言ったように、お互いに仕事を分かち合うということでの共同企業体ということからいったら、代表の1社が仮契約をしておいて、それがだめになれば、基本的には、当然、共同企業体が札幌市に出した当初の届け出と内容は全く変わるわけありますから、これは失格になるのが普通であります。

私が調べたところでは、何か、防衛庁絡みの談合事件でこれら2社が処分を受けるというふうには私の調査ではわかりました。だとするならば、この2社については極めて悪質であります。

なぜ悪質かといえば、少なくともこの入札は4月6日、この応札、例えば1カ月前にしても、3月の段階でそれらにかかわっていたかいないかは当然わかっているわけであります。公正取引委員会の事情聴取も受けております。そして、5月29日の段階に至ってなぜ辞退をしなければならぬか。

今の制度でいったら辞退しないでもいいのです。なぜかといえば、少なくとも、私は、58年から途中4年を除いて20年間、ここの議会に議員としてかかわっておりますが、今までは、例えば、どこかのほかの官庁で不祥事があって指名停止処分を受ける、そうしたら、札幌市が指名停止の処分をするまでの期間というのは、札幌市長において、その会社に対して指名回避をする。指名しない。そして、札幌市が指名停止期間なりを発表したら、その間は指名はもちろんしない、これが従来やり方でありました。これが上田市長になっていつ変わったのか。

このことについては、少なくとも私も堀川議員も聞いておりません。こういう形の中で、ほかの66人は知りませんが、少なくとも私も堀川議員も聞いておりません、これは。

そういう中で、具体的な事実関係を説明しないで議会の審議権を奪い、先ほど言ったように、見方によっては特定の残った企業に利益を与える、こういうやり方が果たして市民に説明がつくのか。私はつきません。辞退の理由もわかりません。事務当局に来ていただいて理由を教えてくださいという話をしたら、何と答えたかといったら、それは信義則に反するから答えられませんと言うんです、信義則。伊藤組と丸彦渡辺が辞退すると言ってきました。そのときに何か言ったそうです、理由は。聞いた札幌市の担当者としては、これは恐らく市長もでしょう、信義則に反するから我々に説明できないと言うんです。

ならば、市長に尋ねる。

市民の税金を執行する上で、条件を決めて応募

をさせて、入札して、仮契約の段階で辞退してきた。これは先例になりますから、役所は。今後、このようなことがどんどん出ていけば、残ったところは利益供与を受ける。営業力の強い会社になってもらって、入札したら辞退してもらおう、こういうことが横行していくようではどこに公平性があるのですか。当たり前はどこにあるのですか。

上田市長、これが、市長の再選後、50万票を背景にして行う最初の仕事でありますか。私は市民に説明がつきません。もし、市長、できることならば議長の許しを得て、この私の問いかけにこの場で答えてほしい。(発言する者あり)

それはないと言っても、議長が同意をすればできるんです。それはないと言う方は、こういうことに対してふたをしたい、こういう方が、そういうような、今、不規則発言をされているのかなと、私はこう思うんであります。

いずれにしても、こういうような不明朗な行為をやるということは、これはもう、とんでもない。信託を与えた50万の人がこのことの実事を知れば、そんなことまで信託を与えた覚えはないと恐らく大多数の人は言うと思います。

したがってですね、市長、ここで答えることができなければ、改めて、記者会見でも結構です。ぜひこの問いかけに答えてください。このことを申し上げます。市長に正当な審議権すら与えられなかった堀川議員と松浦 忠は大変残念に思っております。そして、市民に申しわけない、このように思っております。

きょうもまた費用弁償のことが新聞に出ておりましたが、こんな情けないことを議決するために1万円をもらわなきゃならないかと思うと、大変情けなく、申しわけなく思っております。そのことを申し上げて、反対の理由といたします。(拍手)(発言する者あり)

議長(畑瀬幸二) 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第16号、第19号の2件を一括問題とします。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長(畑瀬幸二) 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。

次に、議案第17号、第18号の2件を一括問題とします。

議案2件を可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、議案2件は、可決されました。

議長(畑瀬幸二) 次に、日程第2、議案第26号を議題とします。

本件は、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

上田市長。

(上田文雄市長登壇)

市長(上田文雄) ただいま上程をされました議案第26号 監査委員選任に関する件につきましてご説明を申し上げます。

市議会議員から選任をされておりました監査委員、宮村素子氏、義ト雄一氏の両氏につきましては、去る5月1日をもって任期満了となっておりますので、その後任者といたしまして、湊谷 隆氏、本郷俊史氏の両氏を選任することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出させていただきました。

なお、両氏の略歴につきましては、市議会議員からの選任でありますので、省略をさせていただきます。

以上で、ただいま上程をされました議案についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意いただきますようお願い申し上げます。

以上であります。

議長(畑瀬幸二) これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第26号のうち、湊谷 隆議員の監査委員選任を問題とします。

地方自治法第117条の規定により、湊谷 隆議員の退席を求めます。

(湊谷 隆議員退席)

議長(畑瀬幸二) 湊谷 隆議員の監査委員選任に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長(畑瀬幸二) 起立多数です。

したがって、湊谷 隆議員の監査委員選任は、同意されました。

ここで、湊谷 隆議員の入場を求めます。

(湊谷 隆議員入場)

議長(畑瀬幸二) 湊谷 隆議員に申し上げます。

ただいま、議案第26号のうちの湊谷 隆議員の監査委員選任につきましては、同意されましたので、本席から通知します。

次に、議案第26号のうち、本郷俊史議員の監査委員選任を問題とします。

地方自治法第117条の規定により、本郷俊史議員の退席を求めます。

(本郷俊史議員退席)

議長(畑瀬幸二) 本郷俊史議員の監査委員選任に同意することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長(畑瀬幸二) 起立多数です。

したがって、本郷俊史議員の監査委員選任は、同意されました。

ここで、本郷俊史議員の入場を求めます。

(本郷俊史議員入場)

議長(畑瀬幸二) 本郷俊史議員に申し上げます。

す。

ただいま、議案第26号のうちの本郷俊史議員の監査委員選任につきましては、同意されましたので、本席から通知いたします。

それでは、ただいま監査委員の選任について同意されました湊谷 隆議員、本郷俊史議員をご紹介します。

まず、湊谷 隆議員。

(湊谷 隆議員登壇)

湊谷 隆議員 ただいま、皆様方より札幌市監査委員の選任にご同意をいただきました湊谷 隆でございます。

誠心誠意、職責を全うしていきたいと思いません。

皆様方のご支援を心からお願い申し上げまして、一言、お礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。(拍手)

議長(畑瀬幸二) 次に、本郷俊史議員。

(本郷俊史議員登壇)

本郷俊史議員 ただいま、皆様のご同意をいただきまして監査委員に選任されました本郷俊史でございます。

その職責の重要性にかんがみ、誠心誠意、しっかり務めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうかよろしく願いをいたします。大変ありがとうございました。(拍手)

議長(畑瀬幸二) 次に、日程第3、議案第1号から第15号まで、第20号から第24号までの20件を一括議題とします。

ただいまから、代表質問に入ります。

通告がありますので、順次発言を許します。

猪熊輝夫議員。

(猪熊輝夫議員登壇・拍手)

猪熊輝夫議員 私は、ただいまから、民主党・市民連合を代表いたしまして、本市が抱える諸問題について、順次、質問いたします。

まず、質問に入ります前に、上田市長におかれ

ましては、このたびの選挙において、札幌市民の多くの支持を得られて、見事、2期目の栄冠を得られましたことに心から敬意を表しますとともに、お祝い申し上げます。

このたびの選挙で上田市長が53万票を越す得票という市民からの評価をいただいた背景について私なりに分析いたしますと、一つは、やはり、これまでの4年間の実績を高く評価いただいたことにほかならないと考えております。

上田市長は、私が愛するこの札幌のために精いっぱい力を尽くしていくと、4年前にこの議場においてその決意を述べられました。この言葉どおりに市民感覚で市役所の改革を断行し、市民と約束したことについてはスピード感を持って迅速に対応し、市役所を変えてこられました。そのことがしっかりと市民に伝わるとともに、市役所は市民のためにあるということが広く浸透し、多くの市民に実感されるまでに至ったものと思います。

さらに、札幌市自治基本条例がこの4月に施行され、まちづくりの主役は市民であることが条例という形で明確に位置づけられました。そして、条例の趣旨の実現のためにさらに市役所の仕事を変えていくという上田市長の強い意気込み、熱意といったものが市民に伝わり、市民の共感の輪が広がったものと考えております。

上田市長は、常々、制度や仕組みをつくるだけではだめだ、そのことによるメリットが市民に実感されていないと意味がないとおっしゃっております。その言葉どおり、みずからタウントーク、市長とおしゃべりしませんかなどを毎月のように市内の至るところで実施され、市政が市民に身近なこととして実感していただくように対話による市政を実践されてこられました。こうした市政運営が広く市民に共感を与え、この先行きが不透明な時代におけるリーダーは、市民自治を市政運営の根本に置いている上田市長以外にないと判断し、大きな期待を持って2期目へ送り出してい

いただいたものと推察しております。

二つ目の大きな要因としては、今回の選挙で上田市長が訴えられた政策が市民に高く評価されたことが挙げられると思います。

公職選挙法が改正され、地方自治体の首長選挙においてもマニフェストの配布が解禁されたことから、今回の選挙では、これまで以上に積極的に政策論議が展開されることとなりました。そうした中で、今回、大きな争点となったのが、大規模公共事業によって経済活性化を目指すのか、それとも、市民の力を信じ、市民自治を市政運営の根本に据えて、札幌の将来を担う子どもたちにツケを残さない堅実な財政によって、札幌の魅力や力を高め、足腰の強い経済構造への転換を目指すのかであったかと理解するところであります。

上田市長は、2期目のマニフェストをまとめるに当たって、人の力、人の思い、人を大事にすることを大切に、札幌というまちの力と、何よりもそこに住む人の力を輝かせたいと考え、人が大事にされる暮らしやすい札幌のまちをつくるため、一人一人の暮らし、そして生活の場に目を向け、そこに重点を置いて政策をまとめられたのだと受けとめております。

少子高齢化が急速に進み、人口減少社会を迎える中、依然として厳しい道内、そして札幌市内の経済・雇用状況を背景に、自分の将来設計すら見通すことのできない不安な社会状況を考えますと、私も上田市長の主張に共感するところであります。すなわち、弱い者に対し温かい目を向けること、市民の英知と力を最大限に活用すること、さらに、市民が主役のまちづくりを進めることが、一見、地味で遠回りのようにも感じますが、まさに地に足のついたしっかりとした市政運営であり、市民に安心感を与えるまちづくりにほかならないと確信するからであります。

さらに、今回の上田市長のマニフェストは、子どもや高齢者、障がい者を初め、地域で活動している人々に関する政策に重点を置きつつも、芸術

・文化、スポーツの振興、世界に誇れる環境都市や安全・安心のまちづくり、そして、将来を見据え、成熟した札幌の都市資源や魅力をさらに高め、都市再生を図る政策など、あらゆる政策課題に目配りがなされており、これからの札幌市政の道しるべにふさわしいマニフェストとなっているものと高く評価するところであります。

そこで、最初に、上田市長の2期目の基本的な政治姿勢について、以下、2点質問させていただきます。

質問の1点目は、上田市長は、マニフェストの中で、市民の元気の花を咲かせよう、市民一人一人の花を咲かせようと力強く宣言されていたと思いますが、2期目の市政運営に当たって決意と抱負について、まずお伺いいたします。

次に、2点目として、サミットについてお伺いいたします。

来年夏に日本で開かれる主要国首脳会議、いわゆるサミットの開催地が、このほど北海道の洞爺湖畔に決定されました。

開催地の決定に当たっては、北海道のほか、横浜、新潟や関西地区などの複数の立候補があり、それぞれが特徴を競っての誘致合戦となりました。

しかし、近年の開催地がリゾート地という傾向も相まって、都会の喧騒を離れて各国首脳がくつろいで話し合いができるという見地から洞爺湖畔が選ばれたことは、北海道の雄大な自然と警備上の優位性が高く評価されたものであり、大きな喜びを持ってこの決定を歓迎したいと思います。

ところで、サミットには、国内外から各国の政府関係者やメディア関係者がたくさん訪れ、開催期間中は世界じゅうの注目が北海道に集まることとなります。当然、開催地である北海道についても多くの情報が海外へ向けて、発信され、すばらしい自然環境や恵まれた数多くの食材など、北海道の魅力を世界にPRする絶好のチャンスになることが期待されるところであります。

ただ、サミットの会場は札幌から100キロ以上離れた洞爺湖周辺であり、主要行事は、警備の都合上、現地を離れるのが難しいため、札幌とサミットの直接的なつながりといったものは残念ながら少ないことが予想されます。

しかし、来年の夏、北海道でサミットが開催されるのは確かな話であり、たとえ直接的なアプローチができないとしても、この機会を生かして道民の3分の1が集まる札幌をPRしていくことは大事なことと考えます。また、世界的イベントの受け入れについて、北海道も道民全体で成功を盛り上げたいとしており、まさに官民一体となってオール北海道で世界からのお客様をお迎えすべきと考えます。

そこで、札幌市も道都としての役割を果たすべく北海道と連携してサミットを大いに盛り上げていく必要があるかと思いますが、本市のサミットに対するスタンスについて上田市長のお考えを伺います。

次に、財政問題について伺います。

我が国の景気については、全国的には回復基調が持続しているところではありますが、民間主導でさらに持続的な成長を図っていくためには、成長力の強化を図りつつ、車の両輪である行財政改革を断行していくことが求められています。また、昨年の夏に示された経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006、いわゆる骨太の方針において、地方財政については国の歳出見直しと歩調を合わせ、人件費や地方単独事業などの地方歳出を厳しく抑制するといった方針が示されています。さらには、12月の臨時国会において地方分権改革推進法が成立したことから、地方公共団体においては、権限と財政両面における自律が求められているものと認識しているところでもあります。

一方、2007年度における地方財政全体の状況はといいますと、地方税収入が増加しているものの、公債費が高く推移することや、社会保障関係費の自然増などによって、依然として大幅な財源

不足が生じる厳しい状態であることに加え、地方の借入金残高が2007年度末の見込みで199兆円に上るなど、構造的に厳しい状況が今後も続いていくものと考えられます。

そうした中、2007年度の札幌市の当初予算、いわゆる骨格予算では、歳入の根幹である市税収入で税源移譲による増加が見込まれるものの、地方譲与税や地方交付税などが減ることにより一般財源全体が減少しております。一方、歳出の面では、扶助費や公債費などの義務的経費が増加するなど極めて厳しい状況となっています。このため、当初予算では、留保された財源については20億円にとどまり、その結果、今回提案されたいわゆる肉づけ予算は一般会計総額で46億円余となり、近年の肉づけ予算と比較すると、その規模は相当小さい額となっています。

そこで、質問ですが、肉づけ予算の編成に当たっては、上田市長公約の実現に向けて限られた財源を効率的に使うためにさまざまな工夫を凝らすなど、大変なご苦労があったのではないかと考えますが、今回の予算編成の基本的な考え方について、まずお伺いいたします。

次に、2点目の質問として、中期財政見通しについてお伺いいたします。

今回、補正予算の公表に合わせて、肉づけ予算を踏まえた2011年度までの中期財政見通しが示されました。2006年2月に公表されたものと比べますと、これまでの行財政改革の取り組みなどにより若干収支不足が縮小しているものの、扶助費や特別会計への繰出金などの増加により、今後も引き続き収支不足が拡大し、2008年度以降2011年度までの期間を見ても、198億円から306億円の収支不足が発生するというものであります。

この内容を経費の性質面から見てみますと、2007年度における人件費、扶助費、公債費から成る義務的経費に、さらに、ほぼ義務的経費であります他会計への繰出金を加えますと4,966億円となり、これを歳入全体と比較しますと約64%を占

めることとなります。収支不足がピークになる2010年度におきましては、義務的な性質の経費が5,170億円となり、歳入全体の68%、実に約7割を占めますし、残った経費の中にも除雪や施設の管理運営経費など固定的な経費が数多く含まれております。このように、義務的な性質の経費の増加により、政策的な経費に振り向けることができるお金がどんどん少なくなっていくこととなります。

そこで、質問ですが、この厳しい財政見通しを踏まえて、今後、財政運営をどのようにする考えなのか、お伺いいたします。

財政問題の3点目の質問は、地方債の返済についてであります。

財政の健全化を進めていく場合、負債を少なくすることは最重要課題ですが、2007年度の3月時点における本市の負債である地方債の残高は全会計で2兆1,375億円であり、その内訳は、一般会計で1兆1,133億円、特別会計及び企業会計で約1兆242億円となっております。この残高は、2003年度の2兆2,704億円をピークに毎年減少してきておりますが、いまだに多額の負債が残っている状況にあります。厳しい財政状況の中でも地方債返済は確実に行わなければならない、2007年度も一般会計の公債費に981億円が支出される予定になっておりますが、この地方債の返済について、どのような考えで、今後、行こうとしているのか、お伺いいたします。

さらに、特別会計及び企業会計の地方債の返済につきましては、国などから資金手当などの支援がされていないのかについても、あわせてお伺いいたします。

次に、4点目の質問は、地方債発行と償還額についてであります。

一般会計における2007年度肉づけ予算後における地方債の新規発行は487億円となっており、1998年度のピーク時と比較をして半分以下になっているのであります。また、地方債の返済などに充て

る公債費は981億円となっており、これには利息を含んでいるため単純な比較はできませんが、地方債の新規発行額と公債費との差額は494億円となっております。

このように、現在、新規発行額と地方債の償還額には差が生じておりますが、このような状況が、今後、どの程度続いていく見通しなのか、お伺いいたします。

次に、5点目の質問は、減債基金の活用についてであります。

現在、本市には19の基金があり、その残高は2,350億円となっており、このうち減債基金は残高が約1,160億円あり、基金のおよそ2分の1を占めております。

減債基金とは、元金を満期に一括して返済する地方債を発行した場合に、毎年、一定額を積み立て、満期における一時的な公債費の増大を抑制するために設けられているものであります。この減債基金は、原則として、地方債発行4年目から10年目までは元金の6%、それ以後は3%ずつを29年目まで毎年積み立てており、例えば、10年満期で発行した地方債の返済を行う場合、満期時にこの基金を取り崩して元金の42%の返済に充て、残り58%を地方債の借り入れで返済していると聞いております。

そこで、質問ですが、減債基金については、返済時期まで、一定の期間、資金が保持されていることから、これを有効に活用すべきものと考えますが、現在どのような活用がなされているのか、お伺いいたします。

財政問題の最後、6点目の質問は、財産収入についてであります。

先ほど申し上げましたとおり、本市の中期財政見通しは非常に厳しい状況にあります。このような状況の中で、財産収入は、自主財源として活用可能な貴重な財産であります。特に、未利用地の売却については、単に売り払い時の収入となるばかりでなく、固定資産税などの税収増や雇用に

についても好影響を及ぼすものであり、今後、本市の財政にとって非常に有益なものと考えております。

この財産収入をできるだけ多く確保するためには、未利用地となっている財産が現在どのくらいあり、また、それらが売却に適したものかどうかを判断する必要があります。このためには、本市が保有する財産がどのような状況にあるのかを的確に把握することが必要であり、これまで、議会において、一般会計、特別会計、企業会計が管理する財産を一元管理するシステムの必要性について質問してきたところであり、本市も、その必要性を認識し、システム開発を進め、その開発を終えたと聞いております。

そこで、質問ですが、本市が開発したシステムの内容はどのようなものか、改めてお伺いいたします。

また、そのシステムは財産収入の確保に当たってどのように活用しようとしているのか、お伺いいたします。

次に、市民活動促進条例と子どもの権利条例について伺います。

最初に、市民活動促進条例についてであります。私は、これからの時代のまちづくりにとって、市民の力が何よりも大切で、市民が我がまちのことを自分たちで考え、互いに協力して課題の解決を図っていく社会のあり方が求められていると考えております。

これまで、さまざまな社会問題に対して一律に解決を図ろうとする場合、国や自治体が先頭に立って施策、事業を推進するのが有効でありましたが、これからは、そのような手法ばかりが必ずしも有効とは思われないのであります。現在、市民による草の根的な活動が活発になってきており、行政では担い切れない公共の領域を市民活動がカバーする役割を果たしてきていることに気づくのであります。

札幌市に目を向ければ、例えば、福祉分野にお

いてはNPOによるきめ細かな配食サービスや、ボランティア団体による車いす介助サービスなど、多様なニーズにこたえる市民活動が存在するのであります。そのほか、教育分野におけるフリースクール、子育ての分野における読み聞かせ、地域における町内会活動や子ども見守り活動など、各分野における市民活動がますます盛んになってきております。これからの時代は、もはや行政だけが公共を担う時代でないことは論をまたず、行政も市民も、ともにまちづくりを担い合うという考え方が重要なのであります。

上田市長は、これまで、市民主体のまちづくりに取り組みされてきました。その結果、昨年10月に市民自治の基本原則を定める自治基本条例が成立し、ことしの4月から施行されています。この次の段階として、自治基本条例の理念を具体化するための個別条例、実行条例である市民活動促進条例の制定が待たれるところでありましたが、残念ながら、ことしの第1回定例会市議会で否決になったのであります。

この市民活動促進条例は、市民による自発的な活動を具体的な支援策を通じて促進することにより、市民一人一人の活動の芽をはぐくみ、活発化させることにより、いわば市民の力みなぎる札幌の花を咲かせるために必要な条例であります。

この中では、基金を通じた資金支援のほか、情報、人材の育成、活動の場の各種支援や、市民・事業者・行政が市民活動の促進について率直な意見を交わす市民活動促進テーブルの設置、条例を実効性あるものにする市民活動促進基本計画の策定など、市民によるまちづくりを推進するのに極めて効果的と思われる施策が盛り込まれているのであります。

昨年実施された市民アンケート、市民活動団体アンケート、パブリックコメントでも条例制定に対する要望が多く寄せられていたと聞いており、条例制定に対する市民の期待も大きいと言えますのであります。条例ができるだけ早く制定され

ば、こうした市民の期待にも沿うことができ、それぞれ市民活動に対する助成を初めとする各種支援も円滑に実施されることになると思われるのであります。

私は、上田市長が進める、市民が主体となってまちづくりを実現していくためにも、条例に基づく施策がスムーズに実施され、多くの市民がさまざまな形で市民活動にかかわりを持つことにより、市民がそれぞれの役割を果たしながら、ともに札幌のまちを支えていく姿を期待するものであります。

そこで、この条例ができるだけ速やかに制定され、元気な市民活動による豊かで活力あるまちが実現されることを切に願い、質問いたします。

条例制定に対する上田市長の決意には並々ならぬものがあると推察するのであります。そこで、条例制定に対する上田市長の基本的考え方について、改めて伺いいたします。

また、今後の条例の策定スケジュールについても、あわせて伺いいたします。

次に、子どもの権利条例についてであります。

子どもの権利条例につきましては、さきの第1回定例市議会において残念ながら成立には至りませんでした。しかしながら、いじめや虐待などを初めとする子どもの権利侵害が後を絶たず、今日の子どもを取り巻く状況は危機的であるということは周知のとおりであります。

子どもが健やかに成長するために、よりよい環境づくりを進めていくことは、先送りできない緊急の課題であり、子どもの権利の保障を積極的に推進していく上で、その総合的な枠組みとなる条例をつくる必要性は極めて高いものであると考えます。

前回の条例案は、検討過程において子どもが積極的にかかわるなど、多くの市民参加のもとで作成され、その完成度はかなり高いものとなっただけに、市民の認知、理解という点で必ずしも十分でないなどの理由により否決となったこと

は、まことに残念であります。

上田市長は、この条例の再提案を公約に掲げ、このたびの補正予算において、子どもの権利条例の制定に向けた取り組みに係る経費として普及啓発、救済制度の検討を行うための経費などを盛り込んでおりますが、これまでの議会の議論も踏まえ、さきの条例案をベースとして、より多くの市民に条例の制定意義を訴え、理解をいただく取り組みを進めていくことが肝要であると考えます。

また、課題があるとすれば、やはり救済制度の検討ではないかと思えます。さきの条例案では、救済制度を設けるということは盛り込まれていましたが、その具体的な仕組みは別途検討するというようになっており、この条例が実効性あるものとして機能するため、いわばセットとも言えるこの部分についてもしっかりとした検討を行い、救済制度を含めた子どもの権利保障の総合的な枠組みを明らかにし、より完成した形で再提案すべきと考えます。

そこで、質問であります。再提案に当たって、今後、市民の理解を得ていくための基本的な考え方と、救済制度の検討を含め、どのように取り組んでいくのかを明らかにしていただきたいのであります。

次に、環境政策について伺います。

上田市長は、マニフェストの「人にやさしい街」の中で、世界に誇れる環境都市を目指し、危機に瀕している地球環境を守るため、温室効果ガス排出削減、ごみの減量やリサイクルの促進など、市民や企業と一丸となって取り組むことを訴えられています。

先日、世界の科学者、専門家が1,000人、国連機関に集い、地球温暖化に関する調査をするIPCC、いわゆる気候変動に関する政府間パネルの第4次報告が公示され、世界じゅうに衝撃を与えています。今回の報告書は、今までと大きく異なり、断言しないことを常とする科学者たちが、気候システムの温暖化は、大気や海洋の世界平均温

度の上昇、雪氷の広範囲にわたる融解、世界平均海水水位の上昇が観測されていることから、今や明白で疑う余地がないと断言しています。

一方、本市では、2005年3月改定の札幌市環境基本計画において、市民1人当たりの二酸化炭素排出量を2010年度までに1990年比6%削減を目標としましたが、2003年実績で9%増となり、既に目標に対して15%の削減が必要となっているのが現実です。

札幌市においても、脱温暖化の施策が進められており、新エネルギーの導入や省エネルギー政策も多々取り入れられておりますが、現在は限りある化石燃料である石油にほとんどの家庭や企業が依存しております。札幌市の二酸化炭素排出の特徴は、市民生活に関連の深い部門からの排出量が約9割を示しています。寒冷地でありながら、世界に類を見ない大都会の札幌においては、さらに新エネルギーの推進、省エネルギー政策を進めなければなりません。

札幌市では、新エネルギーの導入については、これまでも、市内7カ所の小学校への太陽光発電設備の設置や、モエレ沼公園のガラスのピラミッドにおける雪冷熱利用などを行ってきております。また、省エネルギー施策として、市立札幌病院では2006年4月より省エネルギー改修工事、ESCOサービスが導入され、当初の削減予定より大幅に上回る成果を上げ、二酸化炭素削減に効果が出ているとの情報が市立札幌病院のホームページで公表されています。このように、市が率先して新エネルギーの導入や省エネルギー政策の推進を行っていることは評価するところでございます。

上田市長が公約に掲げる、大規模マンションやオフィスビルなど新築建築物を対象とする建築物環境配慮制度、すなわちCASBEE札幌の導入に関する条例改正案が今議会において提出されており、この条例の制定により、さらに大きな成果を上げることが期待しております。このように、

省エネルギーの推進や新エネルギーの導入促進など、二酸化炭素を具体的に削減することを期待できるエネルギーに関するさまざまな取り組みが温暖化対策で最も重要な施策と考えております。

そこで、上田市長のマニフェストを見てみますと、エネルギー関係では、札幌地域エネルギー戦略会議を設置し、環境戦略を構築することを掲げております。

一方、2008年7月には、先進主要国の首脳が一堂に会し、世界の開発や貧困問題、人権や平和問題、そして環境問題などについて直接話し合う場、G8サミットが北海道洞爺湖畔で開催されることが決定されました。このサミットは、特に京都議定書に続く温室効果ガス削減に向けた2013年以降の国際的な枠組みをつくる上で大きな役割を果たすものとして、地球温暖化問題が最大のテーマに上るものと推察されます。

上田市長としても、この機会に地球温暖化対策としての二酸化炭素削減に向けた札幌市の中長期的なエネルギー戦略をメッセージとして発信すべきと考えるものであります。このためにも、暖房エネルギー需要の多い積雪寒冷地の特殊性をかんがみて、北海道内の学識経験者や有識者の英知を集め、札幌地域エネルギー戦略会議を早期に設置し、札幌市のエネルギー対策に方向づけをしていく必要があると考えます。

そこで、質問であります。上田市長の公約では、2008年度までに設置することになっている札幌地域エネルギー戦略会議について、まずは、戦略会議を設置する意義についてどのようにとらえているか、お伺いいたします。

また、この戦略会議の設置時期はいつごろを予定しているのか、さらに、この戦略会議の成果をいつごろまでに出そうとしているのか、あわせてお伺いいたします。

次は、ごみ減量化の取り組みについてであります。

上田市長は、マニフェストで、清掃工場1カ所

の廃止を目指し、ごみ減量を進めることを掲げられました。これは年間24万トンのごみの排出量を減らすというもので、非常に高い目標を示しております。この目標を実現するには、行政・市民・企業が一丸となって行うことができなければできないと思います。

ごみの減量は、何より環境負荷を低減し、最終処分場である埋立地の延命化を図り、企業会計方式では1人当たり1万4,700円とも言われているごみ処理に係る経費の軽減につながります。370億円かかる建てかえ費用は市民1人当たり2万円に近い税金が必要となります。この金額を知ると、市民のだれもが大変な出費だと知り、危機感を持つでしょう。この危機意識の共有こそ、環境活動のキーワードであります。

横浜市は、2003年にG30行動宣言を発表し、環境行動都市の創造に取り組んでいます。2010年度のごみ排出量を、2001年度に対し30%減らすという目標を立てました。それまでは、ごみは全量焼却できる体制だったため、分別に対する意識も薄く、6カ所のごみ焼却工場で行っていました。しかし、ごみの増加により、ごみ焼却工場の改修や焼却灰を埋め立てる最終処分場の整備が必要になり、膨大なコストがかかることがわかりました。そこで、G30行動宣言につながり、2005年には、5年前倒して30%削減を達成しました。

ごみ減量の最先端市である名古屋市においても、1999年のごみ非常事態宣言で実情を率直に市民に訴え、協力をお願いするものでしたので、市民の意識を変化させることができたものと理解しております。

札幌市においても、市民や企業が明確なごみ減量を目標とすることにより、必ずごみ減量は実現できるものと考えます。

3月に、さっぽろごみプラン21の改定と家庭ごみの有料化の是非について、札幌市廃棄物減量等推進審議会の答申がなされました。会議を34回も行い、2年間にわたって議論をする中で、市民意

見交換会なども実施され、審議会の委員の皆さん方の熱意には敬意を表するものであります。

この答申では、具体的なごみ減量パッケージの施策や配慮すべき事項を確実に実施することを条件に家庭ごみの有料化を市民に提案していくべきとあります。さっぽろごみプラン21の基本指標は、今までの施策実施の効果量をもとに、現行プランよりも高いレベルを目指すことから、効果をわかりやすく示すとともに、市民参加型の評価の仕組みづくりが必要とあります。

札幌市においても、この間、ごみの減量化に向けて、古紙の拠点回収、電動生ごみ処理機購入の助成、定山溪地区での生ごみリサイクルモデル事業の実施など、さまざまな取り組みを行ってきております。これらの事業の効果を検証し、さらなる取り組みの拡大を行っていくことが必要であります。市民参加の減量・分別と事業系ごみの減量・分別をさらに深めていく必要があると考えます。そして、私たちが取り組むべきは、使い捨て経済からリデュース、リユース、リサイクル、すなわち、ごみを減らし、再使用し、再資源化する経済への転換だと考えます。

都市に課せられているのは、ごみをどう処理するかとともに、そもそもどうやってごみを出さないようにするかなのだと考えます。そのためには、行政が具体的なリサイクルルートを確保する、簡易包装を徹底する、デポジット制を推進する、市民や企業が取り組むべき具体的な施策、減量メニューを示し、総合的施策として示していくべきと考えます。したがって、これから改定されるごみプランに具体的な施策が示されるものと期待しております。ごみ減量化に向けては、市民や企業に協力を求める立場から、十分な議論が必要です。丁寧に粘り強く意見を聞くことはもちろんのこと、きちんとした手順を踏み、検討していただきたいと考えます。

そこで、ごみ減量化に向けた上田市長の基本的な考え方をお伺いいたします。

次に、経済対策について伺います。

ご承知のように、本市の産業構造は、北海道における経済的中枢機能の集積を背景に、卸売・小売業、飲食・サービス業などの第3次産業の割合が87.7%と非常に高くなっているのが特徴であり、製造業などの第2次産業の割合は全国平均に比べても低く、市内向け、市民向けに物やサービスを提供する内需中心型の産業構造となっています。したがって、北海道全体の景気の低迷が続く中、消費動向がそのまま経済・雇用状況に直結し、なかなか晴れ間の見えない環境にあると言えます。

このような中であって、上田市長は、このたびの市長選において、1期目に取り組んだ元気基金、ITやバイオなどの新産業の育成、集客交流都市への取り組みなどをさらに充実させるとともに、農業、水産業など第1次産業が盛んなこの北海道、道都としての機能を生かして安全な食品加工やさっぽろスイーツなど、札幌ブランドを国内外に発信することや農産物の高付加価値化への助成などを行い、物づくりの高度化を支援することを掲げ、食のまち札幌の発信を足腰の強い元気な経済都市を目指すための重要な施策としております。

私も、北海道の豊富な食材を生かした札幌らしい食産業を振興し、食のまち札幌を目指して札幌の食をブランドとして国内外に積極的にアピールすることがまちに新たな活力を生み出すことにつながると考えます。また、北海道の農産物などに地元企業が付加価値をつけ、ブランド力の向上を図ることで消費の拡大が促され、地域経済が活性化し、雇用創出や観光客の誘致にも大きな効果が期待されるものと考えます。

そこで、食産業の振興の観点から2点質問いたします。

その1点目は、食のブランド化への取り組みについてであります。

昨今の健康に配慮した食生活や安心・安全な食

に対するニーズの高まりに見られるように、市民の食に対する関心は年々高まってきており、経済の分野においても食に関する産業が注目を集めています。また、政府がことし4月から開始しておりますオーストラリアとのEPA、経済連携協定交渉の動きによっては、北海道の農業に大きな影響が出ることも危惧されていますが、現在の北海道の食料自給率は200%と全国一で、全国平均の40%を大きく上回っており、水産業とともに安心・安全な食材の宝庫と言えます。

このようなことから、食関連産業のビジネスチャンスは今後もますます増大するものと予想され、すぐれた食品開発力と競争力を持つ企業を育てることは必要不可欠と考えます。企業間や大学など研究機関との連携や消費者ニーズの的確な把握など、札幌の特徴を生かした食に対する付加価値を高めていくための取り組みをどのように進めていくのか、市長の見解を伺います。

2点目は、販路の拡大についてであります。

社団法人北海道貿易物産振興会が取りまとめた06年度における北海道の物産と観光展の売り上げ報告書を見ますと、全国36カ所の百貨店で開催された物産展での売り上げ総額は前年度に比べて10.7%ふえており、統計をとっている73年度以降の最高を記録しております。とりわけ食に関するものが売り上げ全体の97%を占めており、北海道の食は全国から注目を浴びていることが明らかであります。

一方、少子化による人口減少や経済のグローバル化など社会環境は大きく変化しており、経済対策もまた変化に対応したものでなければなりません。地元中小企業の足腰を強いものにしていくためには、国内はもとより、国外もマーケットとしてとらえるなど、これまで以上に積極的な取り組みが必要になってきております。

折しも、経済発展が著しい中国との間には、4月には北京、5月には大連との新千歳空港発着の直行便が就航して活発な経済交流の基盤が整いつ

つあり、中国を初め、東アジア圏も視野に入れた販路拡大を進める戦略的な取り組みが求められていると考えます。

観光文化局、総務局国際部、東京事務所など、関係部局を含めた全庁的な取り組みや経済団体との連携など、国内外における販路拡大支援策をどのように進めていくのか、お伺いいたします。

次に、子育て支援策について伺います。

児童虐待など、子どもをめぐる悲惨な報道が続く中、本市の2006年度の児童虐待の取り扱い件数が310件と、前年度に比べて65件も多く、過去最高となったことが明らかになりました。

子どもは、本来、親や家族はもちろん、社会全体から愛され、はぐくまれるべき存在であるにもかかわらず、子どもの人権を踏みにじる痛ましい事件が後を絶ちません。これは、社会の病理現象が最も弱い立場にある子どもに出てきているあらわれではないでしょうか。経済効率と競争が優先される中、金銭の多寡に関心が集まるような社会の風潮では、格差が社会のあらゆる分野に生じてしまい、そのゆがみがこのような状況を引き起こしていると言わざるを得ず、子どもたちの切実な叫びが聞こえるようであります。今こそ、私たち大人自身が現実を直視して、しっかりと向き合うことが重要だと思っております。

本市は、これまで、急速な成長に対応した都市基盤の整備と同時に、仲よし子ども館など、子どもを大切に、さまざまな工夫をした取り組みを行ってきました。地域の公園や路地裏でいつも子どもたちの歓声が聞こえた昭和の情景は、都市の発展とともに失われてしまった感がありますが、仲よし子ども館を引き継ぎ、他都市に先駆けていち早く地域子育て支援事業に取り組んで10年の歴史を刻んできました。

地域・区・全市の3層構造による子育て支援の環境づくり方針のもと、全市においては子育て支援総合センター、区にはちあふるを順次整備し、地域においては全小学校区単位に子育てサロンの

設置が急ピッチで進められています。子育て支援の器づくりは十分と言えないまでも順調に進んでいると言ってよいと思いますが、この器に魂を入れ、子どもたちの輝く笑顔でいっぱいにするための取り組みが課題として残されています。

また、2004年度に子ども未来局が新設され、政令都市では一番早く子ども関連施策が一元的に展開されるようになりましたが、保健福祉局や教育委員会はもとより、行政のすべてのセクションが子どもを常に念頭に置いた取り組みを進めるべきであると考えます。

上田市長は、マニフェストの中で、来年度に乳幼児医療費の原則無料化を小学校入学前まで拡大、待機児童ゼロを目指した保育所定員増などを市民と約束し、肉づけ予算を見ても、妊婦健診の公費負担を5回に拡大、スクールカウンセラーの派遣時間増など、厳しい財政状況の中にあっても子ども関連の施策の充実について相当の決意を持って臨まれていることがうかがえます。行政、市民、関係団体がさらに連携を強めて事業を展開していくことを願って、子育て支援施策について、以下、3点お伺いいたします。

その1点目は、育児体験事業についてであります。

現代は、3世代同居の減少や核家族化、一人っ子の増加で赤ちゃんと触れ合う機会を持たずに大人になる人が多くなり、そのことがいじめや虐待、少子化の一因であるとも言われています。子どものうちに赤ちゃんとかわりを持つ経験は成長にとって欠かせない大変重要なものであり、学校現場で多くの児童生徒が育児の体験や学習をすることは何より大切であると考えます。

本市では、昨年度に市立高校1校で行われたと聞いておりますが、その評価と今後の取り組み方針を伺います。

2点目は、出前子育て相談についてであります。

子育て支援についてさまざまな行政サービスを

展開していますが、現実には個々の事情で余り利用できない家庭も多いと思われます。子どもや子育て支援に関する情報を簡単に入手できる仕組みとして、本年4月から子育て情報ダイヤルサービスが全市展開されたことは大いに評価しているところであり、しっかりと周知を図っていただきたいと思えます。

一方、子育て家庭の中には、なかなか外出しづらい方がいるのも事実であります。上田市長のマニフェストには、子育て相談を希望する家庭を保育士が訪問しますという出前子育て相談を08年度から実施すると掲げられておりますが、一日も早い取り組みが望まれます。今後どのような方針で進めていこうとされているのか、お伺いいたします。

また、保育士による保育相談、保健師による保健相談など、縦割りによる行政サービスとなっている例があります。サービスを受ける立場の子育て家庭は一つであり、利用者の立場に立った関係部局の連携が重要と考えますがいかがか、あわせて伺います。

3点目は、市民との協働についてであります。

子育て支援事業の充実に向けて、これまでも取り組みを進めてきておりますが、これからは、札幌市のさまざまな事業をベースにして、地域での子育て支援にかかわる人材育成や市民の意識の醸成、日常的な行動につなげていくことが必要であると考えます。

上田市長は、市民の力を応援し、市民が最大限に力を発揮できるまちづくりを目標としてこられました。子育て支援についても、今後、このような観点を強く打ち出し、わかりやすい仕組みをつくるなど、市民とともに進めていくことが大切と考えますが、上田市長の見解を伺います。

次に、芸術・文化関係としてジャズ文化に対する取り組みについて伺います。

上田市長は、2003年の市長就任以来、芸術・文化の振興に力を入れており、芸術・文化の薫るま

ちの実現を重要課題として掲げ、芸術・文化によるまちづくりを積極的に進めてきたところであります。2005年の11月には、多くの芸術・文化関係者の連携と協力によって第1回目のさっぽろアートステージが開催されています。この事業は、演劇、音楽、美術などのさまざまなイベントを市内各地で実施することによって、まちじゅうに芸術・文化によるにぎわいをつくり出していこうというもので、年々その規模を拡大してきています。このような取り組みによって、芸術・文化を発信するまち札幌というものが着実に実現されてきているのではないかと考えています。

その一方で、このような取り組みとは別に、札幌市民が独自にはぐくんできた文化的な風土、土壌というものもまたあると思うのであります。このような面にスポットライトを当てて都市の魅力を高めていくことも、また重要ではないかと感じています。その代表的なものがジャズではないかと思うのであります。

ジャズは、若者からお年寄りまで幅広い年齢層に親しまれている音楽であり、BGMとしても日常的に耳にする機会が多い音楽であります。また、札幌にはジャズのライブハウスが30店舗以上あると言われており、まちの一部となっている音楽文化としてジャズが持っている潜在的な価値はとても大きいものではないかと感じています。

北海道では、倶知安、室蘭、岩見沢、釧路、苫小牧、幕別などでジャズフェスティバルが開催されており、かねてからジャズと北海道の歴史や気候風土との相性のよさが言われています。札幌市内でも手稲ジャズストリートや円山ミュージックソンなど、地域に根差した市民の自主的な取り組みが行われており、昨年からは新たに盤溪ジャズフェスティバルが始まるなど、最近のジャズをめぐる盛り上がりは目覚ましいものがあります。

さらに、目を全国に向けて見ると、横浜市の横浜ジャズプロムナードや仙台市の定禅寺ストリートジャズフェスティバルなど、都市型のジャズ

フェスティバルを開催してジャズをまちづくりに活用している例もあります。これらのイベントでは、音楽文化の振興はもちろんであります。横浜ジャズプロムナードでは13万人、定禅寺ストリートジャズフェスティバルでは71万人もの観客が集まるなど、集客交流の面でも大きな可能性を秘めているのではないかと思います。

ジャズというのは、市民の楽しみとなるだけでなく、世代を超えたコミュニケーションの手段として人々の心を元気にし、まちに活気を与えることができるものであり、さらに、観光資源として経済振興にも寄与できる文化であると思うのです。このようなことから、札幌市としても、これまで以上にジャズという音楽分野の振興に取り組むべきではないかと考えていたところであります。

2期目を迎えた上田市長のマニフェストにも、サッポロ・シティ・ジャズを開催し、ジャズが似合うまち札幌を世界に発信するということが公約として掲げられており、5月10日に行われた定例記者会見においてその概要が発表され、新聞、テレビなどでも紹介されたところであります。

札幌には、ことしで18回目を迎えるPMFという素晴らしい音楽祭があり、札幌コンサートホールKitaraという世界水準の音楽専用ホールがあります。PMFとKitaraによって、本市はクラシック音楽の分野では世界に向けて発信できる都市へと成長することができたわけですが、今後は、ジャズにも真剣に取り組むことによって、音楽都市札幌としてのイメージを世界に向けて発信していくべきではないかと考えているところであります。

そこで、私は、このような認識を踏まえて、大きく2点について伺います。

1点目ではありますが、ただいま申し上げましたような札幌におけるジャズ文化の現状を踏まえて、これまでジャズという音楽分野の振興にどのように取り組んできたのか、まず伺いたしま

す。

2点目として、上田市長のマニフェストとも関係することではありますが、ジャズによるまちづくりについて、札幌市の政策として明確に位置づけて推進すべきものと考えますが、今後どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

以上で、私の質問のすべてを終了いたしました。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(畑瀬幸二) 答弁を求めます。

上田市長。

市長(上田文雄) 7点にわたるご質問をちょうだいいたしました。その中で、私の政治姿勢について、それから財政問題について、市民活動促進条例と子どもの権利条例についての3点に対して私からお答え申し上げ、その余は担当の副市長から答弁をさせていただきたいと思っております。

最初に、私の政治姿勢についてでございます。

1点目の2期目の市政運営についてでございますが、先日の所信表明でも申し上げましたとおり、少子高齢化の急速な発展、人口減少社会を迎えて厳しい経済・雇用状況が継続する中、人々の将来に対する不安感というのが極めて高まってきているという現状認識を持っております。

私は、市長といたしまして、この4年間の経験を踏まえて、市民自治を市政運営の根本に据えながら、この難局を市民とともに乗り越えていきたい、このように考えております。つまり市民の力と英知を結集し、市民の持っている力を最大限に発揮できる場をつくる、189万人の札幌市民のリーダーとして札幌市が進むべき道を指し示していきたい、このように考えているところでございます。

そのために、自治基本条例が目指しております市民が主役のまちづくりを実践するとともに、節度のある堅実な財政運営を堅持いたしまして、市民のために働く市役所、つまり、市役所が真に市民のために役に立つところであるように改革を継続していきたい、このように考えているところで

ございます。

さらに、私は、元気な札幌のまちの実現に向けて、札幌のまちの魅力、資源、活力というものを十分に生かしたまちづくりを進めたいと考えておりまして、札幌のまちの活力・魅力といったものを発見し、そこに磨きをかけて、より一層魅力あるものに高め、国の内外に発信する、それによって人が集まり、投資が呼び込まれ、富の集積が図られます。このようなことで経済の活性化を図ってまいりたい、このように考えているところであります。

私が思い描く札幌の未来というものは、恵まれた自然環境の中で、市民が持てる力を十分に発揮できるまちでありまして、そのことによって札幌の魅力が輝きを増して、そして、世界の人々からあこがれと敬意を持って、尊敬を持って見詰められるまちとなることであります。そのような明るい未来を次代の子どもたちに引き継いでいく、こういう強い信念を持ち、2期目の市政に取り組んでまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、サミットに対する札幌市のスタンスについてお答えをいたします。

北海道洞爺湖サミットの開催は、北海道から世界へ向けて情報発信をするまたとないチャンスでありまして、大変喜ばしいことであります。

これを成功に導くためには、北海道全体で一致協力して取り組むことが必要であり、とりわけ北海道と札幌の連携が重要だというふうに考えておりますので、これは仮称でございますが、近々設立予定の北海道洞爺湖サミット道民会議、この道民会議へも積極的に参加をしてまいりたいと考えているところであります。

また、来年のサミットでは地球環境問題が主要なテーマとして掲げられるというふう目されておりますので、札幌独自の取り組みといたしまして、例えば、青少年を対象とする環境に関するイベントを国や北海道などと連携、協調しながら実

施する、あるいは、市民とともに世界の先進的な取り組み事例を学ぶような機会を設けるなど、さまざまな企画を検討しているところでございます。

さらに、サミットには国の内外からメディア関係者を中心として数千人が訪れるということになりますので、できるだけ多くの方に札幌に立ち寄っていただけるように工夫をしていきたいと考えているところであります。

特に7月という時期を見ますと、この開催時期に合わせてPMFが開催されているところでございます。このPMFに代表される札幌市は、これまでに蓄積をしてまいりましたすばらしい文化・芸術や、それから、札幌ドームだとか、あるいはモエレ沼公園などの施設を早い段階から積極的にアピールをいたしまして、文化担当記者も含めたより多くの分野のメディアの方々にも札幌に来ていただく、そのような計画を立てていきたい、サミットという機会を最大限に活用できるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

そして、実際に札幌を訪れた方々が札幌の魅力や札幌市民のホスピタリティーに触れまして、この感動といったものを世界に発信していただければすばらしいことだと考えているところでございます。

これ以外にも、主会場の消防警戒体制支援のために消防職員を派遣するなど、市を挙げての取り組みが必要となっておりますので、庁内におきましても、サミットに関する情報を共有し、札幌市としてのさまざまな取り組みを検討する場として、先月29日に関係局長会議を開催したところでございまして、今後とも札幌市として万全の体制で準備を進めてまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、財政問題についてご質問がございましたので、お答えいたします。

まず、今回の予算編成の基本的な考え方であり

ますが、20億円という本当に限られた財源を可能な限り効率的に使うために、元気ビジョンに掲げました五つの政策目標に沿って力点を置く施策を明確に示し、めり張りのある予算編成を行うことを基本といたしますとともに、マニフェストにおいてお約束いたしました事柄を中心にいたしまして、できる限り早期に着手、もしくは事業化のめどをつける必要のあるものを計上させていただきました。

具体的には、子どもを産み育てやすい環境づくりや安全・安心なまちづくり、あるいは市民自治といった身近な市民生活を支え、その質を高めていくような事業に重点的に予算づけをするとともに、経済や雇用など札幌の活力を高めていくような事業も拡充したところであります。

さらに、限られた財源の中で、公約を達成するためにお金をかけないで市民、職員の知恵や工夫あるいは連携によりまして取り組みを進めていくことも非常に大事なことで、必要なことだと考えております。このことは、自治基本条例の施行を踏まえまして、市民主体のまちづくりを実現するために、まず職員一人一人がみずから主体となって不断の努力を重ね、行動するという姿勢が今まさに求められているところでありまして、今回の予算編成におきましては、特段の予算計上をしなくても、職員みずから汗をかいて実施する、あるいは既往の予算において対応して取り組む、こういった工夫をしたところでもございます。

2点目の中期財政見通しについてでございますが、これまで財政構造改革プランに沿った取り組みによりまして、平成17～18年度の2カ年で目標を上回ります273億円の削減効果を生み出したことを初めとして、さまざまな見直し努力を行い、毎年度の収支不足を解消してまいりました。

しかしながら、先般お示しいたしました中期財政見通しでは、今後もなお、約200億円から300億円に上る収支不足が見込まれ、しかも、義務的な経費の増加から来る構造的な要因によるものであ

りますことに深い危機感というものを持っているところであります。

私は、選挙期間中、脱ムダ宣言ということをお願いしましたが、今後も真に必要な公共サービスを安定的に供給するために、速やかにすべての事業についての事業仕分けを行い、その結果を踏まえまして、歳入・歳出、定数、それから機構等の一体的な見直しを盛り込んだ行財政改革プランを策定いたしまして、中期財政見通しにおける収支不足を解消していきたいということとともに、持続可能な財政構造を目指した改革を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目の地方債の償還につきましては、原則として発行から30年間で計画的に完済をしていくことといたしておりまして、満期一括償還方式による発行の場合には、毎年度一定額を減債基金に積み立てをさせていただきまして、満期の際に、それを取り崩すことで負担の平準化といったものを図りながら着実に償還を行ってまいりたいと考えておるところであります。

次に、特別会計及び企業会計での償還に対する国などからの資金手当てについてであります。

これらにつきましては、原則として使用料や料金などの収入により行われるべきものでありますけれども、病院事業、高速電車事業、水道事業、下水道事業につきましては、経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化する目的で元利償還金の一部を一般会計から繰り出してありまして、その繰り出しに対し、一定割合で地方交付税による措置がされているところであります。

4点目の発行額と償還額の見通しについてでございます。

私は、就任以来、将来世代に過度の負担を残さないとの観点から市債の残高の圧縮に一貫して取り組んでまいりました。具体的には、平成16年12月に策定いたしました財政構造改革プランにおいて、市債の新規発行は、その年度の元金償還額の範囲内とすることといたしまして、毎年度予算の

中で実行してまいったところでございます。

この方針につきましては、本年3月末時点で一般会計の市債残高がなお1兆1,133億円に達しておりますことから、さらなる市債残高の圧縮に向けて今後も堅持していく必要があるものと考えているところでございます。

5点目の減債基金の活用についてであります。取り崩し時期が到来していない資金が相当額に達しておりますために、平成15年度から、基金の一部を公債会計に貸し付け、借換債の発行を抑制することで外部から借り入れを行った際に支出されます手数料の節約を図ってまいったところでございます。また、一部につきましては、一般会計への繰りかえ運用などを行うことで外部からの一時借り入れを発生させないようにしているところであります。

6点目の財産収入についてでございます。

まず、システムの内容についてであります。従前は財政局と土地などの財産を所管しております部局だけがそれぞれ紙ベースで管理をしていた所在地、面積、それから異動内容等の情報であります。それぞれの所轄の部局が入力することによって札幌市全体で共有することができる仕組みをつくってきているところであります。このシステムによりまして、市民からの問い合わせに対する対応の迅速化及び土地情報の検索等の事務の効率化が図られるものと考えているところであります。

次に、財産収入の確保に当たってのシステムの活用方法についてであります。財産収入の確保のためには、議員がご指摘のとおり、所在地、貸し付けの有無、売却に適する面積であるか否かなど、土地の状況を的確に把握した上で売却する土地を選択することが必要となります。そこで、このシステムを活用して、これらの情報を迅速に把握し、売却地の選定やその時期等の検討を適宜行うことで財産収入のさらなる確保につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、市民活動促進条例と子どもの権利条例についてお答えをいたします。

まず、市民活動促進条例に対する基本的な考えと策定のスケジュールについてでございます。

私が目指しております市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街・札幌という課題は、行政だけで実現できるものでは決してなく、地域に密着したまちづくり活動や多様なニーズにこたえたボランティア活動など、市民一人一人の自発的な活動によって実現されるものであります。

これまでの4年間、市民が主役のまちづくりというものを根幹に据えた市政を進めてきた結果、市民自治の仕組みが着実に根づきつつあるというふうに考えております。こうした芽生えをさらに大きく育てるために、今後も市民自治の実践に積極的に取り組んでいこうと決意を新たにしているところであります。市民活動こそが、この市民自治、そして札幌のまちづくりの原動力になるものと確信をいたしているところであります。

市民活動促進条例は、情報、人材の育成、活動の場、資金の支援を総合的に講ずることによりまして、市民活動を多面的にサポートし、市民の力がまちづくりに最大限発揮される環境づくりというものを行うものであります。したがって、条例の制定に向けた準備を速やかに進め、年度内の制定を目指していきたい、このように考えております。

そのため、まず、7月には市民フォーラムを開催いたしまして、市民活動の重要性や条例の必要性について広く市民に知っていただくとともに、そこでより多くの市民の方々のご意見を伺ってまいりたい、このように考えております。また、市民活動を行う町内会及びNPO、これらの活動を支援する企業などの方々によりましてアドバイザー会議を設けまして、専門的かつ実効的なご意見をいただくことといたしております。

これらのことを踏まえまして、さらに議会で議論を深めていただいた上で条例を制定し、市民活

動の促進を通じて市民一人一人が主役となって、みずから行動する市民自治の札幌スタイルといったものを構築してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の子どもの権利条例についてであります。

条例提案に当たっての基本的な考え方についてであります。さきの第1回定例会におきまして市民理解が十分に広まっていないといったご指摘をいただいたことを踏まえまして、改めて、条例制定の趣旨などについて、市民の皆様に対し、これまで以上にわかりやすく丁寧に説明していかねばならないと考えております。

具体的には、イラスト等を用いましたパンフレットを活用いたしまして、子どもとその保護者はもちろん、小・中・高の教職員や子どもにかかわる地域の方々など幅広い層の理解を求めるとともに、意見交換会やフォーラム等を積極的に実施するなどの取り組みを重ねてまいりたいと考えているところであります。また、議員ご指摘のように、条例がより実効性のあるものとなるように、多方面の専門家の方々と公募委員による新たな検討会議を設置いたしまして、救済制度の機能や権限などについてご審議をいただき、その内容を含む条例全体の枠組みをまとめていきたいと考えているところでございます。

私といたしましては、このような手続を経て多くの市民の皆様のご理解をいただき、できるだけ早期に条例案を上程したいと考えているところでございます。

私からは、以上でございます。

議長（畑瀬幸二） 小澤副市長。

副市長（小澤正明） 私から、3点についてお答えを申し上げます。

初めに、経済政策についてであります。

1点目の札幌の特徴を生かした食の付加価値を高めるための取り組みについてであります。札幌市は、北海道産の農水産物などが集積する物流

拠点であり、こうした優位性を生かしながら、豊富な食資源をベースにした加工品づくりや技術開発、さらには販売戦略など、さまざまなプロセスにおける支援が重要であると考えております。

現在、札幌発の商品開発等を目指す企業に対して支援を行いながら成功モデルの創出に取り組んでおりまして、今後とも、札幌ブランドとして消費者に愛される食加工品の開発支援に向けて、公的研究機関等と連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。また、デザイン産業など、異業種との連携による札幌らしいパッケージの開発等によって商品の差別化を図るなど、多様な支援を通して札幌市の食品関連産業の活性化を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の食関連産業の国内外における販路拡大支援策についてお答えをいたします。

まず、国内での取り組みについてであります。今後とも、商工会議所や札幌物産協会などの関係団体を初め、観光部、国際部、東京事務所等とも一体となって物産展や食関連の見本市、さらには、今年度から金融機関主催の商談会への地元食品関連企業の出展支援を進めていき、観光PRも織り込みながら販路拡大支援に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国外での取り組みについてであります。台湾台北市において札幌の物産と観光展を開催しておりまして、韓国では、過去3年開催した物産展の実績を生かして、昨年度からソウル市内に常設のアンテナショップを開設しております。また、香港、シンガポールの食品バイヤー等と本市企業とのビジネスマッチングのほか、中国におきましては、国内の他の自治体に先駆けた販路拡大を実現するため、札幌市の北京駐在員事務所の主導のもとで展開している商談会につきましても、引き続き金融機関と連携しながら開催をしてまいりたいと考えております。

次に、子育て支援のうち、1点目の育児体験事業についてであります。

この事業は、次世代育成支援プログラムの一つとして、「赤ちゃんってすごい」というタイトルで、昨年、初めて旭丘高校をモデル校として高校生と親子の交流を目的に実施したものであります。実際に乳児を抱いた生徒からは、出産や育児の話に新鮮な驚きを持つとともに、自分も同じように大切に育てられていると実感したなどの感想が寄せられておりました。また、教師や生徒の親からも親子や家族について改めて考えるよい機会となったとの評価を得るなど、学校の中で命の大切さを学ぶことは意義あることと考えております。

本年度は、モデル校を小・中・高等学校の各1校にふやし、その実績を踏まえ、今後さらに拡大的方向で関係機関との連携を図りながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の出前子育て相談についてですが、これは、核家族化が進む中で、育児不安を抱えながら自宅で悩んでいる子育て家庭に対し、直接、保育士2名が伺うものであります。具体的な遊び方の指導や情報提供を行いながら、寄り添うことによってその家庭にふさわしい助言が可能となり、また、陥りがちな孤立感を軽減し、安心して子育てをしていただくというものでございます。

今年度はモデル事業として2区でスタートし、今後につきましては、相談実績や成果などを見きわめた上で全市的な展開に向けて検討してまいりたいと考えております。また、この事業を効果的に展開していくためには関係部局との密接な連携が不可欠であり、この点に十分留意しながら、利用者の立場に立ち、事業を進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の市民との協働についてであります。

子育て支援における市民との協働につきましては、子育てサロンや読み聞かせボランティアを初め、厚生労働省事業としてのNPOによる緊急サ

ポートなど、着実に広がってきております。こうした活動相互の連携を深める仲立ちをし、情報が利用者の手に届きやすい仕組みをつくることが行政の重要な役割の一つと受けとめているところであります。さらには、一人一人の市民が、あらゆる生活の場面において、子育て家庭に対する思いやりをみずから子育て支援宣言のような形で表現するような取り組みが広がることによって、札幌のまちがさらに子育てしやすいまちになっていくものと考えております。

次は、ジャズによるまちづくりについてであります。

まず、1点目のジャズ文化に対するこれまでの札幌市の取り組みについてであります。

ご指摘のとおり、札幌市には多くのジャズのライブハウスがありまして、また、市民の方々の自主的な公演も活発に行われており、ジャズが文化として日常生活の中に根づいている都市であると考えております。

そうした中で、札幌市においては、平成11年度から芸術の森野外ステージを会場として国内外のトップミュージシャンによるジャズの公演であるサッポロ・ジャズ・フォレストが行われてまいりました。この事業を契機に平成12年度に誕生いたしました札幌・ジュニア・ジャズスクールは、小・中学生のためのジャズスクールとして全国にも先駆けとなるものであり、昨年行われましたオーストラリアでの演奏会においてもその技術や表現力が高く評価をされたところでございます。また、昨年7月、市役所駐車場を会場とした野外ライブが初めて開催され、若者から高齢者まで会場を訪れた市民の方々は約1,500人にも及び、ジャズ愛好家のすそ野の広さとジャズという音楽文化が持つ魅力の大きさを改めて認識したところでございます。

札幌市としましては、これらの事業に対しまして、財政的な支援を初め、開催場所の提供や広報、PRにおける連携など、関係団体と協力しな

がらジャズ文化の振興に向けたさまざまな取り組みを行ってきたところでございます。

次に、2点目の今後の取り組みについてでございます。

ことしの夏から本格的に開催されますサッポロ・シティ・ジャズは、これまで実施してきたサッポロ・ジャズ・フォレストや市民の方々の自主的な公演を札幌市全体で楽しむ都市型のジャズフェスティバルへと発展させるものでございます。中島公園内に設置する日本初のドーム型テントをメイン会場として、市内各地の公共スペースでのライブ演奏や子どもを対象としたワークショップ、芸術の森野外ステージでのライブ演奏を行うなど、ジャズの多様な表現スタイルを満喫できるイベントを目指しているところであります。また、フェスティバルの運営には多くのボランティアがスタッフとして参加するほか、将来的には、ジャズとアートの融合や世界的なジャズフェスティバルとの連携を目指し、札幌の新たな観光資源として日本を代表する札幌ならではのジャズイベントに成長させたいと考えております。

札幌市としましては、ジャズが似合うまち札幌を世界に発信することを施策として明確に位置づけ、サッポロ・シティ・ジャズを着実に成長させることによりまして、まちの至るところで気軽にジャズに触れることができるまちの実現を目指し、同じく札幌の夏を彩るPMFとともに、音楽都市としての札幌の魅力の世界に向けてさらにアピールしてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（畑瀬幸二） 加藤副市長。

副市長（加藤啓世） 私から、環境政策についてお答えをいたします。

1点目の札幌地域エネルギー戦略会議についてであります。

まず、会議を設置する意義についてであります。積雪寒冷地であるがゆえに暖房エネルギーを大量に消費している本市にとって地域エネルギー

戦略を構築することは大きな意義があると考えており、温暖化対策に取り組む地方自治体の責務としても重要なことと認識しております。

また、会議の設置時期についてであります。現在、学識経験者を初めとした委員の選考に着手をしており、7月中には準備会的な懇話会を立ち上げ、遅くとも秋ごろには正式に札幌市エネルギー戦略会議を発足させたいと考えております。さらに、会議の成果につきましては、来年の早い時期に一定の方向性を出していただくよう精力的な検討をお願いしていく考えでございます。

次に、2点目のごみ減量化に向けた基本的な考え方についてでございます。ごみの減量化は、本市におきましても市政における重要な課題でございます。地域が貢献できる地球温暖化対策の一つでもあると認識しております。ごみの減量のためには、物が生産され、ごみとなって処理されるまでのそれぞれの段階で、市民、事業者の皆さんが互いに協力して、みずからごみを減らそうという意識を持ち、行動を起こしていただくことが必要であると考えております。

札幌市としては、ごみ減量行動に市民の力が十分発揮される総合的な仕組みをつくっていくことが行政の大きな役割であると認識してございまして、このたびの審議会答申、さらには、今後予定している市民意見交換会などでの議論を踏まえて、新たなごみプランの策定作業に鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（畑瀬幸二） ここで、およそ30分間休憩します。

休 憩 午後2時58分

再 開 午後3時31分

副議長（笹出昭夫） これより、会議を再開します。

代表質問を続行します。

山田一仁議員。

(山田一仁議員登壇・拍手)

山田一仁議員 私は、自由民主党議員会を代表いたしまして、札幌市政にかかわる諸問題について質問させていただきます。

質問に入る前に、まず、このたびの市長選挙では、長期低迷が続く道都札幌の経済をどう活性化させ、どう行政を健全に推進していくのか、あるいは、地方分権や三位一体という厳しい地方自治体の経営環境の中で、市民サービスや住民負担のあり方など、今後の札幌の市政の基本を正面から問うものであります。

しかしながら、選挙の争点が、市長が当選後の会見でも述べたように、お金の使い方、あるいは、財政再建か公共投資かというような単純な対立構図になってしまい、我が党の主張が十分に市民の皆さんに理解されなかったことは極めて残念でありました。

上田市長におかれましては、これまでの4年間の知名度という有利性はあったものの、激しい選挙戦を戦い抜き、見事、再選を果たされましたことに、まず、お祝いを申し上げさせていただきます。

さて、我が会派は、今回の選挙により、札幌市政が始まって以来、第2会派としてスタートすることになりました。我々自由民主党は、初心に戻って、議会政治と市政の健全な発展に全力をささげる決意であります。どうぞよろしく願い申し上げます。

市長は、今回の選挙でマニフェストを出されました。いわゆる、うえだの約束です。市長みずから、4年間に実現することとして政権公約としたものであります。「咲かせよう さっぼろの花」をテーマに、人を大事にするマニフェストと分野別のマニフェストでまとめられています。これらの札幌のまちづくりについて、政策の数値目標と実施期限を設定して公約としています。

私は、このマニフェストを、選挙後、読ませて

いただきました。柱となる五つの政策には「はぐくむ」「活かす」「ぬくもり」「やさしい」「輝く」など詩的な単語が連なり、聞こえのよい柱立てになっております。

しかしながら、全体を通して何度読んでも、このマニフェストからは長期的視点に立ったまちづくりのあり方、経済対策等は見当たらないのです。つまり、ビジョンが見えないのです。

これまでの議会の中でも将来ビジョンについて議論してきましたが、上田市長は、先を見る、ビジョンを描くということが不得意のように思えてなりません。法律家という職業がそうさせているのではないのでしょうか。

今なお経済が低迷し、景気も回復しない。特に、北海道の基幹産業である建設投資は激減し、中小の建設業者にとってはあすの仕事にも困っている現実の中で、「咲かせよう さっぼろの花」とは余りにも浮世離れしたテーマではないかと、憤りを持った企業の経営者や市民も少なくないと思います。

このマニフェストが今後の札幌のまちづくりの指針になるとすれば、極めて心配であります。北海道を引率する札幌を上田市長に4年間任せること、我々ならずとも、市民や経済界も不安を持つものであります。札幌の市民の幸せを念願することにおいては同じでありますので、今後4年間、上田市政に対しては今まで以上の厳しい目で臨んでいきたいと思っております。

では、初めに、2期目の市長の基本姿勢について何点かお伺いいたします。

1点目ですが、市長が掲げたマニフェストでは、札幌は、4年という時間をかけて、今、市民が最大限に力を発揮できるまち、市民が主役のまちへと生まれ変わったと言っております。本当に市民はそのように感じているとお思いでしょうか。

また、札幌は、市長がすべて決めていくまちではなく、市民の意思によってお金の使い方や事業

の方向さえも決めていく、そんなまちを目指すもあり、この場合、市長の役割は、市民の先頭になって決断する、市役所は、市民が力を発揮する場をつくり、市民が市政を変える手伝いをするとなっているのです。

マニフェストを読まなかった市民にとっては後の祭り、大変な役割を負わされると驚くことと思います。

私は、この約束を何度読んでも理解できないのであります。前期の4年間で、市民の意識が、市長が言うほど、何がどう変わったのでしょうか。ほとんどが前桂市長の遺産事業であり、そして、その消化であり、市政のすべてがその延長上であったと思うのであります。特に、上田市政の1期目は、経済対策や行財政改革において十分な成果が見られなかったとの評価や、緊縮ばかりを強調する市政への閉塞感を抱いている市民も少なく、さらには、最近では市職員までが萎縮して、何を聞いても予算がないとなっているのです。このことを市長はご存じでしょうか。

うえだの約束は、読み方によっては、これからの市政は市長と市役所、市民と直接な関係を重視しており、議会も町内会もあり方については何ら触れられていないのであります。

市長は、議会制民主主義ではなく、直接民主主義を標榜しているようで、理解するのが難しい内容です。花を咲かせるためには、いい土地とともに、水も肥料も必要であります。土地は、まさに都市基盤です。水をまくのが市民なのか、肥料をまくのが市役所なのかわかりませんが、いずれにしても、これらのバランスがとれて、いい花が咲くのであります。

市長は、当選後の会見で、札幌の社会的インフラの整備はできている、今後は、今ある資本を生かしたまちづくりでよいと明言しております。本当にそうでしょうか。都市は生き物であり、経済の中で変化しています。そこに住む市民や社会ニーズも高度化、多様化してきており、これらに

的確に対応できるまちが繁栄していくのです。まちづくりには、これでいいということはないのです。

そこで、一つ目の質問です。

市長は、前期4年間でどう役割を果たし、どのようにして市民が主役のまちに変わったのでしょうか。また、市長の、花が咲いたまちが実現したまちはどのようなものか、お示し願いたい。

次に、市長は、「私の原点・人を大事にする」とされているが、今回のマニフェストを実現化する上で市民の役割が見えないのであります。マニフェストでは、全体を通して市民主体のまちづくりが貫かれています。が、「人の力を活かす街」では、市民の役割と負担が一層大きくなることが読み取ることができます。また、市長の当選後の言動から見て、今回の選挙結果を、財政逼迫を有権者、市民が切実感を持って受けとめてくれた、そして、市民は一定の痛みを負担することについても容認の意思を示されたと認識しているのではないかと思います。

そこで、二つ目の質問です。

マニフェストを実現化する場合の市民の役割をどのように考えているのか、また、市民負担の増大、さらには市民サービスの低下へとつながっていくのではないかと、お伺いいたします。

また、今回のマニフェストには、正確な数値目標、実施期限、個別経費は丁寧に記載されておりますが、その花を咲かせるための全体事業費と財源の措置が示されておられません。財源の措置が明確にされていなければ、単なる絵にかいたもちであります。

そこで、三つ目の質問は、このマニフェスト実現に当たっての財源をどのように考えているのか、また、マニフェストにおける財政健全化はどのように考えているのか、お示しください。

さらに、マニフェストを具現化するための中期計画を今年度中に策定されるものと思います。これまで、市長に対し、だれが市長になるうが、中

期計画の策定は現市長の責任であると我が会派は主張してきましたが、市長はここまで引き延ばしてまいりました。今回の肉づけ補正予算にその策定費を計上しておりますが、まさに遅きに期したものであります。

そこで、四つ目の質問は、中期計画策定に当たっては、マニフェストの現実化の手段ではなく、学識者や専門家、経済界、そして市民などの意見を幅広く聞いて策定すべきと思うが、いかがですか。

また、中期計画の策定に当たっては、議会に諮るお考えがあるのか、この点を伺います。

次に、基本姿勢の2点目、道都札幌にふさわしいまちづくりについてです。

市長は、人が輝く街をテーマに、将来を見据えた都市再生、そして、道都札幌にふさわしいまちづくりを掲げております。

しかし、市長のこれまでの4年間を見ていると、都市再生に関するものは、札幌駅前地下歩行空間以外、新たな具体策は何も見当たらないのです。市長は、都市計画的なものには余り関心を示さないとされています。まちづくりのイベントには関心を示すが、ハードの都市計画には興味がないようであります。これでは、経済分野も含めた北海道の牽引役を担うべく、道都としての風格あるまちへの実現は極めて心配なのであります。

3年後には、札幌駅前地下通路が完成します。これにより、札幌駅から地下鉄すすきの駅間が地下通路でつながり、歩行者の流れが大きく変わりますとともに、都心の模様が大きく変わることが予想されます。そして、それが南北の商業格差解消に、都心商業者からの期待は非常に大きいものがあります。

次に期待しているのは、市民会館の建設であると思います。次世代の札幌のシンボルになるものを期待しているところですが、上田市長は、ことしになって急に、リース方式が経済的であるとの理由から、札幌にとって顔ともなっている大通の

1区画に6年程度の暫定ホールを考えられたことについては、札幌市のまちづくりでの貴重な土地の有効利用の観点からも大いに疑問を持つものであります。

しかし、駅前通については、この地下歩行空間を生かした次世代の都心の再生計画をぜひとも考案する時期になっているものと考えます。

そこで、一つ目の質問です。

マニフェストでは、道都札幌にふさわしい都心の魅力度アップを進めると言っていますが、この地下歩行空間を生かしてどのような都市再生を考えておられるのか、お示してください。

また、マニフェストでは、同様に、まちづくり会社をつくるとしていますが、このまちづくり会社というのはどのようなものか、お伺いいたします。

次に、二つ目の質問です。

札幌が道央圏の牽引役として、さらには、道都としての役割を果たすまちづくりにおいて重要なのは、周辺都市との密接な連携であります。公共交通機関の問題、道路交通の問題、除雪計画での連携や雪堆積場の供用、ごみ対策など共通の行政課題はたくさんあります。これまで広域圏組合など事務的なものがあつたようですが、さほど機能していないのが現実のようです。

去る5月25日、上田市長は、初めて石狩市を訪ねたことを発表されました。石狩市の田岡市長と、ごみ問題、水道問題、石狩湾新港の活用などについて議論を交わし、有意義な訪問であったとの市長記者会見がありました。また、市長は、今後、グループ交際からカップリングで相手を決めてお話しさせていただくとも述べられておりましたが、私どもとしては、4年たってやっと周辺都市へ目を向けられたという感じを持って聞いておりました。

そこで、質問の一つは、石狩市を訪問して、今後の連携についてどのようなことを確認したの

か、また、札幌の役割というものをどのように感じたのか、お聞かせ願いたい。

次に、二つ目は、今後、石狩市以外に訪問する計画はあるのか、さらに、市長訪問後は職員レベルでの連携事業をどのように行う計画を持つのか、お示しいただきたい。

第2点目の市役所改革についてお伺いいたします。

一つ目は、人事異動、退職者のあり方についてです。

マニフェストでは、「続行します 市役所改革」として、スリムで効率的な組織体制の整備として、今後、2005年から5年間でさらに850人の純減を行うとして、そして、組織の再編、管理職のポスト減などを目標としています。また、今回の補正予算の特徴として、市長は、規模としては小ぶりの予算であるが、少ない予算で大きな効果をと、さらに、職員と知恵と汗を活用する活用型の予算であると自画自賛しております。

市長もすっかり市役所になじんでしまったのか、民間企業では当たり前のことでありますし、これまでも、札幌市の職員が実践してきたことでもあります。市長は、どうも対面的なことに気が行き過ぎるのではないかと推察します。昨今の市役所の人事異動に首をかしげることが多々あります。短期間で、それも1年で局長職が異動したり、どう考えても技術職のポストであっても事務職がついたり、あるいは、あるときには何ゆえ異動するのかと思うような人事、さらには、適材適所とは言いがたい異動など、目に余るものが多いと言われております。このような人事をしているのであれば、職員の意欲もそがれ、組織の統制も破壊されてしまう結果となっております。

この4年間で市長が行ってきた人事異動のあり方も含めて質問いたします。

一つ目は、850人の純減の根拠をお聞かせ願いたい。

二つ目は、市長における組織の効率化とは何な

のか。

三つ目は、区長の人事異動についての考え方について。

現在の区長異動を見ると、1年で本庁に戻る者、4年も区に配置されている者など、区役所行政を重視する市長の考え方がよくわからないという地元の声が聞こえています。まさに、私的人事異動が横行しているとも言われているのです。

そこで、市長の人事異動に関する考え方についてお聞かせ願いたい。

次に、18年度の退職者について。

ことしから団塊の世代が退職し始めました。市役所を退職されても、多くの職員は第二の職場で仕事についていると聞きます。しかしながら、景気低迷のため、なかなか民間企業には希望したようには勤務できないのが現実のようです。60歳を超えても働きたい意欲のある人たちが多いのが現実です。OBから誘いを受ける者や市のセクターを紹介される者など、第二の人生を探すのも大変な競争の時代なのです。

退職者には、専門技術や高度な能力を持った職員がたくさんいることと思います。これらの職員が企業に再就職してこれまでの経験を生かすことは社会貢献でもあり、また、再任用という形で、再度、市に貢献してもらうのも市にとっては助かるものです。

そこで、質問です。

一つは、市長と同年の大量退職する団塊世代の第二の人生についてどのようにお考えか、また、次の就職先を管理、あっせんすることはあるのか。

二つは、専門技術や高度な能力を持った職員を人材バンクに登録させ、民間企業での第二の活躍する場を提供するシステムを考えてはいかがか、お聞きします。

三つは、市役所の第三セクターへの天下りがことしも相当数あると聞きます。その実態とその対応についてお聞かせ願いたい。

次に、市役所改革の二つ目として、民間活力導入についてです。

マニフェストでは、提案型公共サービス民間活用制度を導入するとしており、民間からの提案や外部の視点を取り入れながら、すべての事業について必要性や公共サービスの担い手の検証を行い、民営化、民間委託、指定管理者制度、PFIなど民間活用を積極的に進めることを公約としております。昨今の財政が厳しい中、交付税の減額や公共事業予算の削減など、公共施設の更新や維持管理に関する予算の確保には非常に厳しいものがあります。

札幌市においては、施設の長寿化や延命化、さらには、選択と集中により予算に合わせた更新計画の策定を行っている現状にあり、このような状況に対応して、民間のノウハウとともに民間資金を活用できるPFIが全国で導入されている現状にあります。

札幌においては、第1号として、札幌市山口斎場整備運営事業、第2号は、先般、企業応募がゼロで、事業内容の見直しを行い、間もなく、落札者決定を7月中旬に予定している定時制高校と幼稚園整備PFIの2件にすぎません。札幌市のPFI基本方針も整備されており、担当部局では事業部局へ積極的に導入を働きかけているようですが、現在のところ、具体的に想定している事業はないと言っております。市長の積極的に民間活用を図るという方針が十分に事業部局に伝わっていないのではないかと危惧されます。

私は、昭和40年代、札幌市が政令都市になったころ整備された多くの公共施設が一斉に構造的な老朽化を迎えるとともに、機能的な老朽化も深刻な問題になってくるものと思います。これらの更新には莫大な予算を必要とします。このための長寿・延命策を図っていくことは理解できますが、このようなPFI事業との併用で施設の計画的な更新を図っていくべきと考えます。

そこで、質問です。

一つは、札幌市では、PFIの導入は2件にすぎません。どうして札幌市では積極的にPFIを導入できないのか、その理由についてお聞かせください。

二つは、40年代に建設された区役所などにおいて、構造・機能的老朽化が進んでいます。長寿・延命化計画と並行して、PFI事業を導入して施設更新を計画的に図るべきと考えるがいかがか、お伺いいたします。

三つ目は、白石区役所予定地がはまだ未利用の状態になっています。暫定利用として駐車場として活用しているが、莫大な費用で購入したにもかかわらず、遊休地としている状況にあります。白石区民の要望でこの土地を確保したものであり、新区役所の建てかえが予算上できないのであれば、PFI事業を導入して、民間との複合施設として区役所を整備すべきと考えるがいかがか、お伺いいたします。

第3点目の経済政策についてお伺いいたします。

内閣府の本年5月に発表された地域経済動向では、北海道は全国で最も回復の水準が低い地域にあるとされたところであり、北海道労働局による道内3月の有効求人倍率は0.54倍となり、昨年同月を下回ったと発表され、この前年割れは5カ月連続とのことで、雇用情勢についても回復傾向に足踏み感があるのです。札幌市の経済、雇用は、依然として明るい兆しが見えない不透明な状況の中で、大変厳しい環境に置かれており、市民や地元中小企業業者から、回復の足取りが鈍いと、札幌市の経済政策への注文が相次いでいるのが現状です。

そこで、1点目は、元気基金についてお伺いします。

マニフェストでは、「人の力を活かす街」、そして、元気な経済都市をテーマとしており、将来の産業基盤づくりに取り組む、また、地元中小企業の活性化を進め、足腰の強い元気な経済都市をと

公約しています。

しかし、具体的な内容は、ほとんどが支援、育成、バックアップ等の間接的支援であり、市役所がみずから仕事をつくるというものではないのです。これまでの市政と何ら変わらぬと言えるのではないのでしょうか。これでは、市長の目指す元気な都市が創出できるのでしょうか。私は極めて心配であります。

市長は、今期の経済対策の柱の一つに、これまでの元気基金から、元気がんばれ資金を創設し、中小企業への小口資金を提供しようと計画しています。

そこで、これまでの元気基金、正式には元気小規模事業資金の利用状況について見ると、16年から3年間で、1万587件、金額で約502億円、その融資状況は、500万円以下が52.5%、1,000万円以下で約85%、最大でも2,500万円以下であります。ほかに経営革新支援資金が92件の約77億円、企業再生支援資金は8件の約3億円であります。

ほとんどの企業は、運転資金としての元気基金の融資を受けている状況にあります。市長は、元気基金の利用件数の利用増が経済対策のように思われているようですが、この資金融資で元気が出るのでありましょか。確かに、無担保・無保証人扱いで借りやすく便利だという声もあるようですが、私の周りの中小企業の社長たちの本音は、元気運転資金よりも、本業の元気が出る仕事が欲しいというのが現状であります。

そこで、質問であります。

市長は、この元気基金の利用状況についてどう評価しているのか、その根拠を示していただきたい。また、この基金を利用することによる雇用の確保が図られたのかどうか、お示しいただきたい。

経済政策の2点目は、中小企業対策であります。

先ほど申したように、企業は、運転資金も重要ですが、やはり仕事が欲しいのが本音であ

ります。市役所は、毎年、何百億円という仕事をつくり、発注する巨大機関であると言えます。市役所からの仕事に期待している業者は相当なものがああります。

しかし、市役所全体で発注している額、あるいは、その発注した仕事を統括、一括して把握している部署がないのが現実なのです。企業会計、病院会計といったように会計ごとに処理されており、全体を統括していないのであります。

平成18年度では、交通、水道、病院の各企業会計を除いて、工事で560億円、件数で1,910件ありました。物品購入などでは、1,872件で45億円ありました。これだけでも605億円になります。

市長のマニフェストを見ても、新産業への育成や支援、ソフト対策ばかりが目立ち、何ら目新しく力強い中小企業対策が見られません。IT、コンテンツやバイオ等の新産業の育成も長期的には重要であります。今苦しんでいる市民の中小企業への仕事づくりが非常に重要であると考えます。

市長の1期目の元気ビジョンの中で、北海道、札幌の経済と雇用の現状は実に厳しいものがあり、国に対する提言や北海道との連携を含めて公約をしっかりと実現したいとっておりましたが、その成果については甚だ疑問を感じるころであります。

そこで、質問であります。一つ目は、今期、市長は、どのように北海道と連携し、どのような経済・雇用対策を考えているのか、また、国には、どのようなことを提言しようとしているのか、お伺いします。

二つ目は、19年度においては、市から発注する工事や業務、物品購入はどのくらいあるのか、また、市内中小企業への発注はどのくらいと見積もられているのか、お伺いします。

三つ目は、構造不況業種である中小建設業への対策についてです。

札幌市の工事発注は、平成18年度で560億円、

平成15年度と比較すると71%で226億円の減となっております。企業会計分も合わせると、さらに大きな落ち込みになります。このため、市内の中小建設業者の経営環境には相当に厳しいものがあります。工事費の減少とともに、一般競争入札の拡大による低入札での落札、さらなる経営の悪化を見せています。中小建設業は、大きな雇用の器であるとともに、札幌の都市基盤を守るという重要な仕事を担っております。また、この業界を縮小させることは、雇用へもつながることとなります。

そこで、質問ですが、市長は、中小建設業者の今後のあり方としてどのようなお考えをお持ちか、また、中小建設業者など新分野への進出や経済効率化への取り組みに対する支援についてお聞かせ願いたいと思います。

第4点目のごみ対策についてお伺いいたします。

我が会派では、平成17年第3回定例市議会において、村山秀哉議員からもごみ減量化についてのご提案をさせていただいたところですが、一昨年4月に、上田市長から、札幌市一般廃棄物処理基本計画、さっぽろごみプラン21の改定について諮問を受けた札幌市廃棄物減量等推進審議会から、本年3月に答申が出されたところです。焦点となっていた家庭ごみ収集有料化は、ごみ減量・リサイクルのための手段を市民が選択する経済的動機づけを与える効果があるとし、分別の手間をかけた人とかけない人への金銭的負担による公平性を確保できる側面があるとの内容であります。

一方で、札幌市のごみ処理体制が近く限界を迎えることは必至であります。市長のマニフェストによりますと、清掃工場1カ所の廃止を目指し、ごみ減量を進めます、そして、2017年度で寿命となる篠路清掃工場の建てかえには370億円がかかりますが、年間ごみ排出量を24万トン減らせば建てかえの必要がなくなり、清掃工場1カ所の廃止を目指して、市民の力で減量を進めますとのこ

とであります。

市内に4カ所ある清掃工場の平均稼働率が99%と余力がない上、公約に掲げた篠路清掃工場は、延命化を講じてもその寿命はあと10年と言われており、篠路清掃工場の5年後に竣工した駒岡清掃工場も、近く同様の運命の目前であります。

また、市内に2カ所ある埋め立て最終処分場も、あと15年ほどで埋め立て容量に不足が生じることになり、市長として、札幌市のごみ対策を早急に具体化する時期に来ているものと考えます。

札幌市の18年度のごみ処理実績を見ますと、家庭ごみと事業ごみを合わせた約85万トンで、17年度より3万トン弱ほど減少しておりますが、そのうち、家庭ごみについては約49万トンと横ばい傾向で、減る気配にはなく、残念ながら有効な施策がないのか、ここに来てごみ減量が頭打ちしている感が否めません。

したがって、市長がマニフェストに掲げる、一つの清掃工場を廃止するためには24万トンのごみを減量しようとしているが、この24万トンのごみ量は、現在焼却しているごみ70万トンの3分の1以上に当たる量を減らそうというもので、極めて難しいと考えるものであり、実効性が危惧されるところであります。

そこで、質問の一つ目は、市長の掲げる24万トンは極めて実効性が危惧されるようですが、まず、この点をお伺いします。

その上で、上田市長は、清掃工場の廃止を前提に、なお一層の市民努力を期待しておりますが、24万トンのごみ減量を目指してどのような取り組みをしていくお考えか、お伺いいたします。

次に、我が会派は、これまでも、ごみ有料化の前にやるべき減量化施策はたくさんあるとして、ごみの多分別や資源化に取り組む方策を提案しており、事実、他の政令都市では、ごみ収集の品目や収集方法を見直すことにより、ごみを資源とする取り組みなどによって、ごみ減量が進んでいる事例があります。

市長は、ごみ対策について、市民に問題提起することを決断されたようですが、市民は今でも分別回収やリサイクルに取り組んでおり、札幌市として、こうした排出・収集がどのような仕組みでどれほどの効果を上げているのか、コスト削減も含めた札幌市のごみ行政の問題の上に立って説明する責任があります。市長の掲げた24万トンの減量化の具体策をどのように示せるのか、大きな試金石と言えらると思います。

地球温暖化問題が世界じゅうの話題となっています。ごみ問題は、地球温暖化対策の上で重要な課題の一つであり、私たち市民一人一人の身近な課題でもあります。

そこで、質問の二つ目として、このたび、総合的なごみ減量施策実施と同時に家庭ごみ有料化を提案した答申が出されたところですが、市長はこの答申をどのように受けとめておられるのか、お伺いいたします。

第5点目の農業政策についてお伺いします。

我が国の農地制度は、これまで農地を取り巻く状況の変化に対応し、逐次、整備されており、最近の動きとしても、政府の経済財政諮問会議において、5年後の耕作放棄地ゼロを目指し、遊休農地の有効活用に重点を置いた改革を提言しております。

札幌市においても、昨年3月に、10年後の札幌市を見据えた農業を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、都市農業に新たに価値を見出し、農業を次世代の子どもたちに残していくために取り組むべき方向として、新たな農業基本計画となるさっぽろ都市農業ビジョンを策定し、農業政策全般にわたり実施する姿勢を見せているところであります。

そこで、札幌市農業の現状と課題と、都市型農業の取り組みの推進についてお伺いいたします。

都市農業は、新鮮、安全な農産物を市民に提供する役割を担うとともに、緑地空間として都市環境の保全への貢献や、市民農園など生きがいの場

としても活用されるなど、経済性だけで判断できない多面的な機能を有しております。

しかしながら、都市農業が衰退すると、農地は耕作放棄され、廃棄物の不法投棄や違法建築等が広がるなど、周辺環境の悪化を招き、豊かで自然な都市空間が損なわれてしまうおそれがあります。

札幌市農業の現状について、平成17年の農家戸数1,123戸、経営耕地面積2,308ヘクタールとなっており、15年前のほぼ2分の1に減少しています。このうち、市内の耕作放棄面積については、平成18年の札幌市農業委員会の遊休農地実態調査によると172ヘクタールとなっています。このため、札幌市では、耕作放棄に伴う農地の遊休化を防止するため、農地の貸し借りに対する奨励金の交付や、市民農園への転換のための支援、一般企業の農業参入に道を開く農地の貸し付け事業などを実施しておりますが、農水省では、一般企業の農業参入に当たって、農業生産法人の要件を緩和することなどにより、農業者の高齢化と遊休農地の拡大に歯どめをかけていくことを検討しているとのことです。

こうした取り組みの導入には、農地の荒廃化を加速するのではとの懸念から賛否両論あることは承知しておりますが、本市の農業者の高齢化や担い手不足の現実を踏まえれば、思い切った取り組みを進めていくべき時期に来ているのではないかと考えます。

そこで、質問の一つ目は、農業への民間活力の導入につながる企業の農業参入の推進について市長のお考えをお伺いいたします。

次に、昨今、バイオディーゼル燃料が注目されており、道内各地にも廃油のリサイクル利用や、菜種、ヒマワリなどエネルギー原料となる作物の栽培などさまざまな取り組みが進められております。化石燃料と異なり、新たな二酸化炭素排出を伴わないクリーンなバイオディーゼル燃料は、地球環境保全の観点からも歓迎されるべきものであ

り、エネルギー自給率の低い我が国においては、地産地消型の再生可能なエネルギーの導入が求められているのです。

環境保全の先進国である工業国ドイツは、自給率の低いエネルギー事情は我が国と似通っており、気象条件も北海道と似ております。そのドイツでは、農産物の過剰生産の調整から生ずる休耕地を活用し、積極的にバイオディーゼル燃料の原料となる菜種栽培に取り組んでいるところです。

本市においても、こうしたエネルギー作物の生産と遊休農地の有効活用といった農業施策を結びつけることができるのではないかと考えます。市長は、マニフェストで、世界に誇れる環境都市の実現を掲げ、バイオディーゼル燃料を普及促進すると公約しております。使用済み食用油を回収し、自動車燃料として再生利用するということがあり、大変結構なことだと思うが、ぜひ、これに加えてエネルギー作物の栽培普及を農業振興の観点から進めてはどうかと思うのであります。

農地の遊休化の防止、緑肥としての地力の向上、豊かな田園景観の保全、そして、さらには環境に優しいエネルギーまで確保できるという、まさに、一石二鳥にとどまらず、さまざまな効果が期待できます。

そこで、質問の二つ目として、企業の農業参入とあわせて、遊休農地を利用した菜種やヒマワリなどのエネルギー作物の栽培を積極的に普及していくべきと考えるが、市長の見解をお伺いいたします。

第6点目の観光行政についてお伺いいたします。

平成18年度に札幌を訪れた観光客が1,400万人を突破し、過去最多だった平成15年度を上回ったとのことであり、これによるすそ野の広い集客交流産業への波及効果を考えて大変喜ばしいことではありますが、今後とも観光都市を目指した積極的な取り組みが重要であります。

また、海外からの来客は、延べ宿泊者数で見ると

約56万人と、前年度比14.1%の増となっており、ことし4月には新千歳空港と中国の北京空港を結ぶ初の定期直行便が就航したことから、今後もふえ続ける外国人観光客をいかに効果的に増加させていくか、経済波及効果や人的交流の促進からも重要な課題となります。

札幌市においても、他都市に類を見ない大規模な雪まつり、YOSAKOIソーラン祭りといったイベントに加え、藻岩山などの札幌が持つ豊かな自然と新鮮な食材、あるいは、PMFを初めとする文化・芸術活動など数多くの集客交流資源がありますが、今後においても、これらの既存資源の有効活用とあわせ、観光客の最近の志向にこたえていくために、それにふさわしい付加価値づくりや観光ツアーコースの開発などにより、芸術・文化・スポーツなどハード・ソフトの資産を積極的に活用し、市民と観光客がともに楽しめる観光活性化への取り組みが必要であります。

そこで、観光政策の1点目についてお伺いします。

札幌市の観光施設の中でも、50万人の来場者を集め、札幌の貴重な観光資源の一つになっている藻岩山の魅力アップについてお伺いします。

我が会派の細川正人議員からも、平成17年第4回定例会の代表質問において、天然記念物の原生林を有する豊かな自然を堪能できる新たな魅力を発掘するよう、加えて、イベントなどの付加価値づくりへの構想の策定に向けて提案をしてきたところです。

このたび、藻岩山魅力アップ構想推進事業として基本計画の策定が計上されたところであります。

そこで、質問いたします。

藻岩山の周辺施設や山ろく周辺ゾーンとともに連携した広域的な取り組みがなされてこそ、藻岩山全体としての魅力向上につながるものと考えますが、藻岩山が観光都市さっぽろのシンボルとしてどのように再生し、今後どのようなスケジュー

ルで整備を進められるのか、お伺いします。

また、整備を進めていくに当たっては、札幌振興公社との役割分担や、藻岩山の自然環境に対してどのような配慮がなされるのか、事業手法について考えをお伺いします。

次に、観光行政の2点目です。

札幌の観光客が1,400万人を突破したと発表されたが、札幌は、通過型というか、道内の他の観光地へ行くために素通りされてしまっているように思います。平成18年2月に行った札幌市の観光客満足度調査の結果では、札幌を訪れた観光客は、平均で旅行日数が3.2日で、そのうち、札幌での宿泊数が1.4日となっているのであります。

札幌を訪れた観光客が、世界遺産に登録された知床方面、あるいは、旭山動物園を含めた大雪山方面、また道南方面へと観光の足を伸ばすための宿泊地としてのみ滞在し、札幌のモエレ沼公園などの観光施設や文化・芸術活動に接することなく素通りされてしまっているのだとしますと、私は非常に残念なことだと考えるものであります。

私は、従来からの旅行業者主導の受け身の観光政策ではなく、宿泊業者や土産物業者といった狭義の観光関係者に加え、地域住民、商工業者など幅広い関係者が一体となって、当該地域にしかない観光の魅力を発掘するとともに、それを観光商品に組み込み、市場に積極的に流通させていくなどの観光振興が重要であり、多くの観光客が充実した観光旅行を楽しむことのできる環境づくりを推進すべきであると考えます。そのことで、札幌がゆとり重視の長期滞在旅行につながり、一度、訪れた旅行者に再び訪れていただける、いわゆるリピーターをふやすことになるものと考えます。

そこで、質問です。

魅力ある観光地の形成に向けた取り組みとして、札幌にしかない観光魅力の発掘と、観光商品として流通させていく活動についての方策をお伺いします。

また、観光振興のための人材育成、グリーン

ツーリズムの振興の推進、充実などいろいろあると思いますが、それらの考えについてもお伺いたします。

第7点目の教育対策についてお伺いたします。

戦後60年以上たち、大きく変化した現在の社会において、今の子どもたちの状況を見ますと、我が国の将来に大きな不安を感じるのは私だけではないと思うのであります。特に、子どもたちをめぐむ学校教育を見ますと、今日、いじめや不登校、学力や体力の低下に関する問題などさまざまな問題が指摘されており、国はもちろんのこと、マスコミを含め、社会全体を巻き込んだ大きな関心事になっていると言っても過言ではありません。

国においても、子どもたちに対する教育の問題については、その改革を図るべくさまざまな議論が進められており、現在、国会においては、昨年の教育基本法の改正、そして、昨年10月からの、総理大臣が有識者を集めて設置した教育再生会議においても、日本の教育のあり方について活発な議論が交わされ、つい先日、第2次報告が出されたところであります。

そこで、私は、教育再生会議の提言内容に関連して、札幌市の学力問題と規範意識の育成について、大きく2点、質問いたします。

まず、子どもたちの学力問題についてであります。

国際的な学力調査において、日本の子どもたちの読解力や情報活用能力などに課題があると報告され、あわせて、学習に対する意欲自体が低下しているとの報告もあり、早急に対応しなければならない問題があります。

このような学力問題について、札幌市としても独自に取り組むべきとして、これまでも我が会派が繰り返し指摘してきたところであり、昨年の第4回定例会における五十嵐議員の、子どもたちの学力を把握し、指導方法等の改善に努めるべきと

の質問に対し、札幌市としては、子どもたちの学力の向上を図るため、札幌市独自の学習調査を実施し、児童生徒の学習の実現状況や学習意識を調査した上で改善策等を各校に周知するなど、指導方法の工夫、改善を図っているとの答弁がありました。

私も、学力向上を図る一つの方法として、子どもたちの学習の状況を把握し、その結果を分析した上で、教員が具体的に自分の指導方法等を見直していくことは極めて大切なことであると思っております。

しかしながら、一部の子どもたちの学習状況を分析し、市全体の傾向や改善策を示すことで、果たして、各学校や教員が自分のこととして真剣に教育活動や指導方法等を見直し、札幌市の子どもたち一人一人の学力向上を図ることができるのか、大変疑問に思っていたところであります。

こうした中、本年4月24日、全国の小学校6年生と中学校3年生のすべての児童生徒を対象に全国学力・学習状況調査が行われました。本調査には、札幌市内の全小・中学校が参加し、今後、集計がまとまり次第、9月ごろと聞いておりますが、文部科学省として全国や都道府県別等の結果を公表し、教育委員会や調査を受けた児童生徒にも個々に結果が知らされる予定と聞いております。

今回の調査において最も重要なことは、言うまでもなく、調査の結果を、子どもたちの学力向上のため、教育委員会、学校、保護者や地域がそれぞれこれらの教育に関する施策や子どもたちの指導等に生かしていくことでもあります。本調査では児童生徒一人一人について学力の状況を把握することができるのとことであり、このことは、各学校や教員、保護者などが目の前にいる子どもたちの学力の向上を真剣に考える大変よい契機となると考えております。

そこで、質問の1点目であります。

今回の全国学力・学習状況調査の結果について

ですが、札幌市として、子どもたちの学力向上のため、その結果をどのように活用しようと考えているのか、お伺いします。

次に、現在の社会の規範意識、すなわち、自分の責務の低下は子どもたちだけの問題ではありません。企業や役所による不祥事、保護者による保育費や給食費の未納、子どもへの虐待、日本の社会全体の規範意識や道徳意識が低下してきているのではないかと思うのであります。

人間が社会という集団で生活していくとき、そこには社会としての常識があり、その一員として守るルールがあるはずであります。自分の子どもが食べている給食費を、さしたる経済的理由もなく支払わないのは、だれが見ても非常識であり、社会ルールを無視する行為であります。まず、大人自身が社会人として常識ある行動をとり、子どもたちに手本を示す必要があることは当然のことです。

また一方で、将来を担う子どもたちには、集団で生活する上での規範意識をしっかりと身につけさせることが今後ますます重要になると思っております。子どもたちが社会で生きていくために規範意識をしっかりと身につけさせることは、大人としての責務であります。その責務を果たすために、子どもたちが集団生活のルールを学ぶことができる学校教育の中で、今まで以上に規範意識を培うための活動を充実させていくことが必要であり、大いに期待されるところでもあると考えます。

そこで、質問の2点目であります。

札幌市として、これまで、子どもたちの規範意識をはぐくむためにどのような取り組みを行ってきたのか、また、今後どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

第8点目の子育て支援対策についてお伺いします。

我が国の平成18年の出生率が6年ぶりに上昇したと報道されました。これは、雇用状況の改善で

ふえたとされております。しかし、これまでの少子化に歯どめがかかったわけではありません。政府の子どもと家庭を応援する日本重点戦略会議が、ワーク・ライフ・バランスの実現を最優先課題として、今後、具体策をまとめる方針であります。

そこで、本市もさまざまな子育て支援策を打ち出しておりますが、残念ながら、少子化の流れを押しとどめることはできないのが現状であります。

そこで、子育て支援策の大きな柱の一つであります子育てと仕事が両立しやすい環境づくりとしての保育事業について質問いたします。

本市の保育事業は、増大する保育ニーズへの対応として、平成14年度から、認可外保育所の認可保育所への移行促進、さらに、17年度からは、既存保育所を運営する社会福祉法人等が新たに認可保育所を整備する場合も対象に加えた認可保育所整備促進事業を推進してきたのでありますが、結果として、新たな保育所整備が新たな保育需要を喚起するという循環から抜け出せず、常に待機児童ゼロを達成できない現状にあります。

しかしながら、待機児童が常に存在するという事は、それだけ子育てと仕事の両立を求める市民が多数存在し、保育需要が潜在的にあるということでもありますので、保育所整備事業は歩みをとめることができず、その整備を今後とも促進していくべきものと考えます。

また、保育所の整備に当たっては、一部地域での定員割れの保育所問題を含め、地域需要にきめ細かく配慮した対応が必要であることも指摘させていただきます。

そこで、質問の一つ目であります。

市長は、公約において、待機児童ゼロを目指し、2010年度までに保育所定員を1,000人ふやすとしておりまして、本年度の骨格予算で保育所の増設や増改築による270人の定員増を予定していると聞きしておりますが、この公約の達成見通

しについてお伺いいたします。

次に、多様な保育ニーズへの対応の視点から、乳幼児健康支援デイサービスと休日保育の2点について質問いたします。

ご承知のとおり、本市産業は、サービス業などに代表されます第3次産業に特化した産業構造となっております。このため、第3次産業の就労人口は、第1次や第2次の就労人口に比較して極めて大きな規模になっているのであります。特に、第3次産業において多くの割合を占める女性の就業形態も必然的に多様化しているのであります。

札幌市としても、これら多様な保育ニーズに対応し、さまざまな保育サービスの提供に努めていることは承知しておりますが、多様な就業形態に対応した保育サービスの重要性はこれまで以上に高くなるものと考えます。

そこで、一つは、乳幼児健康支援デイサービスについてであります。本事業は、病気回復期にあって、集団保育が困難な子どもについて、仕事の都合により家庭で保育できない場合、医療機関等の施設で一時的に子どもを預かる事業であります。本事業は、現在、市内の4施設で実施されているのでありますが、遠距離にあるなど、必ずしも利用者の側に立った施設の実態にはなっていないと考えます。

もう一つは、休日保育についてであります。第3次産業に限らず、日曜日や祝日などの休日に勤務を強いられる市民が大変大きな人数に及んでいるのではないかと考えますので、現在、1施設で実施されております休日保育の実施施設数をふやしていくべきものと考えます。

休日保育については、子ども未来プランで平成21年度までに5施設で実施するとしておりますが、現段階ではその具体的な姿が見えておりません。

そこで、質問であります。一つは、乳幼児健康支援デイサービス事業のこれまでの取り組みについてどのように評価されておられるのか、ま

た、今後の取り組みについてどのように考えておられるのか、市長のお考えをお伺いします。

もう一つは、休日保育について今後どのような取り組みを進めていこうとされるのか、お伺いいたします。

次に、保育ママ制度についてお伺いいたします。

子育てを終えた地域のお母さんやお年寄りといった子育ての経験のある市民の協力を得て、家庭的な雰囲気の中で保育を提供する家庭保育事業、いわゆる保育ママ制度を実施している自治体も見られるのでありますが、もとよりこの家庭的保育事業を実施するに当たっては、いろいろな面からその制度を設計する上で解決すべき課題があることも事実であります。子どもの視点に立った場合、地域ニーズにきめ細かく対応できる、こうした家庭的保育事業を視野に入れていくことも必要と考えます。

そこで、質問いたしますが、子どもの視点に立った保育サービスの選択肢の一つとして、地域の力による家庭的保育事業の展開について、市長のお考えをお伺いいたします。

第9点目の新生児聴覚スクリーニングについてお伺いいたします。

子どもの健全な成長のためには、特に、新生児において、発育や発達を阻害する要因を早期に発見し、予防し、必要に応じて治療するなどの的確な対応を図ることが重要であることは、今さら申し上げることもないことであります。このため、札幌市においては、乳幼児健康診査や予防接種のほか、新生児の先天性代謝異常及び内分泌疾患を早期に発見し、心身障がい等を未然に防止し、あるいは軽減することを目的とした新生児マス・スクリーニングなどの事業が実施されております。このスクリーニングによって、新生児のおよそ1,600人に1人の割合で先天性代謝異常及び内分泌疾患が発見され、早期治療を行うことによって健常児と同様の正常な発達が見込め、より

広範な新生児マス・スクリーニングの実現につながると伺っております。

一方、生まれながらにして耳が不自由な先天性の難聴疾患について見ますと、軽度な難聴の発現率は1,000人に2～3人とされておりまして、両側高度感音難聴と言われる両方の耳がともに重度の難聴の場合は1,000人に約1人の割合で発生し、中でも、低出生体重児や重症黄疸などのハイリスク新生児にあっては、100人に3人から5人の割合で発生すると言われております。

子どもの場合、言語の発達には年齢的限界、すなわち臨界期というものがあり、それはおよそ2歳と言われております。2歳を過ぎますと、言語を習得することは極めて困難となります。また、聴覚異常が発見されても、治療がおくれると言語の発達に影響を及ぼし、単語の理解ができても、熟語として言葉をつなげることができないとされております。さらに、情緒や社会性の発達にも影響が生じてきます。

これらのことを考えますと、難聴という疾患は、早期に発見し、診断し、治療することが極めて重要な問題になってくるのであります。

私ども会派といたしまして、平成16年第4回定例市議会の代表質問において、この検査の重要性を強く認識し、検査実施の必要性について指摘させていただきましたが、いまだに実施されるに至っていないのが現状であります。この難聴疾患の高い発現率を考慮しますと、新生児聴覚スクリーニングは、これまでの新生児マス・スクリーニングと同様、もしくはそれ以上に重要な検査であるものと考えます。

そこで、質問いたします。

少子化の進行が著しい札幌市にあって、人に優しい市政を実現させる意味からも、子どもを健やかに産み育てる施策の一つとして、ぜひとも新生児聴覚スクリーニング検査を実施すべきと考えますが、その重要性について市長はどのように認識しておられるか、また、この聴覚検査の導入につ

いてどのような考えでおられるのか、お伺いいたします。

最後に、第10点目の歩行空間の整備についてお伺いいたします。

新聞報道にもありましたように、去る5月15日、北区において、3人の小学生がダンプカーにはねられ、重軽傷を負うという事故が発生しました。また、21日には、豊平区におきまして、下校途中の小学校2年生の児童がトラックにはねられ、亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

このような悲惨な交通事故を抑止、撲滅するため、札幌市では、第8次札幌市交通安全基本計画を策定し、関係行政機関や民間団体との連携のもと、さまざまな施策をしているところでありますが、小学校、幼稚園、保育所などに通う児童や幼児の通行の安全が確保されているのでしょうか。通学路などの歩道の新設、拡幅といった対策を積極的に推進しているとのことですが、依然として歩行者事故が減っていないのは、私は、こうした歩道の新設、拡幅を進める際に地域住民の視点が十分に取り入れられていないのではないかと思うのであります。

地域の実情を最もよく理解しているのは住民であり、地域によっては、スクールゾーン実行委員会を中心に、登下校時間の交通安全指導を行ったり、校区内のヒヤリ・ハットマップを作成するなど、交通安全に向けた積極的なソフト対策の取り組みを行っているところもあります。

まさに、札幌市も取り組んでおります。あんしん歩行エリアでは、ハード・ソフトの両面において市民と行政が一体となった道路整備を進めているわけありますから、私は、通学路の整備についても、同様に、地域住民との連携により事業を進めるべきものであると考えております。

そこで、質問の一つ目は、あんしん歩行エリア事業と同時に、市民が主体的に行っているソフト面の対策と連携し、地域住民の視点を取り入れた

カラー舗装や警戒標識の設置など、通学路整備を行うことで総合的な安全対策が図られるのではないかと考えますが、この点についてお伺いいたします。

次に、歩行空間のバリアフリーにつきまして、平成15年3月に策定されました札幌市交通バリアフリー基本構想により整備事業が行われており、都心地区、副都心地区、麻生地区の重点整備地区では70%ほどの整備率となっていると聞いております。

しかしながら、バリアフリー法で定める1日平均乗降客数が5,000人以上の駅、特定旅客施設は、札幌市内ではJR北海道、札幌市交通局を合わせて60駅もあるわけで、今後は、先ほどの重点整備地区以外についても早急に整備を検討することが重要であると考えております。

特に、JR星置駅は、橋上駅になっており、しかも、1日の乗降客は1万2,000人を超えているにもかかわらず、駅舎につながる自由通路にはエレベーターも設置されていないのであります。長い距離のスロープを利用するか、100段にも及ぶ階段を利用しなければならない実態にあります。

現在、星置駅の周辺には、国道5号線に面して、金山1条1丁目に仮称北海道小児総合医療療育センターが建設中で、年内にも開設されることのであります。この施設は、高度医療と療育機能を一体的に兼ね備え、体の不自由な子どもたちを初めとする多くの子どもたちや付き添いの方が全道各地から集まることになっておりますが、その場合、星置駅を利用し、徒歩で通わせることも十分に想定されるわけであります。

このようなことから、私は、高齢者や体の不自由な方に優しい都市を目指す札幌市として、星置駅を結ぶ主要な施設への歩行者動線にエレベーターを設置するなど、バリアフリー対策を早急に実施すべきと考えます。

そこで、質問の二つ目です。

今後の歩行空間のバリアフリーの進め方につい

て、重点整備地区を拡大する考えをお持ちであるのか、また、JR星置駅周辺の整備をどのように考えているのか、あわせて伺います。

以上で、私の代表質問をすべて終わらせていただきます。(拍手)

副議長(笹出昭夫) 答弁を求めます。

上田市長。

市長(上田文雄) 10点にわたりましてご質問がございましたので、私からは、私の基本姿勢、それから、市役所改革について、経済政策、さらに観光政策についてお答えをさせていただきます、その余は担当の副市長並びに教育長から答弁をさせていただきます。

まず最初に、私の2期目の基本姿勢についてということでございます。

1点目のマニフェストをめぐる諸課題についてでございますが、まず、一つ目の市民が主役のまちのうち、過去4年間の私の役割と取り組み内容についてでございます。

市民が主体的にまちづくりを進めるためには、まちづくりや市政についての情報の共有ということがとりわけ重要でありまして、市民参加の仕組みといったものがそれと相まって必要であるということでもありますことから、この4年間、私は、率先いたしまして積極的に市民との対話を行ってまいりました。

具体的に申し上げますと、タウントーク、これは、4年間に40回実施いたしまして、参加をさせていただきました延べ人員が約5,600人というふうにカウントされております。市長とおしゃべりしませんかという企画も行いまして、これは20回実施し、参加をさせていただきました延べ人数は1,500人というふうに私もカウントさせていただいております。

そして、この対話集会を行った結果を、毎回のように、その内容を広報さっぽろで広くお知らせいたしてまいりました。また、職員が実施いたします出前講座につきましても、4年間に合計895

回開催されておりました、参加人員の延べ人数は約4万7,000人という膨大な人々、札幌市民がこれに参加をしておられます。市民との情報の共有をこういう形で進めてまいりました。

さらに、市民会議の設置や、あるいはパブリックコメントの導入など、市民参加のまちづくりの仕組みを整えるとともに、身近な地域のまちづくりを進めるために、まちづくりセンターの整備をいたしました。そのことによりまして、424例もの新たな地域主体のまちづくり活動が誕生するなど、この4年間で市民自治というものが着実に根づき始めている、このように私は考えているところでございます。

次に、私が考える花が咲いたまちとはどんなまちなのかというご質問であります。それは、本当の花もございませぬけれども、市民がまちづくりのために、みずから主体となって選択し、行動する、このことによって、大都市でありながら、一人一人の思いや声というものが調和の中に生かされる、そんな市民自治が実感できるまちを指しております。

また、文化・芸術活動や種々の地域活動などさまざまな場を通じまして、市民が集い、しかも、人として互いに尊重し合いながら、札幌人としての誇りを共有し、力を合わせていくことができるまちであります。つまり、こうしたまちを市民とともに築き上げていくことによって、私がまちづくりの目標に掲げております、市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街・札幌が実現できる、このように考えておるところであります。

二つ目の市民の役割と負担等のうち、まず、マニフェストを実現する場合の市民の役割についてであります。まちづくりの主体は市民であり、市民、議会、そして行政がそれぞれの役割や責任といったものを相互に認識し、連携してまちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

また、事業の見直しによる市民負担の増大等に

ついてでございますけれども、限られた財源の中で、今後も安定した公共サービスを提供していくためには、事業の必要性や公共サービスのあり方、担い手の見直しを行い、将来の世代への過度の負担を残すことのない節度のある堅実な財政運営を行うことが必要であります。

事業の見直しを行っていく中で、結果として市民負担がふえる、あるいは、事業を廃止・縮減することもあるかと考えます。しかし、そうした場合にも、市民に対して情報をわかりやすく積極的に提供いたしまして、市民の意見や議会での議論などを踏まえまして、必要な論議を尽くす、そして決めていくことによって市民の皆様にもご理解が得られるもの、このように考えているところでございます。

三つ目のマニフェスト実現に当たっての財源、そして、財政健全化についてお答えをいたします。

まず、マニフェストの財源についてでございますが、マニフェストには、その経費をどのように賄うのかといった財源の問題については、確かにご指摘のとおりでありまして、あえてお示しはいたしておりません。これは、マニフェストに掲げた事項のみの財源を示すよりも、新たな財政構造改革の道筋を全体としてお示しすべきだと考えたからでございます。したがって、マニフェストにおける財政健全化については、新しい中期財政見通しにおける収支不足の解消に向けて、速やかにすべての事業についての事業仕分けを行うとともに、その結果を踏まえて、歳入・歳出、定数、機構等の一体的な見直しを盛り込んだ行財政改革のプランを年内に策定いたしまして、財政構造改革に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、四つ目の中期計画の策定についてお答えをいたします。

市民などの意見を幅広く聞いた計画策定についてでございますが、策定方針の公表や計画素案の公

表、そしてパブリックコメントを実施するなど、策定過程の各段階において情報提供を行い、市民の皆様を初めとして、幅広く意見の把握に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、計画確定に当たって議会に諮るということについてでございますが、これまでも、中期計画の策定に際しては、適宜、議会にご報告をし、ご議論をいただいているところでございます。

いずれにいたしましても、可能な限り、市民意向の把握や反映ということに努め、計画の策定を進めてまいりたい、このように考えております。

また、札幌駅前通地下歩行空間を生かした都市再生とまちづくり会社についてのご質問であります。

風格と魅力ある都市再生のためには、公共事業と民間都市開発を一体的に行っていくことによって、経済活性化や都市の魅力、活力の向上、こういう波及効果を生み出していくことが重要であると考えております。

具体的に申しますと、既に地下歩行空間の整備に合わせて、沿道のさまざまな民間開発がスタートをしております、これらのビルの地上部や地下歩行空間との接続部分には、民間施工による広場などのオープンスペースや商業スペースが配置されるなど、公民の連携によって新たな魅力ある都心の顔を創出してまいりたいと考えているところでございます。

さらに、この地下歩行空間を他の都市にはない札幌の個性や魅力を表現、創造していく拠点、また、映像、音楽、デザインなどのクリエイティブな産業の発信の場とするなど、創造都市を具体化する空間としても活用してまいりたい、このように考えているところであります。

次に、まちづくり会社についてでございますが、行政にはない経営感覚や民間の視点、発想でまちの魅力を高め、持続的で多様な都市活動を展開させることを目的に、全国各地で設立され、活躍が報告されております。そこで、この地下歩行空間

の将来的な活用を考えた場合に、民間による斬新で柔軟な発想や収益事業などを織り交ぜながら運営していくことが効果的であるということから、その管理及び活用の実動的な組織としてまちづくり会社が最適である、このように考えている次第でございます。

次に、周辺自治体との連携の問題でございますが、1点目の石狩市との連携についてでございます。

去る5月25日、石狩市の田岡市長を訪ねまして、ごみや水道などのさまざまな共通課題についてお互いに協力できることをしっかりやっていくということ、それから、石狩湾新港を活用することによって何かできることはないか、一緒に考えていくといったことを話し合い、確認をさせていただいたところでございます。また、札幌の役割につきましても、近隣の市町村と手を取り合って元気ある北海道づくりに積極的に貢献していきたいと考えておりますし、田岡市長へもこうした趣旨のことを申し上げたところであります。

2点目の石狩市以外の訪問予定と職員レベルでの連携についてでございますが、引き続き、他の近隣市町村の首長さんたちとも意見交換を行ってまいりたい、このように考えておりますし、職員レベルでの連携につきましても、一層緊密に交流することによりまして共通課題の解決に向けた議論を発展させていきたい、このように考えているところでございます。

次に、市役所改革についてお答えをいたします。

1点目の人事異動、退職者のあり方のうち、850人の純減の根拠と組織の効率化について一括してお答えをいたします。

このたびのマニフェストにも掲げたとおり、昨年2月に公表いたしました定員適正化計画では、平成22年4月までの5年間で、職員数を850人純減することとし、あわせて、区の税務部門の統合など、スリムで効率的な組織体制を整えることと

いたしております。この定員適正化計画の主な内訳といたしましては、地下鉄駅の業務の委託化など、公営企業の見直しで360人、学校調理業務の委託化で150人、出資団体からの派遣の引き揚げで75人、そのほか公用車の配置見直しや公共工事の減少に伴うものなどになっております。

今後も、厳しい財政状況を踏まえまして、事務事業の見直しや民間委託等を進める一方で、行政需要の高い分野に重点的に職員を配置するなど、適正な定員管理と組織の効率化に着実に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

続きまして、人事異動に関する考え方についてお答えをいたします。

私は、これまで、「市民のために！挑戦する市役所」ということを目指しまして、全職員が一丸となって市役所改革に立ち向かい、市民の負託にこたえることができる体制づくりといったものを進めてきたところでございます。そのためにも、各部署が抱えているさまざまな重要課題の解決にふさわしい人材の配置という観点で、それぞれの職員がこれまでに培った経験や人事管理能力、適正などを重視いたしまして、適材適所の人事異動を行ってきたところでございます。今後につきましても、引き続き適材適所の人事配置に努め、改革の動きをさらに加速してまいりたいと考えております。

退職者の再就職についてであります。札幌市におきましては、平成20年度から向こう3年間で団塊世代の退職のピークを迎えるところであります。既にこれを見越して平成14年に再任用制度を導入しているところであります。60歳代はまだ働き盛りの年代でありますことから、再任用職員として定年退職後も知識、経験を生かして活躍していただきたい、このように考えておりました。民間企業に対する人材情報の提供は行っていないというのが現在でございます。

また、人材バンクについてでありますけれども、ご承知のように、現在、再就職あっせんを官

民人材交流センターに一元化する国家公務員法の改正案がこの国会において審議をされております。それに引き続き、地方公務員法についても改正が予定されておりますことから、その動向を注視した上で、札幌市も対応を検討してまいりたいと考えているところであります。

さらに、出資団体への再就職につきましては、平成17年度に札幌市出資団体改革プランを策定した中で、派遣職員の引き揚げや常勤役員への再就職の削減など人的関与の見直しを行うとともに、指定出資団体からの依頼を受けて適任者の情報提供を行う手続を定め、再就職の透明性を確保したところでございます。この手続に基づきまして、昨年度末には21件の人材情報を提供したところでございまして、各団体の役員改選後の状況を取りまとめた上で、8月には公表する予定でございませぬ。

2点目の民間活力の導入についてということでございます。

まず、PFIの導入件数についてであります。

PFIは、民間の資金やノウハウを活用しつつ、公共施設等の整備や運営等を行う事業手法の一つとして、効率的・効果的な公共サービスの提供が期待されているところであります。PFIを実施するためには、通常よりも手続に長時間を要するほか、小規模な事業や運営を含まない事業の場合には、民間事業者の創意工夫が十分に発揮することができなくて、PFIとしての事業の成立が難しいということから、全国に17政令指定都市がございませぬが、この政令市における実施事業数も平成19年3月現在でも35件にとどまっております。

札幌市といたしましては、これまで、こうした観点を踏まえながら積極的に検討を進めてきた結果、2件の事業についてPFIにより事業を実施してございまして、決して消極的ということではないわけであります。

次に、区役所等の施設の計画的な更新について

でございますけれども、区役所庁舎など老朽化を迎えている公共施設につきましては、市有建築物の計画的な資産管理、いわゆるストックマネジメントを平成20年度から導入いたしまして、その取り組みの中で、施設の更新や延命化について全市的な観点から検討を進めることといたしてございまして、PFIによる事業実施も有効な手法の一つであるというふうにご考えておるところであります。

また、白石区役所予定地としてお話がありました南郷通1丁目用地の活用についてでございますが、当該用地は、その交通の利便性や面積の規模などから、区役所を含めた多様な用途の活用が見込める場所である、このように認識をしております。したがって、当該用地につきましては、市民の意向や札幌市の財政状況を踏まえながら、議員ご提案の民間活用も視野に入れて、立地環境にふさわしい活用のあり方を検討してまいりたい、このように考えております。

次に、経済・雇用対策についてお答えをいたします。

1点目の札幌元気基金についてでございますが、札幌元気基金は、前回の重点公約の一つとして、3年間で500億円を融資規模として創設したものでございまして、これの運用によりまして目標を上回る利用がございました。また、その利用企業を対象とした調査を実施したところ、9割以上がこの資金の利用に満足しているという回答をいただき、今後も引き続き利用したいという回答を得ているところでございませぬ。

したがって、厳しい経営環境に置かれた小規模零細企業の方々の資金需要に対しまして大きく貢献したものと考えております。今年度は、それらの実績や声を踏まえまして、元気基金の利点を既存の資金に承継いたしまして、これまで以上に利用しやすい融資制度へと改正を行ったところでございまして、さらなる資金需要に対応してまいりたい、このように考えておるところであります。

す。

次に、札幌元気基金を利用することにより雇用の確保が図られたのかどうかという点であります。元気基金の利用実績から見ましても、小規模事業者の継続的な経営が図られたこと、また元気基金の相乗効果などによりまして、一般中小企業振興資金においても年々融資実績が伸びております。中でも、創業・独立開業支援資金は、昨年度、過去最高の実績となるなど、札幌市の雇用の維持や創出に寄与してきたものと考えております。

2点目の中小企業対策についてお答えをいたしますが、一つ目の北海道と連携した経済・雇用対策と国への提言についてであります。4年前に発表いたしました札幌元気ビジョンの基本理念で述べておりますとおり、北海道、札幌の経済と雇用の現状は依然として厳しいものがございまして、国に対する提言や北海道との連携も含めまして、公約をしっかりと実現していきたいとの決意はこれからの4年間においても変わらないものでございます。

これまでも、経済・雇用対策において、国の特区制度や委託事業を活用いたしまして、国や北海道との連携を図りながら、北海道大学キャンパスを中心とした産学官連携の推進、札幌市就業サポートセンターの開設や地域提案型の雇用創造促進事業など雇用創出対策の強化、そして充実に取り組み、着実に実績を上げてまいりました。今後とも、将来につながる産業の基盤づくりや人材の育成、活用の分野はもちろんのこと、さまざまな分野で連携を進めてまいりたいと考えております。

二つ目の平成19年度の肉づけ後予算における発注額についてであります。病院、交通、水道の各企業会計を除いたベースでは、委託料が816億円、工事請負費が532億円、備品購入費は35億円となっております。これらの金額に占める市内中小企業への発注額につきましては、発注先の普通

建設事業費全体としては前年度並みとするともに、特に生活道路整備事業費については前年度と同水準となっておりますことから、発注額につきましても前年度並みを確保する予算となっていると考えているところでございます。

また、競争性を阻害しない範囲において、可能な限り、市内中小企業の入札等参加機会をふやすなど受注機会の確保に十分配慮してまいりたい、このように考えているところでございます。

三つ目の構造不況業種であります中小建設業者への対策についてであります。中小建設業者の今後のあり方としては、公共事業の縮減傾向が続いておりまして、建設業を取り巻く環境はまことに厳しさを増しておりますことから、中小建設業者の方々がみずからの現状を認識し、自社の経営資源といったものを活用した戦略的な経営転換に取り組む必要があると考えているところであります。

また、これまでも経営改善や新分野進出などの自主的な取り組みを後押しする支援に努めてきたところでありますが、今後も、経営体質を強化することによりまして、技術と経営にすぐれた企業が競争に勝ち抜き、成長できる環境の整備に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、観光政策についてであります。

まず、1点目の藻岩山の魅力アップにつきましては、先般策定いたしました魅力アップ構想に基づきまして、今年度は、施設計画案を含めた再整備の全体計画と、整備の実施に当たって必要となります環境配慮ガイドラインの策定を予定しているところであります。今後のスケジュールといたしましては、ハード面では、山頂展望台やロープウエーなどについて、民間所有部分も含めまして、今年度から全体の施設計画の策定に着手をいたしまして、平成21年度の工事開始、22年度中の開業を目指して事業を進めてまいりたいと考えているところであります。

一方、構想の大きな柱でございますソフト事業につきましては、アイスバー等の冬季の新規イベントを積極的に実施いたしまして、来場者は、前年比8.7%増の結果が得られておりますことから、引き続き、さまざまなソフト事業の充実に努めてまいります。また、その際には、広域的な取り組みも必要と考えておりまして、藻岩山周辺の地元の小・中学校と協働いたしまして、環境教育や札幌の歴史や地勢を知り、学ぶ場としての藻岩山の活用などについて取り組みを進めていく必要があると認識いたしているところであります。

さらに、事業手法についてであります。まず、展望台、ロープウエー等を所有しております札幌振興公社との役割を明確にし、適切な進行管理に努めてまいります。また、施設の整備に当たりましては、強い要望がありますバリアフリー対応を念頭に進めていくとともに、天然記念物であります藻岩山の貴重な自然環境に配慮していくことが大変重要である、このように認識をしております。今年度、環境配慮ガイドラインを策定するに当たっては、藻岩山の自然をよく知っておられる市民の皆様にもご意見を伺うほか、国有林を管理する関係機関とも十分な協議の上、進めてまいりたいと考えているところでございます。

観光政策の2点目のご質問についてであります。まず、観光資源の発掘といたしましては、5月に実施いたしました平岡公園の梅林ライトアップの例のように、それぞれの施設やイベントに新たな付加価値を加えていくという取り組みや、藻岩山魅力アップ構想を積極的に進めてまいります。また、大通公園にスケートリンクを開設することや新たな集客に結びつくイベントの検討を進めてまいりたいと考えております。

また、観光商品として流通させる活動についてであります。これも、首都圏などの旅行代理店を対象としたセミナー等を開催いたしまして、商品化の促進を図っておるところであります。その結果、札幌スイーツが大きな話題を呼ぶ成果が上

がっておりまして、今後ともさらなる商品化に向けて積極的に取り組んでまいりたい、このように考えております。

次に、観光振興のための人材育成、グリーンツーリズムの振興などの考えについてであります。

来客の受け入れ強化策といたしまして、人材育成は極めて重要でありますことから、お客様と直接接するホテルのフロント担当者あるいは観光ボランティアの研修を実施しておるところであります。今後は、研修対象を拡大するなど、さらなる人材育成を進めてまいりたいと考えております。

また、グリーンツーリズムの振興についてであります。これまでも藻岩山森林ガイドハイクなどを実施してきておりまして、今後とも、自然体験ツアー等を企画する事業者や団体との連携を強化いたしまして、自然豊かな札幌観光を振興してまいりたいと思っております。これらの事業の実施とともに、観光魅力の国内外への効果的な情報発信を行い、来客の長期滞在とリピーターの増加を図ってまいりたいと考えているところでございます。

私からは、以上であります。

副議長（笹出昭夫） 小澤副市長。

副市長（小澤正明） 私から、3点についてお答えをいたします。

初めに、農業政策についてであります。

1点目の企業の農業参入の推進についてであります。遊休農地の拡大が市街化調整区域の保全に影響を与えることは十分認識をしており、平成18年に策定したさっぽろ都市農業ビジョンにおいて重点的な取り組みとして農地の保全を掲げ、新たな担い手の育成と農地の貸し借りの活性化に努めるべく、このビジョンに基づくさまざまな対策を講じてきているところでございます。

企業の農業参入につきましては、遊休農地の防止につながる新たな担い手確保策として大きく期

待をしているところでありまして、既に4法人が規制緩和により制度化された特定法人貸付事業を活用し、農地を借り入れ、営農を開始しております。

今後につきましても、国等の動向を踏まえつつ、地域の農業者の方のご理解を得ながら、企業の農業参入を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の遊休農地を利用した菜種やヒマワリなど、エネルギー作物の栽培についてであります。

一般的に、エネルギー作物の栽培は、通常の食用作物に比べまして利益が薄く、大規模な農業経営が前提とされておりまして、市内での栽培に当たっては機械化による生産体制の確立や採算性など多くの課題を解決する必要があります。加えまして、燃料化を実施する事業主体や需要先の確保といった課題も抱えておりますので、今後とも、ご提案の趣旨を踏まえつつ、普及の可能性について研究してまいりたいというふうに考えております。

次に、子育て支援対策についてお答えいたします。

1点目の保育所整備の達成見通しについてありますが、保育所定員につきましては、さっぽろ子ども未来プランで、2007年度から2009年度の3年間で800人程度ふやす計画でありまして、各年度の平均は270人程度となります。2010年度につきましても同程度の定員増を見込んでおり、これらの整備を確実に行うことで2010年度1,000人増の公約を達成できる見通しでございます。

なお、整備に当たりましては、地域需要に配慮しながら進めてまいりたいと考えております。

2点目は、乳幼児健康支援デイサービス事業及び休日保育事業の取り組みについてであります。

乳幼児健康支援デイサービス事業につきましては、病後回復期の保育ニーズにこたえ、子育てと就労の両立を支援するものとして有効であり、今

年度1カ所整備することで、さっぽろ子ども未来プランにおける整備目標5カ所を達成することになるものでございます。これによりまして、利用者にとっての利便性は一層高まるとともに、より身近な施設として需要にこたえていくことができるものと考えているところでございます。

その後につきましては、これら施設における利用実績や地域的整備状況等も踏まえまして、方向性を検討してまいりたいと考えております。

また、休日保育事業につきましては、現在のところ、実施施設は1カ所ではありますが、この施設における地域別の利用実績等を十分に検証した上で、今後の進め方を検討してまいりたいと考えております。

3点目は、家庭的保育事業についてでございます。

この事業につきましては、基本的には、家庭という限られたスペースでの保育でありまして、保育の質を十分に確保できるのか、さらに事故などに対する安全対策は万全か、また、家庭的保育所に対する指導や情報提供が十分できるかなど、多くの課題もあります。

しかし一方では、保護者や地域の多様なニーズにきめ細かにこたえることができるという側面もあり、また、国において、昨年、待機児童解消促進事業の一つといたしまして、保育所との連携による家庭的保育の考え方が示されたこともあり、これらのことを踏まえまして、今後、多角的に検討を加えてまいりたいというふうに考えております。

次に、新生児聴覚スクリーニングについてお答えをいたします。

1点目の新生児期の聴覚スクリーニングの重要性についてではありますが、このスクリーニングは聴覚障がいを早期に発見し、早期に療育指導へつなげることができますことから、大変重要であると認識をいたしております。

2点目の聴覚検査の導入についてであります

が、札幌市では、平成18年4月に、4カ月児健診から始まるすべての乳幼児健診におきまして、聴覚に関する保護者アンケートの見直しや診察及び経過観察体制の充実を図りまして、聴覚障がいのあるスクリーニング機能を強化したところでございます。

議員ご指摘の検査機器を用いた新生児聴覚スクリーニングの導入につきましては、今後とも、市内産科医療機関における検査機器の普及状況や国の動向、北海道及び他の指定都市等の動向を見きわめてまいりたいと考えているところであります。

以上でございます。

副議長（笹出昭夫） 加藤副市長。

副市長（加藤啓世） 私から、ごみ対策についてと歩行空間の整備についての2点にお答えをさせていただきます。

まず、ごみ対策の1点目、24万トンのごみ減量についてであります。24万トンの焼却ごみを減量することは極めて高い目標でございます。これを達成するためには並々ならぬ努力が必要であることは十分認識をしております。

しかしながら、清掃工場を一つ廃止することを目指そうという大きな明確な目標に向かって行動を起こすことが大切でございます。行政はもとより、市民、事業者の皆さんが真剣になって取り組む努力が必要であると考えております。審議会の答申におきましても、市民・事業者・行政3者の協働によるごみ減量・リサイクルの取り組みが重要であると述べられております。

24万トンのごみ減量に向けましては、家庭ごみでは、排出量の約60%を占める紙ごみや生ごみを中心に、集団資源回収の充実や家庭、地域での生ごみリサイクルの推進を図ること、事業ごみにつきましても、食品リサイクル法的確な運用による生ごみの資源化、さらには、約8万トン排出されている紙ごみを適切に資源化ルートに誘導していくなどの取り組みを強力に進めていかなければ

ならないと考えております。

具体的な取り組み方法等につきましては、この答申を踏まえ、現在、ごみプランの改定作業の中で鋭意検討を進めているところでございまして、年度内に取りまとめたいと考えております。

次に、2点目の審議会答申の受けとめ方についてでございますが、2年間にわたる審議の過程では、札幌のごみを何とかしなければならないという危機感や情熱から、各委員の考えが真っ向からぶつかるということもしばしばあったと聞いております。このような熱心な議論や市民意見交換会などでの市民の皆さんからのご意見を踏まえて、今回の答申がまとめられたものと認識しております。

したがって、本市といたしましては、このような過程を経て提出されたこの答申を大変重たく受けとめております。

次に、歩行空間の整備についてお答えいたします。

1点目の地域住民と連携した通学路の整備についてでございますが、現在、国におきまして、仮称と聞いておりますが、あんしん通学路創出プログラムという新規の施策が検討されておりますことから、その動向を注視するとともに、現在、9地区指定されているあんしん歩行エリアに加え、スクールゾーン実行委員会や町内会、公安委員会等と連携をし、ハードとソフトを組み合わせる通学路の整備を行う新たな取り組みを検討してまいりたいと考えております。

2点目の今後の歩行空間のバリアフリーについてでございますが、現在の三つの重点地区の整備を早期に完成させるとともに、新たな地区の拡大を含めた見直しを行い、さらなるバリアフリー化を検討してまいりたいと考えております。

また、JR星置駅周辺の整備につきましては、当駅は多くの市民が利用する駅でございます。さらに、周辺に大規模な道立の医療施設も開設され

ますことから、今年度、歩道の段差、勾配などについての調査を行うとともに、駅の自由通路へのエレベーター設置について詳細な検討を行い、国やJR北海道などの関係機関と協議、調整を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（笹出昭夫） 松平教育長。

教育長（松平英明） 私から、教育問題につきましてお答えを申し上げます。

1点目の全国学力・学習状況調査の結果の活用についてでございますが、教育委員会といたしましては、今回の調査の結果を受け、札幌市全体の教育指導の改善や施策の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

そのため、専門的な知識を有する大学関係者、校長、教員等から成る委員会を設置し、札幌市の子どもたちの学力や学習状況等を詳細に分析した上で、指導改善プランを策定するとともに、それを保護者や市民にも広くお知らせしていきたいと考えております。また、各学校においても、自校の児童生徒の学習状況を踏まえ、教育課程や教育活動、学習の指導方法等を見直し、具体的な改善策を講ずるよう、個々の学校に指導・助言を行い、子どもたちの学力向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の規範意識の育成についてであります。

札幌市におきましては、札幌市学校教育の重点の一つとして、豊かな心の育成を位置づけ、発達段階に応じて規範意識を醸成しながら、社会性の育成に努めてきたところでございます。具体的には、校内における日常の授業や行事等での約束や決まりづくりを初め、地域の特色を生かした体験活動やボランティア活動におけるさまざまな大人との交流等の中でマナーやルールを身につけるなど、教育活動全体を通しまして子どもたちの社会性をはぐくむ教育を推進しているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後とも、地域の人々との交流や職業体験等の社会体験活動を一層充実させるなど、保護者や地域と一体となって、社会性や規範意識の育成に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（山田一仁議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

副議長（笹出昭夫） 山田議員。

山田一仁議員 市長にちょっと再質問をさせていただきます。

ただいまいろいろ答弁等をいただきましたが、ちょっと私の方も理解できないところも少しありますので、改めて端的に3～4点ほど質問させていただきます。

今、市長、花が咲いたまちはどんなまちだということでお聞きしたのですが、ちょっとこの辺をお聞きしましても、私もどういうことなのかなというふうに、ちょっとははっきり理解ができません。

それで、私なりに解釈するならば、人をつくるということは、市長、決して悪いことであると私は思いますが、人だけつくって、まちが活性化するかというと、私は甚だ疑問だと思うんです。通常、こういうマニフェストをつくりますと、市長、活性化する、そういう人もつくるまち、あるいは活性化したまちとか活力あるまちとかという言葉が出るんですが、市長の場合、このマニフェスト等もこういう言葉は出てきません。

それで、多分に市長は、当選後にこういうふうにおっしゃられたと思うんですが、札幌のインフラはほぼでき上がっていると、こういうふうにマニフェストとか新聞等でも発表されておりますが、いわゆる札幌のインフラはもう相当数でき上がったんだ、だから、これからは、花の咲くまちというのは、市長が言う人をつくるまちをつくるんだと。人をつくるのがまちをつくるんだということであって、インフラ整備はでき上がったと

いうことを、まず市長がそういうふうに認識を持ってこういう花の咲くまちのイメージを描かれたのか、この1点をお伺いしたいと思います。

それから、財政問題なんです、確かに、2010年の314億円のこのことに関して、市長は、このたびのマニフェスト、財源の問題ですけれども、これに関しては一切述べておりませんと、こうおっしゃいますが、やはりこれ、市長、前から私も言うておりますけれども、確かに経費はわかるんです。でも、収入というのはやっぱり考えていかなければならないはずだと思うんです。そして、それをマニフェストに載せていかなきゃならないんです。でも、このまんまでいきますと、常に収入は、市長、永久に同じなんですよね。市長の財政というのは何かというと、いわゆる家計のあれに常に対比して、小冊子を私も読ませていただきましたけれども、市長の収入は、毎年、これから伸びないんです。でも、給料というのは上げるように努力するのが家の主人だし、経営者だし、そのトップだと思うんです。上げる努力をしなければ、トップじゃない。市長が言う決断力というのはそこにあるんじゃないかと思うんですが、民間なら、当然、今、経済がよくなってきたら、民間のトップがそこを持っていったから経済がよくなってきているんです。黙っていてよくなっている、経費だけでよくなったわけじゃないんですが、この辺を改めて、トップなら、こういうものを出していくかということ、市長としてそれがあつかないか。ないならいいんです。ですから、その辺をまず1点、お伺いしたいと思います。

それとともに、市長が言う元気基金なんです、確かに、いろいろ原局との話の中にも、今回の数字的なものは現実にそのとおりでありまして、確かに融資を受けられた方は、本当にアンケートを聞きますと90%に近い方は非常に好評がありました。

しかし、市長、この中で融資を受けられなかつ

た方がどのくらいあるか、市長は把握されているんでしょうか。みんな、来たら借りられたわけではないんです。多分にだめだった方がいらっしゃると思うんですが、その辺のデータというのを市長は把握されて、今後の新しいがんばれ資金ですか、そういうものを考えてこられたのか、その辺をお伺いしたいと思います。

それとともに、今、市長は元気基金で雇用はある程度確保されてきたと言うんですが、これも、市長、されてきたと想像なんですか。現実こういうデータをしっかりお持ちなのかなというのがちょっと思うところでありまして、市長はどの程度これを本当に確保されたということを認識されているのか、改めてもう1点、この辺をお伺いしたいと思います。

それと、最後に、中小建設業のことになると思います。

本当に、札幌市というのは、大変、今大きな発注額が、先ほども答弁の中で言っていました。たくさんの金額が発注されている。それが市内の中に入れられることによって経済が活性化されているわけでありまして、非常に大きな中なんです。

しかし、その中において、中小建設業界、今、本当に大変深刻なんです。いろんな形で変わりなさいと言っている。なかなか変わらない。本当にやめたくたって、市長もそういう面ではご存じだと思うんですが、閉めるというのも、これは大変な労力とお金がかかるわけでありまして、簡単に、中小の皆さんは、はい、だめですからやめませ、閉めますというわけにもいかないのも現状だと思うんです。

そういう意味では、これから公共事業がある程度減っていくということであるならば、これから、市長として、札幌市の公共事業の全体像をずっと出しながら、中小建設業者と、ひとつ今後とも、あり方というものをもっと一体にして調査研究し、これからこうですよということも、建設

業界との一つの、何というのか、一体化した話し合いというか、そういうものを札幌市も出していくべきじゃないかと思うんですが、この点についてもお伺いしたいと思います。

以上です。

副議長（笹出昭夫） 上田市長。

市長（上田文雄） 花にまつわるお話の中で、札幌市のインフラは既に整っているという認識を持っているかどうかというお話でございますが、私が申し上げているのは、札幌市のインフラ整備を見ますと、ほかの何を基準に考えるかということになりますと、政令市が、やはり当然、比較の対象になるだろう、こういうふうに考えますので、大都市であります政令市と比較いたしましてどの部分は札幌は劣っているというものが当面見当たらないぐらい、インフラは整備されているという認識を私はしているということでございます。

その意味で、全く公共工事が必要でないというようなことを言ったつもりはございませんけれども、整備率というのは、やっぱり先人の努力によりまして、大変立派に整備されている。その結果、借金も残っているということも申し上げておりますが、やはり、必要なもの、大都市として整備しなければならないものは着実に整えられてきている、こういう認識であります。

それから、財政、収入をどうやって上げるかと。これは、当然、自治体としては、今、三位一体改革あるいは地方分権という中で、なかなか財源が伴ってこないということから、先細りすることについて極めて重大なる危機感を、どこの自治体もみんな持っていると思いますが、我々札幌市もその例外ではございません。

そんな意味で、どうやって収入を上げていくのか、歳入を上げていくのかということは、重大課題でございます。例えば公共事業も、上げることができる、収入あるいは波及効果が極めて明確に計算できる、そういうものであればやるべきだ、

こういうふうに考えます。例えば、駅前通地下歩行空間というのも、そういう意味合いにおいて200億円からのお金をかけて、それで沿道のビルの整備、建てかえ事業といったものが促進される、そういったことによる民間の経済効果、さらには固定資産税を稼ぐことができる、そんな意味合いで、明確に費用対効果というものがはかれるような公共事業、これはやっていくべきだ、私はそういうふうに決断をし、駅前通地下歩行空間もそうでありますし、創成川通もそうでありますし、また、これから問題になる創世1.1区（さんく）のこれからの事業といったことについてもそういう視点がしっかり生かされなければならない、このように思います。

それから、不要不急な遊休資産、土地を売るといっても、短期的な意味合いにおける土地の売却による収益ということはもちろんでありますが、そこに何か立派な建物が建てば固定資産がまた上がる、収入が上がる、こういうことになるわけありますので、そういう意味でもこの作業は早く進めていくという努力をさせていただきたい、そんな考え方でございます。

3点目、元気基金でございます。

借りられなかった人はどうなっているのかということでございますが、これだけ借りやすい状況にある、そういう資金でございます。したがって、そこでセーフティーネットにも漏れてしまうというのが中にはあると。多分、それはそうだと思います。でも、それをデータ化してどうなんだと言われますと、これは私もちょっとつらい話でございますので、なかなかこのデータを私が今持っているというわけではないということをお知らせさせていただきたいというふうに思います。

あと、どれほど雇用効果があったのか。これは、私は、事業を継続することができた、あるいは活性化することができた、つぶれないで会社の倒産を避けたというようなことをカウントすればそれなりの数字になるだろう、このように考えて

おります。

それから、中小建設業界の今後について全体像を示すことはできないか、こういうお話でございます。

本当にそれができれば、非常にここを頑張れば、あと5年頑張れば何とかなるんだというふうなことだとかを言えれば、みんな我慢のしようもあるというふうに思いますし、みんなで頑張っていこう、乗り越えていこうというふうに言えるわけでありまして。それが言えないのが今の地方自治体の悩み、多くの地方自治体の悩みであるという認識をみんなで共通にさせていただきたい。あるいは、いい知恵があるのであれば教えていただきたいというのも私どもの率直な気持ちであります。

以上であります。

(山田一仁議員「議長」と呼び、発言の許可を求む)

副議長(笹出昭夫) 山田議員に申し上げます。

再々質問ですので、これを最後とします。

簡潔にお願いいたします。

山田一仁議員 市長、今、花の咲いたまち、わかりました。市長が言う、政令都市の中で、札幌のインフラは、やっぱり大都市の中では札幌はでき上がっている、こう認識なんです、私どもはその辺の認識がちょっと違うと思うんです。

どの辺をもってほぼでき上がっているのか。他都市と比べているのかわかりませんが、私どもは、まだまだ札幌はしなければならぬ整備がたくさんあると思うんです。確かに、下水や水道の普及率だけ見たら、それは90何%ですから、それなりにいいでしょうけれども、まちというのは本当に生き物です。これからどんどんやっていかなきゃならぬことがあるんです。例えば、じゃあ、ほかの都市だって、電線だって地中化しましょう、そういうまちだってあるわけです。これだって、札幌だってこれからやっていけば、いいまちになるわけです。あるいは下水だってそうです。

何も通常の下水じゃなくて、じゃ、雨水の下水は完璧に整備されていますか。もしも大雨が来たら大変なんですよ。まだまだやっていかなきゃならない、そういう整備というのは札幌の中にはたくさんあるんです。

ですから、そういう面では、決して、ほぼでき上がったというのは、下水か水道か、一部道路のこと、公園ぐらいかな、そんなぐらいのことで、まだまだあるんだと。ですから、そういうことを考えるならば、やっぱり、市長の中に、そういうものもまだ現実にあるから、やっていかなきゃならぬものがあるということ、まず、あると思うんですが、その辺の市長の、こういう問題に関してどうか、1点お聞きします。

それから、財源ですけれども、確かに収入を得るということは、どこのトップも難しいことです。簡単じゃありません。

ですが、やはりそれは知恵なんです。そのために、市長は、地下通路のときにまちづくり会社をつくりました。要するに、札幌市のいろいろな資産、それを有効利用しよう、そして、少しでもうまく上げよう、そして、先ほど言った駅前だってそうです。それは我々がこういうふうに言って、市長はやってくれましたけれども、本当にそういうふうに資産がなってくる。まだまだそういう場所もあるんです。南郷もそのとおりいったんです。もっともっと利用すれば、南郷の土地だって、もっともっといろんな形の中で民間活用すれば、税収も上げられる。そういう札幌市にも資産がまだ十分に活用できるものがある。そうすることによって、まだ収入を上げられるということなんです、その辺もどうかということをお伺いします。

それから、元気基金、市長、確かに借りられない方はどうのこうのと言うんですが、やっぱり、ここまで、市長、元気基金を経済の中に大きく見るならば、借りられなかった人がなぜ借りられなかったか。それは内容が悪かったからと言われる

とそうかもしれないですが、本当にみんなのため、中小、弱小のためと言うんなら、その人たちがただ経営内容が悪かったのか、本当に弱者だったのか、そういうところを次の資金の中できちっと把握すべきじゃないかと思うんですが、次の元気がんばれ資金に対してのお考えも、以上、お伺いしておきたいと思います。

副議長（笹出昭夫） 上田市長。（発言する者あり）

静粛にお願いいたします。

市長（上田文雄） インフラとしてまだまだやるべきことがたくさんあるんだと、それはそのとおりだと思います。やろうと思えば幾らでもあるというのは、それはあります。ただ、今、札幌が置かれている財政との兼ね合いで、そのところはしっかり考えなければいけないということを申し上げているわけでありませう。

ここまで来るのに、私たちは、今、借金という雑な言い方を申し上げますが、2兆1,000億円から2,000億円の借金が私たちにあるわけでありませう。これをどうするかということについて、人口減少とかこういうことを考えますと、どんどん将来の市民負担が多くなるということについて、私たちはそれなりの配慮をしなければならない、世代の責任をしっかりとつけていかなきゃならない、こんな思いで、私は、これから新たな公共事業をやる場合には本当に費用対効果ということがかっちりわかるものしか、そういうものに重点化していくしかないのではないかというふうに考えております。

国の2006年の骨太方針も、やはり、景気対策としての公共事業は余りやるべきではない、こんな方針をしっかりと出されている、それはそのとおりだと私は思います。そんな意味でお答えをさせていただきたいというふうに思います。

また、活用すべきまちづくり、いろいろと南郷もそうだよというお話があります。それも、やはり民間の方々の知恵と努力、そういったものと相

まって、私どもが後押しをするということは非常に大切なことだというふうに思いますが、何かの公共事業絡みのまちづくりというようなことには、今の段階ではなかなかならないという考え方を持っているということでございます。

それから、元気基金でございますけれども、これも、私は、1万件を超えた利用者がおられたというのは、重複している部分もありますので7,000件か8,000件になるのかもわかりませう。しかし、市内には7万1,000の事業所がございます。その中の約1割の方々が使っていただいた、この実績は、やはり私は、元気基金が皆さん方の今の現状において使い勝手のいい資金であり、それを評価していただいている。そのことを私たちは次の政策に生かしていくというふうな形で、今、新しい元気がんばれ資金なり、あるいは、マル札を元気基金化していくというふうなことに努めていきたい、このように考えているところでございませう。

以上であります。

副議長（笹出昭夫） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日6月13日午後1時に再開したいと思います、ご異議ございませうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（笹出昭夫） 異議なしと認めませう。

したがって、そのように決定いたしました。

副議長（笹出昭夫） 本日は、これで散会いたします。

散 会 午後5時27分

上記会議の記録に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

副 議 長 笹 出 昭 夫

署名議員 恩 村 一 郎

署名議員 村 山 秀 哉

6 月 13 日

札幌市議会会議録(第3号)

平成19年(2007年)6月13日(水曜日)

議事日程(第3号)

開議日時 6月13日 午後1時1分

第1 議案第1号から第15号まで、第20号から第24号まで(市長提出)

第2 議案第27号(市長提出)

本日の会議に付した事件

日程第1 議案第1号 平成19年度札幌市一般会計補正予算(第1号)

議案第2号 平成19年度札幌市公債会計補正予算(第1号)

議案第3号 平成19年度札幌市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)

議案第4号 平成19年度札幌市高速電車事業会計補正予算(第1号)

議案第5号 専決処分承認の件(老人医療会計予算の補正)

議案第6号 札幌市消費生活条例の全部を改正する条例案

議案第7号 札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案

議案第8号 政治倫理の確立のための札幌市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案

議案第9号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案

議案第10号 札幌市恩給条例等の一部を改正する条例案

議案第11号 札幌市税条例の一部を改正する条例案

議案第12号 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案

議案第13号 札幌市墓地条例の一部を改正する条例案

議案第14号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第15号 札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第20号 財産の取得の件(公園用地)

議案第21号 北海道後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する協議の件

議案第22号 町の区域を新たに画し、及び変更する件

議案第23号 札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第24号 市道の認定及び変更の件

日程第2 議案第27号 札幌市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

出席議員(67人)

議 長	畑 瀬 幸 二	議 員	山 口 かずさ
副 議 長	笹 出 昭 夫	議 員	宝 本 英 明

議	員	小川直人
議	員	しのだ江里子
議	員	飯島弘之
議	員	小嶋裕美
議	員	佐々木みつこ
議	員	宗形雅俊
議	員	横山峰子
議	員	福田浩太郎
議	員	國安政典
議	員	村上仁
議	員	小倉菜穂子
議	員	伊藤牧子
議	員	長谷川衛
議	員	佐藤右司
議	員	峯廻紀昌
議	員	桑原透
議	員	藤川雅司
議	員	林家とんでん平
議	員	村山秀哉
議	員	細川正人
議	員	阿知良寛美
議	員	伊藤理智子
議	員	岩村米子
議	員	坂ひろみ
議	員	佐藤典子
議	員	三宅由美
議	員	恩村一郎
議	員	ふじわら広昭
議	員	大嶋薫
議	員	長内直也
議	員	五十嵐徳美
議	員	村松正海
議	員	山田一仁
議	員	近藤和雄
議	員	高橋克朋
議	員	高谷沢俊一
議	員	三浦英三
議	員	青山浪子

議	員	坂本恭子
議	員	小野正美
議	員	勝木勇人
議	員	鈴木健雄
議	員	馬場泰年
議	員	宮村素子
議	員	高橋功
議	員	本郷俊史
議	員	涌井国夫
議	員	義卜雄一
議	員	宮川潤
議	員	井上ひさ子
議	員	堀川素人
議	員	福士輝夫
議	員	猪熊茂樹
議	員	西村正
議	員	川口谷年男
議	員	伊与部隆
議	員	湊谷洋右
議	員	三上市憲一
議	員	武市越誠
議	員	大宮本吉
議	員	佐藤美智夫
議	員	松浦忠

欠席議員（1人）

議	員	芦原進
---	---	-----

説明員

市	長	上田文雄
副市	長	田中賢龍
副市	長	小澤正明
副市	長	加藤啓世
交通事業管理者		濱田雅英
交通局長		
水道事業管理者		田中透
水道局長		

病院事業管理者 病院局長	吉田哲憲
危機管理対策室長	原田泰明
総務局長	生島典明
市民まちづくり局長	下村邦夫
財政局長	米田順彦
保健福祉局長	中田鉄雄
子ども未来局長	八反田元子
環境局長	中西浩二
経済局長	福井知克
観光文化局長	中田博幸
建設局長	山田政光
都市局長	荒川正一
会計室長	川井洋一
消防局長	徳増澄夫
教育委員会委員	野尻桂子
教育委員会教育長	松平英明
選挙管理委員会委員長	常本省三
選挙管理委員会委員	本館嘉三
人事委員会委員	大塚龍児
人事委員会事務局長	深谷仁
監査委員	谷本雄司
監査事務局長	石黒進

事務局出席職員

事務局長	濱上敏治
事務局次長	高森政行
調査課長	本間章弘
議事課長	常野正浩
調査係長	今井一行
議事係長	田口繁治
委員会担当係長	牧口俊一
委員会担当係長	松田寛司
書記	朝倉良
書記	梅村伸
書記	国分一平

〔午後1時1分開議〕

副議長（笹出昭夫） ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員数は、63名であります。

副議長（笹出昭夫） 本日の会議録署名議員として宝本英明議員、阿知良寛美議員を指名いたします。

副議長（笹出昭夫） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長（濱上敏治） 報告いたします。

畑瀬幸二議長は、所用のため遅参する旨、届け出がございました。

昨日、人事委員会委員長から、議案第9号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案に対する意見書が提出されましたので、その写しを各議員控室に配付いたしました。

本日の議事日程、陳情受理付託一覧表、質問順序表は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

〔一覧表は巻末資料に掲載〕

副議長（笹出昭夫） これより、議事に入ります。

日程第1、議案第1号から第15号まで、第20号から第24号までの20件を一括議題といたします。

昨日に引き続き、代表質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。

涌井国夫議員。

（涌井国夫議員登壇・拍手）

涌井国夫議員 私は、ただいまから、公明党議員会を代表いたしまして質問いたしますが、それに先立ち、上田市市長並びに議員各位におかれましては、ともに、改選後、初めての定例会を迎えられましたことをお喜び申し上げますとともに、私にとりましても、栄えある札幌市議会に4期目の議席を得られ、議員活動を務めさせていただくことに心から感謝を申し上げます。

我が会派は、真の人間主義に立脚し、どこまでも生活者優先を出発点とする市政の実現に向けて取り組んでおります。これは、地域が抱える諸問題に真正面から取り組み、人と地域が輝く社会の構築を目指すものであります。

さて、今、日本社会には、少子高齢化、そしてグローバル化の進展、有限なる地球の環境の制約といった劇的な構造変化が起きております。そうした変化に直面する状況は本市においても例外ではなく、どのように経済を成長させ、財政を立て直すのか、また、その効果を市民生活や地域にいかに関与させていくかが喫緊の課題となっております。

こうした中、我が会派は、第2期上田市政のもとで、生活者である市民を主人公に据えるという確固たる理念のもとに、幅広い市民の理解と連帯と協力のもと、果敢に諸改革の実現に取り組むことを改めて表明させていただき、質問に入ります。

最初に、このたびの市長選挙では、札幌市における各種課題につきまして活発な論戦が展開され、その過程において札幌市と北海道や経済界との間に不協和音が生じていたという事実は否めないと考える次第であります。

しかし、一定程度の差で当選され、189万人の人口を擁する大都市札幌のかじ取りを担う立場に立ったわけでありますから、一党一派に偏ることなく、しっかりとした政治信念とまちづくりのビジョンを持って市政を運営してもらいたいと考えるものであります。

そこでまず、質問の1点目ですが、多くの市民に期待されて注目を集めている2期目は、これまでの4年間にまいった種が結実する大切な時期であります。従前にも増して、市民党という立場で融和と協調による市政運営が重要と考えますが、市長の2期目における市政運営の基本姿勢についてお伺いします。

また、市長は、施政方針演説により2期目の市

政運営の方策を明らかにし、まちづくりの目標を、引き続き、市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街としており、その実現に向けて、子どもを生き育てやすく、健やかにはぐくむ街を初めとした五つの政策の柱を掲げ、その政策の柱に沿った肉づけ予算を編成し、この議会に提案しているところであります。

政策の柱としては、子育て・児童関連、市民の主体的な活動、経済、高齢者や障がい者への福祉、安全・安心、環境、文化・芸術、都市の魅力や観光資源づくりなどの政策課題が掲げられており、今後の市政運営に期待するとともに、これからも、市民、市長、議会とも連携したまちづくりを推進してほしいものと考えているところであります。

なお、五つの政策の柱として掲げた中では、安全で安心して暮らせる社会の実現や災害に強いまちづくりを重点課題として取り上げており、暮らしの安全・安心に配慮したまちづくりについては、我が会派も従前から力を入れて主張してきたところでありますし、肉づけ予算では妊婦健康診査の充実なども盛り込まれ、一定の評価はするところであります。

しかしながら、札幌市の依然として厳しい財政状況を考えると、我が会派といたしましても行財政改革の必要性は十分認識しており、今後の札幌市のまちづくりを効果的に推進するためには、行財政改革を強力に推し進めるとともに、まちづくりとしては、特に力を入れていく重点政策を明確にし、事業を重点化した計画づくりが引き続き重要であると認識しているところであります。

そこで、質問の2点目ですが、今回、施政方針を実行するためのまちづくりのプランを策定する旨の考えを示されたところでありますが、新たなまちづくりの計画づくりの基本的な考え方について、いま一度、その認識についてお伺いいたします。

次に、経済対策の視点から、都心の再生につい

て質問します。

本市の経済は、明治の創建以来、一貫して行政主導による公共投資により支えられてきた側面が強く、その経済効果は非常に大きいものでありました。

しかしながら、財政状況が厳しさを増す中、公共投資を抑制せざるを得ない昨今においては、民間投資の拡大による経済基盤の再構築が課題と言われておりますが、札幌においては、なかなか経済の好転までに結びついていないのが現状であります。

このような中、ここに来て駅前通沿道のオフィス・店舗等の民間都市開発の事業化や創成川以東の活発なマンション建設など、これまでにない新たな民間投資が展開されており、私は、このことは本市の経済の立て直しを図る千載一遇の好機ではないかと思うのであります。

そこで、この民間の投資力をどのようにして経済活動の活性化や観光資源として活用できるのかということをも多方面から真剣に考え、手早く対策を講じていかなければならないと考えます。

例えば、ニセコ町では、町の恵まれた自然環境の魅力が投資を呼び込む対象となり、オーストラリアの市民、企業の投資が進んでいることは、ご承知のとおりです。このことは、他の大都市には見られない自然環境や四季の明確性、大都市ならではの多様性を有する街並みなど、札幌の特質を生かした都市魅力を鮮明にすれば、今以上の国内外からの投資対象になり得ると思うのであります。

今後、北海道新幹線の札幌延伸や、検討を開始して以来20年になる創世1.1.1区(さんく)の事業化などが期待され、それに伴う経済波及効果もかなり期待できるここ10年が、今後50年、100年という長い目で見て、先人から受け継いだ札幌を後世に誇れるまち札幌として引き継ぐために極めて重要なターニングポイントになると考えております。そういう意味で、札幌の都心は重要な位置

づけにあり、北海道経済の中心である道都として、札幌のみならず、北海道の経済回復のためにも、積極的に民間の投資を生かしたまちづくりを本市が先導し、展開すべきであります。

今、好調な民間の投資も、札幌に投資の魅力がなくなれば撤退していくことになり、そうなれば経済的な衰退は時間の問題であります。だからこそ、たゆまず都心の魅力を発信し、民間投資が継続して行われるようなまちづくりの展開が強く求められているのであります。そのためには、札幌はどのようなまちづくりを目指しているのか明確にして、世界的な都市間競争をリードし、効果的なよりよい民間投資を勝ち取っていかねばならないと考えます。

また、国においても、都市再生特別措置法を改正し、民間都市開発への支援を継続するなど、引き続き都市再生の推進に力を注いでおり、本市の都心の再生を進める環境は十分整っていると思っております。

そこで、質問ですが、市長は経済政策の一面も踏まえて、魅力と活力のある都心をどのように再生していこうとしているのか、市長のお考えをお伺いいたします。

続きまして、敬老優待乗車証について伺います。

市長は、選挙公約の中で、これから目指していく札幌のまちの姿を五つの街として示され、その中で、人のぬくもりあふれる街を実現するための具体策の一つとして、敬老優待乗車証の利用上限額を現行の5万円から2万円引き上げ、7万円にするとしております。

この事業は、対象者が20万人を超え、事業費も約41億円に達する札幌市の事業の中でも規模の大きなものであり、その目的である社会参加の促進という観点からも極めて有効な施策であると考えております。また、高齢化の進展を背景に、市民の注目度や期待度も大変高いものであることから、この上限額の引き上げは、高齢者にとって早

急に実現していただきたい事柄の一つであるということができます。

そこで、質問ですが、市長は、上限額の引き上げについて、いつ実現するおつもりなのか、お伺いします。

また、上限額引き上げに当たっては、利用者負担率の設定の問題があります。さらに、有効期間の見直しなど、市民から寄せられた意見や要望も多いことと思いますが、これら上限額の引き上げ以外の課題や要望について、市長はどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いします。

続きまして、行財政改革についてお伺いします。

上田市政の2期目のスタートとなる本年度の一般会計の補正予算案は、総額が46億3,400万円にとどまり、当初予算と合わせた約7,800億円は3年連続の減額予算であります。また、補正予算と同時に発表された中期財政見通しでは、来年度に見込まれる収支不足は約198億円、平成22年度には306億円にも上り、今後とも厳しい財政運営が続く見込みであります。

市長は、この厳しい財政状況の中で、職員みずから汗を流して政策の実現を目指すと言っておりますが、職員の頑張りに期待して、果たしてどれだけの成果が上げられるのでしょうか。もちろん、市政を担うのは行政ではありません。市民、企業、あるいはさまざまな団体が力を合わせて市政を担っていくべきではありますが、財政的な支援なくして市長の言う元気なまちづくりができるのでしょうか。まずは行政のむだな仕事をなくし、徹底した歳出削減を行い、そこで捻出した財源を必要な政策に投入していくべきではないでしょうか。

我が会派は、税金のむだ遣いをチェックする仕組みとして、事業仕分けの実施を主張してまいりました。事業仕分けとは、行政が行っているすべての仕事を一つ一つ徹底的に見直そうというものです。具体的には、そもそもその事業が必要かど

うか、必要であるならば官民のどちらがやるべきかなど、順を追って検討、整理する作業でありませぬ。

昨年6月に制定された公共サービス改革法の基本理念にもこの事業仕分けの考え方が盛り込まれ、いわば、国、地方を問わず、行財政改革を進めるための標準仕様になったところであります。

事業仕分けについては、平成18年第3回定例市議会の代表質問において我が会派から質問を行い、行政評価の中で事業仕分けの考え方も含めた評価を行っていく旨の答弁がありましたが、重要なのは、その仕分け作業の具体的な進め方と、仕分け成果をきちんと実施に移すことであります。

事業仕分けを提唱してきた民間のシンクタンクでは、平成14年度から昨年度まで、9県8市において事業仕分けを行っています。仕分けには、住民のほか、経営者やNPO、他自治体の有志職員も参加し、さまざまな議論をしながら個々・具体的に評価を行っています。新潟市のほか、市レベルの仕分け結果では、予想以上の数の事業が不要あるいは民間の仕事と評価されたところであります。

この仕分け結果のとらえ方はいろいろあると思いますが、行政による仕分けでは、過去からの習慣や発想をなかなか変えられず、思い切った見直しになりにくい面もあります。その意味で、外部の目を入れるということは大変有意義なことであり、本市においても、札幌市行政評価委員会による外部評価を導入していることは一定の評価をするものであります。

ただ、外部の目といっても、専門性がなければ適切な評価は難しいのではないのでしょうか。まずは、地方自治、行政学などの学識経験者、シンクタンク、さらには企業の経営感覚やコスト意識を踏まえた人材などによる多様な視点からの専門家による評価が不可欠であり、そのために、昨年の第3回定例市議会において経済界からの人材登用を図るよう主張させていただいたところであります。

す。

また一方で、事業仕分けを進めるプロセスにおいて重要なのは、専門的な視点とともに、市民の目線と考え方を積極的に取り入れるということでもあります。市長は市政の根幹に市民自治を据えておりますが、そうであれば、なおさら、この専門性と市民の目線をうまく調和させて仕分けを進めなければ、透明性、中立性及び公正性が担保され、かつ、市民が納得できるような大胆な事務事業の見直しは進みません。

本市では、職員の退職者がこれからピークを迎えます。集中改革プランでは、平成22年度までに850人の職員削減を数値目標として掲げています。今後、職員数が減少していく中で、行政サービスを停滞なく提供していくためには、不要と思われる事業はすぐに廃止し、民間へのアウトソーシングを積極的かつスピード感を持って進めていく必要があるでしょう。そのためには、事業仕分けの結果を計画的に実施するための推進計画や実践プログラムを策定し、しっかりと進捗管理を行いながら行財政改革を推進していくことが必要と考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、既に事業仕分けに着手していると聞いていますが、具体的にどのように進めようとしているのか、特に、外部評価について専門性と市民の目線をどう調和させて仕分けを進めるのか、お伺いします。

2点目は、行財政改革を推進していくためには事業仕分け結果を着実に実施していく必要がありますが、具体的にどのような手法で仕分け結果を実現につなげていくつもりなのか、お伺いいたします。

次に、安全・安心なまちづくり条例についてであります。

全国における一般刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて、7年連続で戦後最多の記録を更新し続けたところであります。その後、15年か

らは減少に転じ、17年中は226万9,572件と、前年より29万3,465件、11.4%減少したとのことであります。

しかしながら、減少したとはいえ、120万件前後で推移していた昭和40年代の約2倍近くの水準にあることに変わりはなく、情勢は依然として厳しいものがあると言えます。

一方、札幌市内における犯罪発生状況につきましては、平成13年の4万1,290件のピークを過ぎた後、現在は減少の兆しを見せ始めてはいるものの、17年は3万1,929件と依然として多くの犯罪が札幌市内で発生しており、予断を許さない状況のまま推移しているところであります。

また、犯罪に対する不安にも根強いものがあります。ことし2月に内閣府が発表した治安に関する世論調査によりますと、ここ10年間の我が国の治安に関する質問では、悪くなったと答えた人が84.3%と高い比率を示したとのことであります。この比率は、前回調査時である平成16年当時の86.6%と比べて減少しているものの、それでも、いまだに8割以上の人々が最近の治安に関する不安を感じているとの結果が浮き彫りとなったものであります。

同様の意識調査は昨年8月に札幌市でも実施しておりますが、それによりますと、札幌市民が日常生活の中で犯罪に遭う不安を感じていると答えた人は全体の73%に上がっているとのことであります。これは政府調査の84.3%に比べると下回っておりますが、多くの市民が犯罪に関する不安を抱えていることがわかるものであります。安全に、安心して暮らせる地域社会をつくることは、市民のだれもがひとしく願うところであります。

我が会派では、これまでも、代表質問や委員会などの場で、スクールガードの取り組みの充実や児童への防犯ブザーの配付について提案や質問をさせていただき、それらが施策に反映されてきたところであります。

このような中で、現在、多くの地域では、不審

者対策などのために住民みずから立ち上がり、地域で結束して防犯パトロールを実施するなどの動きが出ております。また、他の自治体では、防犯に関する企業貢献の考え方が浸透し、営業車に子ども見守りのためのステッカーを掲出したりしているなどの取り組みも見受けられます。

こうした地域での防犯活動を一層促進するために、既に全国10の指定都市では、いわゆる生活安全条例を制定し、地域へのさまざまな支援を実施しているところでもあります。これまで、何度も、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現するために、我が会派では、この条例の必要性をかねてより訴えてきたところでもあります。

このたびの市長のマニフェストには、地域の安全は地域で守ることを基本とする安全・安心まちづくり条例を平成22年度までに制定するとあります。

しかしながら、今回の補正予算案にはこの条例に関する項目が計上されておらず、予算の概要に新たな予算計上は伴わずに実施する取り組みとの掲載があるだけで、積極性に欠けるのではないかと思うわけでもあります。

そこで、質問ですが、我が公明党議員会は、札幌市としても、こうした地域の防犯活動をこれまで以上に積極的に支援し、犯罪に強いまちづくりを進めていくため、いわゆる生活安全条例の早期制定を行うべきであると考えているのですが、上田市長はどのような考えをお持ちか、お伺いいたします。

次に、少子化対策についてお伺いします。

最初に、乳幼児医療費助成制度の拡充についてであります。

先日、平成18年の全国の合計特殊出生率が1.32と、6年ぶりに上昇する見込みであるが、一時的な可能性もあり、楽観を許さないとの報道がありました。札幌市におきましても、傾向は全国と同様であり、深刻な少子化の状況が続いていると言えます。このように少子高齢化が一層進み、年

金、医療、介護などの社会保障費は増大し、国民の負担が増加する中、特に子育て世代には重い経済的負担感があり、多くの方々がその支援措置を求めています。

その中で、乳幼児医療費の軽減を求める意見も数多く寄せられており、この助成制度が子育て家庭への経済的支援策として極めて重要な施策と考えるものであります。国の医療制度改革においては、少子化対策の一貫として、平成20年4月から医療保険の一部負担金の軽減措置3割から2割へについて、現行3歳未満の乳幼児から小学校就学前まで拡大することとしております。

我が会派は、個人の意思を尊重することに十分な配慮を払いながら、子どもを産みたいと主張する人々に積極的に機会を与え保障することが重要との考えから、従来から少子化対策や子育て支援対策には積極的に取り組んでまいりました。特に未就学児童の医療費の無料化を進めるため、子育て支援対策の経済的側面から、この助成制度の拡充を何とか実現させたいとこれまで強く主張してきたところでもあります。

本市の乳幼児医療費助成制度は、乳幼児の疾病の早期診断・早期治療を促進し、乳幼児の健康の保持と増進を図ることを目的に昭和48年に開始されました。これは北海道の補助事業として実施されておりますが、平成16年10月に対象年齢が小学校就学前までに引き上げられた際に、北海道の制度が3歳以上の課税世帯を1割の自己負担としたのに対し、本市では、入院について、年齢制限なしに初診時一部負担金を払うだけの原則無料にしたところでもあります。このように本市独自の基準を設け子育て世代の負担軽減を図ってきたことは、多くの乳幼児の保健の向上と増進に大きな成果を上げたものと認識しており、十分評価できるものであります。

しかしながら、現在、4歳以上で市民税課税世帯の通院だけは一定の限度額が設けられてはいるものの、残念ながら1割の自己負担のままとなっ

ております。

他の政令市における助成状況を見ますと、横浜市など5都市が無料化を行っており、こうした他都市の状況と比較しても、次代を担う子どもを健やかに産み育てる環境づくりの一貫として、さらに制度の充実に努めるべきと考えます。

市長は、さきの選挙において、小学校就学前の子どもの医療費を原則無料にすることを公約されておりました。

そこで、質問ですが、本市の乳幼児医療費助成制度の拡充は公約どおり実施するのかどうかについてお伺いいたします。また、その実施時期はいつと考えているのか、お伺いいたします。

次に、私が重要視すべきと考えることは、企業による取り組みの推進であります。

少子化対策は、行政ばかりではなく、社会全体で取り組みが必要であることは言うまでもありませんが、特に、札幌市内では今もって目覚ましい進展がなかなか見られない状況にあります。企業による子どもを産み育てやすい環境づくりへの取り組みの一層の推進が必要であるところとあります。

企業には、育児休暇制度や短時間勤務制度の充実整備などの働き方の見直しや、事業所内保育の設置など、まずは自社の従業員のワーク・ライフ・バランスを実現する環境づくりへの取り組みが望まれます。

先月初めに、次世代育成支援対策推進法に定められました認定企業の道内第1号として北洋銀行が認定されたとの報道がありましたが、続いて、札幌市内では丸井今井など複数の企業が認定されていると聞いております。双方とも札幌のリーディングカンパニーであり、このようなトップ企業が続々と認定を受けることは、社会の時代の方向を指し示すという意味で大変意義のあることと考えております。

さらに、私が企業による取り組みとして注目するのは、従業員が対象ではなく、子育て家庭全体

を支援、応援する事業への取り組みであります。具体的には、百貨店や大型商業施設などでの託児サービス、乳幼児の休憩や遊びのスペースの設置と、そこで医師や保健師などによる育児相談の実施などがよく知られていますが、ほかにも金融機関による子育て家庭への金利優遇や飲食店などでの子育て家庭割引サービスなど、さまざまな取り組みが全国に広がりを見せております。

特に、その先進的事例として私が先日視察してまいりました東京日本橋にある株式会社ローソンのハッピー子育てプロジェクトのコンセプト店舗では、キッズスペースでの託児サービス、子どもに優しい商品の販売や、地域と連携したコミュニケーションの場づくり、子どもに関するメーカーや団体と連動した商品展示、イベントや講座の実施といった、まちで子ども連れの家族に安心、快適、便利さを提供する場として人々の関心を集め、にぎわっておりました。

私は、視察から、このような取り組みは、子育て家庭への支援になるばかりではなく、子どもや子育てを社会全体で優先するチャイルドファーストの機運を醸成する上で大変大きな効果が期待できるものと感じたところであり、ぜひ、ここ札幌においてこのような風景や場面が見られるようになってもらいたいと考えているところであります。

そこで、二つ目の質問ですが、市長は、企業によるワーク・ライフ・バランス実現や子育て家庭応援への取り組みをどう評価し、行政としてどのようにかわるべきとお考えか、お伺いします。

続きまして、新たな健康施策についてであります。

国において去る4月18日に開催された内閣官房長官主宰の新健康フロンティア戦略賢人会議において、国民の健康寿命の延伸に向け、予防を重視した健康づくりを行うことを国民運動として展開するとともに、国民一人一人が充実した人生を送るための今後10年間の戦略として、新健康フロン

ティア戦略、健康国家への挑戦を策定したところ
であります。

その中では、国民みずからがそれぞれの立場に
応じた健康づくりを行うことが重要であるとし
て、九つの分野、つまり、子どもの健康、女性の
健康、メタボリックシンドローム克服、がん克
服、心の健康、介護予防、歯の健康、食育、運動
・スポーツを取り上げ、それぞれの分野での重要
性を掲げています。

特に、メタボリックシンドローム克服につつま
しては、50歳代からの脳卒中や心筋梗塞などの患
者数が増加している現状を踏まえ、これらの発症
の危険因子であるメタボリックシンドローム対策
や糖尿病予防の重要性を強調するとともに、その
克服に向けて運動や食事等の生活習慣改善に関す
る支援など、取り組みを一層推し進める必要があ
ると述べております。

そこで、1点目の質問ですが、市長は、この新
健康フロンティア戦略についてどのように認識さ
れているのか、また、今後、この戦略を札幌市の
健康施策にどのように反映させるお考えなのか、
お伺いいたします。

さらに、新健康フロンティア戦略においては、
運動・スポーツの分野で、健康増進のために運動
やスポーツに親しむことは、体力の向上や生活習
慣病の予防など、健康寿命の延伸を図る上でも重
要と位置づけ、一生涯にわたる豊かなスポーツラ
イフの実現を求めるとともに、だれもが、いつ
でも、どこでも運動やスポーツに親しむことが
できる環境整備の重要性を挙げております。

私は、かねてから、生活習慣病を予防するた
めには、市民一人一人が健康的な生活習慣を実行
することが何よりも大切であり、運動習慣の定着
を図るための積極的な取り組みが重要と申し上げ
てきました。運動は、生活習慣病の要因となるメ
タボリックシンドロームの予防に効果的でありま
す。そのためには、継続した健康づくりを進める
ための環境づくりが重要と感じています。運動習

慣の定着という意味では、札幌市の積雪寒冷地と
いう地域特性の中で、冬期間を視野に入れた取り
組みが必要ではないかと考えております。

そこで、2点目の質問ですが、運動習慣の定着
のため、札幌市として今後どのような対策が必要
とお考えか、お伺いいたします。

次に、環境対策についてであります。

市長は、マニフェストの人にやさしい街の中
で、世界に誇れる環境都市を目指し、危機に瀕し
ている地球環境を守るため、温室効果ガス排出削
減、ごみの減量やリサイクルの推進、緑のボ
リュームアップなど、市民や企業と一丸となって
取り組むことを強く訴えております。

そこで、さっぽろ地球環境憲章の制定について
お伺いいたします。

我が党では、かねてより地球環境問題は人類最
大のテーマであるとの認識のもとで積極的な取り
組みを進めており、環境問題は、資源の賢明な利
用法さえ確立すれば解決するといった政治的、経
済的、また技術的問題にとどまらず、人間と人
間、人間と自然、そして人間と社会というそれぞ
れの間を規定している価値観という次元にまで
掘り下げる必要があることを訴えてまいりまし
た。

この考え方は、2002年に南アフリカのヨハネス
ブルグで開催されたサミットで、かつて地球サ
ミットで議長を務めたカナダのモーリス・スト
ロング氏やミハイル・ゴルバチョフ氏らによる地球
評議会が、世界各国のNGOや市民、行政等と討
論を重ねて意見を集約した地球憲章の前文で示し
ている、私たちが未来に向かって前進するため
には、自分たちはすばらしい多様性に満ちた文化
や生物種と共存する一つの人類家族であり、地球
共同体の一員であるという認識をしなければならない、
自然への愛、人権、経済的公正、平和の文化
の上に築かれている持続可能な地球社会を生み出
すことに私たちはこそって参加しなければならない、
そのためには、地球上で生を営む私たち人間

は、互いにより大きな生命の共同体に、そして、未来世代に対して責任を負うことを明らかにすることが必要不可欠であるという認識に基づくものであり、国に対して、この憲章の国連での承認や国内外での普及啓発を求めてきた経緯があります。

そこで、2008年度を目標に制定する予定のさっぽろ地球環境憲章に、この地球憲章の考え方をぜひ反映していただきたいと考えております。

また、本年は、ドイツのハイリゲンダムでG8首脳会議が開催され、さらに、2008年7月には北海道洞爺湖での開催が決定いたしております。

これに先立ち、安倍首相は、5月24日に実施された第13回国際交流会議、アジアの未来で講演し、地球温暖化対策の総合戦略、美しい星50を発表いたしました。この中で、京都議定書のCO₂削減計画が2012年で終了するのをにらみ、世界の排出量は自然界のCO₂吸収量の2倍を超えているため、これを同等のレベルに抑え込む必要があると指摘した上で、世界全体が参加する排出削減のための新たな枠組みをつくる必要があると強調して、2050年に世界全体で半減という目標を掲げておりますし、国内でCO₂を1人1日1キロ削減する国民運動を展開するとの発表内容となっております。このように、主要な排出国がすべて参加する枠組みを優先した構想で地球規模での数値目標を提唱したのは日本が初めてとなっておりますし、自国での削減努力も強く打ち出しているところであります。

この世界全体で半減という目標実現に向けた具体策としては、CO₂を排出しない次世代の火力発電所などの技術革新を図る、日本が得意とする省エネ技術を提供することで世界の温暖化対策をリードする、日本が推進している原子力発電の利用を世界的に拡大する、地球規模の温暖化対策には途上国の取り組みが欠かせず、技術支援に加え、資金支援の枠組みも提唱するとの考えも示したところであります。

一方、欧州各国では、CO₂など温室効果ガスの排出削減に本腰を入れ、ノルウェーが2050年までに排出をゼロにする目標を掲げ、石油、石炭などの化石燃料のかわりに、風力・太陽光発電といった再生可能なエネルギーを利用することで温室効果ガスの発生を抑制することを表明しており、また、イギリスにおいても同2050年までに1990年比で60%を削減することを柱とした気候変動法案を公表しています。さらに、欧州連合、EUでは、厳格なルールづくりを行い、2020年には1990年比で20%削減することで合意するなど、国内外で大きなうねりを感じるわけであります。

そのような中、札幌市では、環境基本計画に基づく個別計画である札幌市温暖化対策推進計画を昨年度改定し、積極的に地球温暖化対策の取り組みを進めていることは承知いたしております。しかしながら、この環境基本計画に基づくいろいろな取り組みにもかかわらず、CO₂の排出量は依然として減少の傾向が見られず、なお一層の取り組みの強化が求められているものと考えているところであります。

昨今の社会情勢の変化と札幌市の地域特性を踏まえ、改めて、この事業の重要性をかんがみ、市長のマニフェストにある地球を守るためのプロジェクト・札幌行動に期待いたすところであります。

そこで、このさっぽろ地球環境憲章制定に向け、今後どのように取り組まれようとしているのか、お伺いいたします。

続きまして、障がい者対策について、2点お伺いいたします。

昨年4月に障害者自立支援法が施行されたことにより、それまでの事業制度の仕組みが大きく変わるとともに、新たにこの自立支援法の中で各市町村には障がい者福祉計画の策定が義務づけられており、札幌市も本年3月に札幌市障がい福祉計画を策定し公表しています。

この計画では、法の趣旨に沿って施設入所者と

入院中の精神障がい者の地域生活移行の方針が打ち出されており、平成23年度末までに、具体的に施設入所者で480人、精神障がい者で400人の地域生活を目指すこととしております。障がいのある方の地域生活移行を進めることは自立支援法の一つの理念であり、障がいのある人も、ない人も、地域で協働し、お互いに支え合う地域社会をつくり出すことは極めて重要なことと考えます。

しかし、これまで施設や病院で生活してきた人が一挙に地域に出て生活するにはさまざまな困難があります。特に、生活の場としての住居の確保に苦労しているという話をよく耳にします。例えば、アパートを借りようとしても不動産屋さんとの交渉がうまくできないとか、保証人を見つけれない、また、入居できたとしても近くに知り合いがいなくて生活が不安だといったような話があります。

札幌市では、これまでも、グループホームの整備等を通じて障がいのある方の生活の場の確保に努めてきていますが、計画に掲げられたような大勢の方々の地域移行を進めるためには、今後は民間住居の活用が不可欠と考えられます。

そこで、質問の1点目ですが、今回の補正予算で、新たに障がいのある方のために住宅入居等支援事業、住居サポート事業の取り組みが打ち出されていますが、札幌市として、どのように障がいのある方が住居を借りる際の不安や困難を解消し、また、この事業を通じて計画に掲げた目標の実現や地域移行をどのように具体的に支援しようとしているのか、明らかにしていただきたいと思えます。

次に、この地域移行とともに、密接に関連しますが、就労支援について伺いたいします。

障がいのある方の地域移行が進むと、従来の福祉サービスに加え、就労の機会の提供、確保がこれまで以上に強く求められます。地域で生活する障がいのある方々がそれぞれの障がいの程度や状況に応じて就労を通じた社会参加を希望するのは

自然の成り行きであり、これまで以上に就労支援に力を入れる必要があると考えます。

自立支援法では、地域移行と合わせて、障がいのある方の就労支援の推進を基本目標として掲げています。就労を支援するためにこれまでもいろいろな施策が講じられてきており、札幌市も独自にITを活用した在宅就労支援や障がい者協働事業、元気ショップなどの事業を行い、一定の成果を上げてきております。このような就労支援策の継続と充実は引き続き重要ですが、障がい者福祉計画の一般就労目標の100人を達成するためには、新たな視点からの取り組みも必要ではないかと考えます。

国では、自立支援法の就労支援策の一つとして、障害者職業能力開発プロモート事業を昨年度から政令市を対象に実施しています。これは、障がい者に対する各種施策を推進している政令市が、地域レベルで職業訓練へのアクセスを容易にし、訓練から雇用、就労への流れを形成するために、就労関係者会議の設置、養護学校関係者説明会の開催、職業訓練に関する広報活動、障害者職業能力開発プロモーターの配置など、さまざまな事業内容が想定されております。

今後、大勢の障がいのある方たちが地域生活に移行して安定した生活を営むためには、従来の就労支援策に加えて、より多くの人々が就労に結びつく方策をできるだけ早く講じておく必要があり、国のプロモート事業も札幌市として有効に活用し、取り組む必要があるのではないかと考えます。

そこで、質問の2点目ですが、まず、これまで札幌市が進めてきた就労支援策として一定の評価を受けている従来の福祉工場、自立支援法で言う就労継続支援雇用型の今後の見通し及び市長も公約として掲げている元気ショップ2号店の整備の考え方について明らかにしていただきたいと思えます。

あわせて、国の障害者職業能力開発プロモート

事業について、札幌市としてどのようにとらえ、活用しようとしているのか、お伺いします。

次に、ノルディックスキー選手権について、2点伺います。

1点目は、ノルディックスキー選手権の評価についてであります。

本市が4度の招致活動の末、開催権を獲得したFISノルディックスキー世界選手権大会は、ラジヒルジャンプ団体銅メダルや女子スプリント競技における入賞など、札幌のウインタースポーツの歴史に新しい1ページをつけ加え、3月4日に無事に閉幕したところであります。

80年を超える本大会の歴史上、初めてアジアで開催されたことに加え、札幌ドームに雪を入れてコースを造成するといった他都市にはまねのできない新しい試みは、ウインタースポーツ都市札幌を世界に大いにアピールできたものと思うところであります。また、国際スキー連盟のカスパー会長からも、札幌の大会運営はすばらしいと高い評価を受けたところであり、1972年の冬季オリンピックから脈々と培ってきたウインタースポーツイベントのノウハウを存分に発揮できたものと思っております。

しかし一方で、大会期間中の観客数に目を向けますと、残念ながら10万人弱ということでありまして、国際大会にしては少々物足りない数字であると思うのであります。札幌大会の前の大会、2005年のドイツ・オーベルストドルフ大会では36万人の観客が詰めかけたといえますから、札幌大会の3倍以上の人が観戦していることになります。3倍以上の観客数という差が出てしまうのにはさまざまな要素があるのだと思いますが、やはり、最大の理由は、お国柄、つまりノルディックスキーというウインタースポーツ文化の成熟度の差にあるのではないのでしょうか。ノルディックスキーの本場と言われるヨーロッパでは、だれもが当たり前のようにスキーに親しみ、ノルディックスキーで頂点を極めている選手はキング・オブ・スキー

としてたえられているのであります。

さて、札幌市に目を向けてみるとどうでしょうか。札幌冬季オリンピックのジャンプ競技における表彰台を独占といった輝かしい歴史に始まり、ウインタースポーツが隆盛を築いた時代もありましたが、近年は、ウインタースポーツ人口も減少し、ウインタースポーツより、むしろ野球、サッカーといったスポーツに多くの市民は関心を持っているのが現状ではないでしょうか。

札幌市は、冬季オリンピック、冬季アジア大会、冬季ユニバーシアード大会、そしてノルディックスキー世界選手権と、ウインタースポーツのビッグイベントをほとんど経験している世界にも数少ない都市であります。こうしたビッグイベント開催の有形無形の財産を次代につなげ、ウインタースポーツの振興を図るのは、言ってみれば札幌市に課せられた大きな命題と言っても過言ではありません。

このようなことを踏まえて、今回のノルディックスキー世界選手権大会を総括して、市長はどのような評価をしているのか、お伺いします。

2点目は、余剰金の活用についてであります。

先日、今回の大会収支では数千万円の黒字が見込まれるとの新聞報道がありました。正式な収支報告は後日になされることと思いますが、ノルディックスキー世界選手権の決算に関連して伺います。

札幌市は、この大会の主催者として相応の負担をしているわけでありまして、もし報道どおりに大会収支が黒字になり余剰金が発生した場合、本市にも何らかの還付があるものと思われまます。そのような場合、黒字分を単に会計に組み戻すのではなく、札幌市スポーツ振興基金に組み入れるなど、本大会を単なる一過性のイベントに終わらせず、実施した意義をより深めるため、スポーツ振興を図るために有益に活用されるべきと思いまます。

さらに、その益金やスポーツ振興基金の活用に

言及いたしますと、現在、多くの親御さんから、各種大会で優秀な成績をおさめた子どもたちが全国大会に参加する際の費用が専ら個人負担であり、経済的に厳しいという声が寄せられております。このような次代を担う子どもたちのスポーツ活動への支援や、努力をして優秀な成績をおさめる選手たちへの支援は、本市のスポーツ振興の観点からも大変有意義なことであり、積極的な対応が求められるものと考えます。

そこで、市長に伺います。

ノルディックスキー世界選手権大会の余剰金が発生して札幌市に還付金が発生する場合、スポーツ振興を図るために活用するお考えはないのか。あわせて、次代を担う子どもたちのスポーツ活動への支援拡大についてはどうお考えになるのか、お伺いいたします。

続きまして、特別支援教育についてお伺いいたします。

今、障がいのあるすべての児童生徒への教育の一層の充実が求められております。我が公明党としては、こうした児童生徒がすべての学校において教育的ニーズに応じた専門的な指導を受けることは極めて重要なことと考えます。

このようなことから、特に、発達障がいのある児童生徒への支援につきましては、平成17年4月、発達障害者支援法の施行によるLD、学習障がい、ADHD、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症などの発達障がいのある子どもたちに対して、早い時期から医療的・福祉的・教育的援助を行うことが国及び地方公共団体の責務とされているところであります。

この法の趣旨に基づく教育につきましては、平成18年、学校教育法等の一部を改正する法律が国会において可決、成立し、平成19年4月から施行されております。この法改正により、これまでの盲・聾・養護学校が障がい種別を超えた特別支援学校に転換され、また、特別支援教育が法律上明確に位置づけられるとともに、特殊学級につつま

しても特別支援学級に名称の変更があったところではありますが、これは単なる名称変更にとどまるものではないと考えております。

我が会派では、常に市民からの相談を受けているところでありますが、その中でも、どの保護者も平成19年度から始まる特別支援教育に対しては、具体的にどのような支援となるのだろうか、保護者の負担を軽減してくれるような人的な対応はどのようになるのだろうかといったことに非常に大きな関心と期待を持って注目していることがうかがえるところであります。

一方で、子どもの教育的ニーズの把握に努め、学校全体で対応を図ろうとする学校もあれば、これらに対する理解がまだ十分と言えない学校もあるように聞いております。また、通常の学級において教育を担当している先生方が特別な教育的支援を行うことについて、専門的な対応には限りがあるように見受けられることから、子どもや学校を支える専門的なスタッフが不可欠であるという声も聞かれるところであります。

特別支援教育は、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立って、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上のさまざまな困難を克服するためのより適切な指導や必要な支援は欠かせないものであります。さらに、特別支援教育は、学齢期における教育にとどまらず、人々が広く生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、将来的にも重要な意味を持っていると考えます。

平成14年の文部科学省の全国実態調査によりますと、LD、ADHD、高機能自閉症などの特別な教育的支援を必要とする児童生徒は約6%と、高い比率で在籍している可能性があるとされております。このような現状に対して、札幌市におきましては、学校において通常の学級で学ぶ特別な支援を必要とする児童生徒への適切かつ効果的な指導を確立するための学校支援を目的として特別

支援教育巡回相談員配置モデル事業を平成18年度から開始し、さらに、平成19年度からは巡回相談員を増員し、全市を対象とするなど、事業を強化したことは高く評価いたします。

また、札幌市では、札幌市特別支援教育基本計画において、障がいのある子どもたちを支援する地域ボランティアの整備の方向性を示し、平成17年度からは障がいのある子どもたちを支援する一方策として、学校支援ボランティア導入モデル事業を進めていると聞いております。障がいのある子どもが学校生活を安心して送ることができるよう、身近な地域から障がいの種類や程度に応じた必要な支援を受けられるボランティアネットワークの充実が求められておりますが、このためには、学生などの若い力の活用、地域住民で支える体制づくりが欠かせないものと考えます。

学生の支援につきましては、今年度、文部科学省が実施している特別支援教育体制推進事業の中で、学生支援員を活用した支援についての取り組みを始めたところであります。このことについて、既に札幌市においてモデル事業として先行して取り組んでおられることにつきましては評価しておりますが、今後、多種多様な支援が必要となる中、さらなる事業の拡充、推進をお願いするものであります。

そこで、1点目の質問ですが、現在、札幌市で進めている学校支援ボランティア導入モデル事業をさらに拡大し、地域に根差した活動とすべきと考えますが、今後、ボランティア支援についてどのように取り組んでいかれるのか、お伺いいたします。

次に、質問の2点目ですが、文部科学省では、今年度、障がいのある児童生徒の学習活動上または学校生活上の支援を行うため、特別支援教育支援員の配置にかかわる財政措置を行うと聞いております。このことについて、札幌市として早急に対応し、有効な活用を図るべきと考えますが、特別支援教育支援員の配置についてどのように考え

ておられるのか、お伺いいたします。

以上で、すべての質問を終わります。ご清聴、大変にありがとうございました。(拍手)

副議長(笹出昭夫) 答弁を求めます。

上田市長。

市長(上田文雄) 9点に及ぶご質問がございましたので、私からは、1点目の政治姿勢、2点目の行財政改革、3点目の安全・安心なまちづくり、さらに、4点目の少子化対策についてお答えをさせていただきます。その余は担当の副市長並びに教育長から答弁をさせていただきます。

最初に、私の政治姿勢についてのご質問でございます。

1点目の市政運営の基本姿勢についてでございますが、私は、189万人の札幌市民のため、そして愛する札幌市のために、4年前の初心と変わることなく、全身全霊を傾けて札幌市のかじ取りを担っていきたい、このように考えているところでございます。

また、多くの市民の理解の上にもちづくりを進めるためには、さまざまな意見、立場の方々や活動をしているの方々がお互いを尊重しつつ議論を尽くすことが肝要でありまして、そのことによって融和と協調によるまちづくりが実現されるもの、このように考えております。これが、まさしく私が目指します市民自治の本旨であるというふうに考えているところでございます。

2期目に当たりましては、人を大事にするということを原点にいたしまして、自治基本条例の目指す市民が主役のまちづくり、すなわち、市民自治をまちづくりの根本に据えた市政運営を確かなものとし、この4年間で根づいた市民自治の芽をしっかりと育てていくために渾身の力を傾注してまいりたいと考えているところでございます。

次に、2点目の新たなまちづくりの計画づくりの基本的な考え方についてでございますが、新たな施政方針でお示しいたしましたまちづくりの基本的な方向性は、平成16年度に策定した新まちづく

り計画におけるまちづくりの方向性や、さまざまな議論を引き継ぎながら、マニフェストで掲げました五つの目指す街の姿というものを五つの政策目標と15の重点課題として具体化したものでありまして、新たなまちづくりの計画ではこの政策目標と重点課題というものを計画の体系とすることとしているところでございます。

また、計画策定に当たっては、ご指摘にありましたように、将来の財政状況が予測困難であるということを踏まえると、限られた経営資源の効率的な配分を行う計画とすることが重要だと認識をしているところでありまして、市政運営の2期目となる新たなまちづくりの計画においても、課題を明確化し、計画事業を重点化してまいりたい、このように考えているところでございます。

3点目の経済対策としての都心の再生についてでございます。

公民の連携と協働により都心の再生を進めることは、経済対策としての効果はもとより、札幌市の税源の涵養を図るといった財政的な効果や、都市全体の魅力の向上というまちづくり上の効果が非常に大きい、このように認識をしているところでございます。

例えば、駅前通地下歩行空間整備事業では、沿道ビルと接続可能な構造といたしまして、地下空間の民間活用を可能とすることで、日本生命ビルの着工、それから旧拓銀本店のビルや三井ビルの建てかえなど、沿線の民間プロジェクトが具体化してきておりまして、今後も接続を前提としたビルの更新が駅前通全体で連鎖的に進むものと考えられます。これらのことは、雇用の創出、そして一般消費の拡大などの経済波及効果や固定資産税などの市税の増収効果のみならず、新たな札幌の顔として都心の魅力の向上が期待されるところであります。

ご質問にありましたとおり、私も、ここ10年が都心の再生において極めて重要な時期であるというふうに考えておりますことから、マニフェスト

でお示ししてありますとおり、将来を見据えた都市再生として2008年度を目標に都心のまちづくりを一体的、効率的に進める戦略プロジェクトを策定することといたしております。

策定に当たりましては、確実に実行し、確実に効果を上げることができる、二つとも「ジッコウセイ」と、字は違いますが、これをキーワードといたしまして道都札幌にふさわしい都心の再生に努めてまいりたい、このように考えているところであります。

4点目の敬老優待乗車証制度につきましては、上限額の引き上げ時期と、それ以外の課題や要望に対する考え方の2点をあわせてお答えさせていただきます。

この制度は、利用者を含めた市民や交通事業者の理解と協力をいただき、財政的にも将来にわたって持続可能な制度としていくことが大変重要であると認識をしているところでございます。

したがって、利用上限額の引き上げと、それに伴います利用者負担などの条件設定につきましては、これまでの利用実績や寄せられた市民意見などの分析をしっかりと行い、交通事業者との協議を進め、議会での議論をいただきながら検討をしてまいりたいと考えているところであります。また、上限額の引き上げの時期につきましては、システムの変更作業や利用者への周知に要する相当の期間も考慮をいたしまして、平成21年度からの実施を目指したい、このように考えているところでございます。

次に、行財政改革についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の事業仕分けの具体的な進め方でございますが、現在、すべての予算事業を対象にいたしまして、行政評価の手法を持ちまして事業の必要性や担い手のあり方について分類、整理を行う事業仕分けの作業を実施しているところであります。この仕分けでは、まず最初に事業を所轄しております部局が1次評価を行いまして、次に

市政推進室等が全庁的な視点で行う2次評価、さらには、学識経験者や公認会計士など外部の専門家で構成いたします札幌市行政評価委員会の外部評価を経て最終的に仕分け結果を取りまとめることとしているところであります。

なお、この行政評価委員会には、経済界の委員も加えまして、事業の必要性や担い手の評価に民間の経営感覚もしっかりと取り入れてまいりたいと考えているところでございます。

また、今年度は、出前講座や出前トークで市民の方々と事業の見直しについて意見交換をしっかりとさせていただきたいと考えておりますほか、無作為抽出した市民に参加を依頼いたしまして、市民による事業仕分けを試行的に実施したいと考えております。無作為抽出ですので、これまでは市政に参加する機会が少なかった市民の方々にも参加をいただき、その検討結果を行政評価委員会が活用することにより、外部評価に市民の意見を反映させる取り組みを進めてまいりたいと考えているのであります。

2点目の事業仕分けの結果の実現についてでありますけれども、厳しい財政状況の中で、今後も安定した公共サービスを提供していくためには、事業の必要性や公共サービスのあり方、担い手の見直しを含めた歳入・歳出、定数、機構等の一体的な見直しを進める必要があります。そのための推進計画といたしまして、行財政改革プランを年内に策定したいと考えておまして、事業仕分け結果につきましてはこの行財政改革プランに盛り込み、プランの進行管理の中で着実に実施してまいりたいと考えているところでございます。

次に、安全・安心なまちづくり条例についてお答えをいたします。

現在、札幌市内のさまざまな地域において、自分たちのまちは自分たちで守るというふうに見える市民自治の考え方が浸透して、子どもの見守り活動に代表されるように、地域での防犯活動といったもの、さらには企業による防犯への支援活

動が活発に展開されつつあります。

札幌市が昨年夏に実施いたしました市民意識調査によりますと、4割以上の市民が今後何らかの地域防犯活動に参加をしたい、このように回答しておりまして、さらに、地域で活動されております防犯ボランティア団体は、3年前に比べますと3倍以上の約160団体と大幅に増加をしているという結果を示しております。

札幌市といたしましては、こうした地域防犯への取り組みに対する市民の皆さんの機運をより一層高めていただき、地域での防犯活動に対する支援を総合的に推進するとともに、防犯の視点に立った公園の整備や通学路の安全確保に努めるなど、地域、事業者、そして行政が連携いたしまして犯罪のないまちづくりを進めていくためにも早期に条例制定が必要である、このように考えているところでございます。したがって、犯罪のない安全で安心なまちづくり条例というものを平成20年度中に提案できるように具体的な検討に着手し、市民の皆さんがより一層安心して暮らすことができるまち札幌というものを実現していきたい、このように考えているところでございます。

次に、少子化対策についてお答えをいたします。

1点目の乳幼児の医療費助成制度の拡充についてであります。この制度は、札幌市における子育てを支援するための重要な施策の一つと認識いたしておりますので、その拡充につきましては、小学校入学前の子どもの医療費を原則無料とする内容で、平成20年度の受給者証の更新時の8月実施に向け検討を進めているところであります。

次に、2点目の企業の取り組みへの評価とかわりについてでございます。

議員のご質問の中にもありました企業によりますワーク・ライフ・バランスの取り組みや子育て家庭全体を応援する取り組みについては、子どもを産み育てやすく、子どもにとって優しいまちづくりを推進する上で大変重要な取り組みでござい

ます。行政としても、できる限り支援し、こうした取り組みを促進していくことが必要であると考えているところでございます。

そこで、現在、札幌市では、札幌商工会議所の全面的な協力を得て、従業員数10人以上の全会員企業を対象にいたしまして、ワーク・ライフ・バランスに関するアンケート調査を行いまして、取り組みの実態や経営者のお考えをお尋ねしているところでございます。今後、この調査結果を受けまして市内企業の現状や課題等を明らかにするとともに、経済界を初め、関係の方々のご意見を伺いながら、取り組みの評価基準だとか入札優遇、あるいは助成金などの支援策を内容とする認証制度といったものを今年度内に創設する考えでございます。

私からは、以上でございます。

副議長（笹出昭夫） 小澤副市長。

副市長（小澤正明） 私から、3点についてお答えいたします。

初めに、新たな健康施策についてであります。

1点目の新健康フロンティア戦略に対する認識と札幌市の健康施策への反映についてですが、このたび国が示した新健康フロンティア戦略は、国民の健康寿命の延伸に向け、予防を重視した健康づくりを国民運動として展開しようとするものであります。これには、今日的な健康課題についての取り組みの方向が示されておりまして、札幌市が市民の健康づくりを支援する上で配慮すべき重要な指針になるものと認識をしております。今年度は健康さっぽろ21の中間評価の年に当たりますことから、この予防重視の考え方を計画期間の後半における健康づくり施策に反映させてまいりたいと考えております。

2点目は、運動習慣の定着を図る対策についてであります。

これまでも、各区の保健センターなどを中心に、継続して自主的に健康づくりに取り組むグループやリーダーの育成と、そのネットワーク化

などを通して市民の運動習慣の定着を図ってきたところであります。今後は、各区で作成したウォーキングマップ活用などにより、冬期間でもさまざまな形で継続できるようにコースの選定やスノーシューなど用具活用の工夫に努めるとともに、冬期間の積極的な健康づくりに向けてカーリングなど手軽に楽しめるスポーツの普及にも努めてまいりたいと考えております。

さらに、本年4月に、札幌市スポーツ振興事業団と札幌市健康づくり財団の統合によりましてさっぽろ健康スポーツ財団が設立されたところであります。新財団は、スポーツや医学に関する専門的知識・技術をもとに、健康づくりとスポーツとの相乗効果をねらった幅広い事業展開を図るべく新たな事業の創出を目指しておりますことから、札幌市におきましては、この財団の支援を通して市民の運動習慣の定着を図ってまいりたいと考えております。

次に、障がい者対策についてお答えいたします。

1点目の住宅入居等支援事業についてでございます。

この事業は、知的障がい者や精神に障がいのある方が賃貸借契約による一般住宅への入居を希望するときに、保証人がいないなどの理由で入居が困難な場合、札幌市が家族や不動産業者などとの調整を行うことによりまして地域での自立生活をサポートしていくものでございます。具体的には、障がい者相談支援事業者などに委託をしまして、不動産業者との仲介や家主との入居契約に係る手続の支援に加え、入居後の日常生活上の相談などを行うものでございます。

この事業を通じて、グループホームや施設、病院などとの連携を密にしながら、障がいのある方の地域生活への移行を積極的に推進し、障がい福祉計画の目標を達成するように努めてまいりたいと考えております。

2点目の就労支援についてでございます。

障害者自立支援法では、就労による自立を支援する具体的な事業として、ご質問の就労継続支援雇用型を設けております。この事業は、契約に基づいた就労機会の提供と必要な支援を行うことによりまして、一般就労への移行を促進しようとするものでございます。

この事業の今後の見通しについてでございますが、4月時点で新設が1カ所、従来の福祉工場と作業所から移行したものが5カ所の計6カ所となっております。今後も引き続き事業所指定を行う北海道と連携しながら、作業所や民間事業者等に当該事業所への移行を働きかけてまいりたいと考えております。

次に、元気ショップ2号店の整備の考え方についてでございますが、好評をいただいております元気ショップにつきましては、運営を開始し6カ月を経過したところでありまして、当面は、安定的な運営と作業所の収益向上を目指し、売れる製品の開発や販売方法などの検証を進めていく必要があるものと考えております。こうした検証の結果を踏まえまして、2号店につきましては、作業所とのより密接な連携や新製品の開発など収益向上につながる新たな機能を持つものとして、早期の開設を目指していきたくと考えております。

次に、障害者職業能力開発プロモート事業の活用についてでございますが、この事業は、障がい者一人一人の状態に応じた職業訓練を通じて就労への一貫した流れの確立を目的としたものでございます。

札幌市といたしましては、この事業を企業側の障がい者雇用に対する理解促進や障がいのある方の就労に向けた準備の機会として位置づけ、特に高等養護学校や福祉施設と就労の場をつなぐ役割を果たす事業として展開していきたくと考えておりまして、実施に向けて、現在、国と協議を進めているところでございます。

次に、ノルディックスキー世界選手権についてでございます。

まず、1点目のノルディックスキー世界選手権の総括についてお答えをいたします。

アジアで初めて開催しましたこの大会を滞りなく無事に終えることができましたことにつきまして、まず、市民を初め、多くの関係者の皆様からお礼を申し上げたいと思います。

大会を振り返ってみますと、議員からお話がありましたように、女子個人スプリント競技においては、本道出身の夏見 円選手がオリンピックや世界選手権を通じてこの種目で初めてとなります5位入賞、また、ジャンプラージヒル団体競技におきましては長野オリンピック以来となる銅メダルを獲得するなど、大会を大いに盛り上げていただきました。

運営面につきましては、カスパー国際スキー連盟会長から、市長が直接お褒めの言葉をいただいたところでありますが、これも、今まで札幌市が積み重ねてまいりましたウインタースポーツイベントのノウハウを十分に発揮したことによるものと考えております。また、全天候型施設であります札幌ドームに雪を入れまして、クロスカントリーのスプリント競技を実施するといったスキー競技の歴史を塗りかえる試みは、世界に札幌の名を広めるのに十分なインパクトがあったものと、議員同様に考えております。

さらに、この大会には世界じゅうからたくさんのお客様をお迎えしたわけですが、2,000名近いボランティアスタッフの献身的な取り組みによりまして、期間中、市内各所で市民との交流が図られ、札幌の高いホスピタリティを示すことができたなど、さまざまな成果を得られたものと評価をしているところであります。

大会の開催を通じて得ました貴重な経験と財産を生かしまして、引き続きウインタースポーツの振興を図るとともに、スポーツを通じた魅力ある集客交流都市の実現に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の剰余金が発生した場合の活用及

び子どもたちのスポーツ活動への支援拡大についてでございます。

今大会の最終的な収支はことし12月に確定する予定ですが、剰余金が生じた場合については、ノルディックスキー世界選手権の開催趣旨を踏まえ、市民のために有効に活用する観点から検討してまいりたいと考えております。

また、中学校におけるスキー授業の実施校が減るなどスポーツに取り組む機会が減少している状況の中で、次代を担う子どもたちのスポーツ活動に対して支援を行うことは有意義と考えておりますので、今後、支援策の充実について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

副議長（笹出昭夫） 加藤副市長。

副市長（加藤啓世） 私から、環境対策についてお答えをいたします。

地球温暖化対策は、世界規模で取り組まなければならない喫緊の課題でございます。さきのG8主要国首脳会議においても真剣な議論がなされたところでございます。

札幌市は、この地球温暖化対策を市政の最重要課題の一つと位置づけ、平成16年度からの3年間、CO₂削減アクションプログラムを進め、エコライフ10万人宣言の目標達成を初めとして、市民の環境意識の醸成を図ってきたところでございます。

さらに、本年度は、市民に浸透してきた環境意識を具体的な環境行動につなげていくことが必要と考え、市民とともに環境首都を目指す姿勢を強く打ち出したものでございます。具体的には、地球環境を守るために目指すべき市民像、都市像をさっぽろ地球環境憲章として制定するとともに、世界に向けて発信する具体的な行動を地球を守るためのプロジェクト・札幌行動として制定してまいりたいと考えております。

このさっぽろ地球環境憲章の制定に当たりましては、ご指摘の地球憲章の考え方に学びながら、

広く各界各層から参加いただく市民会議を設置して進めていく考えでございます。地球環境問題が主要テーマと目されます2008年の北海道洞爺湖サミットが開催される機会をとらえまして、環境首都・札幌の宣言とともに国内外に向けて発信したいと考えております。

以上でございます。

副議長（笹出昭夫） 松平教育長。

教育長（松平英明） 私から、特別支援教育につきましてお答えを申し上げます。

ボランティア支援につきましては、平成17年度から、学校支援ボランティア導入モデル事業により、地域ボランティアのネットワーク化やその運営のあり方とともに、発達障がいのある子どもに対する支援のあり方などについて実践的な調査研究を行っているところでありまして、平成18年度は、対象校を6校に拡大をいたしまして、65人のボランティアにより実施をしたところでございます。この実施に当たりましては、学校のニーズの把握とともに、地域の大学などとの連携を図りながらモデル事業で得られたノウハウなどを蓄積して、その成果を小・中学校に提供し、支援を必要とする学校におけるボランティア活用の基盤づくりに努めているところでございます。

また、特別支援教育支援員の配置につきましては、先月、文部科学省から配置に必要な経費に係る地方財政措置の詳細が示されたところでございます。

教育委員会といたしましては、小・中学校における障がいのある児童生徒の学習活動や学校生活を支援するための効果的な体制の確立は喫緊の課題と認識をしております。札幌市として先行して取り組んできました学校支援ボランティアの役割を含め、総合的に検討した上で、できるだけ早期に実現を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

副議長（笹出昭夫） ここで、およそ20分間休

憩いたします。

休 憩 午後 2 時27分

再 開 午後 2 時52分

議長（畑瀬幸二） これより、会議を再開します。

代表質問を続行します。

宮川 潤議員。

（宮川 潤議員登壇・拍手）

宮川 潤議員 市長におかれましては、2 期目の当選を果たされ、また、私ども議員も、各区におきまして住民の皆さんから支持をいただき、議会で働かせていただけることになりました。市民の皆さんの声を議会に届けて、市民本位の市政の実現のために、市長を初め、各理事者と前期にも増して大いに議論を深めていきたいという決意をしております。

そこで、私は、日本共産党を代表して、当面する市政の重要問題について、順次、質問をさせていただきます。

最初に、市長の政治姿勢について質問いたします。

質問の第 1 は、自衛隊の国民監視の問題についてであります。

6 月 6 日、我が党の志位和夫委員長が、自衛隊の内部文書をもとに、自衛隊の情報保全隊が、国民のさまざまな活動を系統的に監視し、記録していたことを記者会見で公表しました。陸上自衛隊東北方面情報保全隊が作成した情報資料についてと、情報保全隊本部のイラク自衛隊派遣に対する国内勢力の反対動向によると、軍事組織である自衛隊の部隊が日常的に国民動向を監視し、その情報を系統的に収集していることが明らかになりました。

情報保全隊が調査、監視した道内の団体としては、日本共産党を初め、民主党、社民党、北海道平和運動フォーラム、朝日新聞・北海道新聞の労

働組合、北教組、日本キリスト教団、新日本婦人の会、林業研修会館なども含まれています。

こうした活動は、憲法第 21 条に保障された集会、結社及び言論、出版などの表現の自由を侵すとともに、個人の氏名や写真が掲載されていたことは、憲法第 13 条が保障する個人のプライバシーの侵害です。

情報保全隊が行っている活動は、違憲であると同時に、自衛隊法にも根拠を持たない違法行為だと思っておりますが、市長の自衛隊の国民監視活動についての見解をお聞かせください。

市長として、自衛隊の監視から市民を守る立場に立つのか、伺います。

また、自衛隊に対して、監視活動をやめるように申し入れるべきですがいかがか、伺います。

質問の第 2 は、市長の歴史認識及び憲法第 9 条に対する態度についてです。

5 月 14 日、衆議院に続いて、参議院の本会議において国民投票法の採決が強行されました。この法律は、改憲の手続を定めたものですが、国民の中では、急いで決める必要はないとの世論が多数でありました。

4 月 9 日の NHK の世論調査では、与党案に賛成はわずか 29%、その中でも、今国会で成立させるべきは 8% しかありません。安倍首相や自民党は、国民投票法の制定によって憲法を改定する道をつくり、第 9 条を改定し、日本がアメリカと一緒に海外で戦争できる国にしようとしています。今後は、憲法に対する国民世論の動向が今まで以上に大きな意味を持つこととなります。

4 月 6 日付の読売新聞の世論調査では、改憲派が 3 年連続で減少し、9 条改定反対・不要と答えた人は 56% に達しています。5 月 2 日付の朝日新聞の調査でも、9 条を変えない方がよいが 49% と圧倒的です。安倍首相が靖国神社に供物を奉納するなど、タカ派的な策動が強められるほど、国民の中では懸念と不安が一層広がり、改憲派が減っているのです。

政府の公式な歴史認識である1995年の村山富市首相談話では、「わが国は、遠くない過去の一時期、国策を誤り、戦争への道を歩んで国民を存亡の危機に陥れ、植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えました」として、痛切な反省と心からのおわびの気持ちを述べています。

一方、靖国神社の境内には軍事博物館を自認している遊就館があり、零戦や人間魚雷の展示を行い、日清、日露戦争から中国侵略戦争、太平洋戦争に至る戦争のすべてを、アジア解放、自存自衛の正しい戦争だとする歴史観に立っています。この靖国神社の歴史観は、靖国史観と呼ばれています。また、日本青年会議所は、戦前の侵略戦争と植民地支配を美化するアニメDVD「誇り」を作成し、文部科学省の委託研究事業として全国の中学校など93カ所で実施または予定しています。

私ども市議団は、6月1日、このDVD「誇り」を本市の教育現場に持ち込まないよう教育長に申し入れを行ったところです。

まず、市長自身の歴史認識について伺います。

村山談話でも明記されている、国策を誤り、戦争への道を歩んだという認識をお持ちかどうか、伺います。

また、村山談話と対立する靖国史観についてはどのようにお考えか、お示ください。

また、従前から、市長は、憲法第9条については、我が国が世界に誇り得る極めて崇高な理念を規定したもので、尊重すべきものと発言していますが、国民投票法の成立過程についての認識と護憲の立場を改めてお聞かせください。

また、DVD「誇り」についての市長の見解と、本市の教育現場で上映されているのか、実態をお示ください。

次に、本定例会で提案されております補正予算についてであります。

質問の第1は、市民の生活実態についての市長の認識と今後の市民負担の考え方についてです。

本市の1世帯当たりの消費支出は、2006年度の月平均28万9,261円となり、5年前と比較すると89%に落ち込んでいます。10大費目で比較すると、ふえているのは住居費と光熱水道費だけで、残りの8項目はすべて減少しています。すなわち、教育費が59%と著しく落ち込んでいるほか、被服費70%、家具・家事用品費75%などとなっています。このことから、市民は、家賃や住宅維持費、電気、ガス、水道などの公共料金に追われる一方で、子どもにかかるお金や服、家具などを買うことを手控え、苦しい生活ぶりがうかがえます。また、この5年間、医療費は高いままで推移しているのも特徴となっています。さらに、勤労者世帯の月平均実収入は85%まで減少しています。

補正予算の編成に当たり、最も強く求められていることは、市民生活を応援することだと思うのですが、市長はどのような立場で補正予算の編成を行ったのか、基本的な考え方をお示ください。

この6月、定率減税の全廃と住民税のフラット化により増税となり、今後は消費税の増税がねらわれています。低所得者を対象にした市民税の軽減措置を実施している都市もあり、本市においても増税から市民生活を守る対策が必要だと考えますが、どのような対策を考えているのか、お示ください。

特に、市民の間では、国民健康保険料、介護保険料の負担感が強いいため、新たな負担軽減策が必要だと考えますがいかがか、伺います。

質問の第2は、学童保育所・放課後児童健全育成事業での障がい児対応についてです。

障がい児が2人以上いる場合に指導員の加配がなされてきましたが、現場の指導員の負担は大変であり、改善を求めてきました。補正予算案においては障がい児対応にかかわるレベルアップが計上されていますが、どのように改善するのか、具体的にお示ください。

次に、国民健康保険と検診、はしかの問題につ

いてです。

質問の第1は、国保料の引き下げについてです。

国保加入者の所得は、1992年度、1世帯平均一般世帯分で279万5,000円であったものが、年々下がり、本年度、国保料賦課時の所得は114万7,000円と、41%まで落ち込んでいます。

昨年、賦課方式が住民税方式から所得比例方式に変えられたことにより、所得の低い加入者の8割が値上げされました。年金収入200万円、2人暮らしの場合では、住民税方式では4万9,840円であったものが、所得比例方式では、経過措置が終わる来年には11万6,610円と、2.3倍にもなりません。

市長は、国保加入者をめぐる環境がますます悪化している現状、低所得者の苦しみをどう認識されているのか、伺います。

また、来年4月から、後期高齢者医療制度がスタートすることにより、75歳以上の加入者17万人が国保から移行することになりますが、このことにより医療給付費はどのくらい減額するのか、伺います。

一般会計からの繰入金を実況のまま維持すれば、国保料を引き下げることができると思います。加入者の生活実態に見合った額に引き下げべきと考えますがいかがか、お尋ねします。

質問の第2は、資格証についてです。

5月1日現在、資格証は、1万1,816世帯に上り、保険証がないために、病気になっても病院に行くことができず、命を落とす市民が出ないとも限りません。国保料の滞納世帯は7万件を超え、加入者の5世帯に1世帯の割合となっていますが、大半は払う意思があっても生活苦と高い保険料のために払えない世帯です。

資格証は、十分な資力がありながら滞納している悪質な加入者に限るべきです。特に、子ども、病人、母子世帯には直ちに正規の保険証を発行すべきですがいかがか、伺います。

質問の第3は、特定健診制度の導入についてです。

来年4月から、自治体がこれまで行ってきた住民検診が廃止され、検診の実施は各保険者に任されることとなります。本市においては、すこやか健診が廃止され、メタボリック症候群に特化した健診や保健指導が義務づけられます。特定健診では、胸部レントゲン、貧血検査、尿潜血が外され、心電図も1次検査から外されています。すこやか健診は、年々受診率が上がり、2007年度では約50%となっており、病気の早期発見・早期治療に大きな役割を果たしています。特定健診が一つの症候群に特化され、これまでの健診内容が後退することは問題です。

来年からすこやか健診が廃止されることにより、病気の早期発見ができなくなるのではないかと思います。いかがか、伺います。

また、本人負担は上げるべきではないと考えますがいかがか、伺います。

次に、後期高齢者医療制度について伺います。

後期高齢者医療制度では、これまで家族に扶養されていて保険料がゼロだった人も含めて、75歳以上のすべての高齢者から、北海道では月額平均8,000円前後とも言われる保険料が年金から天引きされ、新たな負担を強いる一方で、受けられる医療に制限を加える、世界に例を見ない年齢による医療差別を持ち込む制度です。さらに、健診の実施も、各保険者、すなわち都道府県の裁量とされており、既に実施しないと決めている県も出てきています。

市長は、これらの問題点に対してどのような認識を持っているのか、伺います。

高齢者の健康を守り、負担を軽減する立場に立って、国や広域連合に対して高い保険料の軽減、健診の実施などを積極的に働きかけるべきだと思います。いかがか、伺います。

質問の第4は、はしかの流行についてです。

ことしに入ってから、高校生、大学生を中心と

して、はしかが全国的に流行しています。この流行が乳幼児に広がることも心配です。小さい子どもは、はしかにかかると重症になりやすく、肺炎、中耳炎などの合併症も起こしやすくなります。

このようなことを起こさないために、本市においても流行を避ける対策が求められています。定期予防接種以外の年齢層に抗体検査を行い、免疫がない場合はワクチンを接種するよう、本市としても市民にPRすべきですがいかがか、伺います。

また、抗体検査が7,500円、はしかワクチンは6,000円、二種混合9,000円もするなど、大変高額です。現在、抗体検査の試薬の品切れ、ワクチンの不足が報道されていますが、本市として、必要量の供給を国に働きかけ、また、抗体検査費用、ワクチン接種の助成を行うべきだと考えますがいかがか、お尋ねします。

次に、高齢者、障がい者の課題について質問します。

昨年4月に、介護保険制度が改悪され、要支援1、2及び要介護1の人は、車いすや電動ベッドなどの福祉用具の貸与を受けられなくなりました。ベッドから起き上がることが困難な人にとって、電動ベッドは日常生活を送る上で不可欠なものです。レンタル利用の保険給付をできなくしたため、電動ベッドの貸しはがしが全国的にも大問題になりました。

我が党は、この問題を昨年の第3回定例会でも取り上げましたが、理事者は、本市でも昨年3月時点で2,179人が貸与を受けていたが、10月にはほとんど受けることができなくなりましたと答弁しています。この方たちは、費用を捻出して購入したり、自費でのレンタルなど、大変な経済的負担を強いられることになりましたが、経済的な負担に耐えられない多くの障がい者は寝たきりになってしまうなど、大変な状況に追い込まれてしまいました。

質問の第1は、貸与を受けられなくなった2,179人についてです。

貸しはがし後の実態について調査することを求めたところ、北海道や国の動向を見て対応したいとのことでしたが、どういう状況になっているのか、実態をどう把握しているのか、明らかにしてください。

質問の第2は、この4月からの国の緩和措置についてです。

ケアマネジャー、利用者からの不安、批判の高まりの中、国において、この4月から介護ベッドなどの利用に一部緩和措置がとられました。軽度者であっても、疾病などにより状態が変動しやすく、時間帯によって福祉用具が必要な状態に該当する場合は、医師の医学的所見に基づく判断や、適切なマネジメントの結果を踏まえていることを市町村が確認したものであれば、例外給付を認める方向で見直されました。

これによって、本市において何人の障がい者が救済されたのか、救済されていない人は何人残っているのか、伺います。

介護認定を受けている障がい者やケアマネジャーに新しい取り扱いを周知することなどで貸与を受けられるようにすべきと考えますがいかがか、今後の対処方針を伺います。

質問の第3は、福祉用具の貸与が保険から外された人に対する本市独自の負担軽減策についてです。

東京の北区や新宿区などでは、自治体独自の施策として、レンタル費用の一部を助成するなど障がい者の負担軽減を行いました。本市においても、独自の負担軽減策をとる必要があると思うのですがいかがか、伺います。

質問の第4は、株式会社コムスの不正行為に伴う本市での利用者への影響と今後の対策についてです。

厚生労働省は、6日、グッドウィル・グループの子会社で訪問介護最大手のコムスが、不正な

手段で介護サービス事業者の指定申請を行ったとして、訪問介護事業所だけでなく、同社のすべての事業所の新指定と更新を2011年12月まで行わないよう都道府県に通知しました。

今回の処分は当然のことですが、最も危惧されることは利用者への影響です。

そこで、質問ですが、コムスの事業所で本市指定のグループホーム6カ所、小規模多機能型居宅介護5カ所では、指摘されているような不正はなかったのかどうか、伺います。

また、同社の事業所は、2008年4月以降、本市の指定の更新ができなくなりますが、本市が指定しているグループホーム、小規模多機能型居宅介護の利用者数はどのようになっているのか、今後の更新時期がどのようになっているのか、お示しください。

本市では、グループホームなどについては新規の指定を行っていませんが、現在、入所、利用している人がサービス提供を受けられなくなった場合はどのようにするのか、今後の見通しとあわせ、明らかにしてください。

質問の第5は、地域活動支援センター、小規模作業所の来年度以降の利用料についてです。

これまで、小規模作業所は、本市においては、ことし4月から本格的に地域活動支援センターへの移行が開始されています。本市においては、地域活動支援センターとなる小規模作業所の利用料はこれまで無料としてきました。我が党は、賃金が極めて低額である事例なども示し、小規模作業所については利用料を徴収しないことを繰り返し求めてきたところですが、137の作業所に通う障がい者から、来年度以降、利用料が徴収されることはないのかと、心配、不安の声が寄せられています。

そこで、質問ですが、地域活動支援センターへ移行した、また、今後移行する作業所の利用料は、来年度以降も無料とすべきと考えますがいかがか、お尋ねします。

また、さまざまな事情から地域活動支援センターへ移行ができない作業所が幾つあり、今後どのように対処するおつもりなのか、お伺いいたします。

次に、ごみ問題について質問します。

ことし3月28日に、札幌市一般廃棄物処理基本計画「さっぽろごみプラン21」の改定についての答申が出されました。札幌市廃棄物減量等推進審議会は、一昨年の4月に市長からの諮問を受けて、本市のごみを減量するための議論をしてきました。家庭ごみの有料化をめぐる審議会での議論は紛糾、広範な市民からも有料化反対の声が上がり、当初予定していた昨年10月からの家庭ごみ有料化実施はしませんでした。

我が党は、ごみを減らすためには市民の十分な理解と協力を得ることが重要であり、そのためには、有料化せずに減量に成功している自治体をよく研究し、市民とともにごみ減量に取り組むべきだと考えています。

審議会の答申でも、有料化を実施していなくても、ごみ量が一定程度少ない都市があるとの記述があります。

我が党は、6月4日の総務委員会で、このことを指摘して、有料化しないで減量した自治体から学び、その施策を具体化していくことを求めました。理事者の答弁は、ごみ量が減ったのはその都市特有の環境の違いなどというものでしたから、先進都市に学ぶ姿勢を強めることが今後の課題です。

そこで、有料化しなくても具体的な施策を進めて実践していくべきとの立場から、以下、3点質問をいたします。

質問の第1は、品目別のごみ減量目標についてです。

家庭から出される燃やせるごみの組成は、2006年度の調査で、生ごみが29%、紙ごみが29%、プラスチックが16%で、これらを合わせると74%になります。このごみを分別、リサイクルすること

が、本市のごみを減量する上で欠かせない重要な取り組みとなります。

審議会の答申では、施策別指標の設定について、生ごみや紙ごみなどの品目ごとの廃棄ごみ量を関連する施策の指標とすることは、施策ごとの目標やこの達成度をわかりやすく市民へ提示する上で非常に有効な手段で、新たに施策別指標を設定すべきであると指摘していますが、いつまでに品目別の具体的な目標を明らかにするのか、お示しください。

おかれている紙ごみや生ごみの分別、資源化を推進することこそが肝要であり、家庭ごみを有料化しなくても、こうした課題に取り組めば本市のごみを減らすことができると考えますがいかがか、伺います。

質問の第2は、生ごみ減量のための施策についてです。

2006年4月の25日間、定山溪温泉の健康保養温泉地としての魅力度向上と、札幌市の事業系生ごみの減量・資源化の推進を目的に、地元ホテルや旅館、病院などの参加で定山溪地区生ごみ堆肥化モデル事業が取り組まれました。定山溪のホテルや病院から出される生ごみを堆肥化し、農産物の生産に結びつけるということは、市民や事業者のごみ減量の意識を高める上でも大切な取り組みだと考えますが、そのモデル事業の結果をどのように評価しているのか、お聞かせください。

さらに、モデル事業の実績を今後どのように発展させていこうとしているのかについて伺います。

また、昨年第3回定例会で、我が党の国の補助制度を利用した堆肥化施設の設置についても検討すべきとの質問に対して、定山溪のモデル事業や審議会の議論を受けて検討していくとの答弁がありました。設置に向けて、この間、どのような検討がなされてきたのか、あわせて、今後の見通しについて伺います。

家庭の生ごみ堆肥化モデル事業についてです

が、名古屋市では、生ごみ資源化モデル事業の成果を踏まえて、2003年に、4,350世帯を対象に生ごみの分別収集・資源化を行う事業を実施しました。2004年には、約7,200世帯へと対象地域を拡大しました。一方、本市の生ごみ堆肥化モデル事業は293件を対象にしたものであり、名古屋市とは規模が大きく異なります。本市の生ごみ減量事業も大々的に規模の拡大を図るべきですがいかがか、伺います。

質問の第3は、事業系のごみの分別とリサイクルについてです。

事業ごみは、事業者の責任と経費負担において、市が許可した廃棄物収集運搬業者と契約するなどして適正に処理しなければならないとされています。審議会の答申においても、事業者はみずからの責任で資源物を適正なルートで処理し、行政はこれらの行動を支援することで、市民・事業者・行政が一体となっごみの排出を抑制し、再使用や再生利用の取り組みを進めていくことが必要ですとしています。

しかし、事業所ごみを排出するためのプリペイド袋は、燃やせるごみと燃やせないごみの2種類しかないために、瓶・缶・ペットボトルの分別は収集した後に回収業者が行うことになっています。これでは、市民・事業者・行政が一体となった取り組みとは言えないばかりか、現在のごみ行政としてはお粗末と言わざるを得ません。いつまでに、どのように改善するおつもりか、明らかにしてください。

次は、敬老優待乗車証、いわゆる敬老カードについてです。

さきの市長選では、敬老カードの改善が争点の一つになりました。上田市市長も、具体的なマニフェストの段階で、敬老パスの上限を2万円分ふやしますと、上限額を7万円とすることを明言しました。

毎年発行されている「市民の声」年報にも、敬老パス制度改悪の議論が始まった2003年度以後、

市に対する意見、要望が多く寄せられています。敬老カードへの改善要望が根強いことは、2006年11月のアンケート結果にも反映されております。カードの利用目的が買い物、通院など生活上どうしても必要な事柄が上位を占め、家族・友人に会う、趣味、レジャー、ボランティアなど、本来の敬老パス制度の趣旨である社会参加や生きがいづくりにまで利用できていない現状が明らかになりました。旧制度との比較で外出頻度が減ったと答えている人が26.8%もいることから、敬老パス制度改悪によって、高齢者の外出が抑制されていることは明白です。

今後の制度のあり方についても、年間利用可能金額は上げた方がよいが、70歳以上の交付対象者で17.4%、対象者以外でも18.4%となっています。また、利用者負担額についても、下げた方がよいが、交付対象者で22.7%、対象者以外で25.8%に上ります。我が党がかねてから主張していた上限額の引き上げと利用者負担の軽減の要望が根強いことが裏づけられています。

そこで、伺います。

質問の第1は、上限額の引き上げの時期についてです。

市長公約では、2009年度から始めることとなっていますが、前倒しして実施するつもりはないのですか。今年度の敬老カードに係る予算は41億円余となっていますが、この間の使用実績から見ると、年度途中からの上限引き上げも可能だと考えます。

ことし3月交付の申し込みの状況では、交付者は16万1,940人、申請率は75.6%で前年度をやや下回っています。従来の実績から見れば、この予算の範囲で、追加交付の時点、すなわち9月時点での上限額の2万円引き上げは可能ではないでしょうか。この際、年度途中での実施の決断をすべきと考えますがいかがか、伺います。

質問の第2は、低所得者対策についてです。

定率減税の縮減、廃止と年金などへの課税の強

化が行われました。特に、高齢者にとっては、老年者控除の廃止などの税制改悪の影響により、2008年度には、2005年度に比べて20億円もの市民税の負担増になる大增税です。税そのものの負担軽減が必要ですが、ふえた財源を活用して高齢者のための敬老カードの改善に回すべきですがいかがか、答弁を求めます。

さらに、低所得者を対象にした利用者負担軽減には特段の配慮が必要です。一定所得以下の高齢者には1万円分は無料で交付するなどの負担軽減策を導入すべきと思いますが、検討するおつもりはないのか、伺います。

質問の第3は、自己負担割合と敬老カードの交付手続についてです。

現在の自己負担の割合は、購入するカードの枚数に応じて10%から20%になっております。例えば、一律10%の負担割合とし、いつでも年間を通じて地下鉄駅事務所等で購入できるようにすれば利用しやすくなり、現在のように、購入の申請や通知のやりとり、郵便局への事務委託手数料などの経費節減にもつながるものです。自己負担の軽減を図り、いつでも気軽に必要なカードを購入できる制度に改善すべきと思いますがいかがか、伺います。

次に、若者の雇用の問題について質問します。

全国的には景気回復、雇用環境改善と言われていますが、北海道は依然として厳しい状況です。ことし1月から3月の全国の完全失業率は4.1%ですが、15歳から24歳では8.7%、25歳から34歳でも5.2%と、若年世代で失業率が高くなっています。

北海道の場合は、完全失業率が5.5%、15歳から24歳では12.0%、25歳から34歳では7.0%という厳しさです。また、札幌圏の常用の有効求人倍率は、24歳以下でも0.64倍、25歳から34歳では0.41倍となっており、どうやっても就職することができない現状を裏づけています。

しかし、若者の雇用環境の厳しさは、就職でき

ないということだけではなく、仕事を見つけられたとしても、契約社員や派遣、請負、パート、アルバイトなど、非正規雇用しかないという新たな問題があります。

総務省統計局の労働力調査によれば、ことし1月から3月の非正規の職員、従業員は33.7%と、過去最高になっています。2005年度に行った厚生労働省の有期契約労働に関する実態調査では、契約社員のうち41%の人が、正社員として働きたいが、働ける職場がないから契約社員となっていると答え、正社員と比較した賃金については、30%の人が、低く、納得できないとしています。また、2004年の派遣労働者実態調査では、派遣労働者が就業している事業所のうち26%が、派遣契約を中途解除したことがあると回答しています。

質問の第1は、非正規雇用の若者が置かれている現状認識についてです。

契約社員や派遣、請負、パート、アルバイトなどの非正規雇用にしかならない現状にある多くの若者は、不当な低賃金に苦しみ、医療保険や年金にも加入できない人がふえています。このような就業形態が続くことによって、社会保障制度が崩壊することにつながると思いますが、いかがか。

また、若者が持っている能力や可能性を生かすことができず、生きがいも持てない、将来の生活設計も立てられない状況に置かれていると思うのですが、いかがか。

さらに、社会全体として、長年にわたって蓄積されてきた経験や物づくりの技術などが次代に継承されず、重大な社会的損失につながると思うのですがいかがか、市長の認識をお示しください。

質問の第2は、本市としての取り組みについてです。

ことし4月1日現在の本市の年代別職員数は、50代後半のいわゆる団塊の世代の職員が非常に多くなっている一方で、若手の職員が少なくなっています。その傾向は、特に技術系で顕著となっており、土木系では50代後半の職員数の割合が

30.6%である一方、20代後半から30代前半は約6%と5分の1に、設備系でも20代後半から30代後半にかけて3%台から4%台に落ち込んでいます。

世代別職員数の平準化を図ることは、本市の持つ経験や技能を確実に継承していくために必要だと思うのですが、いかがか。

そのために、本市公務の各分野において、新規学卒者など若年代の雇用対策に位置づけて大量に採用すべきと思いますが、いかがか。

また、団塊の世代の退職を視野に、採用の中期計画を立てるべきと考えますがいかがか、伺います。

さらに、市内の若者を対象にした就職相談、労働相談の窓口を新たにつくる必要があると思いますが、いかがか、伺います。

質問の第3は、民間企業での若者の正規雇用の誘導策についてです。

本市公共事業の発注に当たり、今年度から新たに、地域貢献などに努めている企業を対象に政策入札制度を導入することとしています。これは、災害防止協力会に加入している場合、除排雪等の雪対策に従事している場合、公共工事の品質向上システムであるサッポロQMSの認証を取得している場合の三つを対象に、指名を受けるための評価項目として点数を上げるほか、除排雪事業を行っている事業者だけを対象にした入札も行うというものです。

市内の若者が安定した職につき、経済的にも地域に貢献しながら、社会の後継者として各種の技能を習得していくことは、本市の未来を築いていく立派な貢献ですが、本人の努力もさることながら、事業者が正規従業員として雇用することも求められています。

そこで、市内の若者を正規従業員として雇用した事業者を対象に、事業者の規模と正規雇用した人数も考慮した上で、工事における政策入札制度をさらに拡大し、物品、役務も対象にして、正規

雇用を促す策を検討すべきと思いますがいかがか、伺います。

最後に、市民活動促進条例についてです。

質問の第1は、市民の声の反映についてです。これまでも市民アンケートやパブリックコメントなどに市民から寄せられた声がたくさんありますが、それを踏まえつつ、条例制定に向けてどのように市民の意見を聞くおつもりか、また、どう条例案に反映させるのか、伺います。

質問の第2は、市民活動を支える基金についてです。

市民が自主的な活動を行う上で一番の課題となるのが資金です。市長は、市民からの寄附によって創設した基金で市民活動を支援したいとお考えがあると思いますが、基金を通じてどのように各団体に助成されるのか、だれの目にも明白になるよう透明性、公平性をどう確保するのか、具体的にお示しください。

質問の第3は、市民活動の担い手づくりについてです。

地域で活動を長く続けてきた町内会なども、活動を維持することができない、これまでやってきた規模を縮小せざるを得ないというところがふえています。市民活動を促進するためにも、人的支援が必要です。新たな担い手づくりにどのように取り組むのか、また、新しい分野の開拓、新しい団体の育成もあわせて重要と考えますがいかがか、伺います。

最後に、今まで述べた課題を整理し、市民活動促進条例の早期制定を目指すと思いますがいかがか、伺います。

以上で、私の質問のすべてを終わります。ご清聴ありがとうございました。(拍手)

議長(畑瀬幸二) 答弁を求めます。

上田市長。

市長(上田文雄) 8点にわたりましてご質問がございましたので、私からは、1番目の政治姿勢、2番目の補正予算についてのご質問にお答え

させていただきます、その余は担当の副市長並びに教育長から答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の自衛隊の活動に対するご質問についてでございます。

新聞などの報道によりますと、自衛隊から入手したとする内部文書とされる資料につきまして、国は、保管期限が過ぎ、現物はないことから、真贋の確認は難しいというふうにされております。また、情報保全隊の情報収集自体には違法性もないとの見解が述べられていると報道されているところでございます。

私といたしましては、基本的には、事実関係が確認できない中で見解を申し述べることは差し控えたいというふうに思いますし、現時点では自衛隊に対し申し入れを行うという考えはございません。

しかしながら、一般論といたしまして、国家はもちろん、私たち市役所も含む自治体など、権力を持つ者が国民の活動を監視しているというふうに受け取られるような行為は、憲法が保障いたしております国民の諸権利、特に第19条、これは思想、信条、良心の自由、第20条は信仰の自由、第21条は、ご指摘のように結社、集会の自由並びに表現の自由、第23条は学問の自由、こういう憲法が最も大事にしている精神的な自由、内心の自由といったものを制約している、あるいは、侵害をするというふうに受けとめられかねない行動につきましては、そのような権力を持つ立場にある者が行動する際の行動基準として、極めて謙抑的であり、かつ、慎重でなければならない、このように考えております。

次に、2点目の私の歴史認識及び憲法第9条についてどういう態度をとっているのかということのご確認でございます。

戦後50周年の終戦記念日に当時の村山首相が行った談話というものは、その後の歴代の内閣でも踏襲をされておりまして、今日に至るまで、政府の公式の歴史に関する見解であるというふうに

されておりまして、私は、もちろんこの趣旨に賛同し、尊重すべきものである、このように考えております。

また、日本国憲法の改正手続に関します法律、いわゆる国民投票法についてでございますが、さまざまな議論があることは承知しております。この法律は、この5月18日に交付をされましたけれども、施行は3年後の平成22年5月18日というふうにされております。成立の過程では18項目にわたります附帯決議がなされておりまして、その中では、有権者の年齢、だれが投票するかの年齢の問題、それから、最低投票率の導入の是非など、極めて重要な論点について施行までに検討するということが盛り込まれておるわけであります。

そのことから、今後、この法律が施行されるまでに、憲法という非常に大事な問題でございますので、国民的な議論をしっかり行っていくべきである、このように考えております。

なお、憲法第9条については、従前よりこの本会議でも何度も繰り返して申し上げておるところでありますけれども、日本が世界に誇ることができる第9条というのは財産であるというふうに私は考えておりまして、これを尊重、擁護するということが、日本が世界に、国際社会に貢献できる、そういうものであろう、このような見解を持っております。

次に、DVDの「誇り」についての私の見解についてでございますが、議員ご指摘のDVD「誇り」につきましては、私自身、まだ目にしておりません。内容を全く承知しておりませんので、見解を申し上げることはできません。

また、このDVD「誇り」の札幌市の教育現場での上映の実態についてでありますけれども、教育委員会にお尋ねいたしましたところ、市立学校においてこのDVDを上映した、あるいは、上映予定があるということは一切聞いていない、こういう報告を受けているところでございます。

次に、補正予算についてお答えをいたします。

1点目の補正予算編成の基本的な考え方についてでございますが、元気ビジョンで掲げました五つの政策目標に沿って力点を置く施策を明確に示して、メリ張りのある予算編成を行うとともに、マニフェストとしてお約束いたしました事柄を中心に、できる限り早期に着手、もしくは事業化のめどをつける必要のあるものを計上させていただいたものでございます。

こうした中でも、妊婦健診の助成の拡充や中・高生の居場所づくりなど、子どもを産み育てやすい環境づくり、それから、夜間対応型訪問介護への支援だとか、障がいのある方の雇用を含む社会参加の促進など地域福祉の拡充に加えまして、高齢者を消費者被害から守ります仕組みづくりだとか、消防力の強化などの安全・安心なまちづくりといった身近な市民生活を応援するような事業につきましては特に意を用いたところでございます。

次に、2点目の低所得者を対象とした市税等の軽減措置についてであります。

まず、市税についてでございますが、定率減税は、もともと景気対策のための暫定的な措置として導入されたものであります。最近の経済状況の改善、景気回復をしたという認識のもとに、その減税の根拠になったものがなくなったということで平成19年度から廃止されたというものでございます。

また、このたびの住民税のフラット化、すなわち所得税から住民税への税源移譲につきましては、税の移しかえでございまして、両税を合わせた税負担額は基本的には変わらないように税制度が改正されたものであります。

低所得者に対する住民税の課税につきましては、生活保護基準額を勘案いたしまして非課税措置が講じられているところでありまして、これに上乘せしての一律の軽減措置というものにつきましては、札幌市の財政状況からも困難であると考

えております。

国民健康保険料につきましては、今年度も1世帯当たりの平均保険料を据え置いて負担の軽減を図るとともに、平成18年度に行った賦課方式の変更に伴いまして保険料が一定以上ふえる世帯に対し、今年度においても経過措置としての保険料を減額することとさせていただいております。

また、介護保険料につきましては、昨年度、税制改正によりまして一定の影響を受ける方に対しまして負担緩和の措置を講じたところでありますが、今年度は、その2年次目としての減税を行うことといたしております。

次に、3点目の放課後児童健全育成事業における障がい児対応についてであります。

これまでは、児童クラブなどにおける指導員の加配や民間施設方式児童育成会への助成金の加算につきましては、障がいのある児童2名以上を受け入れている場合に対象にしておりましたけれども、今年度からは1名以上を対象とするものでありまして、これにより、子どもたちの放課後生活が一層充実するものと考えているところでございます。

私からは、以上であります。

議長（畑瀬幸二） 田中副市長。

副市長（田中賢龍） 私から、若者の雇用の問題についてお答えをいたします。

まず、1点目の非正規雇用の若者が置かれている現状認識についてでございますが、最近の非正規雇用者の増加につきましては、経済・産業構造の変化や価値観の多様化などにより、企業や労働者が多様な働き方を求めるようになってきたことが背景にあると言われております。

しかし、他方では、将来にわたる格差拡大や技術力、生産性の低下、さらには少子化を一層加速させる可能性もあり、若者自身のキャリア形成のみならず、我が国の経済社会の活力を低下させるおそれがあるものと認識をしております。

2点目の札幌市としての取り組みのうち、一つ

目の世代別職員数の平準化の必要性と職員の採用についてでございます。

札幌市では、これから、政令指定都市移行時に採用した職員が大量退職期を迎えますが、職員の年齢構成の大きな偏りは、経験や技術の継承を初め、退職手当など人件費の一時的な増大や、昇任管理におけますひずみといったさまざまな問題を引き起こすものと認識しており、バランスのとれた年齢構成の再構築は不可欠であると考えております。

したがって、今後の新規職員の採用に当たりましては、再び年齢構成の大きな偏りをつくることのないよう、行政需要に応じた適切な定員管理と再任用制度の活用を基本とし、中長期的な観点からその必要数を決めてまいりたいと考えております。

次に、二つ目の市内の若者を対象にした就職相談、労働相談窓口の必要性についてでございます。

札幌市では、平成16年10月に開設をしました札幌市就業サポートセンターにおいて、官民共同の窓口による無料の職業紹介や就職に向けての職業相談を実施しており、10代から30代までの若者にも多く利用されているところでございます。当該相談窓口では、仕事や職場に関するさまざまな悩みや課題を抱えている方も少なくないことから、従来の職業相談に加えて、今月の11日には新たに仕事の悩み相談室を同センターに併設し、若者を初め、市民から寄せられる相談に対しましてワンストップで対応できる体制を整え、よりきめ細やかな支援ができるようにしたところでございます。

札幌市といたしましては、こうした相談窓口を活用し、雇用環境の厳しい若者を含め、安心して働ける環境づくりを積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、3点目の民間企業での若者の正規雇用の誘導策についてでございます。

札幌市では、今年度から、地元企業の中でも、地域貢献や工事の施工能力の向上などに努力しております企業を対象に、入札に際して、災害防止協力会への加入など客観的な評価基準に基づきまず優遇策を試行的に導入しております。今後、この政策入札の有効性や入札制度に及ぼす影響などについて検証してまいりたいと思います。

そこで、正規雇用の誘導策の一つとして入札制度の活用が適当であるか否かにつきましては、総合的な検討が必要であると認識をしているところでございます。

以上でございます。

議長（畑瀬幸二） 小澤副市長。

副市長（小澤正明） 私から、3点についてお答えをいたします。

初めに、国民健康保険と健診、はしかの問題についての1点目、国保料の引き下げについてであります。

まず、国保加入者をめぐる現状に対する認識についてですが、本来、国民健康保険料は医療費に基づいて決定される仕組みになっております。しかし、札幌市では、低所得世帯などの負担軽減を図るために、一般会計から多額の繰り入れを行い、平成12年度から1世帯平均保険料を約14万円に据え置くなど、できる限りの配慮に努めてきたところでございます。

次に、後期高齢者医療制度の創設に伴う国保の医療給付費と国保料についてであります。国保の医療給付費は、現行の老人医療費拠出金の支出がなくなり、一定の減額が見込まれますけれども、新たに後期高齢者支援金の支出が必要になること、また、75歳以上の方の保険料が国保会計に収入されなくなることから、新たな後期高齢者医療制度の創設が国保料の引き下げに結びつくものではないと考えております。

2点目の資格証明書の発行についてであります。

資格証明書は、法令により、特別の事情がある

と認められる場合を除いて、1年以上滞納を続けている世帯に対して交付することになっておりまして、形式的な要件をもって一律に除外することは難しいものと考えております。

なお、札幌市では、資格証明書の交付に当たりましては、それぞれの世帯の状況を十分配慮し、柔軟な対応に努めているところでございます。

3点目の特定健診制度及び後期高齢者医療制度についてでございます。

まず、特定健診ですが、平成20年度から導入される特定健診制度は、現行のすこやか健診と同様、生活習慣病等の疾患やその危険因子を早期に発見し、適切な生活指導や治療に結びつけることを目的としております。

また、その健診項目は、より効果的な実施方法で対象者を見つける観点から国が定めたものでありまして、病気の早期発見に十分寄与するものと考えております。

なお、本人負担については、健診に要する費用及びその財源等を踏まえ、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度の問題点に対する認識についてですが、後期高齢者医療制度は、国民の共同連帯の理念に基づき、高齢者の心身の特性等にふさわしい適切な医療の提供を確保し、高齢者の福祉の増進を図ることを目的としております。この制度の趣旨に沿って必要かつ適正な医療が提供されるよう、札幌市としても努めてまいりたいと考えております。

次に、保険料の軽減、健診の実施などの働きかけについてですが、後期高齢者の保険料や健診の実施につきましては、道内180市町村が加入する広域連合が運営主体となり、最終的には広域連合の議会において十分な議論を経た上で決定されるものでございます。

なお、健診の実施に向け、今後、広域連合と協議を進めるとともに、国等に対し、財政上の支援などの働きかけを行ってまいりたいと考えており

ます。

4点目のはしかの流行についてであります。

まず、定期予防接種以外の年齢層に対する抗体検査及びワクチン接種に関するPRについてありますが、はしか対策の基本は、法に定める満1歳児及び就学1年前の幼児に対する定期予防接種を確実に実施することでありまして、特に、ワクチン需要が増大している状況下におきましては定期予防接種を優先すべきと考えております。

したがって、現段階では、抗体検査試薬とワクチンの供給量及び医療機関におけるワクチンの在庫状況を把握し、その状況を確認しながら、接種医療機関に関する情報提供など市民からの相談に随時対応しているところでございます。

次に、抗体検査試薬及びワクチンの必要量の供給に関する国への働きかけについてありますが、5月末に北海道を通じて安定供給を要請しているところでありまして、今後とも国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

次に、抗体検査及びワクチン接種の費用の助成についてありますが、現在、札幌市においては、定期予防接種の確実な実施が重要でありまして、定期予防接種以外の年齢層に対する接種費用等の助成については検討できる状況にはないと考えております。

次に、高齢者、障がい者の課題についてであります。

1点目の福祉用具貸与の実態把握についてありますが、貸与を受けられなくなった方々の状態につきましては、担当のケアマネジャーによって把握されており、その状態に応じた適切な対応がなされていると認識をしておりますが、本年4月からの国の緩和措置によりまして、必要とする方への貸与は行われるものと考えております。

2点目の国の緩和措置につきましては、現在まで17人への貸与が認められたことを確認しており、今後も、事業所やケアマネジャーへの一層の周知を図り、必要な方への貸与が行き届くように

努めてまいりたいと考えております。

3点目の独自の負担軽減策についてですが、介護保険制度は、本人の持てる能力を引き出し、自立支援や介護予防につなげることを目的としていることから、制度の対象にならない方を独自に支援することは難しいものと考えております。

4点目の株式会社コムスの不正行為に伴う影響と今後の対策についてであります。

まず、同社の札幌市における現在までの不正の有無についてであります。事業者としての指定申請時から今日までの実地指導などにおいて、現在、指摘されているような不正行為は確認をしております。

次に、利用者数と更新時期についてであります。

グループホームは6カ所で、入居者は合わせて105人であり、更新が認められない期間である5年以内にすべての更新時期を迎えることから、それ以後の更新は認められないこととなります。一方、小規模多機能居宅介護事業所は5カ所で、利用登録者数は合わせて50人であり、更新が認められない期間の経過後にその時期を迎えることから、更新は可能となる見込みであります。

次に、今後の対応と見通しについてであります。

この問題につきましては、既に報道されておりますように、厚生労働省が同社に対しまして事業の継続を認めないとしたことを受けて、同社が他の法人に全面的に事業譲渡を行うことを具体的に検討している状況にあります。したがって、流動的な要素がありますが、札幌市といたしましては、現在入居している方やサービスを受けている方の利益を最優先に考え、今後の推移を注視し、厚生労働省や北海道と緊密な連携をとりながら、利用者の処遇が損なわれないよう、円滑な移行に向けて最大限の努力をしまいたいと考えております。

5点目の小規模作業所の利用料等についてであ

ります。

小規模作業所の利用料につきましては、本年度は、これまでと同様、札幌市としては設定しない取り扱いとしておりますが、来年度以降については、障害者自立支援法の他の事業とのバランス等を考慮しながら、改めて検討してまいりたいと考えております。

次に、地域活動支援センターへ移行できない作業所への対応についてであります。本年4月時点で移行できなかった作業所は42カ所であり、そのうち、利用者の障がい特性などにより今後も移行することが難しいと思われる約20カ所の作業所につきましては、障がいのある方の社会参加の場を確保する観点から、当面は補助を継続する必要があるものと考えております。

次に、敬老優待乗車証についてであります。

まず、1点目の上限額の引き上げ時期についてであります。先ほどの涌井議員のご質問にもお答えいたしましたように、上限額の引き上げに伴う利用者負担などの条件設定につきましても、さまざまな角度から検討し、ご議論をいただく一定の時間が必要であると考えております。さらに、システム変更作業や利用者への周知などに要する時間を考慮しますと、平成20年度までに実施することは難しく、平成21年度からの実施を目指すこととしたものであります。

次に、2点目の低所得者対策についてと、3点目の自己負担割合と交付手続についてのご質問については、あわせてお答えをさせていただきます。

まず、市民税増収分の活用についてですが、増収分を含めた貴重な市税収入は、市民の皆様にお約束したことを実現するために有効に活用してまいりたいと考えております。

なお、税制改正により、市民税収入自体は増加しておりますが、その反面、定率減税の廃止に伴う減税補てん債の全廃や地方特例交付金の減額、さらには所得譲与税の廃止や地方交付税の削減等

によって、一般財源総体としては減収を見込んでいるところであります。

また、敬老優待乗車証制度の利用者負担につきましては、利用者を含めた多くの市民、交通事業者、そして行政がともに支える制度としての意味を持つものでありまして、無料で交付するということは考えておりません。

なお、その金額につきましては、所得の低い方にもご負担いただけるよう、今後も可能な限り配慮してまいりたいと考えております。

さらに、ご提案のありました交付手続につきましては、ソフトとハードの両面にわたるシステムの再構築を図る必要があるなど難しい現状にありますが、今後におきましても、利用される方にとってより便利で使いやすい交付手続となるよう、引き続き研究してまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（畑瀬幸二） 加藤副市長。

副市長（加藤啓世） 私から、ごみ問題と市民活動促進条例の2点についてお答えさせていただきます。

まず、ごみ問題の1点目、品目別のごみ減量目標の提示時期と有料化によらないごみの減量については、あわせてお答えをさせていただきます。

品目別目標につきましては、審議会答申の中にその必要性が指摘されてございますので、既にその検討作業に着手しているところでございます。一方、家庭ごみ有料化の問題につきましては、審議会の議論の中で、減量施策と有料化を同時に実施しない限り、最大の効果が得られないという結論に至った経過がございます。

現在、今年度内を目途にごみプランの改定作業を進めてございますが、品目別目標及び減量施策と家庭ごみ有料化の問題につきましては、審議会答申を踏まえ、また、市民の方々のご意見を幅広く伺いながら、慎重に検討を進めさせていただきたいと考えております。

次に、2点目の生ごみ減量のための施策についてお答えをいたします。

まず、定山溪地区生ごみ堆肥化モデル事業の評価と今後の展望についてであります。

昨年4月にモデル事業として始められたこの事業は、地元関係団体の連携した取り組みの結果、今年度、本格的な事業へと拡大、継承されており、新たに地元の果樹農家が生ごみ堆肥の活用を始めたほか、地元観光団体では、生ごみ堆肥による農産物を健康食材として利用した料理の開発などの検討を進める予定でございます。

このように、この事業によって生ごみの地域内循環の先駆的なモデルを示すことができ、広く市民や生ごみ排出事業者の生ごみ資源化に対する意識を高めることができたものと考えております。今後は、さらに事業系生ごみの減量・資源化を推進することが重要でありますことから、この定山溪モデルを参考として、飲食店街などを対象に、関連する団体と市が連携して生ごみの減量・資源化に取り組むことといたしまして、今年度、薄野地区の一部で計画を進めてまいります。

次に、堆肥化施設の設置に向けての検討と今後の見通しについてでございますが、定山溪での取り組みが地域内循環として真に完結するためには、堆肥化施設についても地域内にあることが望ましいと考えております。そのため、今回の定山溪の事業に対応した堆肥化手法や施設規模等について検討を進めてまいりましたが、現在、堆肥化のノウハウを持つ民間企業が事業主体となった計画が進んでおりますことから、市としては、この計画が実現するようサポートしてまいりたいと考えております。

次に、生ごみ減量事業の規模拡大についてであります。

名古屋市では、一部地域で家庭から出る生ごみを分別収集して資源化を行っており、ごみの減量化が進んでいる一方で、臭気など大都市特有の課題や多額の収集費用の問題があると聞いておりま

す。

こうしたことから、審議会答申では大規模な生ごみ資源化には十分な検討が必要であるとの考え方が示されており、札幌でどのようにすれば家庭生ごみの資源化を進めることができるか、課題解決に向けて鋭意検討していきたいと考えております。

次に、3点目の事業系ごみの分別とリサイクルについてであります。排出量の多い事業所においては瓶・缶・ペットボトルを資源物として分別しているところございまして、その量は年間約1万トンであります。一方、排出量の少ない小規模事業所では、瓶・缶・ペットボトルを燃やせないごみ用のプリペイド袋で排出しており、その量は年間約1,000トンであります。これらの瓶・缶・ペットボトルをどのように分別、リサイクルするのがよいかについては、許可業者の収集・運搬効率やコストとも関係してまいりますことから、許可業者である札幌市環境事業公社と協議、検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、市民活動促進条例についてお答えをいたします。

1点目の市民の声の反映についてでございますが、これまでも、市民や市民活動団体、企業を対象にした意見交換会やアンケート調査などを実施し、人材、情報、活動の場、資金の各支援についての必要性を初めとする多くのご意見をいただいております。

今後は、7月に開催する市民フォーラムで議論を深め、参加者の意見を聴取するほか、市民活動団体に対するアンケート調査も実施いたしまして、きめ細かな意見反映に努めてまいりたいと考えております。また、町内会、NPO、企業などの委員で構成するアドバイザー会議を設置いたしまして、専門的なご意見もいただきながら支援策のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

2点目の基金についてでございますが、その公

平性、透明性の確保は極めて重要でございますので、第三者機関である市民活動促進テーブルを設置し、明確な基準による厳正な審査を行い、助成対象団体及び助成額を決定してまいります。審査は、団体登録、助成申請、実績報告の各段階で行い、申請時には公開のプレゼンテーションを行うことを義務づけ、事業実施後は助成団体による報告会の開催や報告書の公開などにより、常に市民のチェックを受けることで公平性、透明性の確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目の市民活動の担い手づくりについてでございますが、市民活動の一層の促進には、これまで活動していない方々の参加をいかに促すかが重要であります。例えば、団塊の世代を中心としたシニア世代は、3月に実施した調査で、74%の方が活動に参加したいと回答してございます。

こうしたニーズにこたえるため、今年度から、全区一斉にまちづくり参加・入門教室を開講し、実際の活動体験も交えながら、必要な知識、ノウハウを学ぶ場を提供してまいります。加えて、このたび、新たな担い手の参加促進のために作成いたしましたまちづくりの入門書であるまちナビについても積極的に活用してまいりたいと考えております。また、新しい分野の開拓や新しい団体の育成も極めて重要と考えておりますので、活動に関する適切な情報提供や幅広いPRなどにより、多くの方々の関心を高め、多様な活動や団体が誕生するよう積極的な取り組みを行ってまいります。

最後に、条例の制定についてでございますが、市民活動促進条例は市民活動への総合的な支援を通じて、市民が市民を支えるまちづくりを行っていくために必要な条例と考えてございますので、今後、議会のご議論をいただきながら、年度内の制定を目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

(宮川 潤議員「議長」と呼び、発言の許可を求む)

議長(畑瀬幸二) 宮川議員。

宮川 潤議員 まず、第1点目に、市民生活に対する認識についてお答えをいただきましたけれども、そういう質問をしました。

私は、市長の市民生活に対する認識になお疑問を持つのですけれども、私は、質問の中で、この5年間で市民の消費支出が89%になったということですか、勤労者世帯の実収入が85%になったというようなことも申し上げました。そういう中で増税が行われるという現状を述べながら、国保や介護に対する市民の負担増の感覚が大変だということも申し上げましたけれども、答弁は、結局、国保や介護の負担増に対して何らかの手を尽くすというようなことではありませんでした。

私は、改めて申し上げたいのですけれども、市長の市民生活に対する認識というのが、残念ながら不十分だというふうに感じております。

それから、第2点目のことについてであります。

これは、すこやか健診に関してですが、特定健診という形で内容が変わるということですが、答弁は、内容が変わっても病気の早期発見に寄与できるというような答弁でありました。

しかし、すこやか健診と今度の新しい健診とで何が違うのかといいますと、例えば胸部レントゲンがなくなるということでは、男性の死亡原因の第1位は肺がんだそうですから、その早期発見の機会が失われるということになると思います。それから、心電図が1次検査で外されるということでは、死亡率の第2位の心臓疾患の発見がおくれるというふうに思うのであります。

ですから、特定健診になることで病気の早期発見が可能になるというのは、私は違うんだろうというふうに思います。

以上、2点につきましては、今後、委員会などを通じて、なお明らかにしていきたいと思いません。

それから、質問としては、政治姿勢で、私は靖

国史観について市長のお考えを聞きましたけれども、答弁はありませんでした。

質問でも申し上げましたが、靖国神社の境内に軍事博物館である遊就館があります。その遊就館では、日清戦争から始まって太平洋戦争まで、日本が行ったすべての戦争について、アジア解放の戦争、自存自衛の戦争、こういう位置づけをしております。

ネット上の百科事典でウィキペディアというのがありますけれども、そこで調べますと、こういう記述があります。「遊就館では大東亜戦争が日本の自存自衛の為の戦争であり『避けられぬ戦い』であった。アジア諸国が独立できたのも、日本軍の緒戦の輝かしい戦勝があったからであり、解放の為の戦争であったと位置づけている。また戦争責任は連合国にあると主張している。そして日本の朝鮮、台湾植民地支配は正義であり、何ら責められるべき点はないとされている。この為、靖国神社の歴史観は日本軍国主義を擁護していると批判されており、靖国神社問題の主要な論争的の一つになっている。この靖国神社の歴史観は靖国史観と呼ばれる」というようなものであります。

靖国史観、それから批判という二つの言葉をキーワードにしてグーグルで検索すると17万5,000件もヒットしますから、いかにこの批判が強くなっているのかというのが明らかだと思います。

私は、改めて、靖国史観は村山談話と矛盾していると思いますけれども、市長は答弁で村山談話を尊重するとおっしゃいました。それでは、そういう立場から靖国史観についてどう思うのか。村山談話と靖国史観は矛盾すると思いますけれども、どうなのか、聞かせていただきたいと思いません。

議長（畑瀬幸二） 質問は1点でよろしいですね。

上田市長。

市長（上田文雄） 靖国史観と言われている定義の問題も非常に多岐だというふうに思います。

私は、村山談話との対比において、それに抵触をする部分について、これは尊重すべきものではない、このように申し上げたいと考えております。

（宮川 潤議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

議長（畑瀬幸二） 宮川議員。

宮川 潤議員 靖国史観は一般的に定義されているものではないと言いましたけれども、靖国史観というのはもう一般的になっているんですよ。つまり、ネット上でも、26万件、靖国史観という言葉でヒットしますから、一般的に言われている言葉であります。

また、改めて、私は9条の問題でも先ほど伺いましたけれども、私は、靖国史観と安倍首相が改憲を進めていることについては、切っても切れないというような関係にあると思います。安倍首相が美しい国と言っていますけれども、靖国史観に立つ日本会議の創立の際のスローガンは美しい日本を再建するということですから、非常に通じている、改憲を進めるということと靖国史観というのは非常に通じているものであります。

いわゆる靖国派と言われている議員が、今、内閣で多数を占めるというもとで、9条の役割と重さが改めて問われているという状況であります。

改憲手続であります国民投票法が可決したという段階では、国民の世論の動向が、今後、決定的に重要な意味を持つというふうに思います。国民の中で、憲法第9条の持つ意味や役割についての議論を大いにしていくべきだというふうに思います。

市長として、大いに憲法第9条を語っていく必要があると思いますけれどもいかがか、この点も伺いたいと思います。

議長（畑瀬幸二） 上田市長。

市長（上田文雄） 憲法改正との関係につきましては、当然のことながら、先ほど申し上げまし

たように、極めて重要な問題でありますので、そしてまた、改正手続法が成立し、この3年間に、18項目の附帯決議がありますような、重要な論点はまだ議論が尽くされていないというふうに理解をしたがゆえに、この附帯決議があったのだというふうに思います。したがって、これはいずれも大事な論点でございますので、しかも、憲法改正という問題は、国民のこれまでの生活のありよう、それから、世界に対してどういう立場で、私たちが、国が動向をとるのかということも国民が決めていく大事な問題でございます。

その意味において、慎重に、極めてたくさんの方々が理解できるような議論を尽くすべきである、このように思います。

議長（畑瀬幸二） ここで、およそ20分間休憩いたします。

休 憩 午後4時13分

再 開 午後4時36分

議長（畑瀬幸二） これより、会議を再開します。

代表質問を続行します。

小倉菜穂子議員。

（小倉菜穂子議員登壇・拍手）

小倉菜穂子議員 私は、市民ネットワーク北海道を代表し、本定例会に提案されました諸議案並びに市政の諸課題について質問いたします。

初めに、市長の政治姿勢について伺います。

国の歳出・歳入一体改革に沿った財政抑制に伴う地方財政見直しが進む中、全国の多くの地方自治体同様、札幌市は歳出削減努力が一層求められています。少子化の急激な進展、高齢化率の高まり、若年層の非雇用問題など、市民はかつて経験したことのない経済社会状況に直面しております。限られた財源を市民が必要とする事業やサービスに活用するため、国から地方への税源移譲はもとより、権限移譲をさらに進める真の地方分権

の推進が今ほど求められているときはありません。

これまでの4年間、市長は、市民が市政に参加し、自分たちのまちのことは自分たちで決めるという市民自治のまちづくりを進めてこられました。また、上田市長は、2期目の選挙公約に、「私の原点・人を大事にする」を掲げられ、五つの重点政策をマニフェストとして示されました。

市民ネットワークは、超少子高齢社会となる札幌においては、次世代にツケを残さないまちづくりと、市民が政策決定のプロセスに参画するまちづくりが最重要課題と考えております。市民力、地域力によって札幌を元気なまちに、また、安心、共生のまちづくりを進めるため、元気ビジョン第2ステージに基づく上田市政に大いに期待するところです。

そこで、マニフェストに私の目指すまちの姿を掲げておられる市長の政治姿勢と今後の取り組みについて、以下、3点伺います。

1点目は、市民自治の実現に向けてです。

市民ネットワークは、設立から16年間、行政主体の市政から市民が自治する市政への転換を最重要課題として取り組んできました。こうした中、上田市長が、市民参加の仕組みとして、市民がまちづくりの主体であることを明記した自治基本条例を制定したことを高く評価しています。市民自治を進めるとともに、自治基本条例を生きたものにするためには、その取り組みを絶えず評価する仕組みも必要です。

そこで、自治基本条例の趣旨に沿った施策、制度の運用がなされているかなど、評価を行う仕組みの整備をどのように進めるおつもりか、改めて伺います。

2点目は、市役所改革についてです。

自治基本条例が目指す市民が主役のまちづくりを実現するためには、市民のために働く市役所であり続けなければなりません。市長は、これまでの4年間、市民の視点で改革を進められ、市民と

のコミュニケーションづくりや市民サービスの向上に向け、さまざまな市役所改革を力強く進めてこられました。その結果、この4年間、市役所においては、市民の視点で改革に取り組み、サービスや事務、業務の改善も進んできております。さらに、こうした職員の意識改革や取り組みの継続と徹底が必要と考えます。

そこで、2期目の市政運営に当たっては、市民サービスの向上や、市民と職員のコミュニケーションの改革を担う職員の育成といった市役所改革の取り組みを今後どのように進めていくのか、伺います。

3点目は、行財政改革についてです。

介護保険法の改正、障害者自立支援法の施行、後期高齢者医療保険制度の創設などによる負担感が増し、高齢者、障がい者、子どもなど社会的弱者に対する制度構築が求められています。また、公共施設など社会資本が更新時期を迎えることや、団塊世代が大量退職する2007年問題、人口減少社会問題を認識した上での社会資本整備の下方修正や、社会保障に重点を置いた政策の検討も急務です。

市長は、マニフェストの中で、より多くの収入確保と、内部効率化や事業の厳しい見直しによる支出の抑制の両面から取り組み、財源不足を解消することを掲げました。また、先日公表した元気ビジョン第2ステージの中でも、公共サービスのあり方、担い手の見直しを含めた歳入・歳出、定数、機構等の一体的な見直しに着手し、行財政改革のプランを策定することを明記しておられます。夕張の財政破綻に見られるように、自治体は厳しい財政状況が続いており、札幌市も例外ではありません。

そこで、健全財政を維持するためには、これまでも増した行財政改革が必要であり、大胆な民間委託や遊休資産の有効活用などに積極的に取り組むべきと考えますが、真の行財政改革を進めていく上での市長の見解を伺います。

次に、市民参画のまちづくりについてです。

市長がこれまで市政運営において最も重要と位置付けてこられた市政への市民参加の推進について、2期目にどのように取り組んでいくおつもりか、以下、2点について伺います。

1点目は、まちづくりセンターの自主運営化についてです。

市民ネットワークは、市民に身近な区役所、連絡所のあり方について、2003年第2回定例会の代表質問において、連絡所にまちづくりコーディネーターの役割を持たせ、地域特性や人材、地域の課題などを把握することとし、職員配置も、今後は、課長職から若手職員、あるいはNPOなどの働き手に変えていくことが適切と考えたと主張しています。その後、連絡所は、上田市政によってまちづくりセンターへと改編され、現在、地域の多様な市民活動をサポートするまちづくりの拠点として運営されています。

上田市長は、施政方針さっぽろ元気ビジョン第2ステージにおいて、市民の主体的な地域づくりの支援として、自治基本条例のもと、市民が主体的に考え、行動できるまちを目指し、まちづくりセンターを拠点として、市民が主役のまちづくりを進める、また、市民自治の実践として、まちづくりセンターの地域による自主運営化の推進などを明らかにしています。また、市長のマニフェストで、2010年までにまちづくりセンターの10カ所を地域の自主運営化するなどの公約を掲げられていることから、市民参画のまちづくりに対する市長の意気込みが感じられ、その姿勢を高く評価するものです。

そこで、質問です。

市民自治をさらに進めていくには、コーディネート機能を持つまちづくりセンターの役割がますます重要になってきますが、地域による自主運営化を進めるねらいとその方策についてお伺いします。

2点目は、区民協議会の全区設置についてで

す。

市民自治の実践の場の一つとして、昨年度は、地域と創る冬みち事業に176の町内会が参加し、地域の実情に沿った除雪のあり方についてアイデアを出し合い、実際に地域を歩き、地域内のルールをつくる取り組みがなされました。この事業は、除雪という市民の関心の高い身近なテーマであることから、だれもが参加しやすく、まちづくりが実感できる取り組みとして高く評価しております。

こうした市民の声をまちづくりに反映させる仕組みづくりを今後一層進めていくことが必要ですが、札幌市のような政令指定都市においては、人口規模が大きく、市民と行政の距離が非常に遠く感じられています。

そこで、市政への市民参加を推進するためには、区単位での市民意見の合意形成や調整といった仕組みをつくる必要があります。市民ネットワークは、政策決定の場への市民参画の仕組みの一つとして区民協議会の設置を提案してきました。

2010年までに全区に区民協議会を設置することですが、設置に当たっては、子どもや高齢者、若い世代、障がいを持った方など、当事者参加で進め、多様な市民の意見が反映される仕組みが不可欠です。

そこで、2点目に、市民自治の実践の場の一つとして、区民協議会の全区設置に向けてはどのように検討を進めていくおつもりか、伺います。

次に、自閉症・発達障がい児・者への支援体制の整備についてです。

2005年4月に施行された発達障害者支援法は、自閉症や学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど、法律や制度の谷間に置かれ、特性に合った支援が受けられず、さまざまな面で生きづらさを感じてきた当事者や家族に大きな支援の道を開くものとなりました。

本市においては、2005年度より、発達障害者支

援体制整備事業が実施されており、早期発見・早期療育、医療、保健、福祉、教育、就労等の各関係機関で、発達障がいへの相互に連携した支援のあり方などの議論が進められていることを評価するとともに、今後の継続した取り組みに期待するところです。

また、本市では、自閉症児への本格的な支援として、1982年に、全国に先んじて第一種自閉症児施設のぞみ学園が開設され、専門医療・療育等の中核施設として大きな役割を果たしてきました。

しかし、設置後25年が経過し、施設の老朽化を初め、入所児童の入所長期化により大半が18歳以上になったことなど、さまざまな問題が指摘されており、のぞみ学園の再整備は待ったなしの状況となっています。2005年11月には、自閉症者自立支援センターゆいが開設され、18歳以上の方の地域生活へ移行するための支援施設として整備が進み、今後は、のぞみ学園の再整備を含め、自閉症・発達障がい児・者への医療、福祉、教育など一貫した支援体制の整備が急務と言えます。

そこで、質問です。

1点目に、のぞみ学園の再整備の見通しについてです。

2005年6月に策定の市立病院パワーアッププランでは、静療院小児特殊病棟及び併設の自閉症児病棟のぞみ学園について、施設・設備の老朽化が進んでいることから、診療環境の整備を進めることが打ち出され、このたび、ようやく改修に向けた事例調査研究費が予算計上されました。再整備に当たっては、幼児期から生涯にわたるライフステージに沿って、自閉症・発達障がい児・者の一貫した総合的支援のビジョンを踏まえ、専門家等、関係者はもとより、自閉症児・者の保護者の声を聞くなど丁寧に進めるべきと考えますが、今後どのように検討を進めていくお考えか、伺います。

また、改修後は、利用者の適切な療育を行う上で、医療ケアに加えて、日中の自立支援など、医

療と福祉の両側面からの体制整備を欠かすことができないと考えますが、どのように進めるおつもりか、伺います。

2点目に、静療院児童部の機能の拡充についてです。

静療院小児特殊病棟は、神経症等、精神医学的な治療を必要とする学齢児を専門に扱う小児病棟で、また、ここに併設の自閉症児病棟のぞみ学園とあわせ、市立病院パワーアッププランの中で児童心療センターへの改編が示されました。今後は、これまでの小児精神医療分野の機能に加え、発達障がい早期発見や、その後のバックアップシステムなど、児童福祉総合センター、福祉関連機関、教育関連機関等との連携を強化させ、自閉症・発達障がい児・者への支援体制の整備を進める上でさらに大きな役割を果たすことが期待されますが、どのような規模で、どのような内容を担っていかれるのか、伺います。

次に、子どもの権利条例についてです。

日本において、子どもの権利条約が国会で全会一致で批准されてから13年が経過しました。条約批准後、国は、子どもの権利擁護の具体的施策として児童虐待防止法等を制定しましたが、子どもへの虐待や体罰、さらに、いじめによる自殺、家族間での殺傷など、痛ましい事件が全国で相次いでいます。専門家からは、被害者となった子どもだけでなく、加害者となった子どもの多くが虐待の被害者でもあることが報告されています。

これに対して、国は、少年犯罪の凶悪化や低年齢化を理由に、今国会で改正少年法を成立させるなど、厳罰化による問題の解決を図ろうとしています。

しかし、警視庁が発表した少年非行等の概要によると、2005年の14歳以上20歳未満の刑法犯と凶悪犯の検挙人数は、それぞれ2年連続で減少していることが示されています。また、2006年版犯罪白書によると、10歳以上14歳未満の触法少年の検挙人数の人口比は1981年の8.9をピークに減少を

続け、2005年には4.2と半減していることが明らかになっています。

少年犯罪の増加、凶悪化、低年齢化といった事実はありません。国は、正確な調査と分析を行い、子どもの権利を尊重した政策を進めるべきです。

しかし、子どもが実際に生活している場は地域社会です。子どもの権利が守られ、子どもが生き生きと育つ仕組みづくりが自治体に求められています。

市民ネットワークは、子どもの権利が尊重されるまちを目指し、1991年より、子どもの権利条約を初め、子どもの権利について議会で取り上げ、学校での取り組みや子どもの権利侵害からの救済制度の導入などを求めてまいりました。

本市においては、2003年度より子どもの権利条例づくりが具体的に進められ、条例制定に当たっては、高校生や公募による市民、学識経験者等による検討委員会、子ども委員会の設置など、子どもを初め、市民参加で進めてこられたことを高く評価いたします。

上田市長の施政方針さっぽろ元気ビジョン第2ステージに掲げられております人権、平和に基づくまちづくりに向け、子どもの権利条例の早期制定を強く求めるところです。

そこで、質問です。

1点目は、これまで、子どもの権利条例の制定に向けては議論が不十分、周知不足などの声も上げられ、2007年第1回定例会においては、条例は否決となりました。これまで不足していた点については工夫が必要と考えますが、市長は、これまでの議論をどのように受けとめ、今後、条例制定に向けてどのように取り組んでいくお考えか、伺います。

2点目に、児童虐待などの権利侵害から子どもたちを守り、子どもが権利の主体として生きることができるよう、条例の中に子どもの権利侵害からの救済制度を盛り込むことが必要です。前回の

条例案の中で不十分だった、権利を侵害された子どもの救済制度については、相談、調査、調整、勧告等の機能を持ち、行政から独立した第三者機関の子どもオンブズパーソン制度の設置などを具体的に盛り込むべきと考えますが、どのように進めるおつもりか、伺います。

3点目に、実効性のある子どもの権利条例の早期制定に向けては、これまでの議論を踏まえ、子どもを初め、市民参加で進めることが重要と考えます。今回も、子ども委員会や子どもを含む検討委員会を設置し、条例づくりを進めるべきと考えますが、今後の取り組みについて伺います。

次に、環境政策についてです。

一つ目は、温暖化対策についてです。

地球温暖化への関心が世界的に高まる中、2007年2月、国連の気候変動に関する政府間パネル、IPCCは、温暖化がより一層深刻になっていることを明らかにしました。京都議定書の規制開始が来年に迫る中、日本のCO₂排出量は、基準年の1990年に比べ、8.1%も増加するなど、目標達成に向けた打開策が見えない厳しい状況にあります。

このような中、主要国首脳会議、サミットが、2008年7月、北海道洞爺湖で開催されることになりました。最大のテーマは地球温暖化対策であり、京都議定書に続く国際的な枠組みをつくる上で、洞爺湖サミットは大きな節目となります。

本市においても、札幌市温暖化対策推進計画の検証と見直しを行い、ことし3月、同計画を改定し、実効性のあるCO₂削減対策を進めるための具体策を盛り込みました。計画では、市民1人当たりのCO₂排出量2010年の目標値は年間5.17トンですが、市の推定では6.15トンとなっており、約1トンの大幅な削減が必要です。

本市は、民生部門の排出量が多いため、民間レベルでのCO₂削減は喫緊の課題です。多くの市民に本市の温暖化の現状と抜本的な取り組みが必要なことを伝え、実効性のある温暖化対策を進め

ていくことが今後の大きな課題です。

そこで、質問です。

CO₂削減については、現状と目標値の乖離が大きいことから、早急に取り組みなければならない喫緊の課題です。改定された温暖化対策推進計画を踏まえ、今後、温暖化対策についてはどのように進めるおつもりか、伺います。

質問の2点目は、バイオディーゼル燃料の活用についてです。

市民ネットワークは、CO₂削減に効果的なバイオディーゼル燃料の活用について、市民・事業者・行政が連携・協働して家庭や飲食店等の廃食油を回収し、燃料として再利用する仕組みづくりを進めることと、あわせて、精製されたバイオ燃料を市が率先してごみ収集車などの公用車で使用すべきとこれまで提案してまいりました。

札幌市では、2006年10月から家庭用廃食油資源化促進事業が始まり、2007年1月からは回収拠点の拡大を図るなど、廃食油のリサイクル事業が市民に浸透してきたことは高く評価するところで、ことしに入ってから、東区の一部の町内会が自主的に廃食油の回収を始めました。また、民間の事業者も市内で家庭から出る廃食油の回収を始めるなど、バイオ燃料への取り組みが拡大しています。

そこで、質問です。

今後、バイオ燃料に取り組む民間への支援をさらに進めるとともに、公共施設での廃食油回収を始め、市が率先して精製されたバイオ燃料をごみ収集車などの公用車に使用するなど、廃食油のリサイクルが市民に見える形で理解できるように取り組むべきと考えますがいかがか、改めて伺います。

二つ目の質問は、豊平川緑地整備についてです。

豊平川緑地は、両岸の河川敷を札幌市が開発局から占有を受けて、これまで約120ヘクタールの整備を進めてきています。2003年に、豊平川中流

域の左岸、中央区側にあった自動車学校が撤去されたため、その跡地の公園整備として2007年度予算に実施設計費が計上されています。豊平川緑地の最後の未整備区域となった約3.3ヘクタールのこの緑地を今後どのように整備し、活用していくのか、市民から大きな関心が寄せられています。

環境局では、緑地整備に当たり、2007年4月から豊平川緑地意見交換会を開催し、パークゴルフ場の設置に向けた素案を提示しました。5月には、素案をもとに現地見学会を行い、市民との意見交換の場を数回設けた後、河川管理者である北海道開発局と協議を行い、秋ごろから実施設計に入る予定とのことです。

意見交換会においては、他地区と比べ、中央区にはパークゴルフ場が少ないため、交通の利便性が高いこの場所に早期に設置してほしいという声が上がられました。若者たちからは、パークゴルフ場は近くに既にあるため、子どもたちがスケートボードなどの練習ができる場や、家族で自由に利用できる広場を設置してほしいという声が出されました。また、イワツバメなど河川敷に生息する鳥類等の生物への影響に配慮し、本来あるべき自然な河川敷地の状態に戻すなど、生物多様性を確保すべきという意見も出されました。市民の中にもさまざまな意見があります。今後、意見交換会を進めるに当たっては、参加者が互いの意見を尊重し、納得できるよう進め方に配慮が必要です。

また、この緑地は、豊平川に唯一残された都心部の貴重な緑であることから、豊平川全体、また、札幌の主要な緑のネットワークの保全といった大きな視点で考えるべきです。

意見交換会では十分な議論を尽くし、環境に及ぼす影響を最大限配慮し、参加した市民が政策決定にかかわることを実感できるようにするために、緑地整備の活用を拙速に決めるべきではないと考えます。

そこで、質問です。

市民の貴重な財産である豊平川緑地の整備については、幅広い観点から検討を進めるために、意見交換会では十分な議論を尽くし、整備内容を決定すべきと考えますが、今後の意見交換会も含め、どのように進めるおつもりか、お考えを伺います。

三つ目に、リユース広場事業についてです。

本市は、大型家具のリサイクル事業として、2004年度から旧白石清掃事務所の跡地においてリユース広場を開催してきましたが、2006年度、跡地の売却方針が決まったため、事業を一たん休止することになりました。

この事業の運営は年間1,000件ほどの家具の販売収入で賄われており、事業効果が高く、既存の車庫を家具の展示、保管に利用でき、駐車場も十分確保できる跡地での開催は最適な環境にありました。2007年度からは、家具の修理を障がい者団体に委託し、障がい者の就労や自立支援にもつながっています。さらに、地元商店街や町内会、民間事業者、障がい者団体等が実行委員会形式でリサイクル祭りを自主開催するなど、地域密着型の先進的取り組みとして注目されており、事業の継続を求める声が多数寄せられていました。

そのような中、2005年度に解体された厚別清掃工場の跡地活用においては、リユース広場の継続が決定したと聞いております。リユース広場やリサイクル祭りは、環境をキーワードに、人と人の交流が生まれ、障がい者が地域の中でともに生きる取り組みとして高く評価するところです。

そこで、質問です。

厚別清掃工場跡地でのリユース広場やリサイクル祭りについては、これまでの取り組みに加え、厚別区のまちづくり協議会等との連携を図るなど、厚別区を拠点とした全市的な環境イベントとなるよう事業の拡大を図るべきと考えますがいかがか、伺います。

あわせて、障がい者の就労支援として、これまで白石会場でかかわった障がい者団体はもとよ

り、今後かわる団体をふやすなど、より一層の支援が求められますが、お考えを伺います。

最後は、夜間中学についてです。

戦争や病気、家庭の事情などの理由で、小学校や中学校の義務教育の機会を得られなかった人たちの数は、北海道では10万人以上、全国では160万人以上であることが2000年の国勢調査で推定されています。全国夜間中学校研究会によると、学齢期を過ぎた義務教育未修了者を対象に、義務教育を保障する公立夜間中学校夜間学級、いわゆる夜間中学は、2007年3月現在、東京、大阪など8都府県に35校あり、約2,500人の生徒が在籍していますが、義務教育未修了者が大阪に次いで2番目に多い北海道には1校もありません。

昨年8月、日本弁護士連合会は、義務教育未修了者について、憲法第26条で定める教育を受ける権利や、教育基本法第3条の教育の機会均等を侵害されているとして、文部科学省に対して、未修了者の実態調査や、地域の実情に合わせた夜間中学の設置を市町村及び都道府県に指導すること、自主夜間中学への施設の提供、財政支援などを求める意見書を提出しました。日弁連は、この中で、現在の国の施策は不十分であり、夜間中学は何物にもかえがたい権利の回復のための学びの場になっていると指摘しています。

市民ネットワークは、これまで、子どもが一人の人間として尊重され、安心して自分らしく生きることができる社会を目指して子どもの権利条例の制定を働きかけてきました。その基本にあるのは、憲法でうたわれている基本的人権が尊重されることであり、どの世代であっても学ぶ権利が保障されるべきと考えます。

そこで、質問です。

夜間中学は、法令上の学校教育法施行令第25条第5号を根拠として、市町村教育委員会の裁量により2部授業を実施するかどうかについて決定できる仕組みとなっています。義務教育の機会を奪われてきた人たちは、生活上、職業上のさまざま

な困難を抱えて暮らしてきました。これまで十分に保障されてこなかった教育を受ける権利を回復する夜間中学を、市長はどのように認識されているのか、お伺いします。

2点目は、札幌遠友塾自主夜間中学への支援についてです。

1990年4月、ボランティアの人たちが運営する札幌遠友塾自主夜間中学が札幌市内に設立され、札幌市民会館などの会議室を借りて授業を続け、この17年間で258名の卒業生を送り出してきました。札幌市以外の旭川、釧路、函館など遠くから通ってくる生徒もあり、義務教育の機会を得られなかった人たちが広範囲にわたっています。また、近年、不登校の子どもたちや中国からの帰国者などの申し込みがふえており、学ぶ機会を保障する自主夜間中学が果たす役割は大きいものがあります。

そこで、質問です。

現在使用している公共施設では、年々ふえる入学希望者の受け入れ場所の確保が困難な状況です。また、定期的な運営や教材の管理、保管などの問題の解決のためには、教育環境の整っている施設が早急に求められています。学びたい人たちが学ぶ場を保障され、学ぶことが生きる喜びになるためにも、札幌市の公立学校の余裕教室等の使用や財政的な支援を進めるべきと考えますがいかがか、お伺いします。

以上で、すべての質問を終了いたします。ご清聴いただきまして、本当にありがとうございます。(拍手)

議長(畑瀬幸二) 答弁を求めます。

上田市長。

市長(上田文雄) 6点にわたりますご質問ありがとうございましたので、私からは、政治姿勢と市民参画のまちづくりについてお答え申し上げまして、その余につきましては担当副市長と教育長からご答弁をさせていただきます。

初めに、私の政治姿勢についてでございます。

1点目の市民自治の評価の仕組みについてでございます。

今年度は条例施行の初年度でありますことから、条例に基づく評価の本格的な実施は来年度以降になるところであります。今年度はそれに向けた実験的な取り組みを実施したいというふうに考えております。

評価に当たりましては、条例のポイントの一つでございます市民参加で行うことは当然であります。さらに、ふだん、市政へのかかわりが少ない市民の方々の参加を促進するよう、そんな工夫を行って市民の意見をしっかりと取り入れた評価を実施してまいりたいと考えているところであります。

具体的には、住民基本台帳から無作為に抽出されました市民の皆さんを委員として委嘱いたしまして、専門家による講義などで共通の知識を持ちながら、グループに分けて集中的に討議をしていただくなど、新しい市民参加の取り組みを実施していきたいと、こんなふうに考えております。

これに加えまして、学識経験者の意見を伺うなど多角的な評価を行い、結果を検証しながら、市民自治を市政に着実に浸透させる評価の仕組みづくりを進めてまいりたいと考えているものでございます。

2点目の市役所改革についてでございます。

私は、この4年間、市役所改革プランに基づきましてさまざまな改革に取り組んでまいりました。各職場において着実に改革の風土が根づき始め、職員の意識改革も進んできたというふうに思っております。今後は、各局・区の運営方針であります局区実施プランに基づく種々の取り組みの中で、より迅速に、より実践的に市役所改革を進めてまいりたいと考えております。

平成19年度の局区実施プランにおきましては、市役所改革を推進する項目が数多く盛り込まれておりまして、特に市民と接する機会の多い区役所におきましては、市民サービスの改革の推進や市

民との信頼関係の構築など、プランの大きな柱の中に位置づけておるところでございます。その中には、区役所のわかりやすい案内サインの表示ですね、案内をするサインの表示を検討する際に、大学や小規模作業所、それから、授産施設の方々にも参加をしていただくといった新しい取り組みなども盛り込まれているところでございます。

また、対話による市政を推進するために、市の幹部職員が地域の集会などに出向いて市政の課題などについて話し合います出前トークを新たに始めるほか、各職場の先進事例につきましては、今後とも、職員発表会であります元気の種コレクションの実施とか、市役所改革ニュースの発行によりまして全庁的な情報共有を行うなど、市役所全体の改革風土の醸成に引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の行財政改革についてでございます。

今回の選挙を通じまして、私が市民の皆様、直接接して強く感じたことは、健全な財政運営により、将来の世代への過度な負担を残さない、そんな市政運営の期待であったというふうに思います。国の歳出・歳入一体改革を初め、今後も予想される不透明で厳しい財政環境の中にあっても、将来にわたって安定した公共サービスを提供していくためには、平成16年度に策定いたしました財政構造改革プランの考え方や方向性といったものを継続・発展させていくとともに、選挙期間中に申し上げました脱ムダ宣言の趣旨を生かしたさらなる改革を推進していくことが不可欠である、このように認識をしているところでございます。

具体的には、ご指摘の点も踏まえまして、事業仕分けなどを活用し、民間委託、そして、指定管理者制度、PFIなどの民間活用や、未利用財産の売却を含む公有財産の有効活用などを盛り込んだ行財政改革プランを年内に策定いたしまして、持続可能な財政構造への転換に向けた取り組みを加速してまいりたい、このように考えているところでございます。

次に、市民参画のまちづくりについてお答えをさせていただきます。

1点目のまちづくりセンターの地域自主運営化は、市民が主役のまちづくりの実現に向けて、地域力の強化といったことを目的とするものであります。事業の効果といたしましては、団塊の世代など豊富な経験やノウハウを持った地域の人材に活躍の場を提供することができるのと同時に、夜間や休日対応などの弾力的な運営も期待できますことから、より地域のニーズに応じたまちづくりセンターとして機能強化が図られるものと考えております。

具体的な実施方法につきましては今後検討してまいりますけれども、財政的な配慮を含めて、課題解決に積極的に取り組む地域にとって受け入れやすく、地域の創意工夫が生かせるような仕組みにしてまいりたいと考えているところでございます。

このように、まちづくりセンターが、自分たちのまちのことは、自分たちで考え、決めていくのだ、こういう市民自治の拠点としての役割を一層高め、その活動がより活発になるように、運営への市民参画を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2点目の区民協議会の設置に向けた検討についてであります。

区民協議会は、区民に身近なまちづくりを推進するために、多様な意見の集約や合意形成を行い、区民の意向を市政に反映させるとともに、区民と市がともに課題解決に取り組む協働のかなめであると考えております。

このため、平成22年度末までに全区での設置を目指しておりますが、すべての区に広めるに当たっては、まずは、地域の代表者や学識経験者などで構成いたします委員会を設置いたしまして、札幌市にふさわしい区民協議会のあり方などについてご意見を伺うことといたしておるところでございます。この委員会では、協議会の役割や位置づ

けについてだけでなく、子どもを初めとした多様な主体の意見反映の方策などを含めまして、区民協議会のあり方について検討を進め、今年度中に報告をしていただく予定でございます。

私からは、以上でございます。

議長（畑瀬幸二） 田中副市長。

副市長（田中賢龍） 私から、夜間中学についてのご質問のうち、1点目の夜間中学をどのように認識しているかについてお答えいたします。

公立中学校夜間学級は、戦後の混乱期に義務教育を修了しないまま修学年限を超過された方々に教育の機会を提供することを目的として、昭和20年代初頭、中学校に付設されたことからスタートし、ピークとなる昭和29年には全国で87校に及び、多くの方々に学びの場を提供してきたと聞いております。

こうした歴史的経緯を考えますと、公立中学校夜間学級の果たしてきた役割は極めて重い意味を持っているものと考えており、今日、8都府県35校に設置されております夜間学級におきましても、設置当初の対象者に加えまして、入国者、帰国者主体の青少年など、さまざまな理由から義務教育を修了できなかった方々に学ぶ機会を提供する貴重な役割の一端を担っているものと考えております。

こうした観点からも、これまでさまざまな困難を抱えながら、学ぶ意欲を強く持ち続けてこられた方々の思いを大切に受けとめ、教育委員会とも支援のあり方について考えてまいります。

以上でございます。

議長（畑瀬幸二） 小澤副市長。

副市長（小澤正明） 私から、2点についてお答えいたします。

初めに、自閉症・発達障がい児・者への支援体制の整備についての1点目、のぞみ学園の再整備の見通しについてであります。

まず、改修に向けた検討の進め方についてであります。本年5月に現在の運営に携わっている

医師、看護師などの専門スタッフを含めたプロジェクトチームを設置し、検討を進めてきたところでございます。さらに、利用者の特性に応じて療育環境や処遇の向上を図るため、今後、プロジェクトチームと保護者との意見交換の機会を設けることとしております。

次に、改修後の望ましい療育のあり方についてでございますが、のぞみ学園は、強度行動障がいを持った自閉症児を回復させる施設であり、そのためには医療と療育が必要であります。医療は、精神科薬物治療及び不安を感じない環境のもとでの休養が必要で、療育は個々人に適合したタイムスケジュールに基づく作業または活動を行うものでございます。

現在ののぞみ学園では、療育を提供するためのスペースや設備が十分ではありませんので、のぞみ学園の改修に向けた調査の中で、療育のためのスペースや設備をどのように確保するか、検討してまいりたいと考えております。

2点目の静療院児童部の機能の拡充についてありますが、今年度、のぞみ学園の改修に向けた調査に加え、旧老人病棟を改修して、小児病棟としての再利用を行う予定でありまして、これにより、小児病棟の生活環境と治療設備の改善が図られると考えております。

また、関係機関との連携につきましても、既に行っている豊平保健センターや南保健センターの乳幼児健診事業への支援や、障がいのある児童生徒に対する就学相談業務への支援などに加えまして、本年度、新たに児童福祉総合センターの療育支援事業への講師派遣、教育委員会の教職員研修へのセラピスト派遣を実施する予定でありまして、関係機関との連携強化にも努めているところでございます。

今後、相談事業、地域生活支援などの検討を行うとともに、保健事業や生活支援を行う各部門に対する業務援助や技術協力などの連携体制についても検討してまいりたいと考えております。

次に、子どもの権利条例についてであります。

1点目の条例制定に向けての今後の進め方についてでございますが、これまでの議会審議の経過などを踏まえまして、条例についてさらなる市民の理解を求める必要があると受けとめております。

したがいまして、ホームページやニュースレターに加えまして、条例制定の趣旨をわかりやすくまとめたパンフレットにより、広く市民の皆様にお伝えしていくとともに、意見交換会や出前講座を地道に積み重ねて、多くの市民の皆様のご理解を得たいと考えているところでございます。

次に、2点目の救済制度の検討と3点目の条例づくりへの子どもを初めとする市民の参加は、関連がありますので、一括してお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨今の子どもを取り巻く状況はますます厳しいものとなっております、救済制度を設けることは、実効性のある条例とするためにも、とりわけ重要な課題であると認識しております。

そこで、多方面の専門家や公募の市民などから成る検討会議を速やかに立ち上げ、具体的な制度設計等についてご審議をいただくことにしております。

また、この制度は、市民の皆様、とりわけ当事者である子どもたちにとって身近で利用しやすいものとする必要があります。このため、幅広く市民のご意見を伺うことはもちろん、子どもたちが議論する機会や子どもたちの意見を聞く機会を設け、それらを十分に受けとめながら具体的な制度の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

議長（畑瀬幸二） 加藤副市長。

副市長（加藤啓世） 私から、環境政策についてお答えをいたします。

まず、1点目、温暖化対策の今後の進め方についてでございますが、本市は、これまで、CO₂の削減に向けて、環境マネジメントシステムの外部

普及や、天然ガスなど低公害車の普及、さっぼろエコライフ10万人宣言などさまざまな取り組みを行ってきたところでありますが、残念ながら、本市のみならず、全国的に京都議定書の目標を達成することは現段階では極めて厳しい状況にございます。

今後は、3月に改定をいたしました札幌市温暖化対策推進計画で掲げている各部門別のCO₂削減量を目標に、より一層、市民・事業者・札幌市が連携をいたしまして温暖化対策に取り組む必要があると認識しております。このため、市民に定着しつつございますエコライフ運動のさらなる推進とともに、家庭用暖房エネルギーの転換や、新たに導入する建築物環境配慮制度によりエネルギー対策を促進するなど、具体的にCO₂削減効果が上がるよう推進してまいりたいと考えております。

しかしながら、温暖化対策については、一地方自治体でできる取り組みにはおのずと限界があることから、CO₂削減の効果的な対策を講ずるよう他自治体と協力して国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

次に、バイオディーゼル燃料の活用についてですが、バイオディーゼル燃料は、化石燃料の消費を抑えるとともに、その成分に硫黄分を含まないことから、地球の温暖化防止や大気汚染防止に大きな効果があると考えております。そのため、使用済み食用油を本格的に回収し、バイオディーゼル燃料の普及を今後積極的に進めてまいります。

また、バイオディーゼル燃料の公用車への使用につきましては、現在、使用済み食用油の回収量が大幅に増加をしており、公用車に安定的に使用することが可能となる状況にありますことから、本年7月から、試験的ではありますが、ごみ収集車両7台で使用を開始するとともに、サッポロさとらんだのSLバス2台にも使用するなど、市民に見える形で強くアピールしてまいりたいと考え

ております。

次に、2点目の豊平川緑地整備についてでございます。

これまで2回開催した意見交換会や現地での利用者ヒアリングの結果から、さまざまな考えを持つ市民の方がおられますことは十分に認識をしたところでございます。豊平川緑地を利用される方々には、散歩やスポーツ、動植物の観察などさまざまな目的があり、限られた空間をすべての人々に満足していただけるような形に整備していくのは難しい面もございますけれども、今後とも、お互いの意見や考えを十分に理解し合えるような意見交換会を積み重ね、関係団体へのヒアリングも再度実施しながら整備案を取りまとめていきたいと考えております。

次に、3点目のリユース広場事業についてであります。

まず、リユース広場事業の拡大についてですが、リユース広場は、厚別区まちづくり協議会の提案によります厚別清掃工場跡地の緑化整備に合わせて複合的に整備することを予定しており、その全体設計費を今回の補正予算に盛り込ませていただいたところでございます。計画では、平成20年度中にリサイクル品を保管する専用施設の整備を行い、大型ごみの減量・リサイクルの新たな普及啓発拠点として市民の皆様にご利用いただける予定であります。

リユース広場を利用した全市的な環境イベントの開催につきましては、環境活動に取り組んでいる市民や学生、地元のまちづくり関係団体、さらには、障がいのある方などの各種団体とも連携して開催の方向で検討を進めたいと考えております。

次に、障がいのある方々の団体への支援についてですが、現在もリユース広場の運営に携わっていただいているところでございますけれども、新たな事業展開に当たりましては、企画・立案の段階からかわりを持っていただくなど、今

まで以上に活動の場の確保、拡大に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（畑瀬幸二） 松平教育長。

教育長（松平英明） 私から、夜間中学についてのご質問のうち、2点目の自主夜間中学を運営する団体に対する支援につきましてお答えを申し上げます。

札幌遠友塾自主夜間中学につきましては、過去に十分に学ぶ機会がなかった人たちなどに学びの場を提供するという目的で活動している団体であると認識しておりまして、これまで、使用する施設のあっせんや、その使用料の減免などの支援をしてきたところでございます。

教育委員会といたしましても、学ぶ意欲を強く持ち続けてこられた方々の思いを大切に考えておりまして、引き続き、団体と協議しながら、学校施設の使用も含め、具体的にどのような支援が可能か、検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議長（畑瀬幸二） 以上で、代表質問はすべて終了しました。

（大嶋 薫議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

議長（畑瀬幸二） 大嶋 薫議員。

大嶋 薫議員 特別委員会設置及び委員会付託の動議を提出いたします。

ただいま議題とされております議案20件については、委員34人から成る第一部議案審査特別委員会及び委員33人から成る第二部議案審査特別委員会を設置し、お手元に配付の議案付託表のとおり両特別委員会に付託することを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） ただいまの大嶋議会運営委員長動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題とされております議案20件については、委員34人から成る第一部議案審査特別委員会及び委員33人から成る第二部議案審査特別委員会を設置し、お手元に配付の議案付託表のとおり両特別委員会に付託されました。

〔付託表は巻末資料に掲載〕

議長（畑瀬幸二） ここで、日程に追加して、ただいま設置されました第一部・第二部議案審査特別委員会の委員の選任を議題とします。

本件につきましては、お手元に配付の委員名簿のとおり指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、委員名簿のとおりそれぞれ選任されました。

なお、第一部・第二部議案審査特別委員会における発言のための委員交代は、先例によりまして、両特別委員長の許可を得た上で行っていただくこととします。

〔名簿は巻末議決事件等一覧表参照〕

議長（畑瀬幸二） さらに、日程に追加して、第一部・第二部議案審査特別委員会の委員長の選任を議題とします。

（大嶋 薫議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

議長（畑瀬幸二） 大嶋 薫議員。

大嶋 薫議員 第一部・第二部議案審査特別委員会の委員長の選任につきまして、指名推選の動議を提出いたします。

第一部議案審査特別委員長に近藤和雄議員を、第二部議案審査特別委員長にふじわら広昭議員をそれぞれ選任することを求める動議であります。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） ただいまの大嶋議会運営委員長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、第一部議案審査特別委員長に近藤和雄議員が、第二部議案審査特別委員長にふじわら広昭議員がそれぞれ選任されました。

議長（畑瀬幸二） 次に、日程第2、議案第27号を議題とします。

本件は、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

上田市長。

（上田文雄市長登壇）

市長（上田文雄） ただいま上程をされました議案第27号 札幌市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、地方公務員の部分休業の対象となる子の範囲が3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大されたことに伴い、本市の関係条例について所要の規定整備を行うものであります。

以上で、ただいま上程をされました議案についての説明を終わります。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

議長（畑瀬幸二） これより議案第27号に対する質疑に入りますが、通告がありませんので、質疑を終了します。

（大嶋 薫議員「議長」と呼び、発言の許可を求む）

大嶋 薫議員 委員会付託の動議を提出いたします。

ただいま議題とされております議案第27号を第

一部議案審査特別委員会に付託することを求める動議であります。（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） ただいまの大嶋議会運営委員長の動議に対し、所定の賛成者がありますので、本動議を直ちに問題とし、採決を行います。

動議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま議題とされております議案第27号は、第一部議案審査特別委員会に付託されました。

議長（畑瀬幸二） お諮りします。

本日の会議はこれで終了し、明日6月14日から28日までは委員会審査等のため休会とし、6月29日午後1時に再開したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

議長（畑瀬幸二） 本日は、これで散会します。

散 会 午後5時33分

上記会議の記録に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

副 議 長 笹 出 昭 夫

署名議員 宝 本 英 明

署名議員 阿 知 良 寛 美

6 月 29 日

札幌市議会会議録(第4号)

平成19年(2007年)6月29日(金曜日)

議事日程(第4号)

開議日時 6月29日 午後1時2分

- 第1 議案第1号から第15号まで、第20号から第24号まで、第27号(市長提出)
(21件に対する委員長報告等)
- 第2 議案第28号から第30号まで、諮問第1号(市長提出)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号 平成19年度札幌市一般会計補正予算(第1号)
- 議案第2号 平成19年度札幌市公債会計補正予算(第1号)
- 議案第3号 平成19年度札幌市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 平成19年度札幌市高速電車事業会計補正予算(第1号)
- 議案第5号 専決処分承認の件(老人医療会計予算の補正)
- 議案第6号 札幌市消費生活条例の全部を改正する条例案
- 議案第7号 札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第8号 政治倫理の確立のための札幌市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第9号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案
- 議案第10号 札幌市恩給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第11号 札幌市税条例の一部を改正する条例案
- 議案第12号 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案
- 議案第13号 札幌市墓地条例の一部を改正する条例案
- 議案第14号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第15号 札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案
- 議案第20号 財産の取得の件(公園用地)
- 議案第21号 北海道後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する協議の件
- 議案第22号 町の区域を新たに画し、及び変更する件
- 議案第23号 札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第24号 市道の認定及び変更の件
- 議案第27号 札幌市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案
- 日程第2 議案第28号 副市長選任に関する件
- 議案第29号 教育委員会委員任命に関する件
- 議案第30号 北海道公安委員会委員推薦に関する件

諮問第1号 人権擁護委員候補者推薦に関する件

追加日程 意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

意見書案第3号 乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設することを求める意見書

意見書案第4号 国の責任で保険料の引き下げなど国保の改善を求める意見書

追加日程 意見書案第1号 義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

出席議員（68人）

議 長	畑 瀬 幸 二	議 員	恩 村 一 郎
副 議 長	笹 出 昭 夫	議 員	ふじわら 広 昭
議 員	山 口 かずさ	議 員	大 嶋 薫
議 員	宝 本 英 明	議 員	長 内 直 也
議 員	小 川 直 人	議 員	五十嵐 徳 美
議 員	しのだ 江里子	議 員	村 松 正 海
議 員	飯 島 弘 之	議 員	山 田 一 仁
議 員	小 嶋 裕 美	議 員	近 藤 和 雄
議 員	佐々木 みつこ	議 員	高 橋 克 朋
議 員	宗 形 雅 俊	議 員	谷 沢 俊 一
議 員	横 山 峰 子	議 員	三 浦 英 三
議 員	福 田 浩太郎	議 員	青 山 浪 子
議 員	國 安 政 典	議 員	坂 本 恭 子
議 員	村 上 仁	議 員	小 野 正 美
議 員	小 倉 菜穂子	議 員	勝 木 勇 人
議 員	伊 藤 牧 子	議 員	鈴 木 健 雄
議 員	長谷川 衛	議 員	馬 場 泰 年
議 員	佐 藤 右 司	議 員	宮 村 素 子
議 員	峯 廻 紀 昌	議 員	高 橋 功
議 員	桑 原 透	議 員	本 郷 俊 史
議 員	藤 川 雅 司	議 員	涌 井 国 夫
議 員	林 家 とんでん平	議 員	義 卜 雄 一
議 員	村 山 秀 哉	議 員	宮 川 潤
議 員	細 川 正 人	議 員	井 上 ひさ子
議 員	阿知良 寛 美	議 員	堀 川 素 人
議 員	芦 原 進	議 員	福 士 勝
議 員	伊 藤 理智子	議 員	猪 熊 輝 夫
議 員	岩 村 米 子	議 員	西 村 茂 樹
議 員	坂 ひろみ	議 員	川口谷 正
議 員	佐 藤 典 子	議 員	伊与部 年 男
議 員	三 宅 由 美	議 員	湊 谷 隆

議 員	三 上 洋 右
議 員	武 市 憲 一
議 員	大 越 誠 幸
議 員	宮 本 吉 人
議 員	佐 藤 美智夫
議 員	松 浦 忠

欠席議員（なし）

説明員

市 長	上 田 文 雄
副 市 長	田 中 賢 龍
副 市 長	小 澤 正 明
副 市 長	加 藤 啓 世
交通事業管理者 交通局長	濱 田 雅 英
水道事業管理者 水道局長	田 中 透
病院事業管理者 病院局長	吉 田 哲 憲
危機管理対策室長	原 田 泰 明
総務局長	生 島 典 明
市民まちづくり局長	下 村 邦 夫
財 政 局 長	米 田 順 彦
保健福祉局長	中 田 鉄 雄
子ども未来局長	八反田 元 子
環 境 局 長	中 西 浩 二
経 済 局 長	福 井 知 克
観光文化局長	中 田 博 幸
建 設 局 長	山 田 政 光
都 市 局 長	荒 川 正 一
会 計 室 長	川 井 洋 一
消 防 局 長	徳 増 澄 夫
教育委員会委員	野 尻 桂 子
教育委員会教育長	松 平 英 明
選挙管理委員会委員長	常 本 省 三
選挙管理委員会委員	越 智 健 一
選挙管理委員会委員	本 館 嘉 三
選挙管理委員会委員	赤 田 司

人事委員会委員長	荒 木 哲 彦
人事委員会事務局長	深 谷 仁
監 査 委 員	谷 本 雄 司
監査事務局長	石 黒 進

事務局出席職員

事 務 局 長	濱 上 敏 治
事務局次長	高 森 政 行
調 査 課 長	本 間 章 弘
議 事 課 長	常 野 正 浩
調 査 係 長	今 井 一 行
議 事 係 長	田 口 繁 治
委員会担当係長	牧 口 俊 一
委員会担当係長	松 田 寛 司
書 記	朝 倉 良
書 記	梅 村 伸
書 記	国 分 一 平

〔午後1時2分開議〕

議長（畑瀬幸二） ただいまから、本日の会議を開きます。

出席議員数は、63人です。

議長（畑瀬幸二） 本日の会議録署名議員として小野正美議員、村松正海議員を指名します。

議長（畑瀬幸二） ここで、事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長（濱上敏治） 報告いたします。

去る6月15日、市長から、松浦 忠議員の文書質問に対する答弁書が提出されましたので、その写しを各議員控室に配付いたしました。

本日の議事日程、議案審査結果報告書は、お手元に配付いたしております。

以上でございます。

〔報告書は巻末資料に掲載〕

議長（畑瀬幸二） これより、議事に入りま

す。

日程第1、議案第1号から第15号まで、第20号から第24号まで、第27号の議案21件を一括議題とします。

委員長報告を求めます。

まず、第一部議案審査特別委員長 近藤和雄議員。

(近藤和雄議員登壇)

近藤和雄議員 第一部議案審査特別委員会に付託されました議案13件につきまして、その審査結果をご報告いたします。

この場合、各局ごとに、主な質疑を中心に、順次、ご報告をいたします。

最初に、財政局については、市税条例の改正について、株式譲渡益に対する個人市民税の軽減措置を1年延長することだが、市民の理解を得られない改正を行う理由と背景は何か等の質疑がありました。

次に、市民まちづくり局について。

企画調整費では、新中心市街地活性化基本計画について、事業の担い手となる地元商業者に対しては意見集約を行い、支援体制を充実させる必要があると考えるが、どうか。大学と地域の連携による都市再生の推進について、大学からの情報発信だけではなく、地域からの要請、要望の掘り起こしを強化すべきと考えるが、どうか。第2次新まちづくり計画の策定について、前計画における市民会議の提言は今計画においても重要と考えるが、事業の計画化にどのように生かしていくのか。厚生年金会館の譲渡について、国との窓口的な役割を果たす北海道と積極的に連携し、国に対する働きかけを行うべきと考えるが、どうか。国際園芸博覧会構想を成功に導くために官民挙げて関係機関への働きかけを行うことが重要だが、経済界との協力関係をどのように構築していくか等の質疑がありました。

市民生活費中関係分等では、区民協議会は地域住民の意思が醸成された結果としてつくられるべ

き組織であり、行政の主導による設置では真の市民自治につながらないのではないかと。区民協議会の検討に当たっては、性急に進めることなく、具体的な議論ができるよう制度設計を進めるべきと考えるが、どうか。まちづくりセンターの地域自主運営化に関連して、市民サービスの低下や地域間における活動レベルの格差が懸念されるが、今後どのように進めていくのか。地域と行政間のコーディネート機能等を維持することが課題であることから、運営主体となる市民に対し研修などの機会を保障すべきではないかと。消費者の自立支援のために真に必要な情報の提供や高齢者を初めとした弱者への配慮が重要だが、消費生活条例の改正に当たり、どのように規定するのか等の質疑がありました。

次に、消防局については、画像伝送システムなどの最新映像機器の整備とあわせて、それらを装備した消防ヘリコプターを常時使用できる体制にすべきと考えるが、どうか。住宅用火災警報器について、人命や財産を守る観点から、より有効かつ積極的な普及啓発活動を早期に実施すべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

次に、危機管理対策室については、防災行政無線を拡充整備することだが、大規模災害時における被災者へのきめ細やかな情報伝達という課題に対してどのような手法を用いるのか等の質疑がありました。

次に、総務局については、本市職員の育児休業について、仕事と生活、子育ての両立を支援するため取得しやすい環境整備が重要だが、男女双方の取得の実態はどうなっているのか等の質疑がありました。

次に、環境局について。

環境計画費等では、ごみ減量化について、市民の理解と協力を得るために危機意識を共有することが必要だが、今後、市民意見交換会をどのように行っていくのか。ごみ有料化の前に家庭生ごみの戸別収集及び堆肥化が重要と考えるが、本市が

現在実施できない要因と克服すべき課題とは何か。家庭ごみの減量化には、実践の機会となるモデル事業の規模を拡大するなど、市民の意識を高める施策の実施が重要と考えるが、どうか。雑紙の回収について、紙ごみがごみの組成で最も大きな割合を占めているため、資源化は極めて重要であるが、今後どのように取り組んでいくのか。バイオマスタウン構想の策定に当たっては、子どもが地域での資源循環システムを学べることなど、環境教育の視点を盛り込むべきと考えるが、どうか。建築物環境配慮制度は地球温暖化対策として実効性が高いことから、適用範囲を拡大するなど、より充実させていくべきと考えるが、どうか。太陽光発電などの新エネルギーについて、さらなる導入促進に当たっては、市民や中小企業者に対する支援の充実や普及啓発が重要と考えるが、どうか。ごみの減量・リサイクルの推進に伴い、不法投棄等の増大がさらに問題化してくることから、既存の不法投棄問題については早期の解決が必要ではないか等の質疑がありました。

公園緑化費等では、円山動物園に関連して、さきに作成された基本構想の実現に向けて、動物園の運営にかかわる事柄についても市民が参加できる仕組みが必要と考えるが、どうか。円山における市民と自然との触れ合いの演出や生物多様性確保の取り組みをソフト・ハードの両面にわたり積極的に推進すべきと考えるが、どうか。公園における身障者対応便所について、国の整備基準より低い水準にある現状にかんがみ、重点的な整備が必要と考えるが、今後どのように改修を進めていくのか等の質疑がありました。

次に、子ども未来局については、子育てアドバイザーの養成講座について、費用対効果の観点から、子育て支援経験者を受講対象とし、講師として地元の人材を育成すべきと考えるが、どうか。児童会館の魅力を高めるために、施設を管理する指定管理者の意欲や独自の工夫が重要であるが、本市としてどのような連携協力を考えているの

か。中・高生による児童会館の夜間利用について、地域や学校は事故やトラブルを心配していることから、不安解消のため、理解を得る仕組みが一層必要と考えるが、どうか。乳幼児健康支援サービス事業について、看護体制の充実を図る観点から人件費の見直しや施設への援助の強化が必要と考えるが、どうか。子どもの権利条例の制定に向けて、当事者である子どもを初め、検討過程において多くの市民が議論に参画できるよう取り組むべきと考えるが、どうか。子どもの権利条例の制定について、権利を条例の名称に盛り込むことは、行き過ぎた権利の主張を助長し、学校現場の混乱や負担増が危惧されるが、どうか。ミニさっぽろ2007の事業内容を見ると、本来、民間主導で行うべきものとするが、まずはスポンサーを募り、市が協賛する形で実施してはどうか等の質疑がありました。

最後に、教育委員会について。

教育委員会費では、スクールカウンセラー活用事業に関連して、いじめの早期発見・早期対応のために、スーパーバイザーの増員にとどまらず、スクールカウンセラーの資質向上が欠かせないと考えるが、どうか。慎重な対応が必要な発達障がいの子どもに対して、スクールカウンセラーが適切な相談・支援を行えるよう研修を充実させるべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

生涯学習費では、市民会館解体後の代替施設に関連して、従来の機能をいち早く取り戻すためにも必要な施設であるが、多額の税金投入に対して市民理解が得られるよう、また、使い勝手のよい施設として活用されるよう建設時から配慮すべきと考えるが、どうか。事前に市民意見を問うことなく、むだな支出とも言える今回の設置を決断したことは、これまでの市長の政治姿勢にかんがみれば矛盾しているのではないかと。負担の平準化や市民利益の観点から、リースバック方式ではなく、起債による建設など他の有効な方法があるかと考えるが、具体的検討はなされたのか。市民の実

質負担を抑える手法として、本市初のネーミングライツの販売が予定されていると聞くと、その収入の見込みなど、どのような見通しを立てているのか等の質疑がありました。

以上が、本委員会における質疑の概要であります。

引き続き、討論を行いましたところ、会派を代表して、民主党・市民連合・藤川委員、自民党・細川委員、公明党・阿知良委員、共産党・伊藤（理）委員、市民ネットワーク北海道・小倉委員、市政改革クラブ・堀川委員から、それぞれの立場で意見の表明がありました。

討論終結後、採決を行いましたところ、議案第1号中関係分、第9号及び第11号については賛成多数で可決すべきものと、議案第2号、第6号、第7号、第8号、第10号、第15号、第20号、第22号、第23号及び第27号については、全会一致、可決すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（畑瀬幸二） 次に、第二部議案審査特別委員長 ふじわら広昭議員。

（ふじわら広昭議員登壇）

ふじわら広昭議員 第二部議案審査特別委員会に付託されました議案9件について、その審査結果をご報告いたします。

この場合、各局ごとに、主な質疑を中心に、順次、ご報告いたします。

最初に、保健福祉局についてであります。社会福祉費では、障がい者の雇用促進のため、雇用の場を確保する障がい者共同事業について市民、事業者への理解を進めるべきと考えるが、今後どのようにPRしていくのか。視覚障がい者などの情報格差解消に向けた基盤整備として、文字情報を音声で読み上げるSPコードリーダーの普及を進めるとのことだが、現在の交付数はどの程度か。知的障がい者の就労支援について、高等養護学校卒業時の支援が最も重要であるが、今後どのように取り組んでいくのか。地下鉄北18条駅の

エレベーター設置について、用地取得がおくれ、事業予算が次年度に繰り越されるが、地権者の合意を得てから予算を計上すべきではなかったのか等の質疑がありました。

議案第12号では、身体障害者福祉センターについて、指定管理者制度導入後も障がいのある方々の雇用に配慮するよう指定管理者に協力を求めるべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

老人福祉費では、国では療養病床の老人保健施設等への転換を進める方針とのことだが、転換する意向が定まっていない医療機関が多数ある中、今後、本市への相談も予想されるが、どのように対応していくのか。また、療養病床の転換により、特別養護老人ホームが増設されても、既存の入院患者の受け入れに手間取ることから、新規整備を促進し、待機者解消を図るべきではないのか。若年性の認知症については、本市での現状把握を早急に行うべきと考えるが、新たに行う支援事業の具体的内容はどのようなものなのか。また、患者の多くが職を失っていることから、将来の就労につながる本市独自の支援を行うべきと考えるが、どうか。夜間対応型訪問介護事業について、事業者の指定に当たっては、財務内容を十分調査するとともに、人員等のサービス体制についても確認を行うべきではないのか。また、事業の性格上、安定的な運営が求められるが、事業の継続が困難となった場合、本市はどのような措置を講じるのか。専門性の高い人材の確保やサービスの質の向上を図るため、本市独自の介護報酬加算が可能であるが、どのように対応する考えか等の質疑がありました。

健康衛生費では、山口斎場の混雑緩和策について、友引翌日の慢性的な混雑解消に向け、冬期間限定の友引開場を夏季にも拡大すべきと考えるが、どうか。妊婦健康診査について、既に受診している対象者は公費負担回数が4回分増加するが、利用方法はどうか。また、対象者に対し、どのように周知を図っていくのか等の質疑が

ありました。

次に、建設局について。

道路橋りょう費では、新たに除雪機械を単費で購入すると聞くと、既存機械の状況を十分調査した上で判断すべきであり、導入に当たっては、国の補助の活用やリース方式を検討すべきではなかったのか。除雪機械について、大部分は民間企業の保有となっているが、安定した除雪体制を維持するためには、本市の保有割合を高めるべきと考えるが、どうか。除雪機械オペレーターの技術力低下により除雪レベルの格差が生じていることから、新型機械の購入に際し、オペレーターの研修を充実させるべきではないか。道路工事により生じる建設副産物について、リサイクル率100%の達成が望ましいと思うが、実現のためにはどのような課題があるか等の質疑がありました。

河川費では、河川環境基本計画の策定に当たり、さっぽろ地域川づくり座談会から、子どもと川のかかわりについてどのような提言がなされたのか。また、川の持つ豊かな魅力の再生と、人と川のかかわりのあるまちづくりを進めるためには、都市計画や緑化事業など関連部局との連携が必要と考えるが、どうか。局地的な集中豪雨など、近年の気候変動による災害を想定し、本市の河川整備計画の見直しや新たな河川整備などに対応していくべきと考えるがどうか等の質疑がありました。

議案第24号では、市道の認定について、現在、用地確定測量の未処理件数が26件あると聞くと、今後、その解消に向け、どのような具体的方策を講ずる考えか。事業予算が十分に確保できない状況と聞くと、既存の道路台帳の有効活用等により、経費を節減し、認定作業を進めるべきではないか等の質疑がありました。

次に、都市局について。

都市開発費では、札幌駅北口の北8西1周辺地区について、民間投資が活発化する中、民間による再開発を適正誘導するための調査を行うとのこ

とだが、どのような内容なのか等の質疑がありました。

議案第14号では、市営住宅の車いす対応について、本市の直接供給がふえない中、対応率の低い民間借り上げ住宅に対する補助の拡大や税制優遇策の導入など積極的な誘導策を検討すべきではないか等の質疑がありました。

次に、経済局について。

商工費では、ソフトウェア検証センターについて、マイクロソフト社の協力を得て設置すると聞くと、具体的機能は何か。また、本市のIT産業の振興にどのような効果があるのか。金融系コールセンター採用内定者に対し資格取得研修を行うとのことだが、コールセンターで働く労働者は低賃金である場合が多いことから、給与条件の改善をさらに進めるべきではないか。コールセンターは、障がい者にとって専門技術の取得等により就労の可能性が高まる職場であることから、研修の実施や企業への働きかけを行うべきと考えるが、どうか。道産食品商談会を支援する「食のまち・札幌」道外発信事業について、本市の行政としての役割を見きわめ、支援の見直しを検討すべきではないのか。ものづくり産業活性化支援事業について、自立型の力強い経済構造へ転換するには製造業に対する支援策が重要であると考え、どのように取り組んでいくのか。企業誘致促進事業について、国内外の都市間競争が激しいことから、本市の優位性をアピールし、他都市と差別化された戦略が必要と考えるがどうか等の質疑がありました。

最後に、観光文化局について。

市民生活費では、札幌芸術の森に整備される佐藤忠良関連施設について、本市における文化・芸術振興のためにどう活用し、どのような役割を持たせるのか。札幌市文化芸術振興条例について、基本計画の策定に向け、芸術家などとの懇話会を開催するとのことだが、市民意見についてはどのように取り入れる考えか等の質疑がありました。

商工費では、藻岩山魅力アップ構想推進事業について、今年度、環境配慮ガイドラインを策定するのだが、子どもを含めた市民の考えをどのように取り入れるのか。藻岩山の施設整備だけでは一時的な集客効果しか見込めないと考えるが、NPOとの連携など、ソフト面の充実を図るべきではないか。また、バリアフリー化の観点から、施設の設計段階で障がい者の声を聞き、整備に反映すべきと考えるが、どうか。大通公園スケATING・スクエア事業について、市内に既に複数のスケートリンクが設置されているが、どのような目的で事業を行うのか等の質疑がありました。

以上が、本委員会に付託された議案に対する質疑の概要であります。

引き続き、付託された全案件を一括して討論を行いましたところ、会派を代表して、民主党・市民連合・林家委員、自民党・五十嵐委員、公明党・芦原委員、共産党・岩村委員、市民ネットワーク・伊藤（牧）委員、市政改革クラブ・松浦委員から、それぞれの立場で意見の表明がありました。

討論終結後、採決を行いましたところ、議案第1号中関係分については賛成多数で可決すべきものと、議案第3号から第5号、第12号から第14号、第21号及び第24号の8件については、全会一致、可決または承認すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（畑瀬幸二） ただいまの各委員長報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 質疑がなければ、討論に入ります。

通告がありますので、順次、発言を許します。

まず、林家とんでん平議員。

（林家とんでん平議員登壇）

林家とんでん平議員 私は、民主党・市民連合を代表して、本定例会に上程された補正予算案及

び諸議案について、賛成の立場で討論をいたします。

今回、上田市長より提案された肉づけ予算は一般会計で46億3,000万円となっており、子どもを生き育てやすい環境づくり、安全・安心なまちづくりや市民自治の推進、経済や雇用など、札幌の活力を高める事業に重点的に予算配分するとともに、上田市長のマニフェストに掲げた政策項目についても予算措置しており、大変厳しい財政状況の中での予算編成に一定の評価をするものであります。

また、今後4年間の施政方針でありますさっぼろ元気ビジョン第2ステージの実現のための新たなまちづくりプランと行財政改革のプランを策定することが示されております。

第2次札幌新まちづくり計画は、短期間での計画策定となるわけですが、自治基本条例施行後の初めての計画策定であり、条例の理念に沿った計画策定過程の各段階において、市民へのわかりやすい情報提供と市民意向の的確な把握と反映に十分留意され、また、わかりやすい計画づくりとなるよう取り組まれることを要望し、以下、本特別委員会で我が会派の所属委員が取り上げました主な課題について、意見、要望を交えて述べてまいります。

最初に、市民まちづくり局についてです。

北海道厚生年金会館ホールは、芸術・文化活動の拠点としての役割は十分であります。行政と市民と企業が協働して取得し、管理運営できるよう北海道と十分連携を図りながら取り組まれるよう求めます。

消費生活条例の改正は、消費者被害の防止が大きな目的となっています。消費者団体や事業者団体等との連携を強め、特に高齢者など弱者の被害を防止するとともに、悪質事業者に対する指導の強化を求めます。

環境局については、ごみの減量に向けて、市民、事業者の十分な理解と協力が必要です。その

ため、市民意識調査や市民意見交換会において札幌市におけるごみ処理の現状と課題を正確に伝え、危機意識を共有して、さまざまなごみ減量に向けた施策を展開するよう求めます。また、清田区ごみロードに見られる不法投棄は、毅然とした態度で速やかな措置をされるよう求めます。

円山動物園については、基本構想のもと、私の動物園という視点からさまざまな取り組みがなされています。今後、市民動物園会議などを積極的に活用し、市民が主役のまちづくりの動物園版の積極的な実践に向け取り組むよう求めます。

消防局です。

位置情報通知システムの整備及び画像伝送システムデジタル化は、高度情報化社会における技術革新を活用した事業であり、災害時には大きな効果が期待できます。特に札幌市の消防ヘリコプターには道内で唯一テレビ伝送システムが搭載されています。画像伝送システムデジタル化とあわせて、この機能を充実することを求めます。

危機管理対策室です。

大規模災害時における情報の収集や市民への伝達体制の充実のため、複数の選択肢を準備することが重要です。情報技術の進歩にあわせ、最新の災害時情報システムを整備するよう求めます。

子ども未来局についてです。

子育てアドバイザー養成活動促進事業は、子育ての経験を生かし、さらに専門的な子育て支援を行う人材の育成を図るものであります。このように地域にある子育てのノウハウを生かし、さらに、父親も含めた家庭や地域で子育て支援が行われるような施策の展開を求めます。

保健福祉局についてです。

障がい者協働事業運営費補助については、障害者自立支援法が施行され、本市においても、高齢者、障がい者へのぬくもりあふれるまちづくりを掲げ、民間企業への就労支援策を行ってきており、障がいのある方の自立支援として有効な施策であります。就労支援策のさらなる充実を求める

とともに、雇用している企業の事業内容などを広く市民に周知していくことは、民間をも巻き込んだ受注機会の喚起につながり、ひいては、障がいのある方の雇用の安定、拡大につながっていくものと考えますことから、積極的なPRを求めます。

身体障害者福祉センターの指定管理者制度導入に当たって、非公募選定により札幌市身体障害者福祉協会が指定管理者となることについては、今後、さらに利用者へのサービス向上と維持管理業務のあり方について、市としても利用者の立場に立って取り組んでいくことを求めます。

夜間対応型訪問介護事業費については、補助のサービスが開始されることにより、自宅で生活される利用者の方々にさまざまな形で安心をもたらすこととなります。その利用者が質の高いサービスを継続して受けられるように、専門性の高い人材が確保されている場合や、サービスの質の向上に努めるなど一定の条件を満たした場合、札幌市独自の介護報酬の加算を求めます。

また、特別養護老人ホームの新築に対する補助については、地域密着型の老人ホームとして、2010年度末までに年2カ所ずつ整備を予定しておりますが、その後の適正配置を求めておきます。

次に、建設局です。

除雪機械整備費については、2003年に作成された除雪機械増強計画に基づき、機械の増強、更新を行っていますが、市内の建設業界の情勢と札幌市の財政状況を考えれば、除雪体制の確保は引き続き困難な状況になると考えます。札幌市として、より一層の努力を求めます。

また、道路の安全確保は市民生活と経済活動の大切な土台でありますので、適時、迅速な舗装補修になお一層の努力を求めます。

河川の環境基本計画と吉田川河川整備については、子どもころから川や山など身近な自然に親しむことは豊かな感性や積極性を養うものと強く感じておりますことから、川づくり座談会の提言

を十分に生かし、ハード面の河川整備だけではなく、ソフト面での取り組みが市民参加を進める上で大切であります。川は自分たちの財産との立場から、さまざまな工夫をすることを求めています。

道路認定推進事業については、市道認定申請を行ったにもかかわらず、測量費の予算の関係などから、年度内に認定がおりないというケースがいまだに見受けられます。市道の認定が受けられれば、市が維持・補修を担ってくれるということだけではなく、上下水道、電気、電話、情報ケーブル等、ライフラインの受け皿として活用されることから、認定要望は強いものがあります。条件を満たした市道認定申請については、速やかに処理を行うことが申請者、札幌市双方の利益につながると考え、なお一層、迅速に市道の認定事務を進めるよう求めます。

北1西1周辺地区の計画策定費については、札幌をより一層魅力あるものに高めていくためには、民間活力をうまく引き出してまちづくりを進めていく必要があると考えます。また、民間投資が活発化することは、地域経済にとっても大きな好影響を及ぼすものであることから、今後とも、民間活力による再開発に対し、札幌市はしっかりとサポートしていくことを求めます。

経済局については、地方分権が進展していく中で、本市は、依然、景気、雇用の低迷が続き、財政状況も厳しい状況にあります。自立型の経済構造に転換していくためには物づくり産業の振興が不可欠であります。産学官が一体となって、高度な研究開発から事業化まで一貫したシステムの向上を目指す北大リサーチ&ビジネスパーク構想を推進するなど、札幌ブランドを生み出す意欲的な企業を支援していくことを求めます。

観光文化局については、佐藤忠良関連施設整備は、施設整備を進める計画の過程から子どもたちの意見を最大限に取り入れ、この施設にまた行きたいと思えるような子どもたちにとって魅力ある

施設づくりをお願いするとともに、子どもの来場者を初年度だけではなく継続的に維持できる施設になることと、市内にたくさんある佐藤忠良の作品をうまく活用することを求めます。

札幌市文化芸術振興条例は、4月1日に施行された生まれたての条例であります。条例が施行されれば、それでよしとするのではなく、どのように育っていくかは、行政と市民との協力・連携により、地域の文化力をいかに高めていくかという点にかかっています。文化・芸術は市民のものであるという前提に立ち、周知や意見交換をし、しっかりと地に足のついた基本計画を策定していただくことを求めます。

教育委員会についてです。

スクールカウンセラー活用事業は、複雑多岐にわたる悩みを抱える子どもたちにとって重要な施策です。人材の拡充とあわせて、学校との連携を密にして、効果的な事業の運営を行うよう要望します。

以上、我が会派に所属する委員が提言、要望を交えて質疑を行ってまいりました。各理事者におかれましては、各委員の指摘、そして提言について、今後の市政運営に積極的に反映されるよう求めて、私の討論を終わります。

議長（畑瀬幸二） 次に、細川正人議員。

（細川正人議員登壇）

細川正人議員 私は、自由民主党議員会を代表いたしまして、本定例会に付議をされました平成19年度一般会計補正予算案及びその他の諸議案については、いずれも賛成をいたしますが、幾つかの懸念される点も見受けられますので、それらについて指摘をしながら、簡潔に討論を行います。

さて、平成19年度一般会計補正予算は、選挙前の上田市長のもとでのいわゆる骨格予算において政策的な判断を要する新規事業が数多く編成されたことにより、当初予算で保留をしておりました地方交付税の20億円と市債の18億円を主な財源とした46億3,400万円の予算の計上にとどまったと

ころであります。

こうした中で、市長は、予算の規模の多寡という尺度ではなかなかはかり切れない内容豊かな予算にすべく、しっかりとこれから頑張っていかなければならないとの思いを述べた上で、職員が汗をかき、知恵を出す、その中でマニフェストに書かれている事項をこれから実現するための力をつけていくとの精神論を述べておりますが、まちは生き続けるものであり、経済活動の中で変化もしており、そこに住む市民や社会ニーズも高度化・多様化してきております。これらに的確に対応できるまちづくりの実現が可能となり得るのかという懸念があります。景気低迷が続く本市にとっては、今こそ、弾力的かつ機動的な財政運営が必要ではなかったかということを指摘しておきたいと思えます。

また、両特別委員会を通じて、我が会派が取り上げてまいりました諸課題についてであります。まず、市民会館の代替施設についてであります。

創世1.1.1区（さんく）構想の議論が中断をされ、加えて、新たな市民会館の建設構想について、何の計画もない中で唐突に浮上してきた感が否めないものであります。整備手法について、指定管理者を含めたリース方式が真に効率的かつ効果的な手法であるのか、6年半のリース期間やその後のあり方を含めて、本当に市民負担の増大につながることはないのか。さらには、何よりも、厚生年金会館、市民会館、教育文化会館を含めたホールの総合的なあり方についての市民議論が何もないままの見切り発車ではなかったのかと言わざるを得ません。したがって、市長がうたっておられる市民自治の観点から申し上げますと、もっと広範な市民議論があってしかるべきであります。

次に、子どもの権利推進事業についてであります。

条例制定に向けての検討会議においては、教育現場における負担の増大等を慎重に考慮した上で

検討を進めるべきであります。また、人の尊厳を重んじることや、規範意識、道徳心等の醸成など、幼児期や小・中学校における教育から始めることが何よりも大切であると考えますので、子どもの権利にのみ偏することなく、高齢者や障がい者等の権利も含めて、多くの市民が納得できる条例や制度はどうあるべきなのか、慎重に検討を進めていくべきであります。

このほかに、第一部議案審査特別委員会におきましては、中心市街地の活性化、国際園芸博覧会、区民協議会、ごみ埋立地の確保及び子育て支援事業について、また、第二部議案審査特別委員会において、夜間対応型訪問介護、河川整備の検討業務、ものづくり産業活性化支援事業及び企業誘致促進事業、これらについても、その事業の趣旨や内容、さらには事業の意義と効果などの観点から疑問点や留意すべき点を指摘させていただきましたが、これらの事業の実施に当たっては、我が会派の指摘等を十分にしんしゃくされ、市政執行に当たられますよう強く求めまして、私の討論を終わります。

議長（畑瀬幸二） 次に、芦原 進議員。

（芦原 進議員登壇）

芦原 進議員 私は、ただいまから、公明党議員会を代表し、本議会に付議されました平成19年度補正予算にかかわる諸議案につきまして、これに賛成する立場から、簡潔に討論を行います。

上田市長の2期目のスタートとなります今回の補正予算につきましては、このたびの選挙戦の中で市長が訴えてきた公約がどのような形で反映されるのか、注視するとともに、今後はどのようなビジョンを持って189万都市札幌のかじ取りをしていこうとしているのか、検証してまいりたいと思えます。

市長は、2期目のまちづくりの基本的な方向として五つの政策の柱を掲げておられますが、その中で、我が会派が以前から力を入れて主張してきた安全で安心して暮らせる社会の実現を重点課題

の一つとして取り上げたこと、また、今回の補正予算において、救急隊増強整備や妊婦健康診査の充実などの施策を盛り込んだことは、我が会派の要望を取り入れたものとして一定の評価をするものであります。

しかしながら、補正予算と同時に示された中期財政見通しでは、来年度の収支不足が約198億円、平成22年度には306億円にも上るなど、今後も厳しい財政運営を余儀なくされます。この厳しい財政状況の中で、今後も市民に対して安定した公共サービスの提供を維持していけるのか、市長が掲げられている公約が達成されるのか、市役所改革、行財政改革が停滞することなく進んでいくのかなど、我が会派といたしましては、今後も、今まで以上に厳しい目で検証、評価してまいりたいと考えております。

それでは、本議会の審議を通じて我が会派が取り上げてまいりました主な諸課題等について、提言、要望等を含め、述べてまいりたいと思いません。

最初に、札幌市消費生活条例の全部改正案等についてであります。

条例案の目的の中で、消費者権利の確立を明確化したことは評価いたしますが、近年、消費者問題の複雑化、多様化など、消費生活環境は大きく変化してきております。事業者の不当な取引行為による被害を防ぐためにも、消費者基本計画などにおいて総合的、計画的な施策の推進を図り、本条例の実効性ある運用を強く期待するものであります。

次に、区民協議会についてであります。今回、補正予算案にある区民協議会について、市民参加の一つの方法であることは理解いたしますが、今後、その全体像を検討する過程で、区民協議会でまとめた意見や提言がしっかりと市政に反映されるよう、くれぐれも絵にかいたもちにならないよう、あらゆる角度から議論をし尽くし、制度設計を進めるよう要望いたします。

次に、防火セーフティまちづくり事業についてであります。住宅用火災警報器の効果については、火災の早期発見によりとうとい人命を守り、貴重な財産の被害を軽減することにありますので、特に高齢者世帯への普及に力を入れ、設置環境づくりに向けて有効な広報活動の推進に努めていただきたい。また、放火防止対策についても、市民の生命と財産を守るため、これまで以上に住民と連携した効果的な取り組みを進めていただきたい。

次に、ごみの減量問題についてであります。

ごみの減量には、生ごみの減量・資源化が不可欠ですが、定山溪での生ごみ減量、堆肥化に係るモデル事業は、排出される事業系生ごみのほとんどが回収され、堆肥化されていることは、全国的にも画期的なことと思います。

しかし、地域振興への貢献には、取り組みのさらなる拡大が必要でありますし、堆肥化施設の充実化の視点も欠かせません。また、家庭生ごみの全市的堆肥化については、収集費用や施設の処理能力、臭気などの課題が多いが、課題解決に向けた前向きな取り組みを期待するものであります。

次に、円山動物園基本構想における生物多様性の位置づけについてであります。

従来、動物園は、レジャーや観光の施設としてとらえがちですが、本来、市民の学習の場としての存在に社会的意義があるものであります。我がまち札幌は、世界に冠たる環境都市を目指しているわけですから、他に先駆けてハードとソフトの両面にわたり生物多様性の確保に重点を置き、レジャー施設から博物館へと脱皮し、自然環境を学ぶ場としての位置づけを確立してほしいと考えます。

次に、魅力ある児童会館づくりについてであります。

今回の補正予算案には、児童会館の魅力を高め、機能の充実化に有効な施策などが盛り込まれ、一定の評価をするものですが、市の取り組み

とともに、指定管理者である青少年女性活動協会においても、財団としての柔軟性や効率性を持って、独自のアイデアや工夫により、児童会館の魅力アップや課題の解決に取り組んでほしいと考えます。

次に、スクールカウンセラーについてです。

いじめ問題は、学校だけで対応するには限界があることから、地域ぐるみで対応し、子どもを育て見守る機能を地域社会が補完するような仕組みをつくり、行政が中心となって進めていただくよう要望いたします。

次に、市民会館代替施設についてですが、代替施設の市の負担額が約3億円相当になるとの算定ですが、現段階で不確定な要素が多いことは理解しますが、例えばネーミングライツについては、しっかりとした見通しとともに、関係部局との連携をしっかりと図り、取り組んでもらいたい。また、代替施設のリース期間終了後の取り扱いについて、その時点での社会情勢や周辺地権者の動向を見て判断することだが、代替施設とはいえ、少なくない費用をかけたことから、慎重かつ適切に、むだの生じない利用を要望するものであります。

次に、視覚障がい者等情報支援緊急基盤整備事業についてであります。

S Pコードリーダーは、視覚障がいのある方の情報格差を解消するために大変有効なものであり、積極的に普及を進めるとともに、市民の皆様にも広く周知を図るよう求めます。また、情報発信基地でもある市役所、区役所にはぜひ設置を図るべきと考えます。

次に、介護療養型医療施設転換整備事業費補助についてであります。

昨年6月に医療制度改革関連法が成立し、削減、廃止の対象となる療養病床については老健施設等への転換を図るとされておりますが、現在入院しておられる人々の行き場がなくなるという事態を発生させないためにも、補助が活用され、転

換がスムーズに図れるよう万全の準備を進めるとともに、受け入れ施設の柔軟な運用など地域医療としての受け皿づくりができるよう、北海道への適切な要望、提言を行うよう要請します。

次に、妊婦健康診査の公費負担を1回から5回に拡充したことについてであります。

本年10月1日から実施の予定とのことですが、対象となる方には一人も漏れなく受診していただけるよう慎重に準備をしていただくことを要望します。

次に、除雪機械整備についてであります。安全な除雪作業を維持するためには、オペレーターの研修が非常に重要と考えております。今後も、充実した研修を実施し、熟練した技術が確実に伝承されるよう求めます。また、地域内の雪処理におきましては、積極的に歩道ロータリーを活用するよう要望いたします。

次に、道路事業等における環境配慮についてあります。公共工事で発生する掘削による土、汚泥などの建築副産物のリサイクルにつきましては、経済性とバランスを保ちながら、胸を張って環境都市さっぽろを宣言できるよう、100%の達成に向けたできる限りの努力を求めます。

次に、IT産業の振興についてであります。

マイクロソフト社の協力による札幌イノベーションセンターの設立により、札幌のIT企業に国内最大級の開発・研究環境を提供することが可能となり、世界的に展開するネットワークの窓口が開かれることとなります。このセンターが市内のIT企業に広く認知され盛んに活用されるよう積極的にPRするとともに、今後ともこのような民間活力を導入した施策を積極的に展開するよう強く要請いたします。

最後に、藻岩山の魅力アップについてであります。

藻岩山の魅力アップを進めるに当たっては、老朽化が進んだ施設の再整備はもちろんのこと、周辺施設や周辺地域、さらに、NPOや市民団体と

の連携を図った事業をさらに進めるなど、ソフト面の事業の充実を図ることにより、観光客だけではなく、市民にも改めて魅力を知ってもらえるよう藻岩山の再生を期待いたします。

以上が、本議会の審議において我が会派が取り上げてまいりました主な質疑等の概要であります。理事者におかれましては、提言、要望を十分に検討され、市政執行に当たられるよう強く要望して、私の討論を終わります。

議長（畑瀬幸二） 次に、伊藤理智子議員。

（伊藤理智子議員登壇）

伊藤理智子議員 私は、日本共産党所属議員を代表して、本定例会に付議され、ただいま問題となっております議案21件中議案第9号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案、議案第11号 札幌市税条例の一部を改正する条例案に反対、残余の議案19件には賛成する立場から、討論を行います。

この6月、定率減税の全廃と住民税のフラット化により、市民に大変な増税が押しつけられ、さらに、参議院選挙後には消費税の増税がねらわれています。また、昨年度、国民健康保険の保険料賦課方式を変更したために、所得の低い加入者の8割が値上げになったこともあり、市民の間では、国民健康保険料、介護保険料の負担感が強く、新たな負担軽減策が求められています。

また、北海道内の雇用環境は、依然として厳しい状況が続いています。北海道の完全失業率は5.5%で、年代別では15歳から24歳で12.0%と、特に若い年代では大変な厳しさです。若者の雇用環境は、職を見つけたとしても、契約社員やパートなど不安定な非正規雇用がほとんどだという新たな問題が生じています。増税に苦しむ市民や若者の不安定雇用を改善するため、市民生活の応援をする政治が求められています。

本市においては、これ以上市民負担をふやすことなく、雇用改善に向けた有効な施策が求められています。

私ども日本共産党札幌市議団は、以上の立場から、代表質問並びに特別委員会で問題点を明らかにして質問をしてまいりました。

まず、議案第9号 職員退職手当条例改正案についてです。

この条例改定案は、雇用保険法及び国家公務員退職手当法の改定に伴うものですが、これまで、本市職員が自己都合で退職する際、勤務期間が6カ月以上で雇用保険の基本手当相当分の受給資格が得られていました。ところが、今回の改定により12カ月以上となって受給資格要件が狭められるものであり、この条例改定案には賛成できません。

次に、議案第11号 札幌市税条例改正案についてですが、貯蓄から投資への流れを加速させるため、個人市民税にかかわって、5年間に限り、上場株式等の譲渡益の本則税率20%を10%に軽減するという優遇措置がとられていましたが、それを1年間延長する内容です。

本市での2006年度の課税額はおよそ3億6,000万円、課税対象者は3,700人でした。税額は平均で約10万円ですが、税率10%の内訳は、国が7%、道が1%、市が2%ですから、逆算して推定すると1人当たりの譲渡益自体は約500万円にも上ります。税源移譲と定率減税の廃止により、大多数の市民は増税の負担が増している中で、このような一部の高額所得者、大きな利益を上げた者に対する優遇措置を延長するべきではなく、反対いたします。

以下、私ども日本共産党が委員会で取り上げた諸課題について、局別に述べてまいります。

まず、市民まちづくり局です。

中心市街地活性化基本計画策定にかかわって質問しました。旧計画に位置づけられていた都心以外の8地区については、長引く景気低迷の中で、地域の活性化を強く望んでいます。都心部が、市民にも市外から訪れる者にとっても喜ばれるまちづくりは当然ですが、厚別、麻生、手稲など、J

Rや地下鉄駅周辺の商業集積地においても活性化を図ることが求められています。

新計画策定に当たっては、各地区の関係団体、事業者、商業者、地域住民に積極的に情報提供を行い、また、意見をよく聞いて反映させることが重要と考えます。今後、計画策定後の実施主体となるまちづくり会社については、設立の過程や都心中心の過大な開発に偏るものにならないよう注視していきたいと思えます。

大学と地域の連携による都市再生の推進についてです。

大学の持つ知的資源と学生の活力を生かしたまちづくりを進めるものであり、今年度から、札幌市立大学に設置された地域連携研究センターの機能強化も含めて、市内15の大学とのネットワークづくりを進めるとともに、地域の潜在的な要望も引き出しながら、その要請にこたえる取り組みとするよう求めておきます。

まちづくりセンター地域自主運営化についてです。

市長は、2010年度までに10カ所のまちづくりセンターで自主運営化することをマニフェストに掲げ、まず3カ所で行うことになっています。これにより、住民票の交付などの市民サービスが低下したり、人件費削減などが無いことを確認しました。また、自主運営化を進める前提には、地域住民の十分な理解と合意を得ることが不可欠であることを指摘しておきます。

今後は、地域での担い手づくりをしっかりとサポートすること、さらに、まちづくりセンターの機能強化、とりわけ市民要望の強い地域での高齢者対策を進める必要のあることを申し上げておきます。

次に、保健福祉局です。

特別養護老人ホームが不足している問題を取り上げました。昨年12月末現在で4,908人の待機者がいる現状から、補正予算で地域密着型の特養ホーム2カ所を整備しても、待機者の解消にはほ

ど遠いと言わざるを得ません。大量建設の必要性を改めて申し上げておきます。

また、若年性認知症支援事業についてですが、今回、初めて保健師や介護福祉士などの専門職による電話相談と研修会、交流会のための予算が計上されました。働き盛りの人が職業や社会的地位を失うことによる経済的困難、未成年の子どもを含め、家族との関係が崩壊することによる心理的ストレスなどの問題を指摘しました。若年性認知症特有の課題を乗り越えて地域で生活していくため、また、就労支援を視野に入れた取り組みに発展させるために、今後とも事業を継続、発展させることを求めるものです。

夜間対応型訪問介護事業費補助についてですが、夜間の随時対応では、転倒や身体症状の急変など突発的な事態が想定されます。ヘルパーの十分な研修体制を求めておきます。また、男性ヘルパー、女性ヘルパーそれぞれが必要性に応じて役割を果たすこと、オペレーターの労働条件などの課題を指摘しました。事業所に対する十分な指導と援助を求めておきます。

公費での妊婦健診を1回から5回にふやしたことは前進ととらえていますが、さらに多面的な支援の強化についても検討すべきです。

次に、子ども未来局です。

乳幼児健康支援デイサービス事業についてです。

新たに1カ所開設され、市内5カ所でデイサービス事業が行われることになりましたが、子育てと仕事の両立ができるように、さらなる改善が求められています。日曜・祝日の開設、8時から18時となっている利用時間の拡大などが必要です。また、子ども未来プランに掲げられている保育所併設型のデイサービス事業にも本格的に着手すべきです。

学童保育所での障がい児対応ですが、関係者と我が党が繰り返し求め、障がい児1人から指導員の加配を行うよう前進しました。本市における少

子化の実態にも照らし、さらなる支援を検討すべきです。

次に、環境局です。

家庭ごみ減量化調査についてです。

定山溪で行われた生ごみ堆肥化モデル事業や雑紙回収実験事業に参加した市民からは、ごみ減量に対する意識が高まり、ごみ問題への関心が強くなったとの報告がありました。この報告を市民意識調査や市民意見交換会では積極的に情報として提供し、大いに市民議論を行う必要があると考えます。市民の考えを意図的に有料化に導くような誘導はすべきでないことを指摘しておきます。また、これまでのモデル事業を本格的に全市に拡大し、市民とともにごみ減量へ踏み出すべきです。

我が党は、家庭ごみ有料化に反対であることを改めて申し上げます。

新エネルギー導入の取り組みとして、メガワットソーラー共同利用モデル検討事業と次世代エネルギーパーク検討事業が行われます。環境教育の拠点として位置づけられておりますが、新エネルギーの導入には、これまで以上に市民や中小業者への支援を具体化させなければなりません。太陽光発電装置の設置などに対する本市の環境保全資金融資あっせん制度の充実が必要です。

次に、都市局です。

市営住宅が不足し、空き家住宅の平均応募倍率が45倍にもなっており、機械的に計算すると、15年間申し込み続けないと当たらないことを指摘しました。大量建設を求めておきます。また、車いす住宅は民間アパートにはなく、市営住宅が供給しなければなりません。一般世帯住戸に比べ150万円ほど建設費がかさむこともあり、借上げ市営住宅で1棟に複数戸の整備を進めるために補助の増額などの誘導策の導入を検討するよう求めておきます。

次に、経済局です。

雇用創出型ニュービジネス立地促進事業につい

て質問をしました。

我が党は、これまでもコールセンターでの雇用条件について改善を求めてきました。要綱では雇用の年収を130万円以上としています。これでは生活保護水準を下回るワーキングプアです。将来ある若者が生きがいを持って働き続けることができるよう、今回の資格取得が雇用条件の改善につながるよう、今後とも対策を強めることを求めておきます。

次に、観光文化局です。

藻岩山魅力アップ構想推進事業についてですが、バリアフリー化とCO₂削減など環境対策を求めました。現在の藻岩山は、障がい者用トイレがないなど、健常者だけしか楽しむことができない山となっています。本市の天然記念物でもある藻岩山を、市民を初め、観光客も障がい者もともに楽しむために、障がい者団体などの声を生かして介護施設のデイケアでも利用できるような水準にバリアフリー化することを求めておきます。また、山頂施設でのCO₂削減目標を持つなど、自然豊かな藻岩山にふさわしい地球温暖化対策を備えた整備計画とするよう求めておきます。

最後に、教育委員会です。

市民会館の代替施設建設についてです。

既に解体工事が始まっている市民会館は、ホールも会議室も、市内の同様の施設の中でも稼働率が非常に高いものでした。後継施設の建設も計画途中であり、また、現在の市民会館跡地に本格的な施設をつくることになれば、相当の空白期間を生み出すこととなります。利用する市民の側に立てば、今回の代替施設の建設は急がれるものと考えます。

しかし、年間3億円の市の負担は、これまでの市民会館維持管理費と同様の額としながら、利用料金などの収入によっては年間3億円に限りなく近づきたいという理事者の意に反する事態も懸念され、今後の代替施設設置条例や指定管理者指定に至るまで厳しく監視していくことを改めて申し

上げます。

スクールカウンセラー活用事業でスーパーバイザーが2名から5名に増員、スクールカウンセラーは77名となり、子どもや保護者への相談活動が充実してきているとの答弁はありましたが、本来は、教師も子どももゆとりを持てる学校での環境づくりこそが肝要です。少人数学級の拡充を急ぐべきです。

以上で、私の討論を終わります。

議長（畑瀬幸二） 次に、伊藤牧子議員。

（伊藤牧子議員登壇）

伊藤牧子議員 私は、市民ネットワーク北海道を代表し、本定例会に提案されました各会計予算について、これを認定する立場から、討論をいたします。

今回の補正予算は、当初予算を骨格ではなく骨太としたため、財源が少ない中での予算編成となり、一般会計では約46億円の規模となりました。

本市においては、依然として厳しい財政状況が続く中、上田市長が人を大事にすることを原点としたマニフェストを掲げ、その実現に向けて張りのある予算編成を行い、五つの政策目標を設定しました。厳しい財政状況の中で、予算計上をせず、職員の努力と既往の予算で対応して取り組む姿勢は評価できるものです。

これまでの4年間、財政構造改革プランの確実な実施により収支不足の解消にも努めてこられました。中期財政見通しでは約200億円から300億円の収支不足が見込まれており、地方税制の見直しを踏まえ、少子高齢化を見据えた歳出構造の変革が急務です。限りある財源を生かし、行政施策を市民ニーズにこたえたものとするため、市民と行政のパートナーシップ、市民意見を反映する仕組みづくりが求められます。市民とともに豊かな地域社会をつくるためには、自治基本条例を実効性のあるものとし、市民参画の仕組みの充実が今後の大きな課題と言えます。

以上のような視点に立って、市政の諸課題につ

いて、順次、簡潔に述べてまいります。

初めに、総務費についてです。

大学と地域の連携による都市再生の推進についてです。

今、都市再生、地域再生の推進に向けて、大学と地域の連携による取り組みに対する期待が全国的に高まっています。急速な少子化、高齢化などの社会状況において、まちづくりの課題解決に向けた実践的な研究、人材育成の場としての地域社会で果たす役割もますます大きくなると考えられます。

本市においても、市内15の大学のほとんどが地域と連携し、個々の取り組みを展開しておりますが、地域の活性化に向け、今後は、大学と地域、行政との情報や意見交換を行うなど、連携・協働を今まで以上に進め、地域の活力をつなぎ、そして広げる取り組みの充実を強く求めます。

新たな中期実施計画の策定についてです。

第2次新まちづくり計画においては、市長のマニフェストに基づき、五つの政策目標と15の重点課題を掲げています。市民にわかりやすい計画づくりという観点から、前回と同様に成果指標を示すことが重要と考えますが、一方で、何を成果指標の内容とするかなど課題整理が必要です。今後は、前回の計画における成果指標の内容について見直し、評価、検証を踏まえ、第2次新まちづくり計画に生かすべきです。また、自治基本条例の理念に基づき、計画策定プロセス等への市民参画を拡充し、子どもの意見を尊重するなど、市民とともに計画づくりを進めることを強く求めます。

まちづくりセンターの地域自主運営化推進事業により、2010年までに10カ所のまちづくりセンターの運営が地域に移行されます。今後、区民協議会のあり方検討懇談会やまちづくり協議会での議論を重ね、2008年度以降、早い時期に着手されることですが、あらゆる段階で市民参加を基本に推進すべきです。また、まちづくりセンターには、地域の人と人とをつなぐなど、多様なコー

ディネート機能が求められることから、地域による運営へ移行しても、現在行われているまちづくりセンター長研修等と同様の機会を保障することが求められます。自治基本条例が本格始動するに当たり、市民自治を実感できる取り組みとなるよう今後の活動に期待します。

次に、保健福祉費についてです。

子どもの権利条例制定に向けて、今後は、救済制度を含め、条例全体について前回の条例案を踏まえた上で審議を進めるとのことです。8月下旬ごろ、多方面の専門家や公募の市民などから成る検討会議を立ち上げるとのことですが、権利侵害からの救済については、まさに子ども当事者がかわる重大な問題であることから、子どもたちと意見交換を行う場を設置するなど、子どもたちの声を十分に受けとめ、具体的な制度の検討を進めるべきです。また、条例づくりに関して、さらなる理解を求める必要があることから、今後は、広報さっぽろやニュースレターなどに子どもからのメッセージを掲載する工夫などをし、大人から子どもへだけでなく、子どもから大人へ、子どもから子どもへメッセージを発信する取り組みを求めます。

若年性認知症支援事業が初めて取り組まれることになりましたが、若年性認知症は、高齢者認知症とは違った失業や子育てなどの問題を抱えており、経済的、精神的負担が大きいとされています。この事業を始めるに当たっては、若年性認知症の方や家族の声をしっかり受けとめ、現状を把握することが重要です。また、早期発見のためには、事業者を含め、多くの市民に若年性認知症の情報提供を積極的に進めるべきことを求めます。

知的障がい者のホームヘルパー養成モデル事業についてです。

支援がおくっていた知的障がい者への新たな就労支援として、また、地域の中で障がい者と高齢者がともに支え合うまちづくりの実践という面においても、この事業には大きな期待を寄せていま

す。ホームヘルパー養成講座終了後においては、就労や社会参加につながるような継続した支援やフォローを求めます。知的障がいのある方への就労支援については、障がいの特性に応じた配慮と支援が必要であり、当事者と雇用主相互の理解を深めることが大切です。特に、養護学校卒業後を視野に入れた就労支援や社会参加支援が今後一層求められます。障がい者の雇用を推進する札幌市が、まず率先して市役所や区役所等で知的障がいのある方を受け入れる体制の整備を進めることを強く求めます。

山口斎場の混雑緩和対策についてです。

里塚斎場の休場に伴い混雑が予想される山口斎場については、2007年、2008年の2年間に限り、緊急避難的に冬期間のみ友引日を開場するものです。開場に当たっては、友引の由来について市民への理解を深め、遺族への負担が軽減されることを、市民を初め、葬儀業者等へ広く周知徹底を図ることを求めます。また、友引翌日の混雑を緩和するためには、人的配置や施設面等の対応のみでは限界があることを指摘しておきます。友引日の開場については、冬期間だけではなく、夏季においても実施するよう早急な取り組みを求めます。

次に、環境費についてです。

ごみ減量推進事業として、定山溪地区の生ごみ堆肥化施設の整備に向けたバイオマスタウン構想策定の事業が計上されました。これは農林水産省が所轄している事業であり、今後、まちづくり協議会で議論されるなど、地域における生ごみの利活用を通じて循環社会の形成を図ることを目的としています。一方、教育委員会は、学校給食フードリサイクル事業において、生ごみの堆肥化事業が、リサイクルを学ぶだけではなく、食育や環境教育の観点からも有効であるとしていることから、バイオマスタウン構想策定においては環境教育の視点を盛り込むことを求めます。また、今後行われるさっぽろごみプラン21の改定においては、脱焼却の視点から、清掃工場を一つ廃止する

ことを目指して、ごみ減量が着実に進むよう市民にわかりやすい数値目標を示し、具体的な取り組みが盛り込まれることを要望します。

次に、経済費についてです。

雇用創出型ニュービジネス立地促進事業によって、本市が1999年からコールセンターなどの誘致を行い、2007年1月現在、39社、6,400人の雇用が創出され、今後4年間で新たに3,000人の雇用が見込まれています。

しかし、正規雇用が少なく、定着率が低いことが課題であり、継続して働くことのできる質の高い産業に発展させる取り組みが必要です。また、障がいのある人も、本市が行っている資格の取得やスキルアップを図る研修や訓練に参加することによって就労が可能となることから、コールセンターを経営する民間企業にも障がい者雇用を積極的に働きかけることを求めます。

藻岩山魅力アップ構想推進事業は、札幌市の大きな財産である藻岩山を市民や観光客のだれもが訪れたい場所としてさらに魅力アップを進め、観光都市さっぽろのシンボルにしていくものです。

しかし、この事業を進めるに当たっては、藻岩山は貴重な資源を有する天然記念物の森林であることから、この自然を保全するために環境配慮ガイドラインを策定し、森林環境の保全に十分留意して進めることが重要です。また、ガイドライン作成に当たっては、多くの市民の意見を反映させるため、特に札幌の未来を担う子どもの意見も積極的に反映させる取り組みを求めます。

次は、土木費についてです。

札幌市河川環境基本計画についてです。

札幌の河川の環境整備を今後どのように行うかを示す河川環境基本計画を2007年度中に策定予定とのこと。策定に当たっては、2007年3月にさっぽろ地域川づくり座談会が策定した提言書はもとより、子どもを含めた市民参画に基づく市民の意見の反映を欠かすことはできません。また、

人と川のかかわりのあるまちづくりを進めるためには、都市計画や緑化事業など関連部局の連携や情報の共有が不可欠です。計画策定に向けての庁内の連携を一層求めます。

最後に、教育費についてです。

子どもを取り巻く社会状況が厳しく複雑化する中で、子どもがいつでも気楽に相談できる相談体制の充実が求められており、心の悩みなど、専門的に対応するスクールカウンセラーやスーパーバイザーの役割は、今後ますます大きくなると考えます。また、相談のあった対象児童生徒の中には、発達障がいなど特別な教育支援を必要とする子どもたちも含まれていることから、スクールカウンセラーが発達障がいのある子どもたちへより適切に相談、支援を行うことができるよう、スーパーバイザーを増員することを契機として、発達障がいに関する研修の充実を強く求めます。また、小学校に派遣されるスクールカウンセラーが効果的に活用されるよう、さらに今後も継続して保護者への情報提供を丁寧に行い、周知を進めてください。

以上、諸課題を述べてまいりました。市長を初め、理事者におかれましては、今後、これらの提言、要望を施策に反映されますことを求めて、討論を終わります。ありがとうございました。

議長（畑瀬幸二） 次に、松浦 忠議員。

（松浦 忠議員登壇）

松浦 忠議員 私は、市政改革クラブを代表しまして、ただいま上程されている案件のうち、議案第1号中、市民会館代替リースに関する件と除雪機械購入費2億9,300万円、この二つの事案について撤回することを求めます。残余の議案については賛成をいたします。

それでは、これら二つについて、なぜ我が会派が撤回を求めたか、そのことをわかりやすく市長に説明を申し上げます。

まず、市民会館の代替施設リース契約、約6年半で20億円余のことについてであります。

まず、市の業務機関、行政機関あるいは出資団体などで、現在、民間の建物を使用している機関の借り上げ賃料はおよそ6億円近くになっておりますが、例えば今の市民会館の跡地にこの本庁舎と同じ規模の約1万3,000平米の建物を建てたとして幾らのお金がかかるかといえ、建築部の概算によると130億円程度、工期は、設計で1年、施工で2年。

そこで、これら今借りている業務機関、その中にももちろん市民会館も含めることが可能であります。この第2庁舎に集約できる機関の賃料は約4億円であります。建てて30年で元が取れます。なぜ、これらについて市長は検討をしなかったのか。

また、堀川議員が、特別委員会で、他との検討、比較について、このことも提案し、検討したかどうかという答えを求めたら、田中副市長は、ただただ、ご理解を願いますとの繰り返しだったというふうに私は堀川議員から聞いております。(発言する者あり)

私は、このような20億円に上るお金を使うに当たって、まず第1は、議会で、市民代表である我々議員がしっかりと比較・対照し、議論ができる、この資料をそろえて説明をすることが市長の責務であります。それがなければ審議はできないのであります。ゆえに、我々は、これについて撤回を求めているのです。これが市民会館に対する撤回を求める理由であります。

二つ目は、建設機械の購入の関係であります。

上田さんが市長に当選したのは、たしか平成15年のはずであります。就任されたのが7月の6日から7日のはずであります。その平成15年に、札幌市は、平成16年から25年までの除雪機械などの買い替え並びに増強計画を立てて、国に提出をしております。その段階では、今提案されたグレーダー12台、歩道除雪車1台は含まれておりません。

そして、提案理由、審議の中で、建設局の担当

部長などが答え、あるいはまた事前に我々が説明を求めたら、結論を言うと、民間の所有しているグレーダーなどの機械、25年以上経過しているものが19台ある、今度の冬、いつ壊れるかわからずから、市民の除雪を確保するためにこれを市が買って貸し出しをするのだ、こういう答えでありました。

私は、その後、堀川議員と一緒に調べました。きのうも手稲の機械管理事務所にも行ってきました。きょうは、除雪協会の会長さんとも電話で話ししました。

結論を申し上げます。この19台の機械が壊れるのか壊れないのか、どんな状況にあるかということ札幌市の担当の職員は全く確認をしていない、このことが判明いたしました。

こういう状況の中で、2億9,000万円、とりわけ、これは緊急に単費で買うということではありません。国の補助をもらえば3分の2、およそ2億円が補助金でもらえます。なぜ、市長はこういう実態をわかっていないのか。わかっていて市民にこのような負担を強いるとすれば、全く市長の選挙公約と相反するのではないか。わかりやすい市政、だれでもわかる「あたりまえ宣言」、これからいったらどこに整合性があるのでしょうか。

したがって、私たち市政改革クラブは、このようなまさに根拠のない、議会にも市民にも説明のできないような議案については撤回を求める、ごく当然のことであります。

質疑ができるのなら市長に見解を求めたい。しかし、秋の決算議会もあることですから、また、そこで改めて市長に見解をただすことにして、理由だけを申し上げておきます。

したがって、反対ではなくて、これは撤回。

そこで、今度は、道路の補修費1億5,000万円。白石区は、このうちで幹線道路が3本です。先日、私は土木センターの皆さんとくまなく歩きました。そうしたら、幹線道路の悪いところが全部できるのではなくて、もらう予算では部分的に

しかできない、よくしても、その隣がすぐだめになりますと、実態を見て土木センターの職員はそう言うております。

市長は、この間の提案のときに、私は、ついこの間の選挙で、14日間、市内くまなく回って、実態を調べた上でこれを提案したと言うております。幹線道路ですよ。市長の走ったところですよ。何の実態を見たんですか。大体、あなたの部下が、土木センターの部下が言っているじゃないですか。これじゃどうもならんと言っているんですよ。

したがって、私は、市長の言う、一方では、市債、私は4年間で減らしました、一律何ほと減らしましたと。土木センターを預かっている職員、皆さん、言っていますよ。一律で削減されて、道路の補修、どうなりますか。道路ばかりでないですね。この間、市長に写真を見せました。作工物、鉄板、鉄、さびて真っ赤っか、橋の欄干、高欄と言われる、欄干の支えている下の方、上白石橋、もう何本も腐ってなくなっている。これが維持管理をやっているんですか。全く維持管理をやっていない。何をされているんですか、4年間。私は、このことを市長に厳しく指摘したいと思います。

したがって、今後、私はですね、申し上げるのは、こういうようなずさんな議案は提案してもらったら困る。

そして、さらに、この生活道路の改修についても、どういう順番でやっているのかということを知ったら、道幅の広い順番だという答えなんです。道路は何が必要かといったら、人や車が通ったり走ったりするのに安全でなきゃならん。道路の狭い、広いでないんです、生活道路は。夏冬通して不安のあるところから、そこからやるのが順位なんです。基本的なことが大体わかっていない。だから、こういうことになるんです、これ。

したがって、このことも含めてですね、最後に再び申し上げますけれども、今後、再びこのよう

なずさんな議案は提案しないことを強く市長に求めておきます。

以上で、終わります。(拍手)

議長(畑瀬幸二) 以上で討論を終了し、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第9号、第11号の2件を一括問題とします。

議案2件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長(畑瀬幸二) 起立多数です。

したがって、議案2件は、可決されました。

次に、議案第1号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

議長(畑瀬幸二) 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

次に、議案第2号から第8号まで、第10号、第12号から第15号まで、第20号から第24号まで、第27号の18件を一括問題とします。

議案18件を可決または承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(畑瀬幸二) 異議なしと認めます。

したがって、議案18件は、可決または承認されました。

議長(畑瀬幸二) 次に、日程第2、議案第28号から第30号まで、諮問第1号の4件を一括議題とします。

いずれも、市長の提出によるものです。

提案説明を求めます。

上田市長。

(上田文雄市長登壇)

市長(上田文雄) ただいま上程をされました議案3件及び諮問1件につきましてご説明を申し

上げます。

まず、議案第28号は、副市長選任に関する件であります。

札幌市副市長であります田中賢龍さん、小澤正明さんは、いずれも来る7月6日をもって任期満了となりますので、小澤正明さんにつきましては、引き続き選任することを適当と認め、議会の同意を得ようとするものでございます。

また、田中賢龍さんにつきましては、札幌市が政令指定都市になりまして、そして、オリンピックが開催されました昭和47年、1972年以来、35年にわたりまして、献身的な仕事ぶり、そして、このことによって多くの市民の皆様方にご信頼を得、そして、職員からも尊敬をされ、素晴らしい仕事を続けてまいられました。そして、とりわけ平成15年以降は、今日まで4年間、副市長の重責を担われ、市議会の皆様方とも一緒にこのまちのために尽くされてまいりました。

しかし、このたび、ご勇退の決意をされ、その意思が極めてかたいということがございまして、私は、最大限の感謝の意を表しながら、このご勇退の決意を尊重させていただくことにさせていただきました。

この田中賢龍さんの後任者といたしまして、中田博幸さんを選任することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものでございます。

小澤正明さんは、昭和46年4月に札幌市に採用になり、北区長等を歴任後、平成15年7月に札幌市助役に就任し、現在に至っており、札幌市副市長として適任と考えるものでございます。

また、中田博幸さんは、昭和47年4月に札幌市に採用になり、観光文化局理事等を歴任後、平成18年4月に観光文化局長に就任し、現在に至っており、札幌市副市長として適任と考えるものであります。

次に、議案第29号は、教育委員会委員任命に関する件であります。

札幌市教育委員会委員であります松平英明さんは、後進に道を譲るため、来る7月6日をもって辞任することになりましたので、その後任者といたしまして、奥岡文夫さんを任命することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものでございます。

奥岡文夫さんは、昭和49年1月に札幌市に採用になり、子ども未来局子ども育成部長等を歴任後、平成18年4月から教育委員会教育次長に就任し、現在に至っており、教育委員会委員として適任と考えるものであります。

次に、議案第30号は、北海道公安委員会委員推薦に関する件であります。

本委員会委員のうち、札幌市長の推薦に係る委員であります矢吹徹雄氏は、来る7月22日をもって任期満了となりますので、その後任者といたしまして、祖母井里重子氏を推薦することを適当と認め、議会の同意を得るため、本案を提出したものであります。

祖母井里重子氏は、平成8年4月に弁護士の登録をされ、現在、札幌市建築審査会委員等をされている方であります。

次に、諮問第1号は、人権擁護委員会候補者推薦に関する件であります。

札幌市を職務区域といたします人権擁護委員であります片山直樹氏、熊谷律子氏、宍戸正明氏、濱 豊子氏、藪内恵美子氏の5氏は、いずれも来る9月30日をもって任期満了となりますが、引き続き5氏を推薦することを適当と認め、議会の意見を求めるため、本案を提出したものであります。

片山直樹さんは、長く法務局に勤務された後、平成13年9月から人権擁護委員に就任され、現在は、人権調整専門委員として、人権侵害に起因する紛争の解決に取り組まれている方であります。

熊谷律子さんは、長年にわたり、親子関係や看護、介護における人間関係などに関するカウンセリング等をされており、平成10年10月から人権擁

護委員に就任されている方でありませす。

穴戸正明さんは、長く法務局に勤務された後、現在は司法書士をされており、平成16年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませす。

濱 豊子さんは、平成3年から保護司を委嘱されておりまして、平成16年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませす。

敷内恵美子さんは、現在、札幌家庭裁判所家事調停委員等をされておりまして、平成10年10月から人権擁護委員に就任されている方でありませす。

以上で、ただいま上程をされました各案件についての説明を終わりますが、何とぞ原案のとおりご同意いただきますようお願いを申し上げます。

議長（畑瀬幸二） これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、議案第30号を問題とします。

本件を同意することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（畑瀬幸二） 起立多数です。

したがって、本件は、同意されました。

次に、議案第28号、第29号、諮問第1号の3件を一括問題とします。

議案2件については同意することに、諮問第1号については推薦することを適当と認めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めませす。

したがって、議案2件については同意することに、諮問第1号については推薦することを適当と認めることに決定されました。

議長（畑瀬幸二） ここで、日程に追加して、意見書案第2号 異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書、意見書案第3号 乳幼児医療費助成制度を国の制度として創設することを求める意見書、意見書案第4号

国の責任で保険料の引き下げなど国保の改善を求める意見書の3件を一括議題とします。

意見書案第2号は、民主党・市民連合、自民党、公明党、共産党、市政改革クラブ、自民維新の会所属議員全員の提出によるものであり、意見書案第3号は、民主党・市民連合、共産党所属議員全員の提出によるものであり、意見書案第4号は、共産党所属議員全員の提出によるものです。

これより、質疑・討論の通告がありませんので、採決に入ります。

この場合、分割して採決を行います。

まず、意見書案第4号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（畑瀬幸二） 起立少数です。

したがって、本件は、否決されました。

次に、意見書案第3号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（畑瀬幸二） 起立少数です。

したがって、本件は、否決されました。

次に、意見書案第2号を問題とします。

本件を可決することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（畑瀬幸二） 起立多数です。

したがって、本件は、可決されました。

議長（畑瀬幸二） さらに、日程に追加して、意見書案第1号 義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書を議題とします。

本件は、全議員の提出によるものですので、直ちに採決に入ります。

本件を可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めませす。

したがって、本件は、可決されました。

議長（畑瀬幸二） 最後に、お諮りします。

お手元に配付の閉会中継続審査申出一覧表のとおり、各委員長から閉会中継続審査の申し出がありますので、このとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（畑瀬幸二） 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

〔一覧表は巻末資料に掲載〕

議長（畑瀬幸二） 以上で、本定例会の議題とした案件の審議は、すべて終了しました。

議長（畑瀬幸二） ここで、このたび退任されることになりました田中副市長からごあいさつしたい旨の申し出がありますので、ご紹介をします。

田中副市長。

副市長（田中賢龍） 貴重なお時間をいただきまして、ありがとうございます。

副市長を退任するに当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昭和47年に札幌市職員として採用されて以来、35年間の公務員生活でございましたが、この間、札幌市の成長と発展の過程の中でさまざまな分野の仕事に携わることができ、市民の幸せのために尽くすことができましたことは、私の誇りとするところであり、とてもうれしく思っているところでございます。

中でも、保育園の建設のお手伝い、青少年の健やかな育成、魅力あふれる公園づくりなどは、その時代の要請に大きくこたえるものでありまして、議員の皆様からは並々ならぬご指導をいただきました。また、最後の4年間は、議会のご信任をいただきまして、副市長としてその職務を何とか果たすことができましたのも、ひとえに、上田

市長を初め、議員の皆様方、そして、多くの諸先輩のご指導と、同僚、後輩職員の皆様方のご支援のたまものでありまして、改めて感謝とお礼を申し上げます。

これからは、一人の市民といたしまして、元公務員としての矜持をしっかりと保ちながら、札幌市政をこれからも熱く応援し続け、札幌市の発展のためにいささかでも力を尽くしてまいりたい所存であります。

議員の皆様方のご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げます。退任のあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。（拍手）

議長（畑瀬幸二） これで、平成19年第2回札幌市議会定例会を閉会いたします。

閉 会 午後2時47分

上記会議の記録に相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 畑 瀬 幸 二

署名議員 小 野 正 美

署名議員 村 松 正 海

資 料

議案	145
意見書案	146
文書質問	150
陳情受理付託一覧表	152
議案付託表	154
議案審査結果報告書	158
閉会中継続審査申出一覧表	161
議決事件等一覧表	163

政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案
平成 19 年（2007 年）6 月 7 日提出

全 議 員

政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例（平成 7 年条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号中「、貯金（普通貯金を除く。）及び郵便貯金（通常郵便貯金）」を「及び貯金（普通貯金）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第 5 号を削り、同項第 6 号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第 5 号とし、同項第 7 号から第 10 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

- 1 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定（同条第 1 項第 4 号に係る部分を除く。）は、証券取引法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 65 号）の施行の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）及び旧郵便貯金（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 102 号）附則第 3 条第 10 号に規定する旧郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）をいう。）は、預金とみなす。

（理 由）

郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の制定及び証券取引法の一部改正に伴い、資産等報告書等の記載事項について規定整備を行うため、本案を提出する。

義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

憲法及び教育基本法で規定されている教育の機会均等と義務教育無償の原則を実現することは、国の重要な責務である。このことから、全国のどの地域においても、すべての子どもたちに無償で一定水準の教育機会を保障するため、義務教育費国庫負担制度が設けられている。これは、義務教育の実施主体でもある地方を国が支える制度であるが、近年、その国の負担割合が3分の1に縮小されたほか、地方交付税も削減されるなど、厳しい地方財政状況の中で、教育条件の地域間格差が広がりつつある。

また、就学援助受給者の増大に現れているように、低所得者層の拡大・固定化が進むとともに、国庫補助負担金の廃止に伴い、準要保護児童生徒就学援助費の廃止・一般財源化がなされたことで、財政の悪化している道内の市町村においては、認定基準や支給額の変更を余儀なくされているのが現状である。

よって、国会及び政府においては、ゆとりある教育環境を実現し、教育予算を拡充するための施策を下記のとおり行うよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な、義務教育費国庫負担制度を堅持すること。また、「交付金化」や「一般財源化」を行わないこと。
- 2 義務教育無償を実現するため、保護者負担をなくすよう教育予算を拡充すること。
- 3 30人以下学級及びゆとりある教職員配置を実現すること。
- 4 学校施設整備費、就学援助・奨学金、教材費、図書費など教育予算の充実のため、地方交付税を含む国の予算を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年(2007年)6月29日

札幌市議会

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
文部科学大臣

(提出者) 全議員

異常気象による災害対策や地球温暖化対策の強化・拡充を求める意見書

数十年に一度しか発生しないような異常気象が近年、日本各地で頻発している。平成 16 年に猛威を振るった台風 18 号においては、本市においても多数の死傷者を出し、また、昨年 11 月に佐呂間町を襲った竜巻は、多くの建物を倒壊させるなど深い傷跡を残した。このように度重なる災害により、多くの人命が失われ、家屋や公共施設、農作物にも甚大な被害をもたらされている。

また、全国において夏の猛暑も恒常化しており、こうした異常気象は地球温暖化によるものではないかと多くの識者が指摘しているところである。このような状況の下、環境立国を目指す日本は、防災のための施策はもちろん、確実に地球環境をむしばんでいる地球温暖化を防止するための抜本的な施策を講ずるべきである。

よって、政府においては、災害や温暖化対策を強化するため、下記の事項を含む施策を早急に行うよう強く要望する。

記

- 1 集中豪雨等による災害に強い基盤整備、まちづくりの推進を積極的に進めること。
- 2 集中豪雨や竜巻等の局地予報体制充実のために、発生までの短時間予測が可能な気象ドップラーレーダーを計画中のところ以外にも増やし、緊急避難体制を確立すること。
- 3 最大の二酸化炭素排出源である産業部門の排出量削減を一層進めること。
- 4 学校施設や事業所等の屋上緑化、壁面緑化（緑のカーテン）のほか、環境に優しいエコスクールの推進、自然エネルギーの活用などを積極的に進めること。
- 5 森林資源などのバイオマスや太陽光、風力、小水力などの自然エネルギーの積極的利用を進めること。
- 6 今国会で成立した「環境配慮契約法」を実効性のあるものとするため、国・政府が率先して温室効果ガス等の排出削減に配慮した契約の推進を積極的に行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）6 月 29 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣

（提出者）民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党、市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員

乳幼児医療費助成制度を国の制度として
創設することを求める意見書

子育て世帯にとって、乳幼児医療費の負担軽減は、安心して子どもを育てる上で切実な施策である。子育て中の母親の要求と多くの市民の支持を得て、乳幼児医療費助成制度が各自治体で作られ、現在、北海道内 180 市町村のすべてで実施されている。

札幌市においても、昨年度は就学前の子ども 86,355 人に助成が行われ、医療費が助成された子どもたちの病気の早期発見と治療を促進し、保健の向上と福祉の増進に寄与している。

乳幼児医療費助成制度は道内ばかりでなく、全国の市町村すべてにおいて実施されており、これまでも国の制度として創設を求める声が繰り返し出されている。少子化対策が国の重要課題になっている中、その点からも速やかな実施が求められる。北海道の実施状況から見ても、国が二分の一の補助を行ったとして、わずか 1 千億円程度の予算で就学前の子どもを対象に実施が可能である。国による乳幼児医療費助成制度の創設は、これまでも全国市長会、全国市議会議長会等が提言・要望を行ってきたところである。

よって、政府においては、国民が安心して子どもを生き育てられるよう乳幼児医療費を助成する制度を創設することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）6 月 29 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合及び日本共産党所属議員全員

国の責任で保険料の引き下げなど国保の改善を求める意見書

高すぎる保険料、非情な保険証取り上げ、増大する「無保険者」に示されるように、全国で4,700万人が加入する市町村の国民健康保険は、危機的状態に陥っている。

本市においても、年収300万円の場合の保険料試算額は30万円以上となり、住民の負担能力を超える額となっている。そのため、保険料滞納世帯が増え、制裁措置で保険証を取り上げられ「資格証明書」に替えられた人が受診できないという悲惨な事態も起きている。「社会保障及び国民保健の向上」を目的とし、住民に医療を保証するための制度であるはずの国民健康保険が、逆に、社会的弱者を医療から排除するような事態は、一刻も放置できない。

加入者の過半数が年金生活者などの無職者で、加入世帯の全国平均所得が165万円にすぎない国民健康保険は、国の手厚い援助があって初めて成り立つ制度である。ところが、国は1984年の法改悪で国庫負担率を引き下げたのを皮切りに、国の責任を後退させ、1984年には市町村国保に対して49.8%の国庫支出金があったにもかかわらず、2004年には34.5%にまで下げられている。一方、住民一人当たりの国保料は3万9,020円から7万8,959円へと倍増している。また、本市においても多額の一般会計からの繰り入れを行い、保険料の抑制を図っているが、加入者の実質負担は年々増え、滞納世帯も多く、市町村独自の努力には限界がある。

よって、政府においては、市町村の国民健康保険料が引き下げられ、安定的な運営ができるよう、下記の措置を行うことを強く要望する。

記

- 1 国民健康保険料を引き下げ、財政を再建するため、国庫負担を1984年当時の水準に計画的に戻すこと。
- 2 低所得者に重い国民健康保険料の算定方式と、その押し付けを改めること。
- 3 生活困窮者への「資格証明書」の発行を止め、必要な医療が受けられるようにすること。
- 4 乳幼児医療費助成を理由とした国庫負担のカットを止めること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成19年(2007年)6月29日

札幌市議会

(提出先) 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣

(提出者) 日本共産党所属議員全員

平成 19 年（ 2007 年 ） 6 月 7 日

札幌市議会議長 畑 瀬 幸 二 様

議 員 松 浦 忠

文 書 質 問 に つ い て

会議規則第 6 2 条第 2 項の規定により、別紙のとおり文書質問を提出いたします。
なお、回答は、6 月 1 5 日までに得られるよう希望いたします。

質 問 趣 意 書

(議 員 松 浦 忠)

1 ごみ処理に係る経費調べ

- (1) 直営によるごみ収集業務の経費調べ
(平成18年度決算見込みでの管理職を含む正規職員、非常勤職員、臨時職員の各職員数、各職員人件費)
- (2) 委託によるごみ収集業務の経費調べ
(平成18年度決算見込みでの委託料)
- (3) 清掃工場におけるごみ処理の経費調べ
(平成18年度決算見込みでの、正規職員、非常勤職員、臨時職員の各職員数、各職員人件費、年間ごみ処理量、年間ごみ処理量1トン当たりの人件費)

2 平成17年度の市民会館、コンベンションセンター、教育文化会館、Kitara、札幌サンプラザの各施設の利用実績調べ

(部屋ごとの定員、年間利用可能回数¹、年間利用実績、利用率²)

3 市役所庁舎として利用するための民間施設の借上げ経費調べ

(家賃、敷金、面積)

4 出資団体のうち、指定団体の本社(本部)機能が利用している事務室の経費調べ

(家賃、敷金、面積)

1 年間利用可能回数は、年間使用可能日×1日の使用可能区分

(午前・午後であれば2区分、午前・午後・夜間であれば3区分)

2 年間利用実績 / 年間利用可能回数 %

陳情受理付託一覧表

(平成19.定2)

(平成19.6.7)

番 号	件 名	受 理 年 月 日	付 託 年 月 日	付 託 委 員 会
陳 情 第 1 号	札幌市民会館後継施設内に「札幌市立能楽堂」 の設置を求める陳情	19.5.15	19.5.28	財 政 市 民

陳情受理付託一覧表

(平成19.定2)

(平成19.6.13)

番 号	件 名	受 理 年 月 日	付 託 年 月 日	付 託 委 員 会
陳 情 第 2 号	寒冷地及び特殊勤務手当の支給条例の改正を求める陳情	19.5.31	19.6.12	総 務
陳 情 第 3 号	戦争遺跡「北部軍司令部防空指揮所」の保存を求める陳情	19.6.1	19.6.12	
陳 情 第 4 号	食物アレルギー除去食を実施している保育所への補助に関する陳情	19.6.5	19.6.12	文 教

議 案 付 託 表

(平成19.定2)

(平成19.6.13付託)

番 号	件 名	付 託 委 員 会	備 考
議案第1号	平成19年度札幌市一般会計補正予算(第1号)	第一部議案審査 第二部議案審査	別表参照
議案第2号	平成19年度札幌市公債会計補正予算(第1号)	第一部議案審査	
議案第3号	平成19年度札幌市中央卸売市場事業会計補正予算(第1号)	第二部議案審査	
議案第4号	平成19年度札幌市高速電車事業会計補正予算(第1号)		
議案第5号	専決処分承認の件(老人医療会計予算の補正)		
議案第6号	札幌市消費生活条例の全部を改正する条例案	第一部議案審査	
議案第7号	札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案		
議案第8号	政治倫理の確立のための札幌市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案		
議案第9号	札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案		
議案第10号	札幌市恩給条例等の一部を改正する条例案		
議案第11号	札幌市税条例の一部を改正する条例案	第二部議案審査	
議案第12号	札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案		
議案第13号	札幌市墓地条例の一部を改正する条例案		
議案第14号	札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案	第一部議案審査	
議案第15号	札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案		
議案第20号	財産の取得の件(公園用地)		
議案第21号	北海道後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する協議の件	第二部議案審査	
議案第22号	町の区域を新たに画し、及び変更する件	第一部議案審査	
議案第23号	札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案		
議案第24号	市道の認定及び変更の件	第二部議案審査	

別表

議案第1号 平成19年度札幌市一般会計補正予算(第1号)中、

1 第1条第2項の「第1表歳入歳出予算補正」のうち、

歳入

第13款 地方交付税

第1項 地方交付税 → 第一部

第16款 使用料及び手数料

第1項 使用料 → 第一部

第17款 国庫支出金

第2項 国庫補助金

第1目 総務費補助金 → 第一部

第2目 保健福祉費補助金

第6節 重症心身障害児(者)通園事業費 → 第二部

第7節 障害福祉サービス費 → 第二部

第14節 児童環境づくり対策費 → 第一部

第29節 若年性認知症支援事業費 → 第二部

第4項 国庫交付金

第1目 保健福祉費交付金

第1節 次世代育成支援対策費 → 第一部

第4節 夜間対応型訪問介護事業費 → 第二部

第5節 高齢者施設整備費 → 第二部

第6節 介護療養型医療施設転換整備事業費 → 第二部

第2目 環境費交付金 → 第一部

第5目 総務費交付金 → 第一部

第18款 道支出金

第2項 道補助金

第2目 保健福祉費補助金 → 第二部

第4目 土木費補助金 → 第一部

第19款 財産収入

第2項 財産売払収入 → 第二部

第22款 繰越金

第1項 繰越金 → 第一部

第23款 諸収入

第6項 雑入

第5目 広告料 → 第二部

第9目 総務費雑入 → 第一部

第10目 保健福祉費雑入 → 第一部

第11目 環境費雑入 → 第一部

第24款 市債

第1項 市債

- 第2目 保健福祉債 → 第二部
- 第5目 土木債
 - 第1節 道路整備費 → 第二部
 - 第2節 街路事業費 → 第二部
 - 第5節 公園整備費 → 第一部
- 第6目 消防債 → 第一部

歳出

第2款 総務費

- 第1項 総務管理費 → 第一部
- 第2項 企画調整費 → 第一部
- 第3項 市民生活費
 - 第1目 区政費 → 第一部
 - 第2目 区役所費 → 第一部
 - 第3目 芸術文化振興費 → 第二部
 - 第4目 市民生活振興費 → 第一部

第3款 保健福祉費

- 第1項 社会福祉費 → 第二部
- 第2項 児童福祉費 → 第一部
- 第3項 老人福祉費 → 第二部
- 第5項 健康衛生費 → 第二部

第4款 環境費

- 第1項 環境計画費 → 第一部
- 第2項 清掃事業費 → 第一部

第6款 経済費

- 第1項 商工費 → 第二部

第7款 土木費

- 第2項 道路橋りょう費 → 第二部
- 第3項 河川費 → 第二部
- 第4項 都市計画費 → 第一部
- 第5項 都市開発費 → 第二部
- 第6項 公園緑化費 → 第一部
- 第7項 建築費 → 第二部

第8款 消防費

- 第1項 消防費 → 第一部

第9款 教育費

- 第1項 教育委員会費 → 第一部
- 第9項 生涯学習費 → 第一部

2 第2条の「第2表継続費補正」(変更)のうち、

第3款 保健福祉費

第1項 社会福祉費 → 第二部

3 第3条の「第3表債務負担行為補正」(追加)のうち、

区民センター等運営管理 → 第一部

児童会館等運営管理 → 第一部

山口斎場整備運営事業 → 第二部

仮称)市民会館代替施設賃借 → 第一部

4 第4条の「第4表地方債補正」(変更)のうち、

地下鉄駅エレベーター等整備費 → 第二部

道路整備費 → 第二部

街路事業費 → 第二部

公園整備費 → 第一部

消防施設整備費 → 第一部

平成 19 年（ 2007 年 ） 6 月 11 日

札幌市議会議長 畑 瀬 幸 二 様

財政市民委員長 三 宅 由 美

議 案 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された議案について、慎重審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1 委員会開会の月日

6月7日

2 審査の結果

議案第 16 号 里塚斎場大規模改修工事請負契約締結の件

議案第 17 号 里塚斎場大規模改修火葬炉設備工事請負契約締結の件

議案第 18 号 東白石中学校改築工事請負契約締結の件

議案第 19 号 羊丘中学校改築工事請負契約締結の件

以上 4 件を可決すべきものと決定した。

平成 19 年（ 2007 年 ） 6 月 28 日

札幌市議会議長 畑 瀬 幸 二 様

第一部議案審査特別委員長 近 藤 和 雄

議 案 審 査 結 果 報 告 書

本委員会に付託された議案について、慎重審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1 委員会開会の月日

6 月 13 日、 20 日、 22 日、 25 日、 27 日

2 審査の結果

議案第 1 号 平成 19 年度札幌市一般会計補正予算（第 1 号）中、関係分

議案第 2 号 平成 19 年度札幌市公債会計補正予算（第 1 号）

議案第 6 号 札幌市消費生活条例の全部を改正する条例案

議案第 7 号 札幌市生活環境の確保に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 8 号 政治倫理の確立のための札幌市長の資産等の公開に関する条例の一部
を改正する条例案

議案第 9 号 札幌市職員退職手当条例の一部を改正する条例案

議案第 10 号 札幌市恩給条例等の一部を改正する条例案

議案第 11 号 札幌市税条例の一部を改正する条例案

議案第 15 号 札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案

議案第 20 号 財産の取得の件（公園用地）

議案第 22 号 町の区域を新たに画し、及び変更する件

議案第 23 号 札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第 27 号 札幌市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案

以上 13 件を可決すべきものと決定した。

平成 19 年（ 2007 年 ） 6 月 28 日

札幌市議会議長 畑 瀬 幸 二 様

第二部議案審査特別委員長 ふじわら 広昭

本委員会に付託された議案について、慎重審査の結果、下記のとおり決定したので報告いたします。

記

1 委員会開会の月日

6 月 13 日、 20 日、 22 日、 25 日、 27 日

2 審査の結果

議案第 1 号 平成 19 年度札幌市一般会計予算（第 1 号）中、関係分

議案第 3 号 平成 19 年度札幌市中央卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 4 号 平成 19 年度札幌市高速電車事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 5 号 専決処分承認の件（老人医療会計予算の補正）

議案第 12 号 札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案

議案第 13 号 札幌市墓地条例の一部を改正する条例案

議案第 14 号 札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案

議案第 21 号 北海道後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する協
議の件

議案第 24 号 市道の認定及び変更の件

以上 9 件を可決又は承認すべきものと決定した。

閉会中継続審査申出一覧表

1 陳情

(平成19.定2)

委員会名	陳 情
総 務	第2号 第3号
財政市民	第1号
文 教	第4号

(裏面へ続く)

2 所管事務等の調査

(1) 各常任委員会の所管する事務の調査

総務委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 危機管理対策の総括に関する事項 ② 渉外、儀式、広報及び広聴に関する事項 ③ 国際交流に関する事項 ④ 議会及び市の行政一般並びに事務改善に関する事項 ⑤ 職員の進退、身分、給与及び福利厚生に関する事項 ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する事項 ⑦ 公園、緑地、林業及び自然保護に関する事項 ⑧ 環境保全に関する事項 ⑨ 消防に関する事項 ⑩ 会計事務に関する事項 ⑪ 選挙に関する事項 ⑫ 人事行政に関する調査、研究及び勧告等に関する事項 ⑬ 監査に関する事項 ⑭ その他の主管に属しない事項
財政市民委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 市政の総合企画及び都市計画に関する事項 ② 事業の調整及び統計に関する事項 ③ 都市問題の調査研究に関する事項 ④ 区役所の連絡調整及び住民活動に関する事項 ⑤ 交通安全に関する事項 ⑥ 市民生活及び男女共同参画に関する事項 ⑦ 予算、税その他財務に関する事項
文教委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 児童の健全育成に関する事項 ② 学校その他教育機関の管理に関する事項 ③ 学校の組織編制及び教育課程等に関する事項 ④ 社会教育等に関する事項
厚生委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会福祉及び保健衛生に関する事項 ② 国民健康保険、介護保険及び国民年金に関する事項 ③ 市立高等看護学院に関する事項
建設委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 道路及び河川の管理及び工事に関する事項 ② 道路用地の取得に関する事項 ③ 下水道に関する事項 ④ 市街地の開発に関する事項 ⑤ 土地区画整理に関する事項 ⑥ 住宅及び建築に関する事項 ⑦ 水道事業に関する事項
経済委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 商工業に関する事項 ② 雇用推進に関する事項 ③ 農業に関する事項 ④ 農地等に関する事項 ⑤ 中央卸売市場に関する事項 ⑥ 観光及びコンベンションに関する事項 ⑦ 文化芸術の振興に関する事項 ⑧ スポーツに関する事項 ⑨ 交通事業に関する事項 ⑩ 病院事業に関する事項

(2) 議会運営委員会の所管する事項の調査

議会運営委員会	<ul style="list-style-type: none"> ① 議会の運営に関する事項 ② 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 ③ 議長の諮問に関する事項
---------	--

平成 19 年第 2 回札幌市議会定例会

議 決 事 件 等 一 覧 表

自 平成 19 年 6 月 7 日

(会期 23 日間)

至 平成 19 年 6 月 29 日

本会議開会 (4 日間)

休 会 (19 日間)

議 決 件 数 4 2 件

議 案 3 0 件

諮 問 1 件

意 見 書 4 件

決 議 0 件

請 願 0 件

陳 情 0 件

そ の 他 7 件

報 告 件 数 9 件

報 告 6 件

監 査 報 告 3 件

そ の 他 0 件

番 号	件 名	提 出	年月日	付 託	年月日	議 年 月 日 決 日	本会議 委員会	議 結 決 果	本 会 議 委 員 会
			提出者		委員会				
議 案 第 1 号	平成19年度札幌市一般会計補正予算 (第1号)	市 長	19.6.7	第 一 部 第 二 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決 (改ク反対)	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 2 号	平成19年度札幌市公債会計補正予算 (第1号)	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 3 号	平成19年度札幌市中央卸売市場事業 会計補正予算(第1号)	市 長	19.6.7	第 二 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 4 号	平成19年度札幌市高速電車事業会計 補正予算(第1号)	市 長	19.6.7	第 二 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 5 号	専決処分承認の件(老人医療会計予 算の補正)	市 長	19.6.7	第 二 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	承 認	承 認 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 6 号	札幌市消費生活条例の全部を改正す る条例案	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 7 号	札幌市生活環境の確保に関する条例 の一部を改正する条例案	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 8 号	政治倫理の確立のための札幌市長の 資産等の公開に関する条例の一部を 改正する条例案	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 9 号	札幌市職員退職手当条例の一部を改 正する条例案	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決 (共反対)	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	
議 案 第 10 号	札幌市恩給条例等の一部を改正する 条例案	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19.6.7		19.6.13			19.6.29	

番 号	件 名	提 出	年月日	付 託	年月日	議 年 月 日 決 日	本会議 委員会	議 結 決 果	本 会 議 委 員 会
			提出者		委員会				
議 案 第 11 号	札幌市税条例の一部を改正する条例案	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決 (共 反 対)	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 12 号	札幌市老人・身体障害者福祉施設条例の一部を改正する条例案	市 長	19.6.7	第 二 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 13 号	札幌市墓地条例の一部を改正する条例案	市 長	19.6.7	第 二 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 14 号	札幌市営住宅条例の一部を改正する条例案	市 長	19.6.7	第 二 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 15 号	札幌市火災予防条例の一部を改正する条例案	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 16 号	里塚斎場大規模改修工事請負契約締結の件	市 長	19.6.7	財 政 市 民	19.6.7	19.6.12	19.6.7	可 決 (改 反 対)	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 17 号	里塚斎場大規模改修火葬炉設備工事請負契約締結の件	市 長	19.6.7	財 政 市 民	19.6.7	19.6.12	19.6.7	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 18 号	東白石中学校改築工事請負契約締結の件	市 長	19.6.7	財 政 市 民	19.6.7	19.6.12	19.6.7	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 19 号	羊丘中学校改築工事請負契約締結の件	市 長	19.6.7	財 政 市 民	19.6.7	19.6.12	19.6.7	可 決 (改 反 対)	可 決 す べ き も の と 決 定
議 案 第 20 号	財産の取得の件（公園用地）	市 長	19.6.7	第 一 部 議 案 審 査	19.6.13	19.6.29	19.6.27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定

番 号	件 名	提 出	年月日	付 託	年月日	議 年 月 日 決 日	本会議 委員会	議 結 決 果	本 会 議 委 員 会
			提出者		委員会				
議 案 第 21 号	北海道後期高齢者医療広域連合の公平委員会の事務の受託に関する協議の件	市 長	19. 6 . 7	第 二 部 議 案 審 査	19. 6 . 13	19. 6 . 29	19. 6 . 27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19. 6 . 7						
議 案 第 22 号	町の区域を新たに画し、及び変更する件	市 長	19. 6 . 7	第 一 部 議 案 審 査	19. 6 . 13	19. 6 . 29	19. 6 . 27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19. 6 . 7						
議 案 第 23 号	札幌市区の設置等に関する条例の一部を改正する条例案	市 長	19. 6 . 7	第 一 部 議 案 審 査	19. 6 . 13	19. 6 . 29	19. 6 . 27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19. 6 . 7						
議 案 第 24 号	市道の認定及び変更の件	市 長	19. 6 . 7	第 二 部 議 案 審 査	19. 6 . 13	19. 6 . 29	19. 6 . 27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19. 6 . 7						
議 案 第 25 号	政治倫理の確立のための札幌市議会の議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案	全 議 員	19. 6 . 7	—	—	19. 6 . 7	—	可 決	—
			—	—					
議 案 第 26 号	監査委員選任に関する件 (湊 谷 隆 議員) (本 郷 俊 史 議員)	市 長	19. 6 . 12	—	—	19. 6 . 12	—	同 意 (湊 谷 議 員 : 共 改 決 反 対 本 郷 議 員 : 共 反 対)	—
			—	—					
議 案 第 27 号	札幌市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例案	市 長	19. 6 . 13	第 一 部 議 案 審 査	19. 6 . 13	19. 6 . 29	19. 6 . 27	可 決	可 決 す べ き も の と 決 定
			19. 6 . 13						
議 案 第 28 号	副市長選任に関する件 (小 澤 正 明 氏) (中 田 博 幸 氏)	市 長	19. 6 . 29	—	—	19. 6 . 29	—	同 意	—
			19. 6 . 29	—					
議 案 第 29 号	教育委員会委員任命に関する件 (奥 岡 文 夫 氏)	市 長	19. 6 . 29	—	—	19. 6 . 29	—	同 意	—
			19. 6 . 29	—					
議 案 第 30 号	北海道公安委員会委員推薦に関する件 (祖 母 井 里 重 子 氏)	市 長	19. 6 . 29	—	—	19. 6 . 29	—	同 意 (共 反 対)	—
			19. 6 . 29	—					

番 号	件 名	提 出	年月日	付 託	年月日	議 決 日	本会議 委員会	議 結 決 果	本 会 議 委 員 会
			提出者		委員会				
諮 問 第 1 号	人権擁護委員候補者推薦に関する件 (片山直樹氏 熊谷律子氏 穴戸正明氏 濱 豊子氏 藪内恵美子氏)	市 長	19.6.29	——	19.6.29	——	推薦することを 適当と認める	——	
			——	——	——	——			

番 号	件 名	提 出	年月日	付 託	年月日	議 決 日	本会議 委員会	議 結 決 果	本 会 議 委 員 会
			提出者		委員会				
意見書案 第 1 号	義務教育無償、義務教育費国庫負担 制度の堅持を求める意見書	全 議 員	19.6.29	——	19.6.29	可 決	——		
			——	——	——	——			
意見書案 第 2 号	異常気象による災害対策や地球温暖 化対策の強化・拡充を求める意見書	民主党・市民連合、 自民党、公明党、共 産党、市政改革ク ラブ、自民維新の 会所属議員全員	19.6.29	——	19.6.29	可 決 (市ネ反対)	——		
			——	——	——	——			
意見書案 第 3 号	乳幼児医療費助成制度を国の制度と して創設することを求める意見書	民主党・市民 連合、共産党 所属議員全員	19.6.29	——	19.6.29	否 決 (自、公、市ネ、改 ク、維新反対)	——		
			——	——	——	——			
意見書案 第 4 号	国の責任で保険料の引き下げなど国 保の改善を求める意見書	共産党所属 議員全員	19.6.29	——	19.6.29	否 決 (民、自、公、市ネ、 改ク、維新反対)	——		
			——	——	——	——			

番 号	件 名	提 出	年月日	付 託	年月日	議 決 日	本会議 委員会	議 結 決 果	本 会 議 委 員 会
			提出者		委員会				
そ の 他 会議に付 した事件	会期の件(23日間)	大 嶋 議 員	19.6.7	——	19.6.7	決 定	——		
			——	——	——	——			
そ の 他 会議に付 した事件	第一部議案審査特別委員会設置の件	大 嶋 議 員	19.6.13	——	19.6.13	決 定	——		
			——	——	——	——			

番 号	件 名	提 出	年月日	付 託	年月日	議 決 日	本会議 委員会	議 結 決 果	本 会 議 委 員 会
			提出者		委員会				
その 他 会議に付 した事件	第二部議案審査特別委員会設置の件	19.6.13	——	大 嶋 議 員	——	19.6.13	——	決 定	——
			——		——				
その 他 会議に付 した事件	第一部議案審査特別委員会委員の選任 (別紙1)	19.6.13	——	議 長 発 議	——	19.6.13	——	選 任	——
			——		——				
その 他 会議に付 した事件	第二部議案審査特別委員会委員の選任 (別紙1)	19.6.13	——	議 長 発 議	——	19.6.13	——	選 任	——
			——		——				
その 他 会議に付 した事件	第一部議案審査特別委員会委員長の 選任 (近 藤 和 雄 議 員)	19.6.13	——	大 嶋 議 員	——	19.6.13	——	選 任	——
			——		——				
その 他 会議に付 した事件	第二部議案審査特別委員会委員長の 選任 (ふじわら 広 昭 議 員)	19.6.13	——	大 嶋 議 員	——	19.6.13	——	選 任	——
			——		——				

番 号	件 名	報告年月日
		提 出 者
報 告 第 1 号	平成18年度札幌市継続費繰越計算書	19.6.7
		市 長
報 告 第 2 号	平成18年度札幌市繰越明許費繰越計算書	19.6.7
		市 長
報 告 第 3 号	平成18年度札幌市高速電車事業会計予算繰越計算書	19.6.7
		市 長
報 告 第 4 号	平成18年度札幌市高速電車事業会計継続費繰越計算書	19.6.7
		市 長
報 告 第 5 号	専決処分報告(和解)	19.6.7
		市 長
報 告 第 6 号	専決処分報告(調停)	19.6.7
		市 長

番 号	件 名	報告年月日
		提 出 者
監査報告 第 1 号	定期監査等の結果に関する報告の提出について 市民まちづくり局 建設局 都市局 中央区 北区 環境局 建設局 札幌市土地開発公社 株式会社 札幌道路維持公社 株式会社 札幌エネルギー供給公社 財団法人 P M F 組織委員会 株式会社 北海道熱供給公社 財団法人 札幌市交通事業振興公社 社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 社会福祉法人 札幌厚生会 社会福祉法人 光華園	19. 6 . 7
		監 査 委 員
監査報告 第 2 号	行政監査等の結果に関する報告の提出について	19. 6 . 7
		監 査 委 員
監査報告 第 3 号	例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について	19. 6 . 7
		監 査 委 員

第一部議案審査特別委員会委員名簿

湊 谷 隆	西 村 茂 樹	福 士 勝	小 野 正 美
恩 村 一 郎	三 宅 由 美	藤 川 雅 司	桑 原 透
佐 藤 右 司	長谷川 衛	しのだ 江里子	笹 出 昭 夫
宮 村 素 子	高 橋 克 朋	近 藤 和 雄	村 松 正 海
長 内 直 也	細 川 正 人	横 山 峰 子	宗 形 雅 俊
佐々木 みつこ	涌 井 国 夫	本 郷 俊 史	高 橋 功
谷 沢 俊 一	阿知良 寛 美	國 安 政 典	坂 本 恭 子
伊 藤 理 智 子	村 上 仁	佐 藤 典 子	小 倉 菜 穂 子
堀 川 素 人	宮 本 吉 人		

(委員数 34名)

第二部議案審査特別委員会委員名簿

伊与部 年 男	川口谷 正	猪 熊 輝 夫	大 嶋 薫
ふじわら 広 昭	林家とんでん 平	峯 廻 紀 昌	小 川 直 人
宝 本 英 明	山 口 か ず さ	大 越 誠 幸	武 市 憲 一
三 上 洋 右	馬 場 泰 年	鈴 木 健 雄	勝 木 勇 人
山 田 一 仁	五十嵐 徳 美	村 山 秀 哉	小 嶋 裕 美
飯 島 弘 之	義 卜 雄 一	青 山 浪 子	三 浦 英 三
芦 原 進	福 田 浩 太 郎	井 上 ひ さ 子	宮 川 潤
岩 村 米 子	坂 ひ ろ み	伊 藤 牧 子	松 浦 忠
佐 藤 美 智 夫			

(委員数 33名)